

【 令和5年度 第1回 宮城地方最低賃金審議会専門部会 資料一覧 】

令和5年7月31日開催

番号	資料名
1	宮城地方最低賃金審議会宮城県最低賃金専門部会委員名簿
2	宮城県最低賃金専門部会運営規程(案)
3	令和5年賃金改定状況調査結果 (令和5年度 第2回目安に関する小委員会 資料 No. 1)
4	令和5年賃金実態調査結果報告 調査結果の概要(表・グラフ)
5	宮城県最低賃金 改定審議資料 地域別最低賃金改定状況 主要労働経済指標 賃金関連資料 生計費関連統計 雇用情勢関連統計 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果 経済情勢資料 1 宮城県の経済情勢 (東北財務局) 2 法人企業景気予測調査 宮城県分(東北財務局) 3 みやぎ経済月報(宮城県統計課) 4 77R&C 調査月報

参考資料

- 1 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
- 2 令和5年度 第2回目安に関する小委員会 資料
 - 2 - 1 生活保護と最低賃金
 - 2 - 2 地域別最低賃金額、未満率及び影響率
 - 2 - 3 賃金分布に関する資料(抜粋)
 - 2 - 4 最新の経済指標の動向

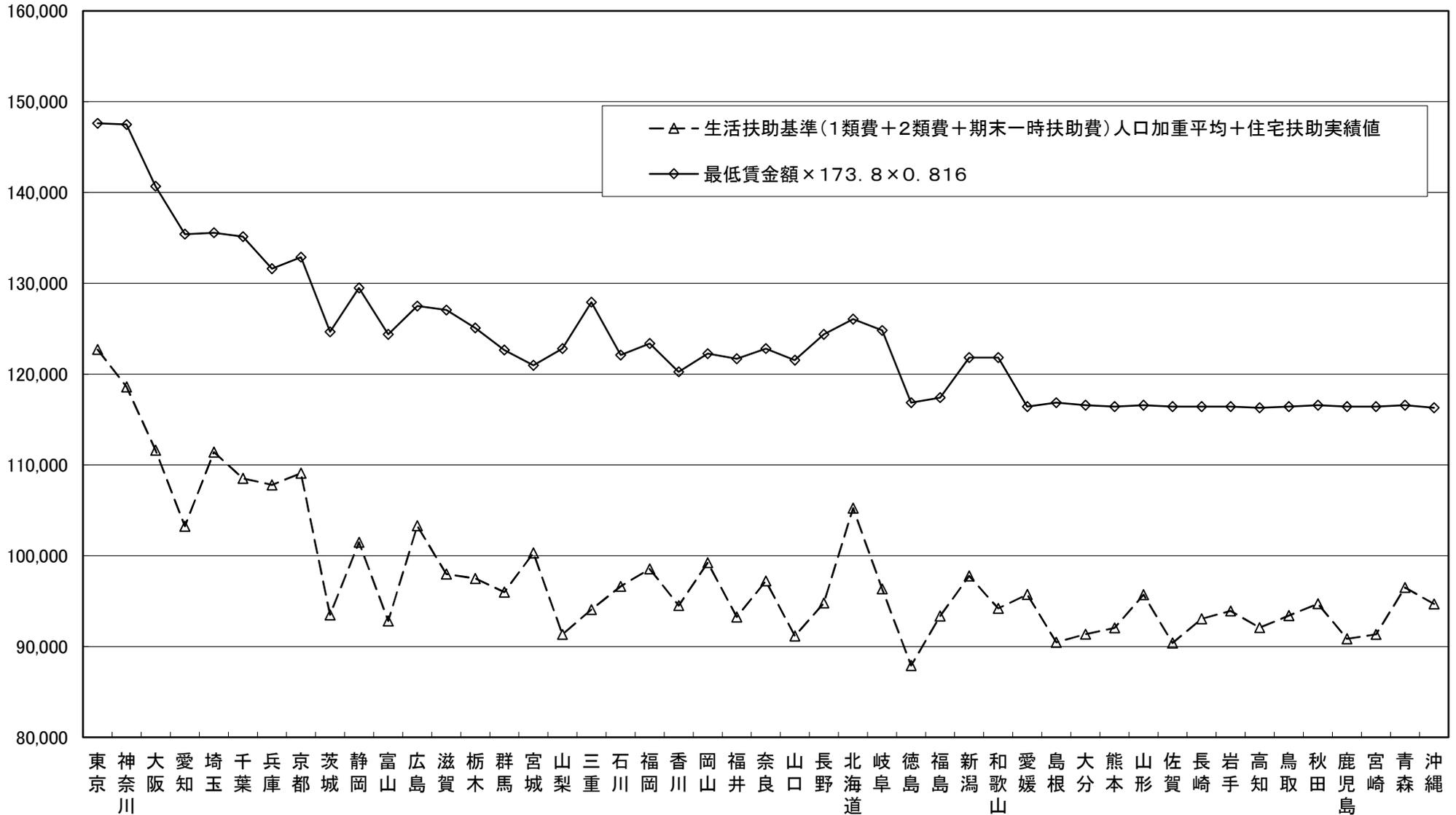
令和5年度答申日別最短効力発生予定一覧表（地域最賃）

答申 (要旨公示)	異議申出 締切	官総 持込	官報 公示	発効
8月1日(火)	8月16日(水)	8月17日(木)	8月28日(月)	9月27日(水)
8月2日(水)	8月17日(木)	8月18日(金)	8月29日(火)	9月28日(木)
8月3日(木)	8月18日(金)	8月21日(月)	8月30日(水)	9月29日(金)
8月4日(金)	8月21日(月)	8月22日(火)	8月31日(木)	9月30日(土)
8月5日(土)	8月21日(月)	8月22日(火)	8月31日(木)	9月30日(土)
8月6日(日)	8月21日(月)	8月22日(火)	8月31日(木)	9月30日(土)
8月7日(月)	8月22日(火)	8月23日(水)	9月1日(金)	10月1日(日)
8月8日(火)	8月23日(水)	8月24日(木)	9月4日(月)	10月4日(水)
8月9日(水)	8月24日(木)	8月25日(金)	9月5日(火)	10月5日(木)
8月10日(木)	8月25日(金)	8月28日(月)	9月6日(水)	10月6日(金)
8月11日(金)	8月28日(月)	8月29日(火)	9月7日(木)	10月7日(土)
8月12日(土)	8月28日(月)	8月29日(火)	9月7日(木)	10月7日(土)
8月13日(日)	8月28日(月)	8月29日(火)	9月7日(木)	10月7日(土)
8月14日(月)	8月29日(火)	8月30日(水)	9月8日(金)	10月8日(日)
8月15日(火)	8月30日(水)	8月31日(木)	9月11日(月)	10月11日(水)
8月16日(水)	8月31日(木)	9月1日(金)	9月12日(火)	10月12日(木)
8月17日(木)	9月1日(金)	9月4日(月)	9月13日(水)	10月13日(金)
8月18日(金)	9月4日(月)	9月5日(火)	9月14日(木)	10月14日(土)
8月19日(土)	9月4日(月)	9月5日(火)	9月14日(木)	10月14日(土)
8月20日(日)	9月4日(月)	9月5日(火)	9月14日(木)	10月14日(土)
8月21日(月)	9月5日(火)	9月6日(水)	9月15日(金)	10月15日(日)
8月22日(火)	9月6日(水)	9月7日(木)	9月19日(火)	10月19日(木)
8月23日(水)	9月7日(木)	9月8日(金)	9月20日(水)	10月20日(金)
8月24日(木)	9月8日(金)	9月11日(月)	9月21日(木)	10月21日(土)
8月25日(金)	9月11日(月)	9月12日(火)	9月22日(金)	10月22日(日)
8月26日(土)	9月11日(月)	9月12日(火)	9月22日(金)	10月22日(日)
8月27日(日)	9月11日(月)	9月12日(火)	9月22日(金)	10月22日(日)
8月28日(月)	9月12日(火)	9月13日(水)	9月25日(月)	10月25日(水)
8月29日(火)	9月13日(水)	9月14日(木)	9月26日(火)	10月26日(木)
8月30日(水)	9月14日(木)	9月15日(金)	9月27日(水)	10月27日(金)
8月31日(木)	9月15日(金)	9月19日(火)	9月28日(木)	10月28日(土)

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

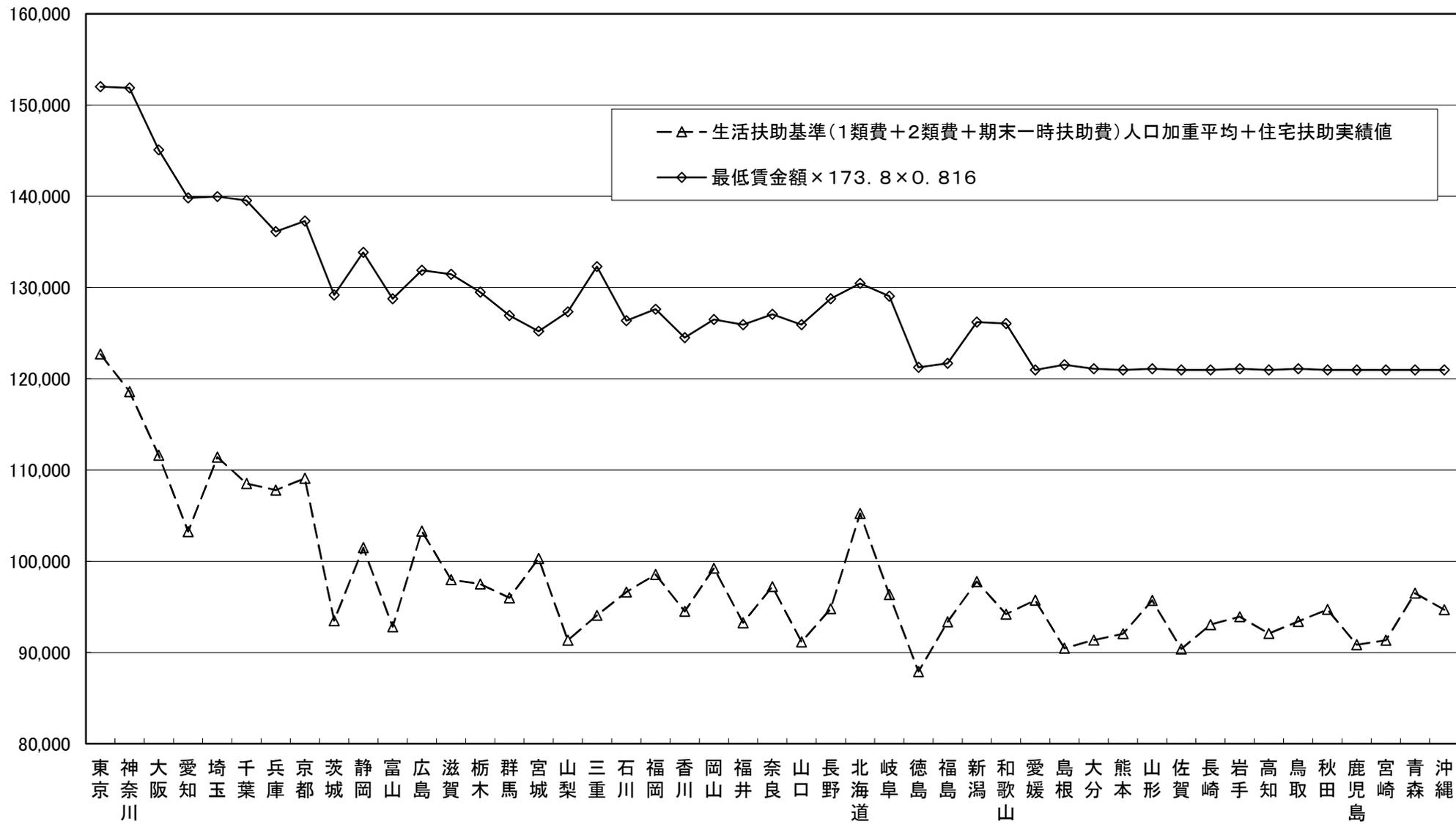
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和3年度のものである。

注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和3年度、最低賃金のデータは令和4年度のものである。
 注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和3年度データに基づく乖離額 (A)	令和4年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.817→0.816)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直しによる影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△147	31	△178	△151	△27	△31	1	0	3
青森	△142	31	△173	△146	△26	△31	1	0	4
岩手	△159	33	△192	△165	△26	△33	1	0	6
宮城	△146	30	△176	△151	△24	△30	1	0	5
秋田	△154	31	△185	△160	△26	△31	1	0	5
山形	△147	32	△179	△154	△25	△32	1	0	7
福島	△170	30	△200	△178	△22	△30	1	0	7
茨城	△220	32	△252	△222	△29	△32	1	0	2
栃木	△195	31	△226	△200	△26	△31	1	0	4
群馬	△188	30	△218	△192	△26	△30	1	0	3
埼玉	△170	31	△201	△167	△34	△31	1	0	△4
千葉	△188	31	△219	△190	△29	△31	1	0	1
東京都	△176	31	△207	△177	△29	△31	1	0	1
神奈川県	△204	31	△235	△206	△29	△31	1	0	1
新潟	△170	31	△201	△175	△25	△31	1	0	5
富山	△222	31	△253	△233	△20	△31	1	0	10
石川	△180	30	△210	△182	△28	△30	1	0	1
福井	△200	30	△230	△207	△23	△30	1	0	6
山梨	△222	32	△254	△229	△25	△32	1	0	6
長野	△209	31	△240	△214	△26	△31	1	0	5
岐阜	△201	30	△231	△202	△28	△30	1	0	1
静岡	△197	31	△228	△199	△29	△31	1	0	1
愛知県	△227	31	△258	△231	△27	△31	1	0	3
三重	△239	31	△270	△244	△25	△31	1	0	5
滋賀	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
京都	△168	31	△199	△170	△29	△31	1	0	2
大阪	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
兵庫県	△168	32	△200	△171	△28	△32	1	0	3
奈良	△180	30	△210	△184	△26	△30	1	0	3
和歌山	△195	30	△225	△198	△26	△30	1	0	3
鳥取	△162	33	△195	△165	△31	△33	1	0	2
島根	△186	33	△219	△190	△30	△33	1	0	3
岡山	△162	30	△192	△167	△26	△30	1	0	4
広島	△171	31	△202	△173	△28	△31	1	0	2
山口	△214	31	△245	△219	△26	△31	1	0	4
徳島	△204	31	△235	△209	△26	△31	1	0	4
香川	△182	30	△212	△190	△22	△30	1	0	7
愛媛	△146	32	△178	△151	△27	△32	1	0	5
高知	△171	33	△204	△175	△29	△33	1	0	3
福岡	△175	30	△205	△179	△26	△30	1	0	3
佐賀	△184	32	△216	△190	△26	△32	1	0	6
長崎	△165	32	△197	△171	△26	△32	1	0	5
熊本	△172	32	△204	△178	△25	△32	1	0	6
大分	△178	32	△210	△182	△28	△32	1	0	3
宮崎	△177	32	△209	△182	△27	△32	1	0	4
鹿児島	△180	32	△212	△186	△27	△32	1	0	5
沖縄	△152	33	△185	△154	△31	△33	1	0	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成25～令和4年度）

		年度									
		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)
Aランク	未満率 (%)	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2
	影響率 (%)	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4
Bランク	未満率 (%)	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6
	影響率 (%)	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9
Cランク	未満率 (%)	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5
	影響率 (%)	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1
Dランク	未満率 (%)	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7
	影響率 (%)	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4
計	未満率 (%)	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8
	影響率 (%)	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成25～令和4年）

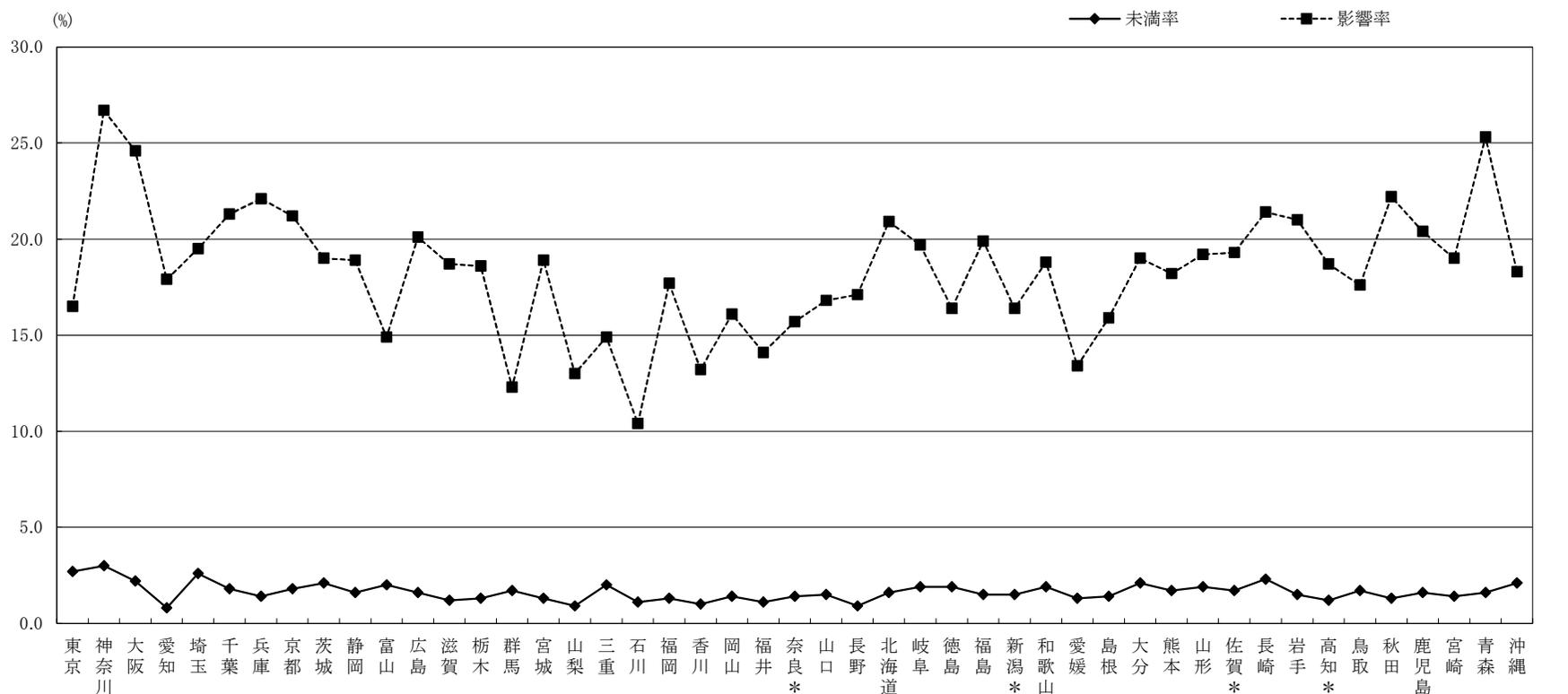
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和4年)

未満率(全国加重平均) 1.8%

影響率(全国加重平均) 19.2%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	兵 庫	京 都	茨 城	静 岡	富 山	広 島	滋 賀	栃 木	群 馬	宮 城	山 梨	三 重	石 川	福 岡	香 川	岡 山	福 井	奈 良	山 口	長 野	北 海 道	岐 阜	徳 島	福 島	新 潟	和 歌 山	愛 媛	島 根	大 分	熊 本	山 形	佐 賀	長 崎	岩 手	高 知	鳥 取	秋 田	鹿 児 島	宮 崎	青 森	沖 縄	全 国 平 均	
未満率	2.7	3.0	2.2	0.8	2.6	1.8	1.4	1.8	2.1	1.6	2.0	1.6	1.2	1.3	1.7	1.3	0.9	2.0	1.1	1.3	1.0	1.4	1.1	1.4	1.5	0.9	1.6	1.9	1.9	1.5	1.5	1.9	1.3	1.4	2.1	1.7	1.9	1.9	1.7	2.3	1.5	1.2	1.7	1.3	1.6	1.4	1.6	2.1	1.8
影響率	16.5	26.7	24.6	17.9	19.5	21.3	22.1	21.2	19.0	18.9	14.9	20.1	18.7	18.6	12.3	18.9	13.0	14.9	10.4	17.7	13.2	16.1	14.1	15.7	16.8	17.1	20.9	19.7	16.4	19.9	16.4	18.8	13.4	15.9	19.0	18.2	19.2	19.3	21.4	21.0	18.7	17.6	22.2	20.4	19.0	25.3	18.3	19.2	

資料出所 厚生労働省「令和4年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

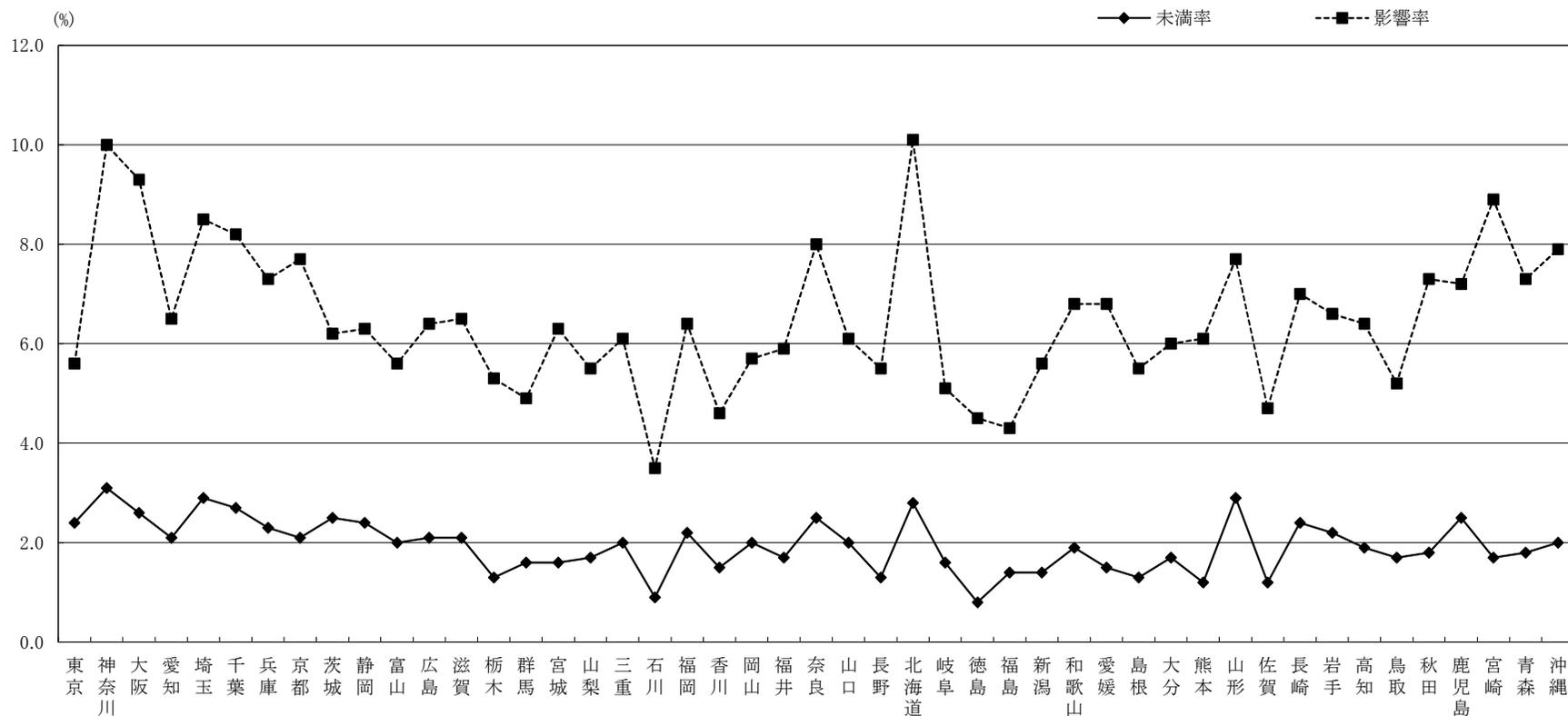
(注2) 上記の影響率、未満率は、令和4年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。

表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和4年)

未満率(全国加重平均) 2.3%

影響率(全国加重平均) 6.9%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	兵 庫	京 都	茨 城	静 岡	富 山	広 島	滋 賀	栃 木	群 馬	宮 城	山 梨	三 重	石 川	福 岡	香 川	岡 山	福 井	奈 良	山 口	長 野	北 海 道	岐 阜	徳 島	福 島	新 潟	和 歌 山	愛 媛	島 根	大 分	熊 本	山 形	佐 賀	長 崎	岩 手	高 知	鳥 取	秋 田	鹿 児 島	宮 崎	青 森	沖 縄	全 国 平 均
未満率	2.4	3.1	2.6	2.1	2.9	2.7	2.3	2.1	2.5	2.4	2.0	2.1	2.1	1.3	1.6	1.6	1.7	2.0	0.9	2.2	1.5	2.0	1.7	2.5	2.0	1.3	2.8	1.6	0.8	1.4	1.4	1.9	1.5	1.3	1.7	1.2	2.9	1.2	2.4	2.2	1.9	1.7	1.8	2.5	1.7	1.8	2.0	2.3
影響率	5.6	10.0	9.3	6.5	8.5	8.2	7.3	7.7	6.2	6.3	5.6	6.4	6.5	5.3	4.9	6.3	5.5	6.1	3.5	6.4	4.6	5.7	5.9	8.0	6.1	5.5	10.1	5.1	4.5	4.3	5.6	6.8	6.8	5.5	6.0	6.1	7.7	4.7	7.0	6.6	6.4	5.2	7.3	7.2	8.9	7.3	7.9	6.9

資料出所 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。

2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

賃金分布に関する資料

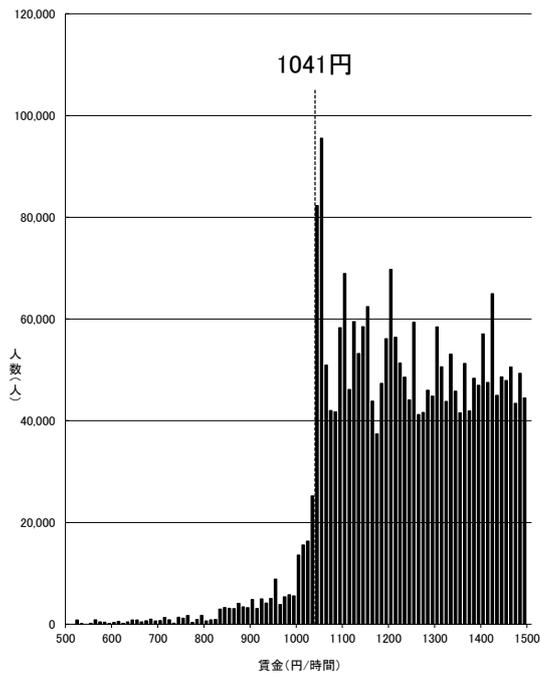
(都道府県別、ランク・総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	……………14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	……………27

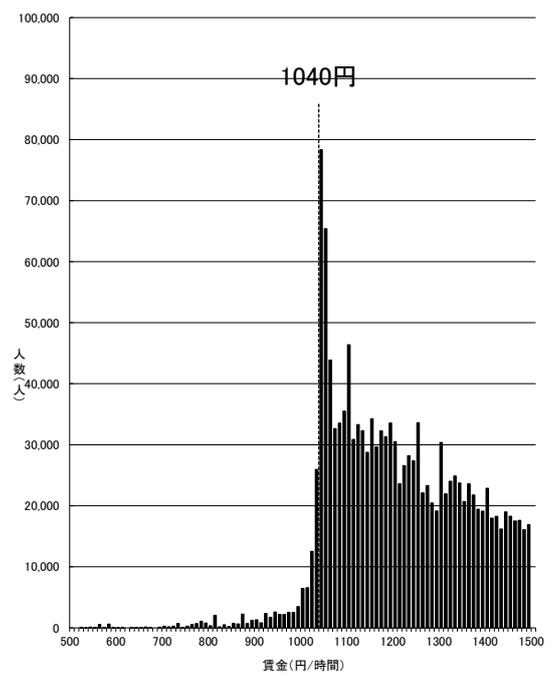
時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

資料No. 4-1

東京(A)



神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

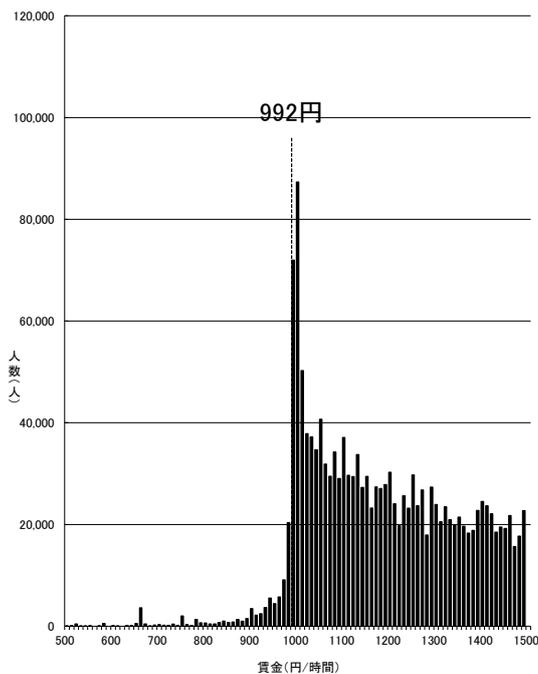
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

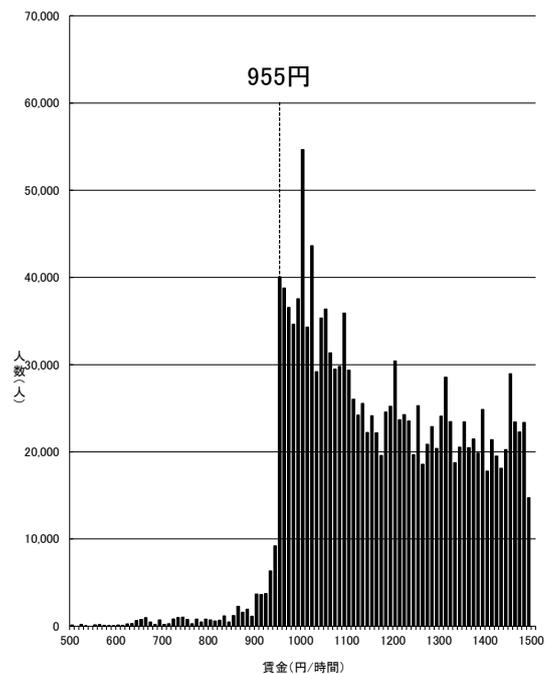
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)



愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

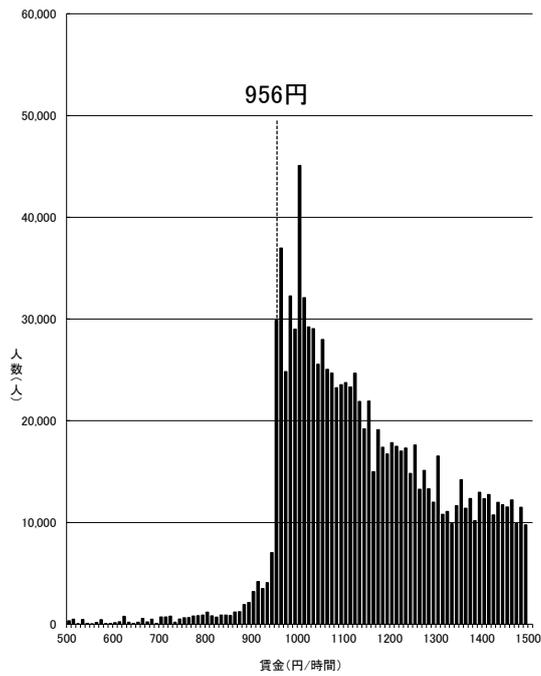
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

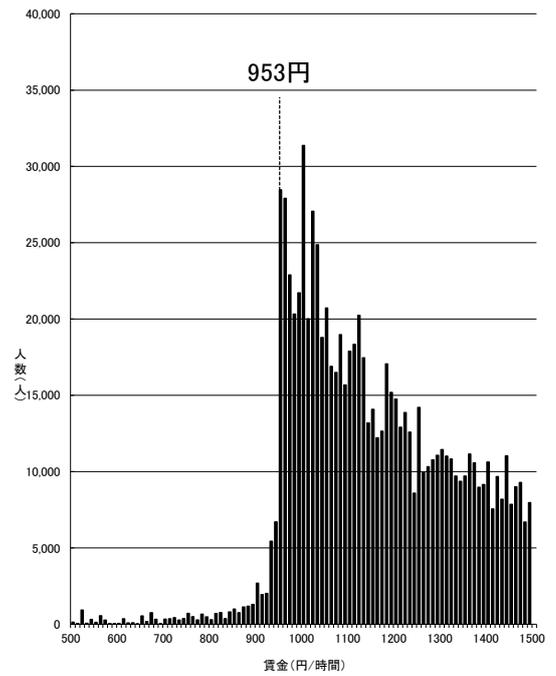


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

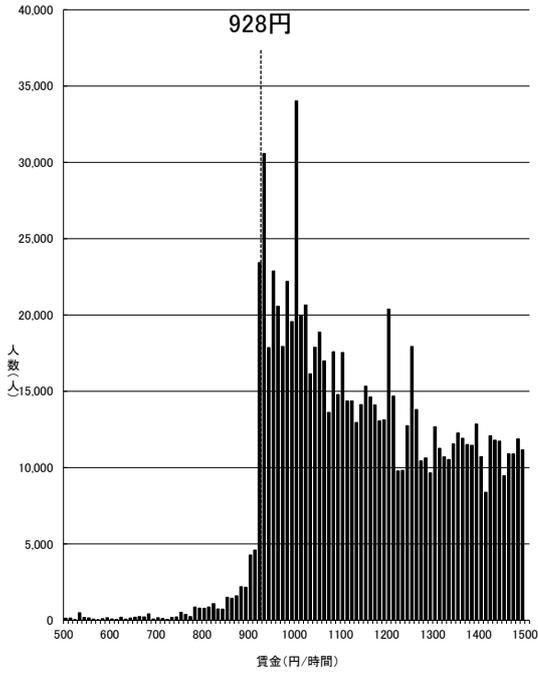


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

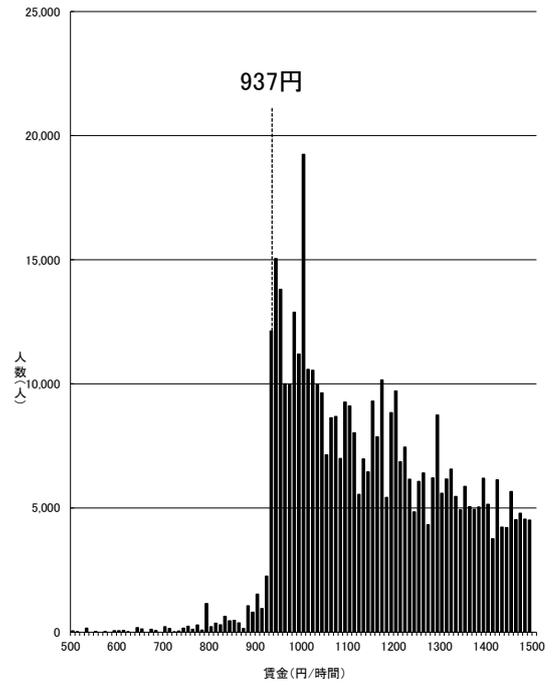


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

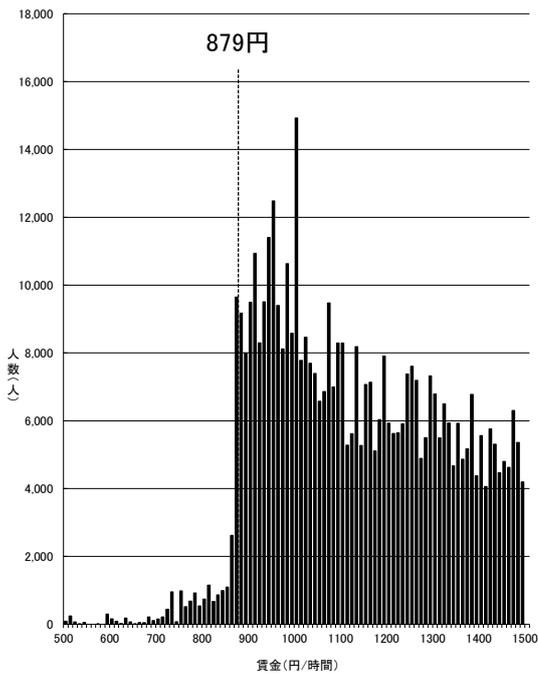


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

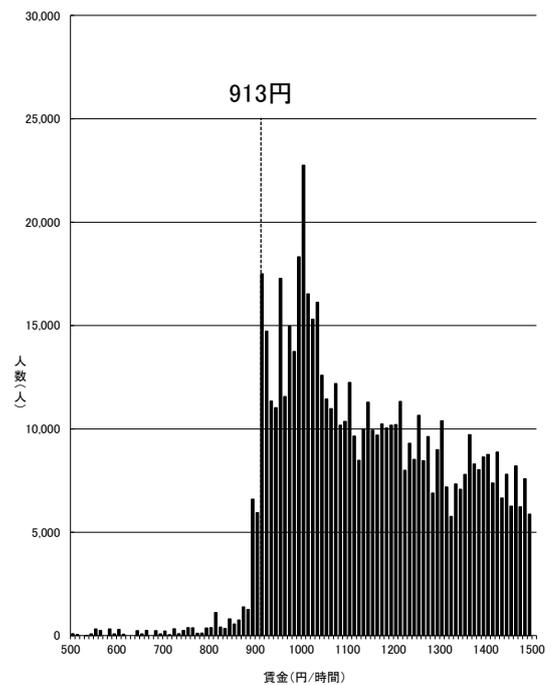


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

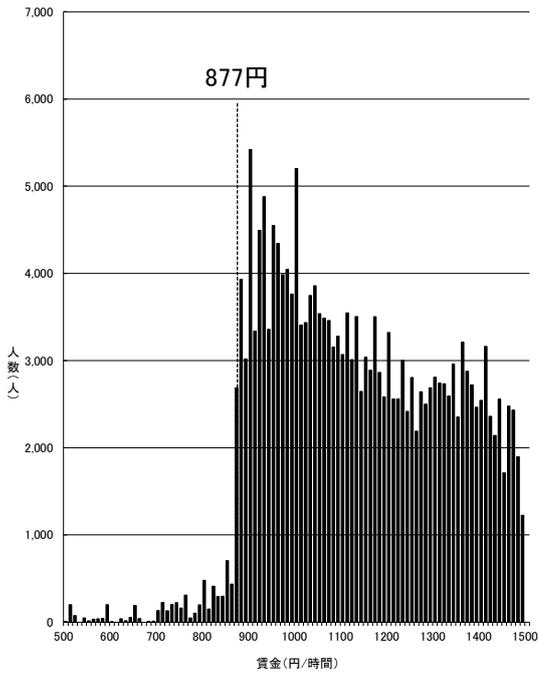


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

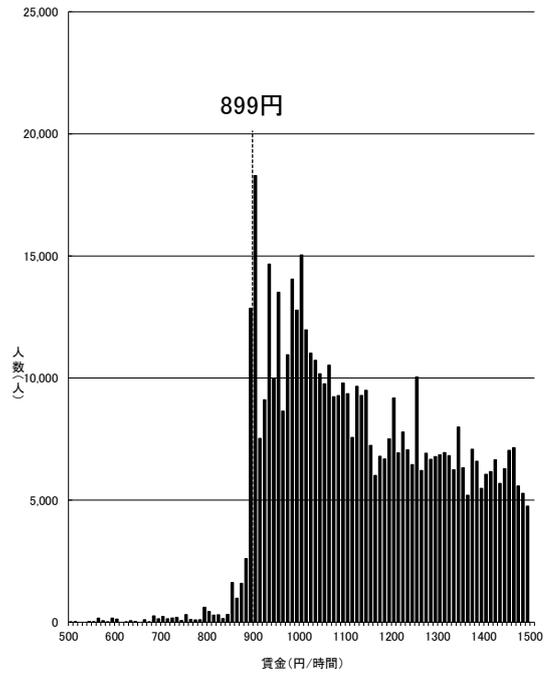


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

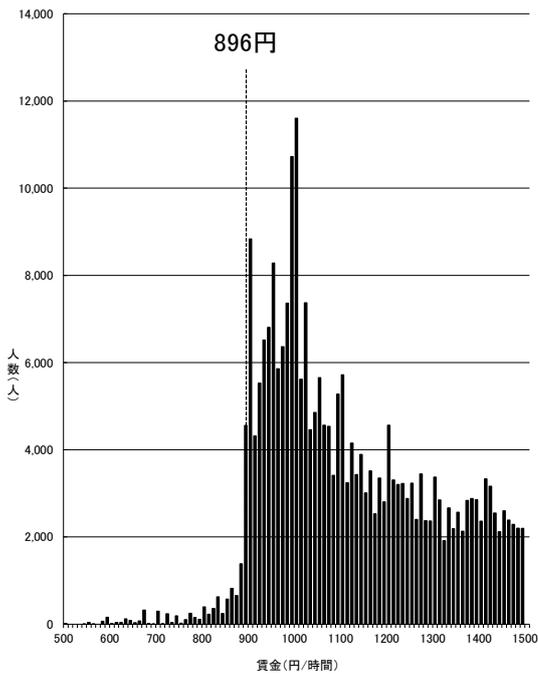


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

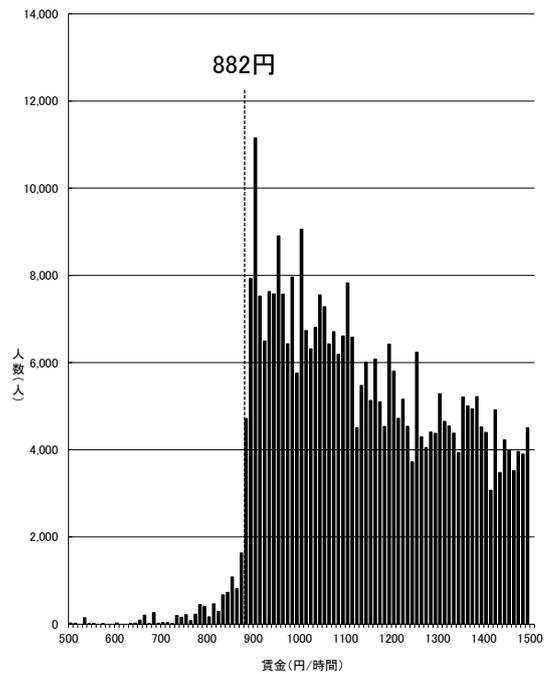


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

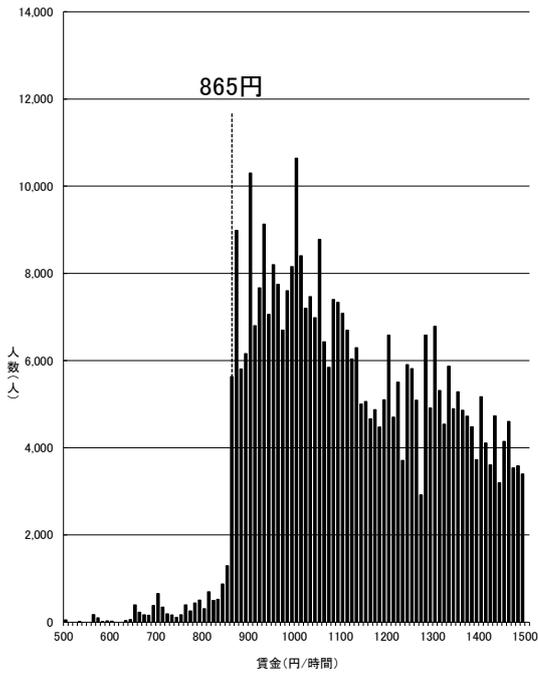


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

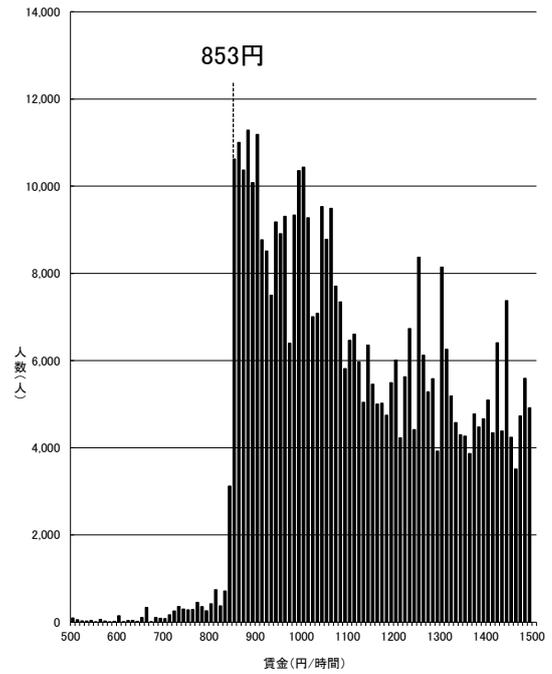


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

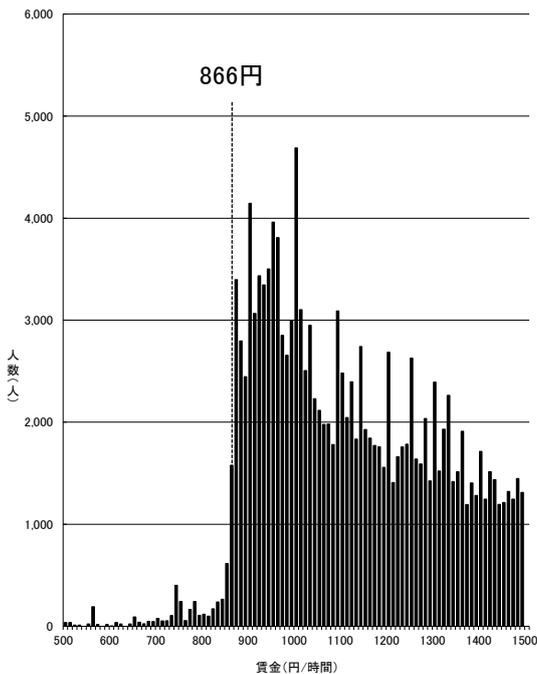


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

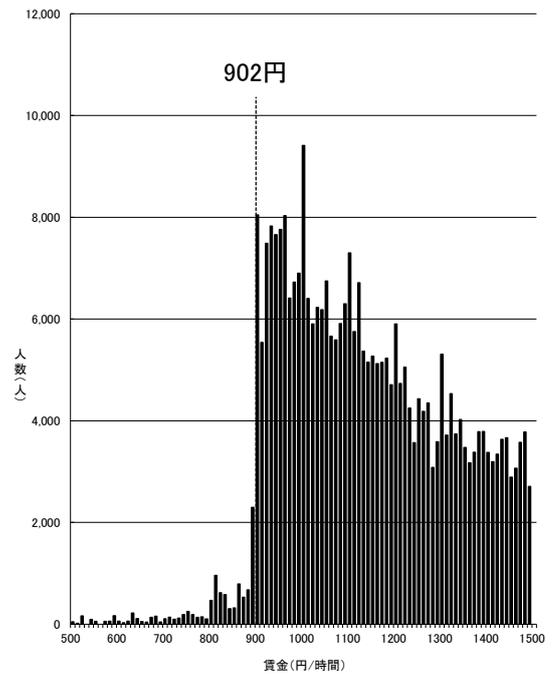


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

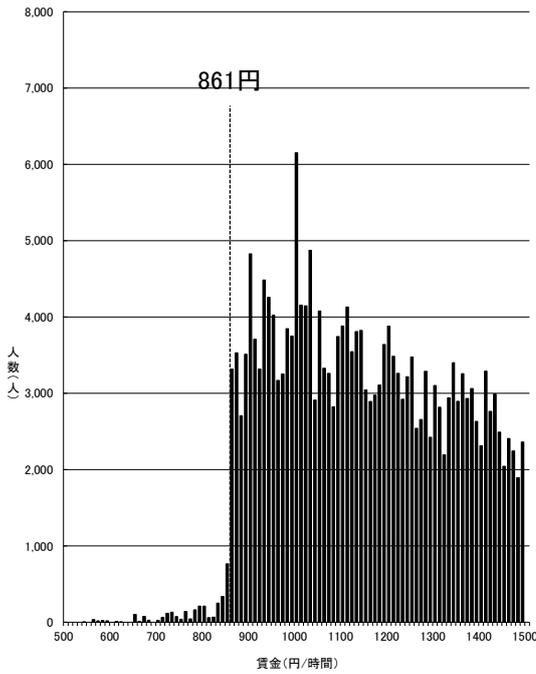


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

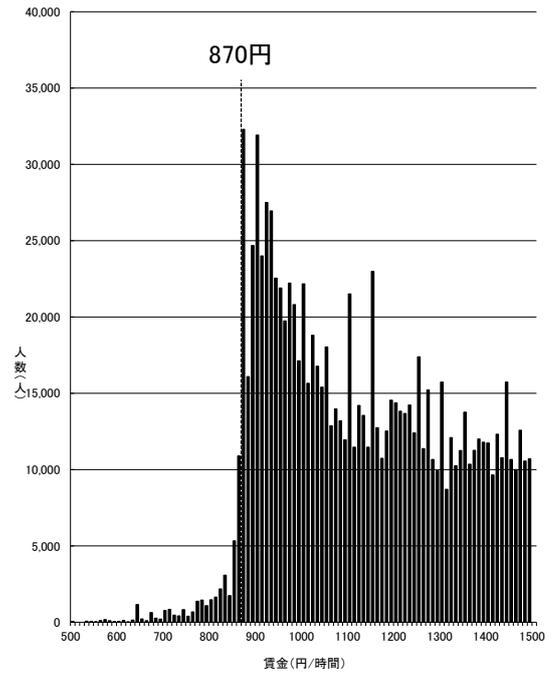


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

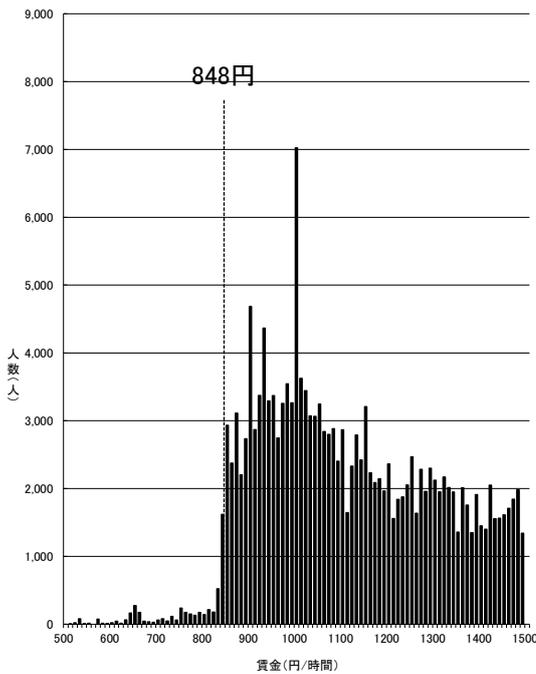


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

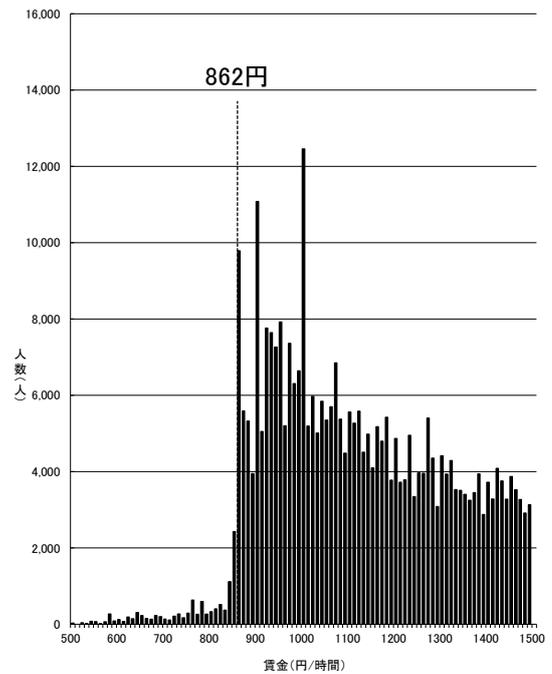


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

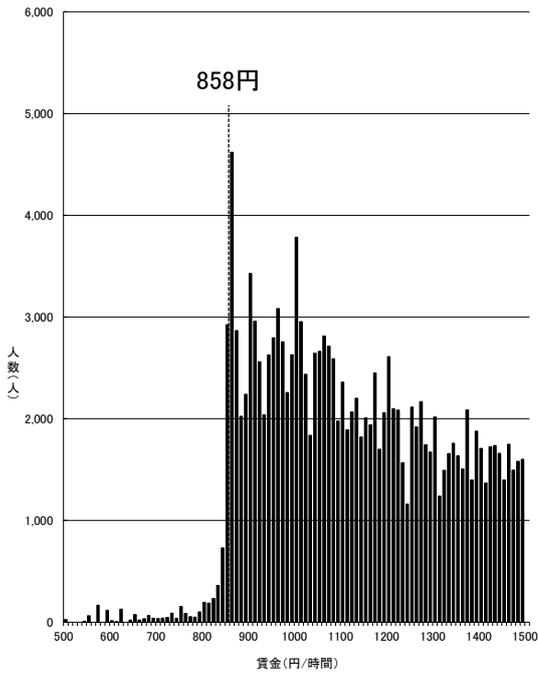


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

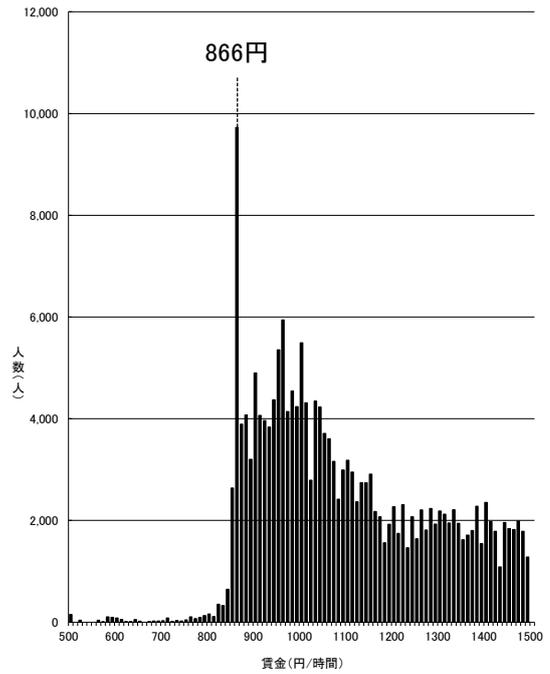


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

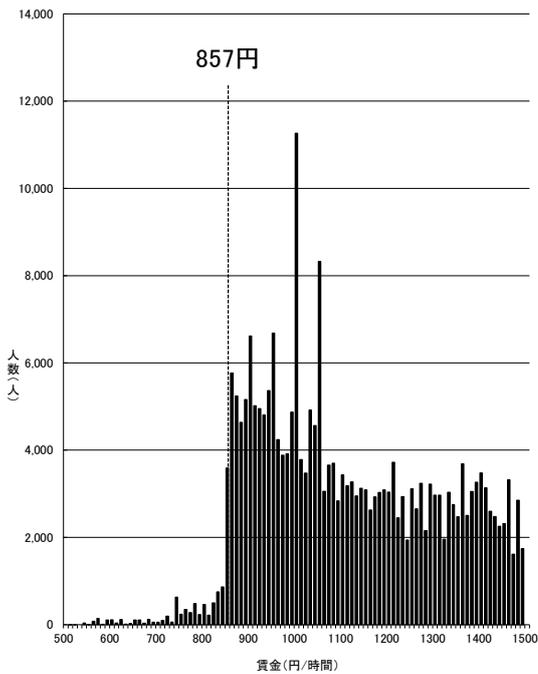


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

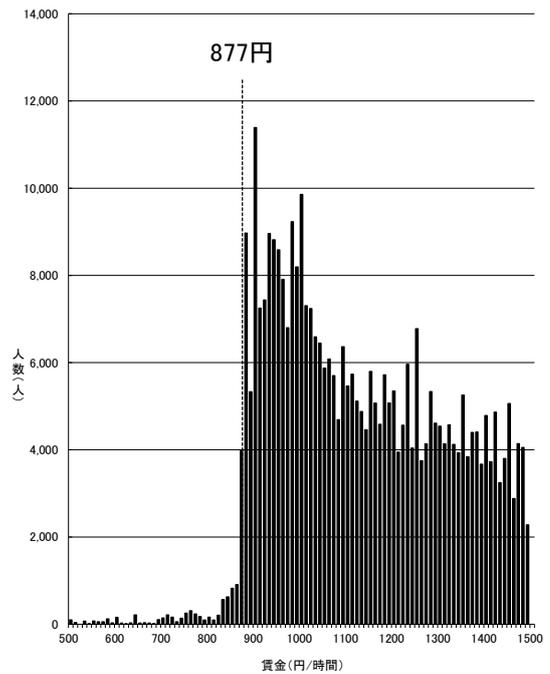


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

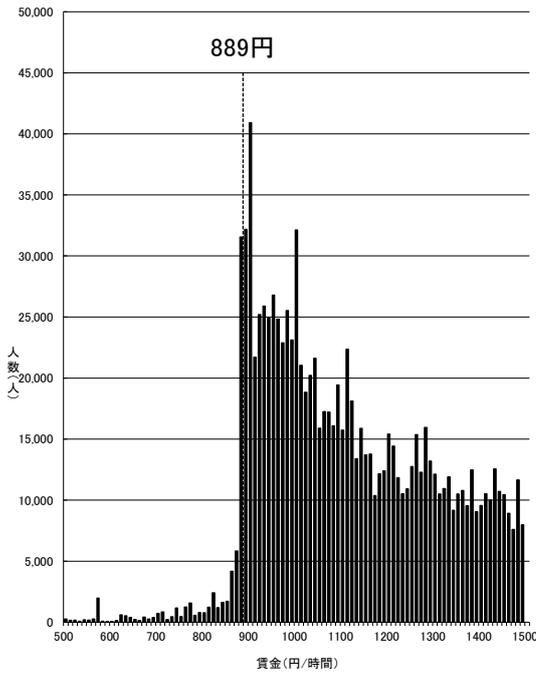


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

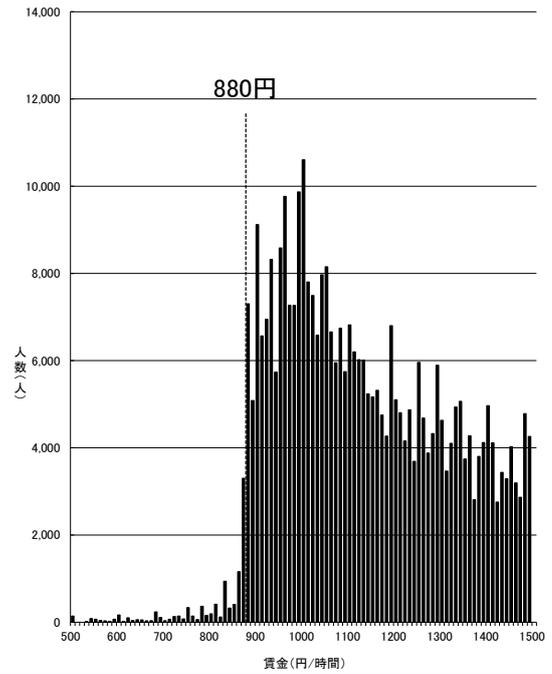


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

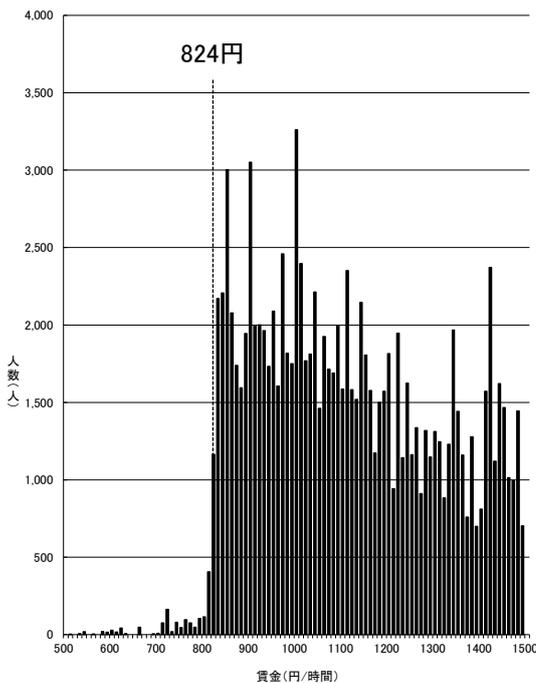


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

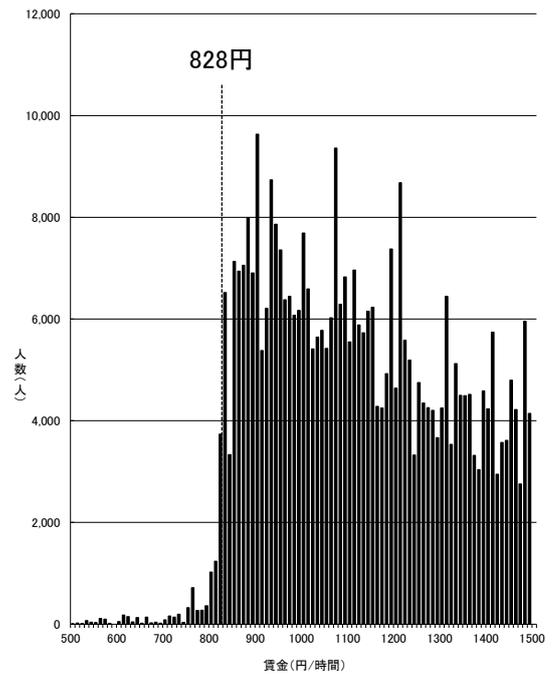


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

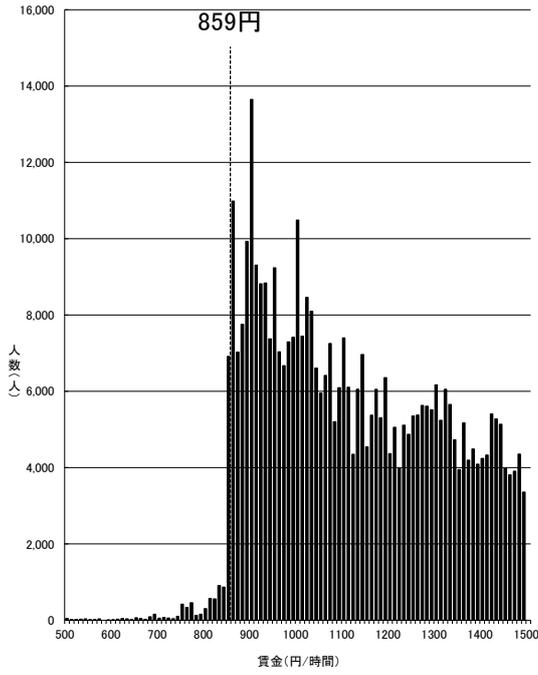


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

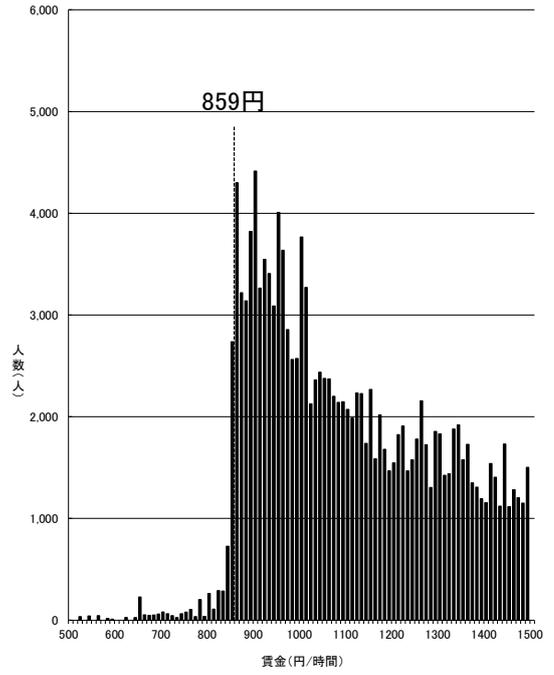


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

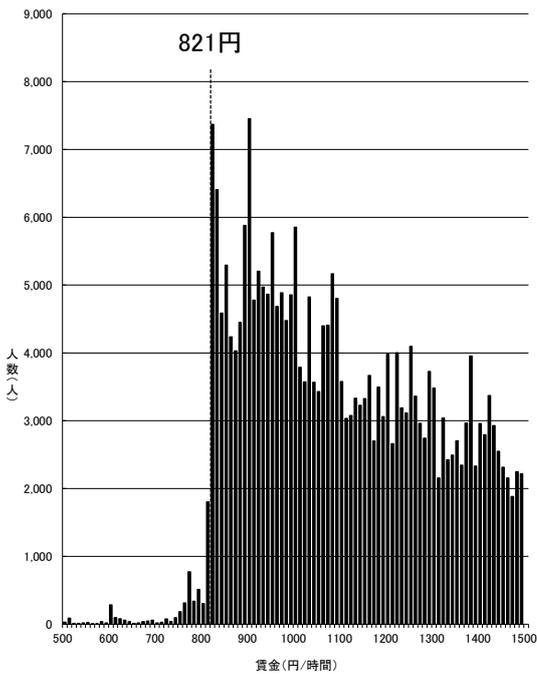


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

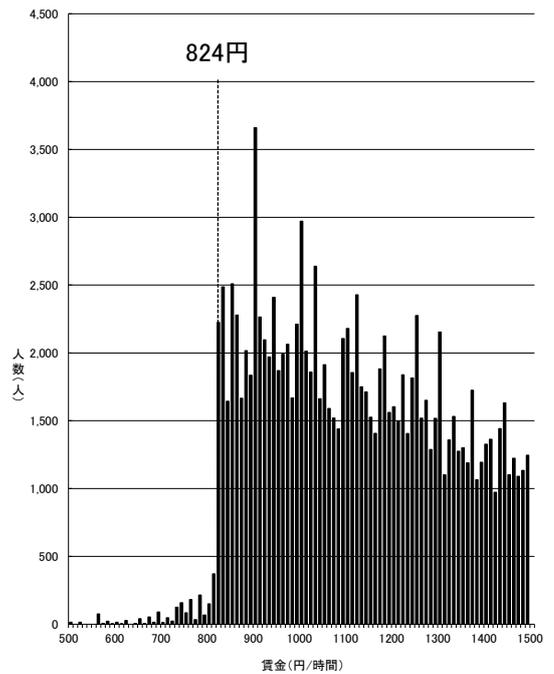


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

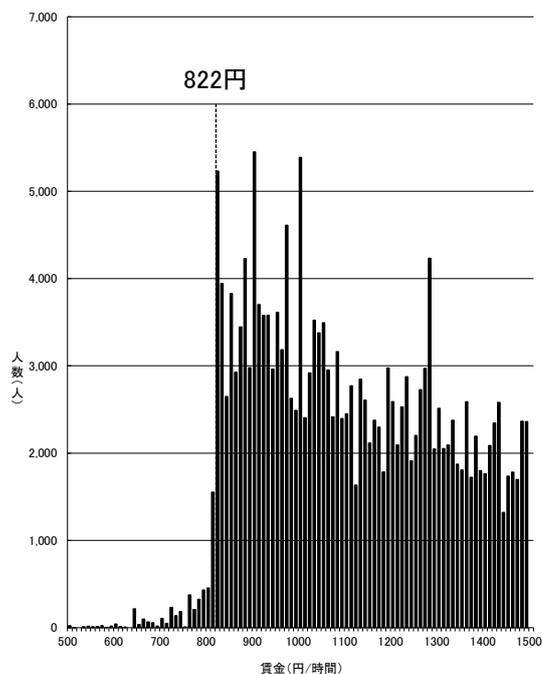


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

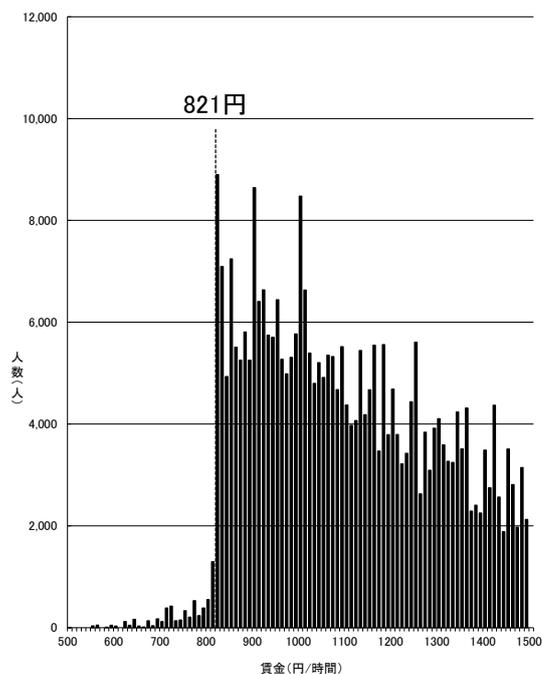


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

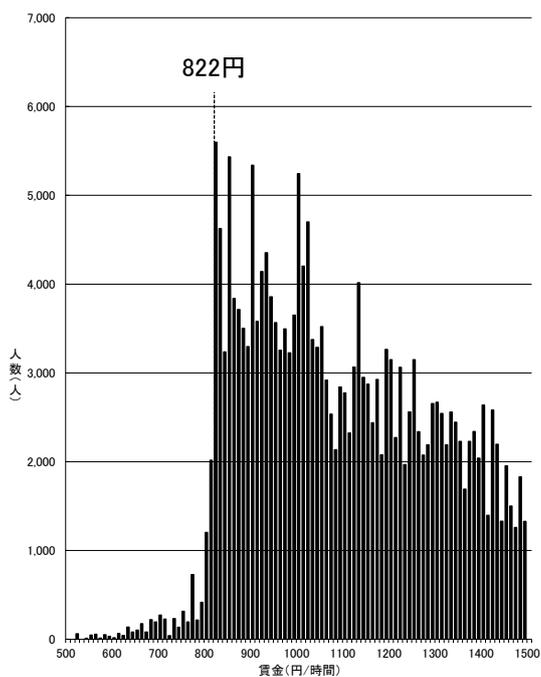


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

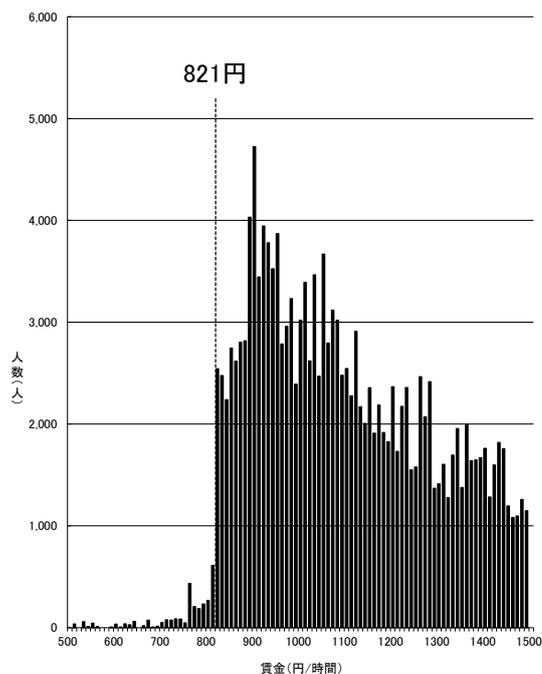


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

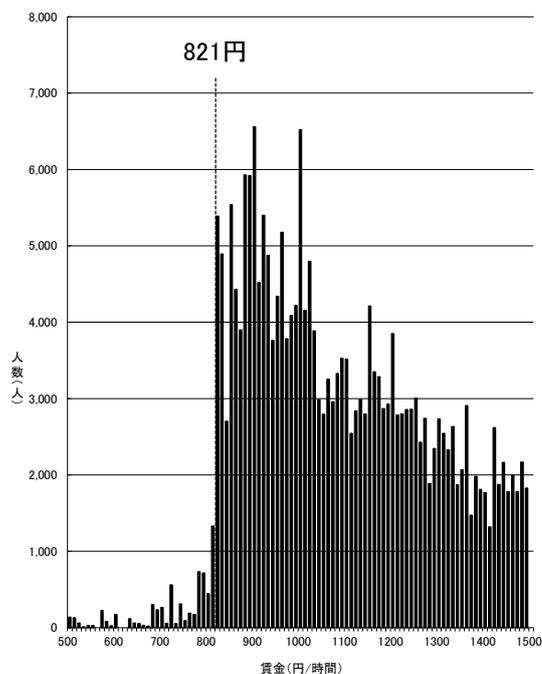


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

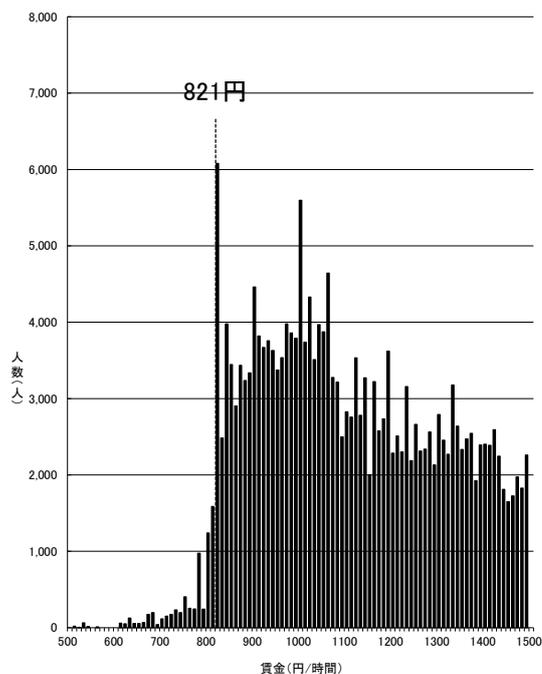


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

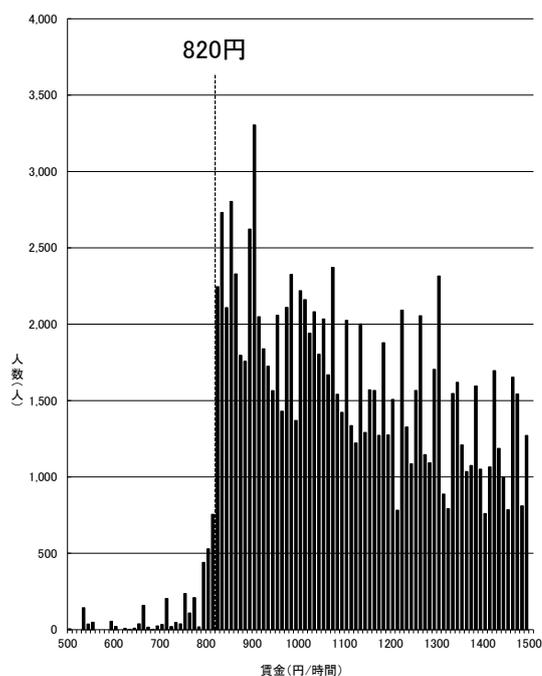


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

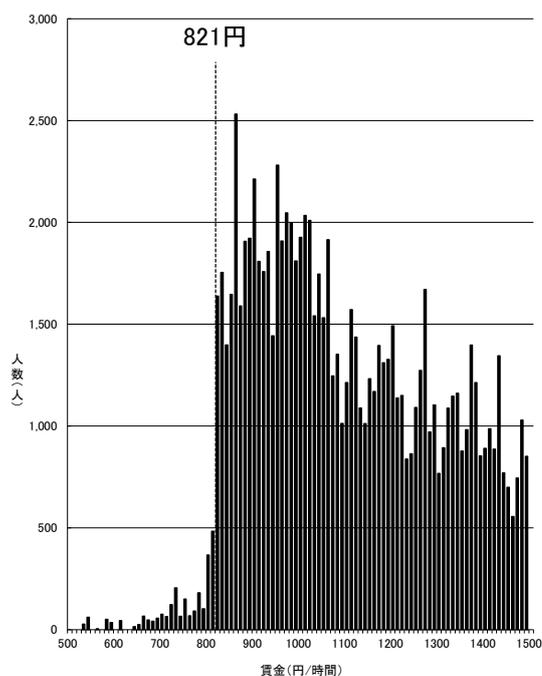


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

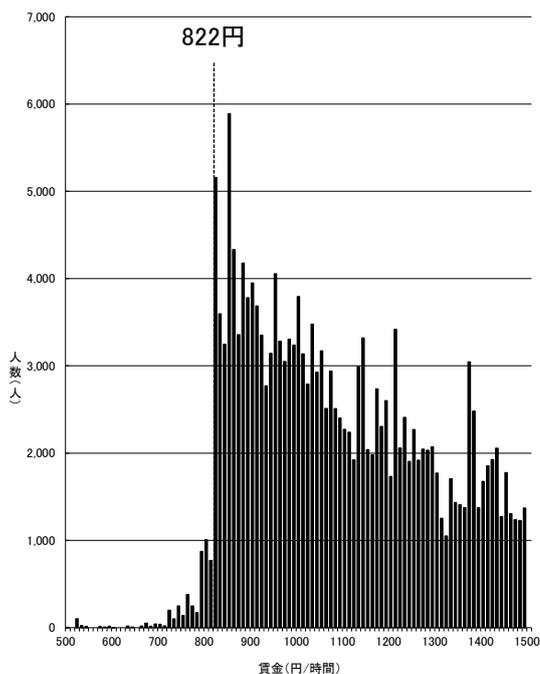


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

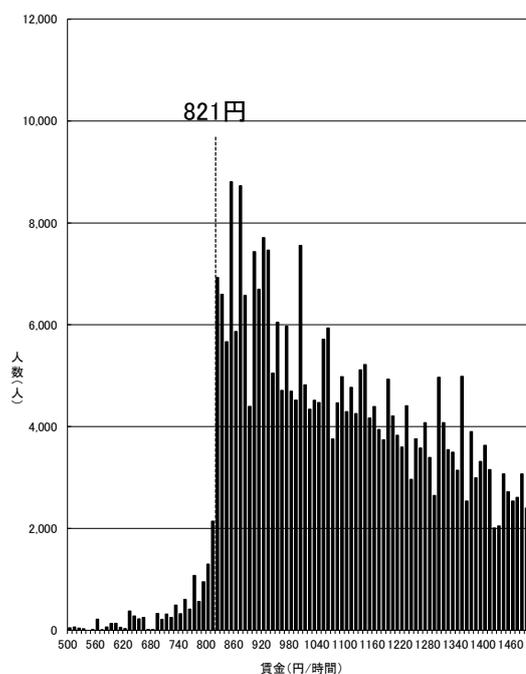


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

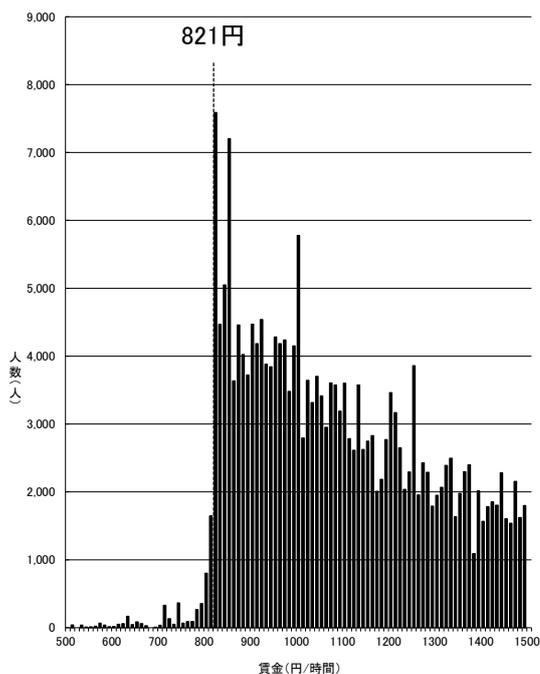


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

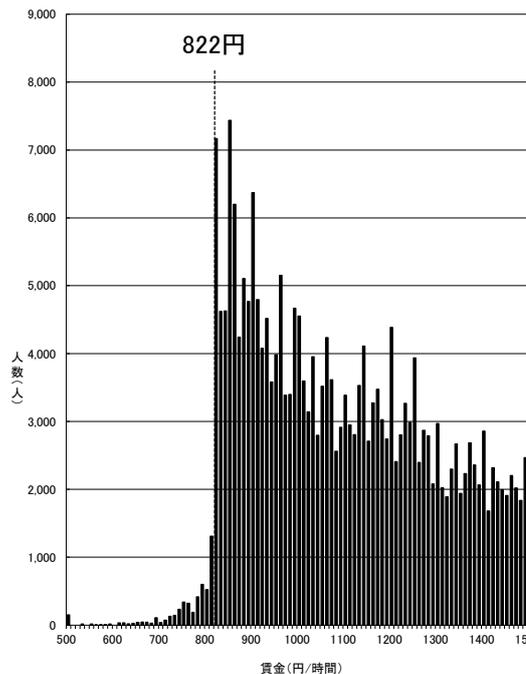


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

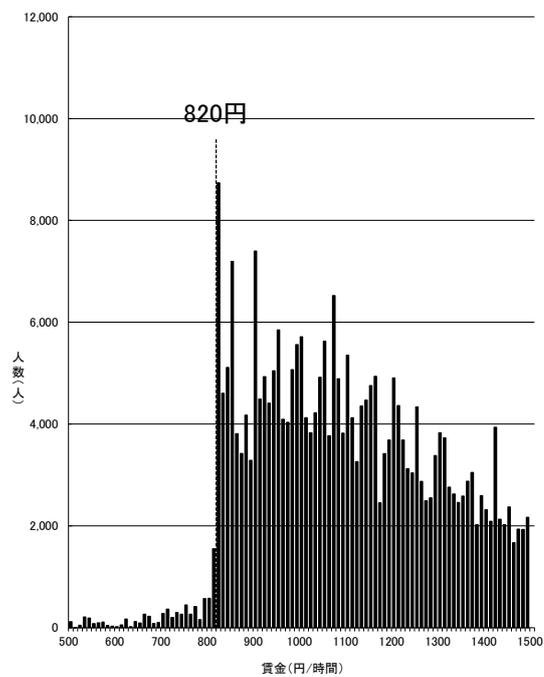


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

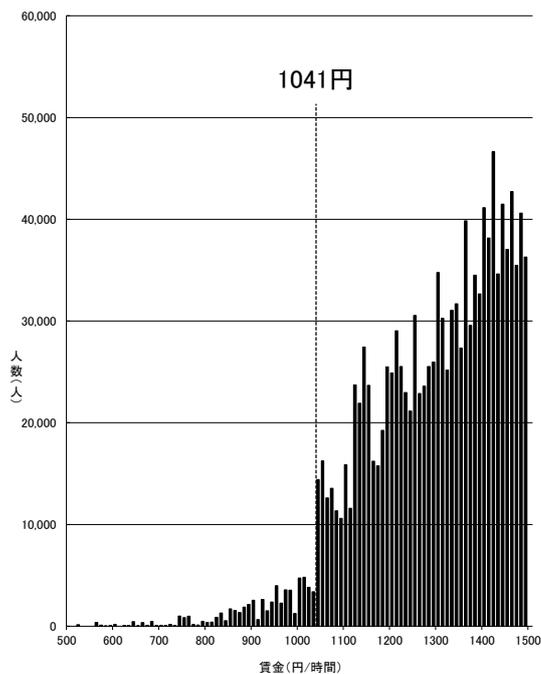
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

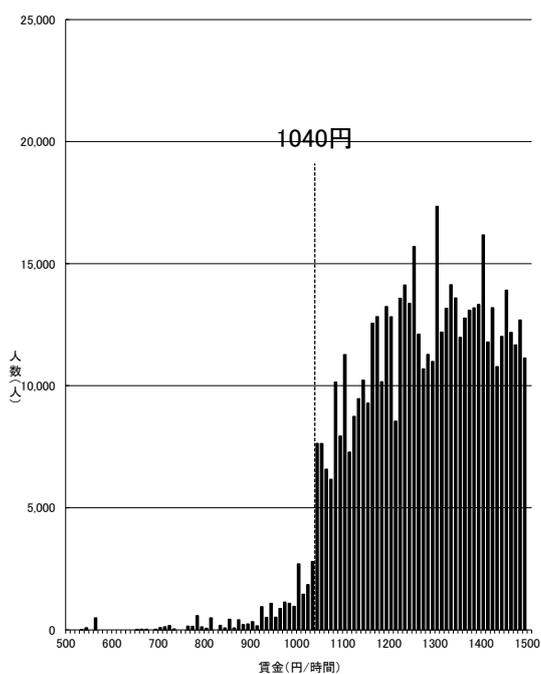
時間当たり賃金分布(一般労働者)

資料No. 4-2

東京(A)



神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

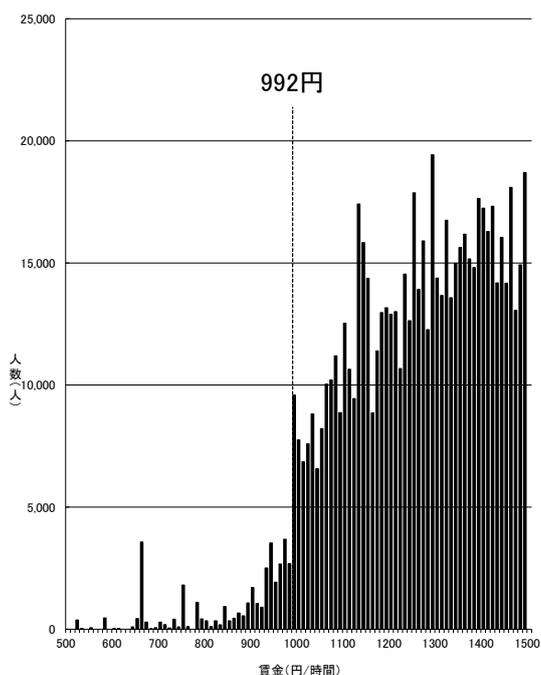
一般労働者

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

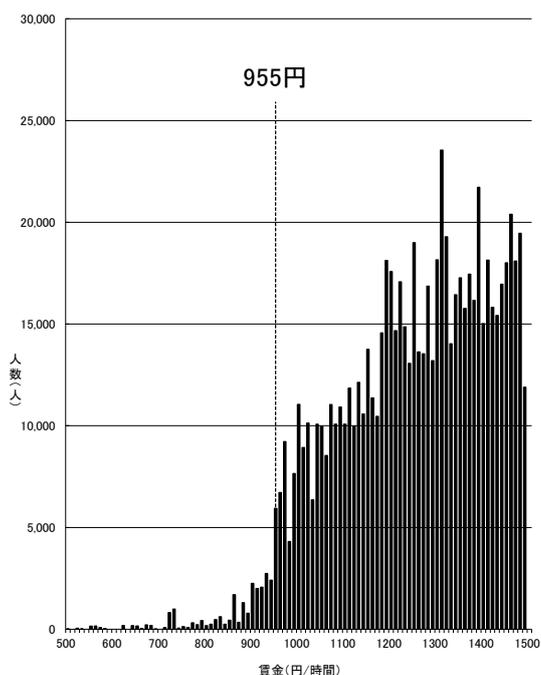
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)



愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

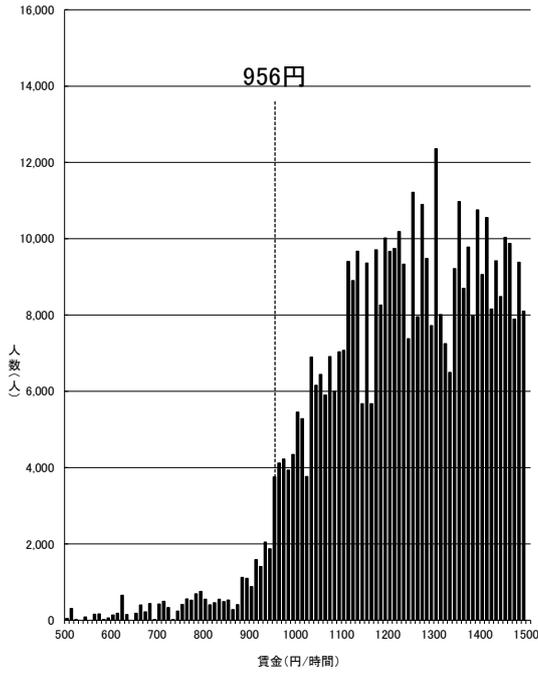
一般労働者

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

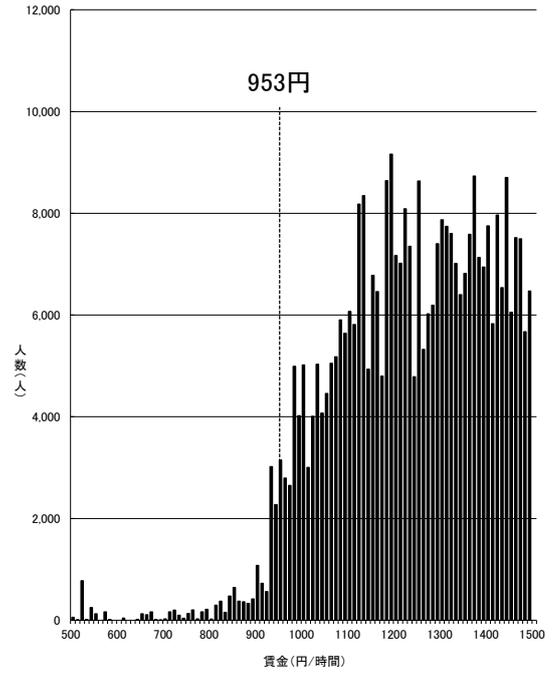


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

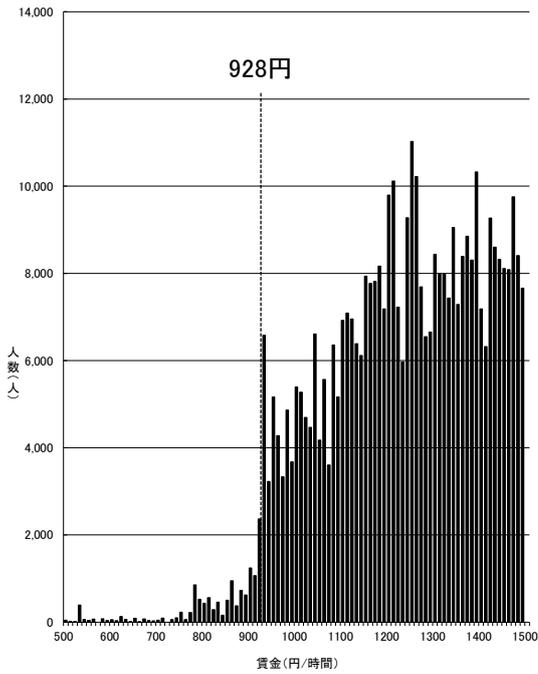


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

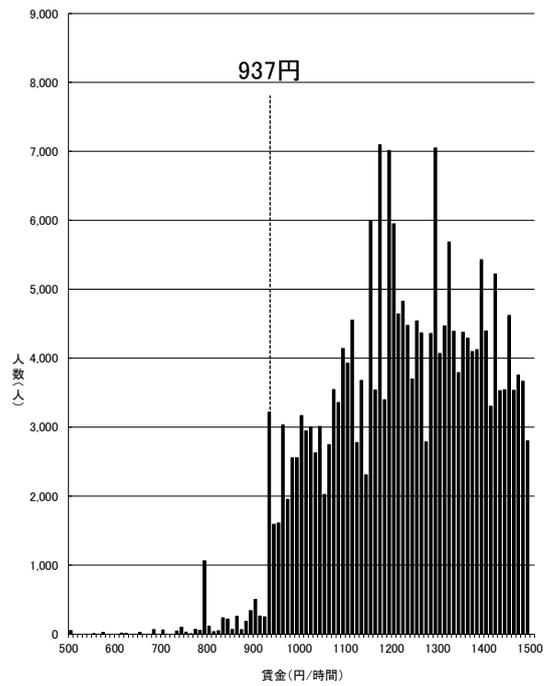


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

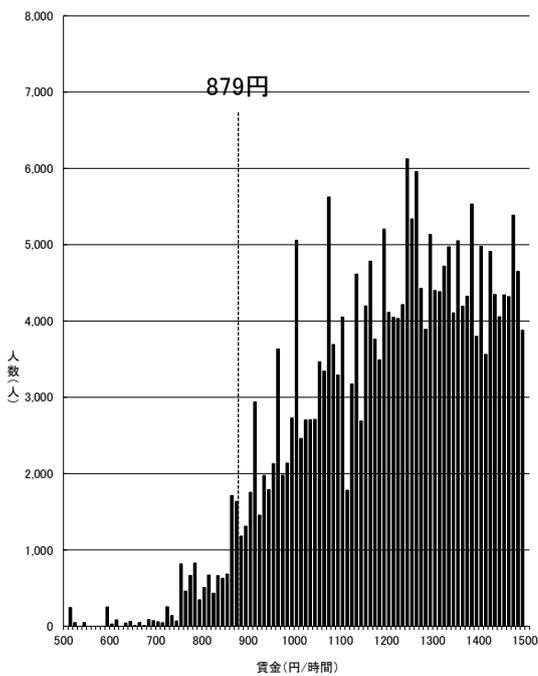


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

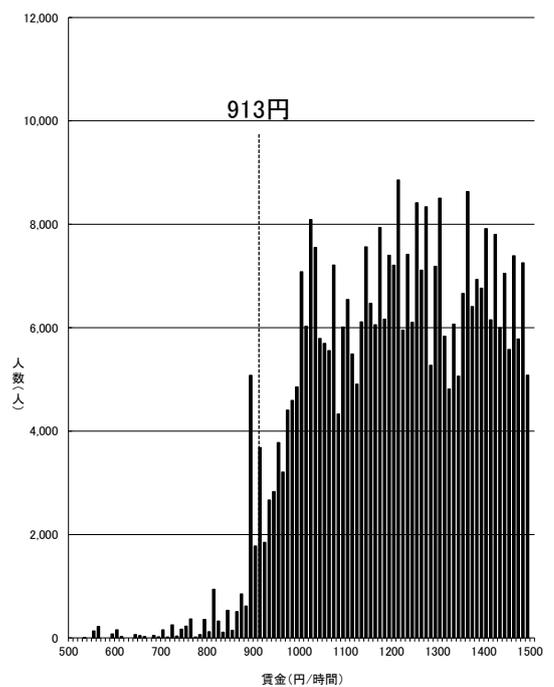


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

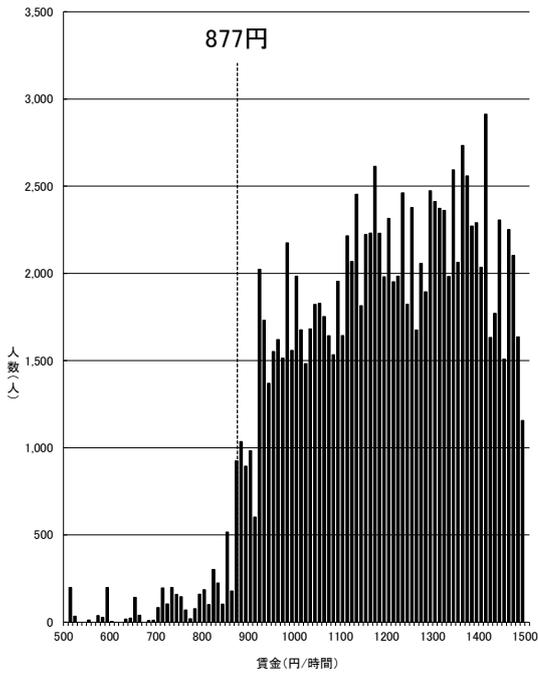


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

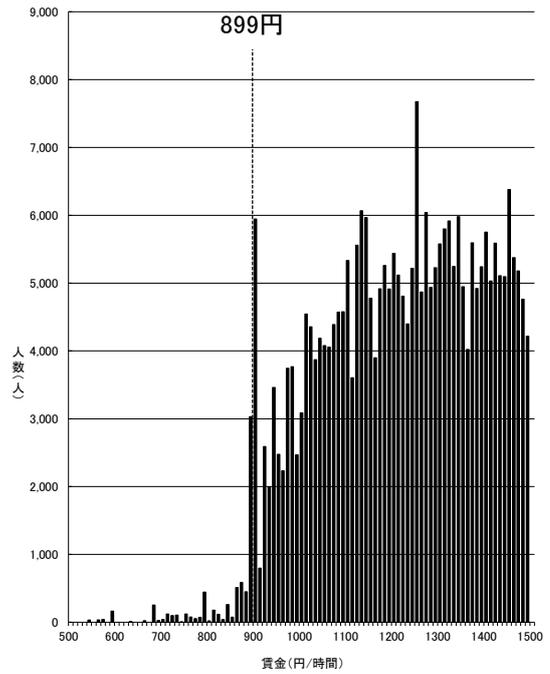


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

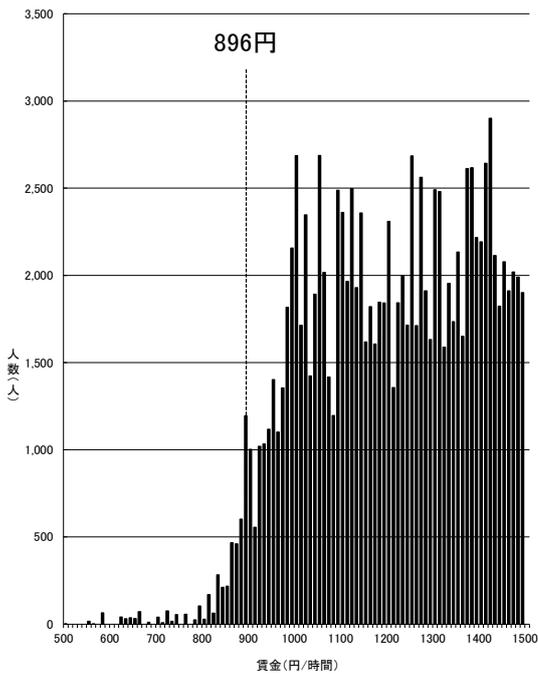


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

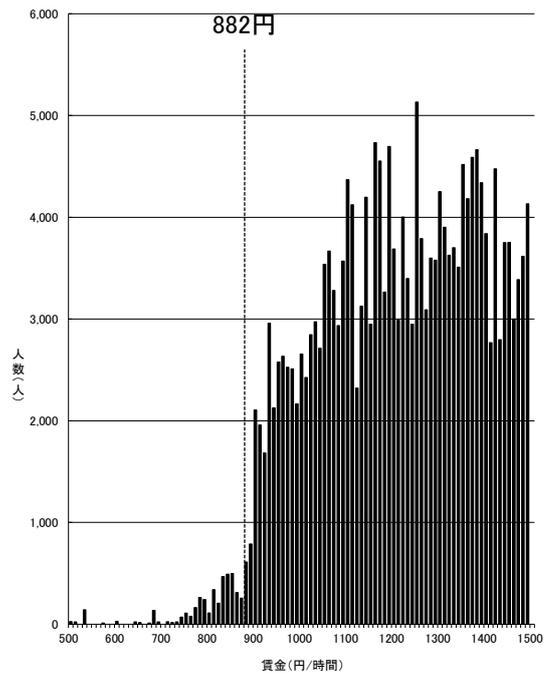


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

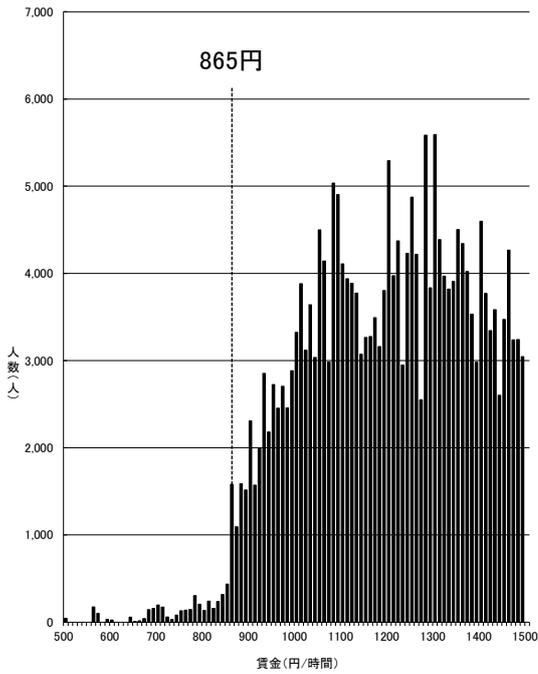


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

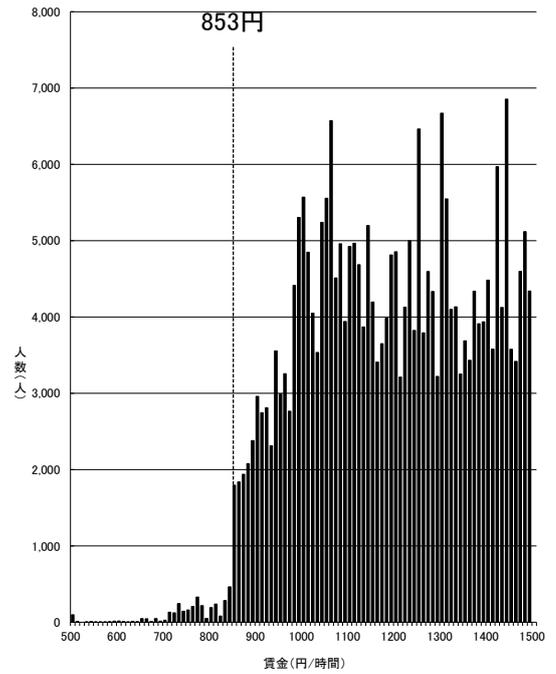


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

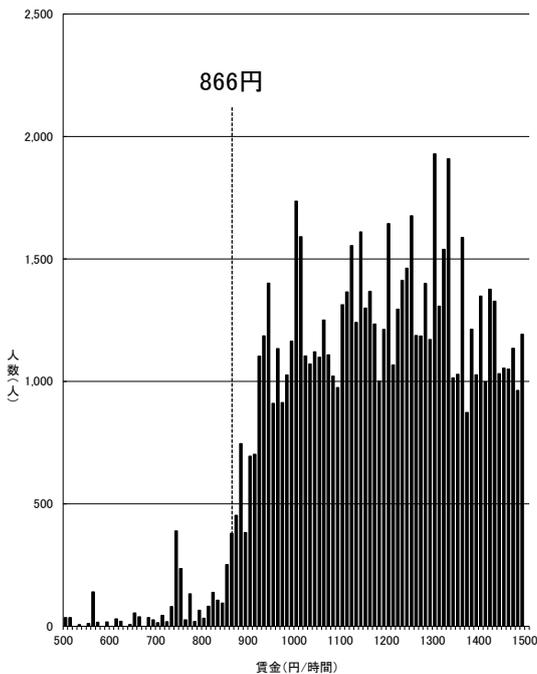


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

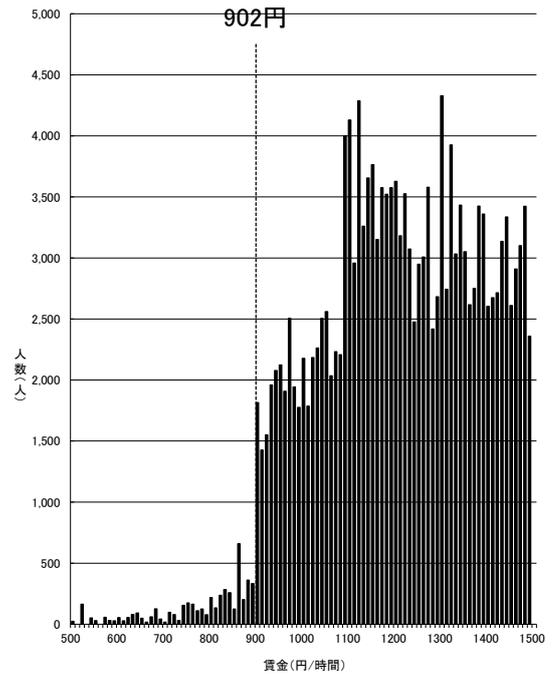


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

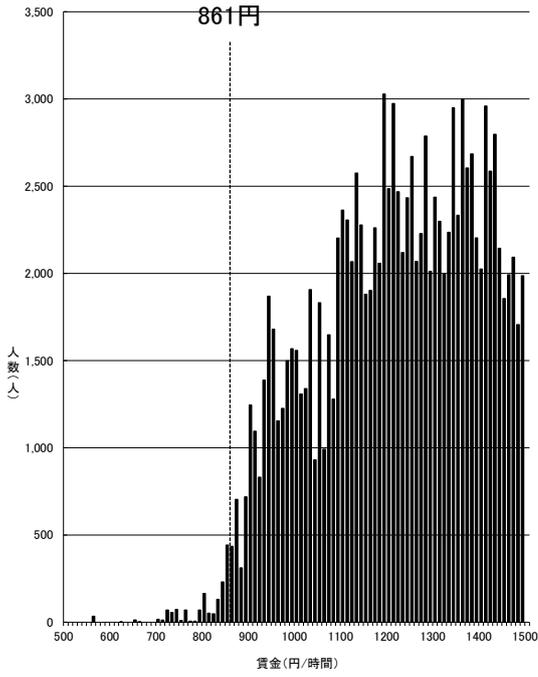


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

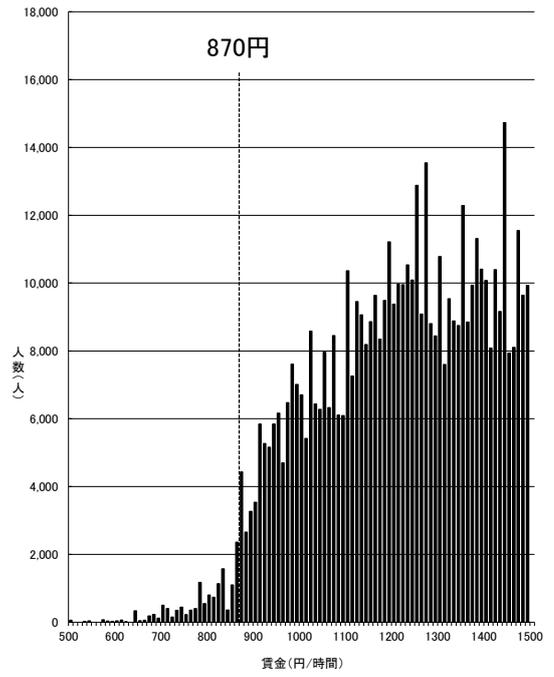


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

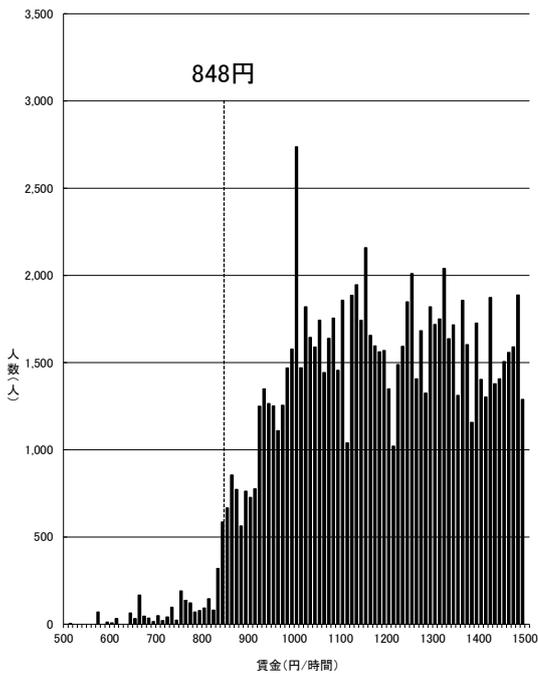


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

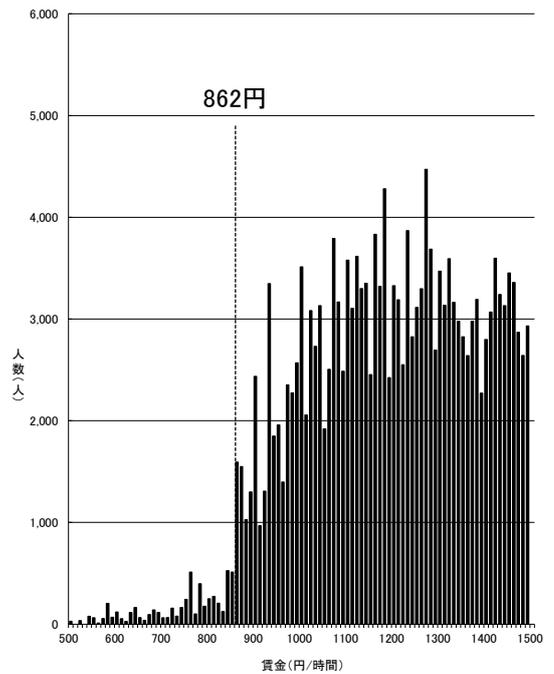


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

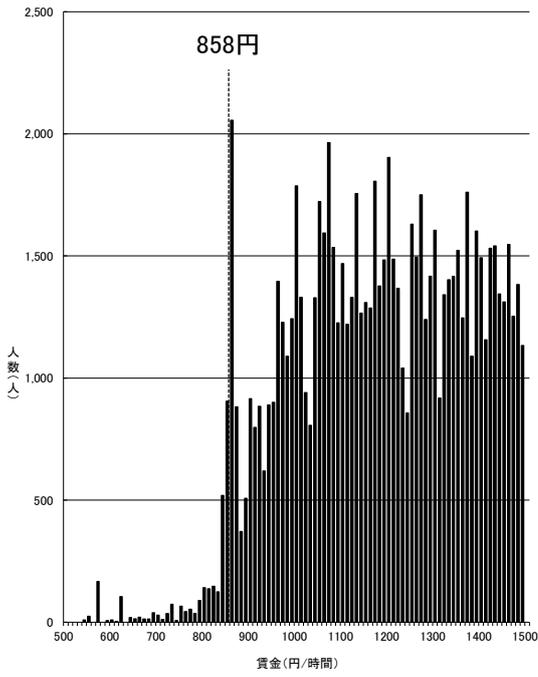


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

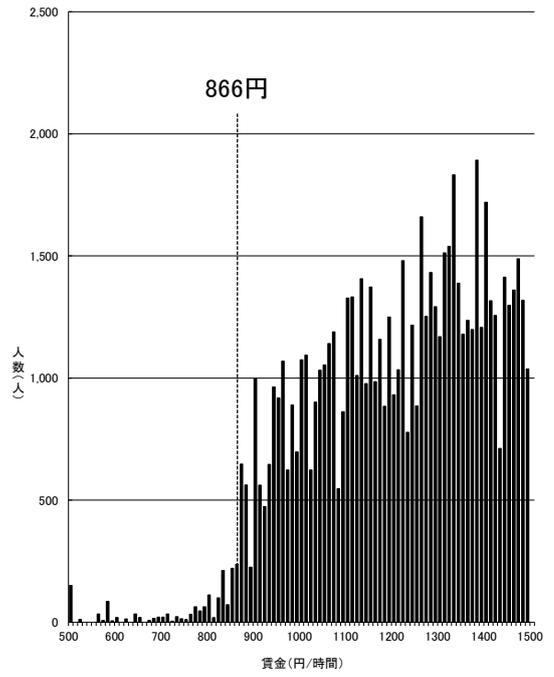


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

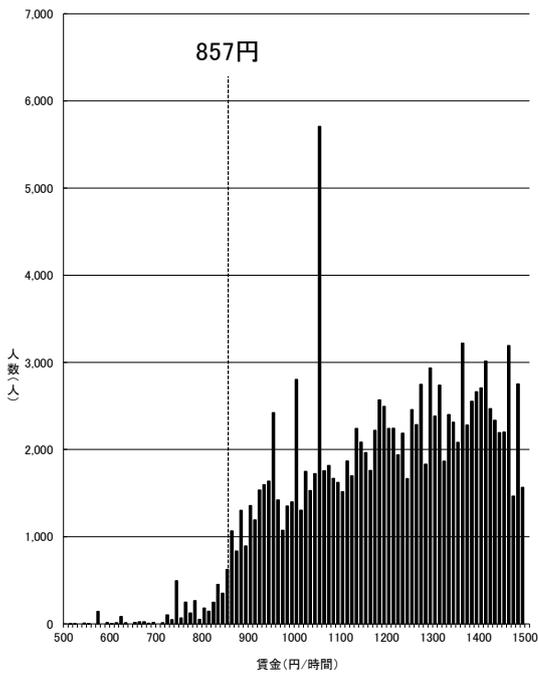


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

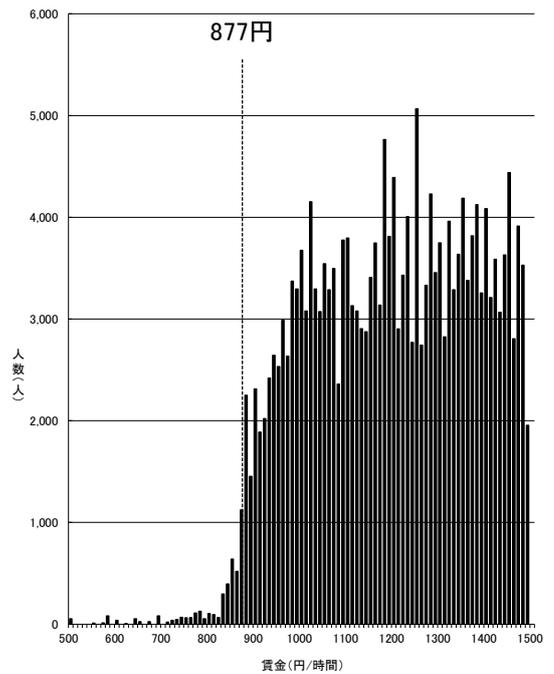


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

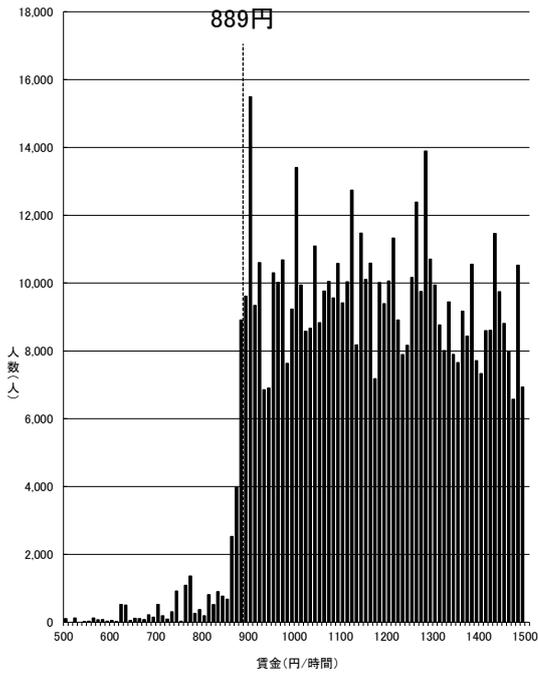


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

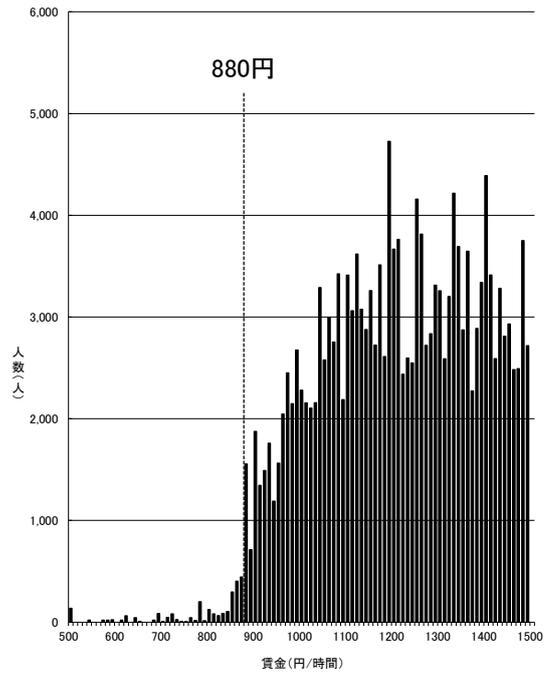


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

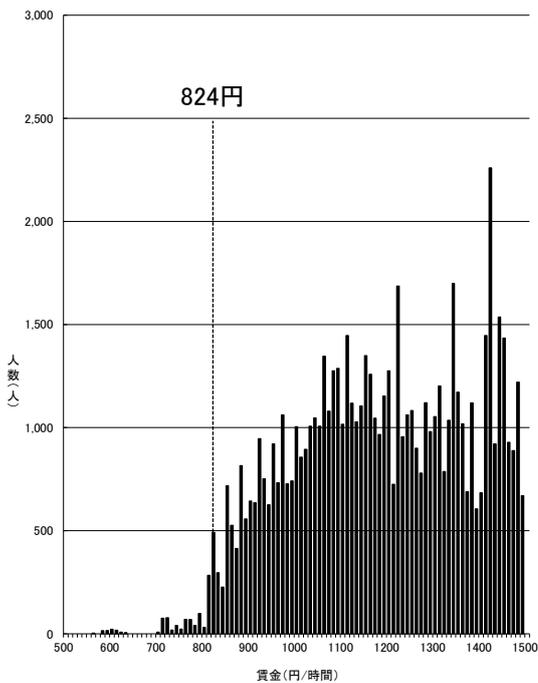


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

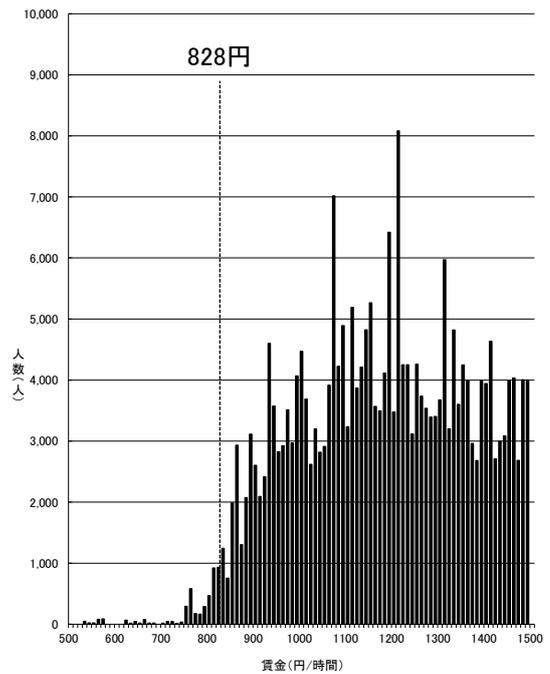


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

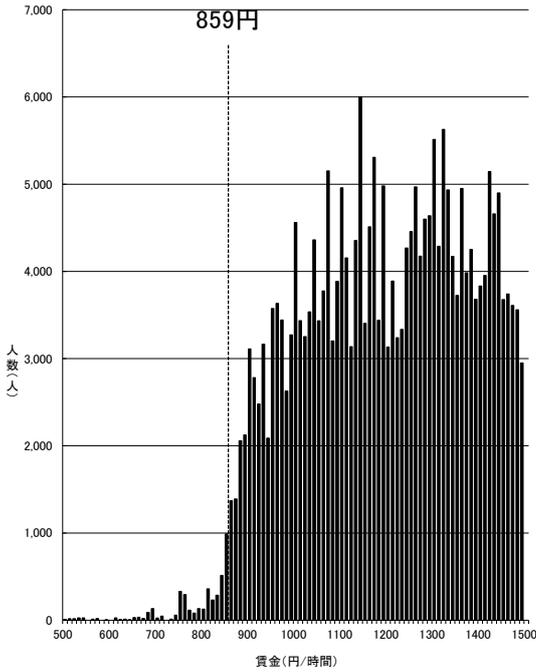


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

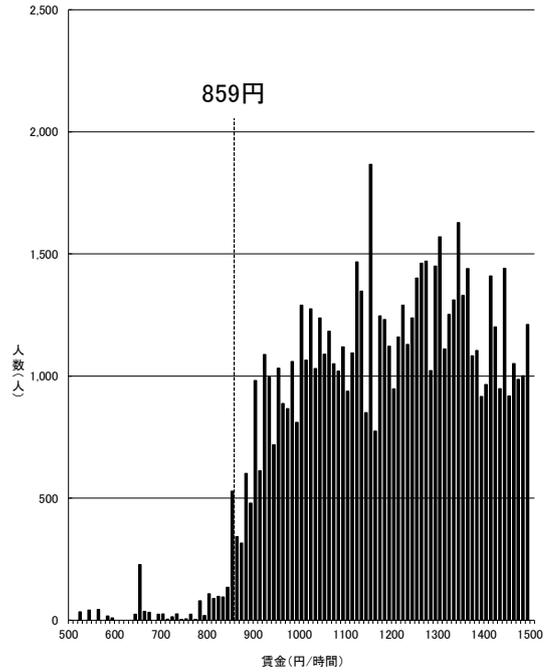


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

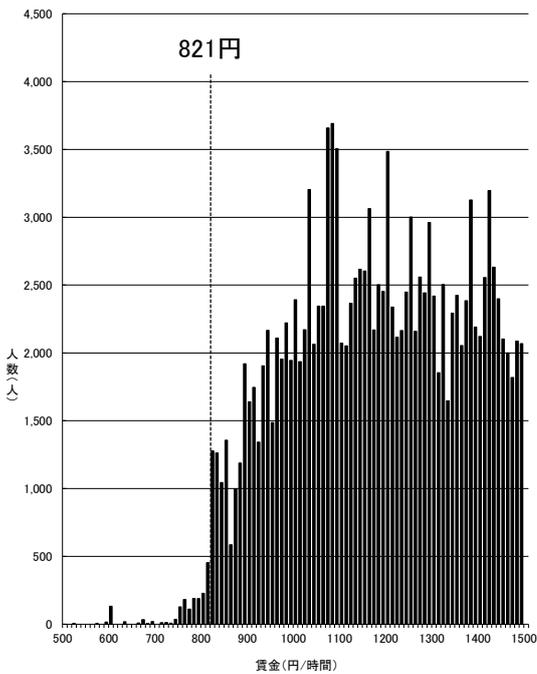


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

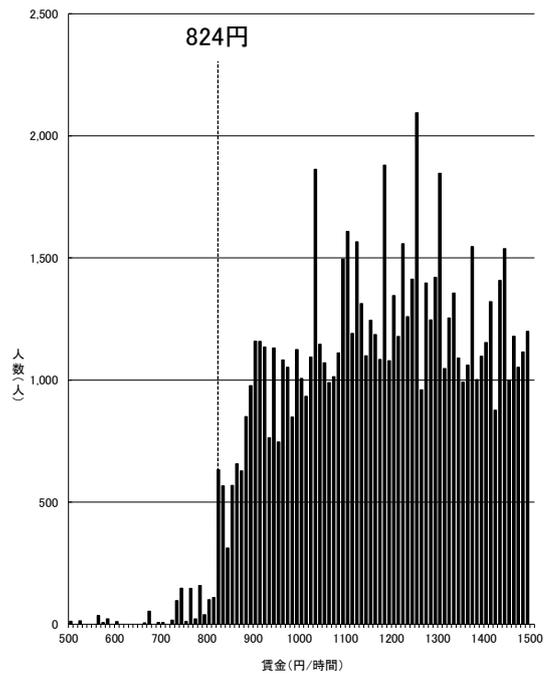


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)

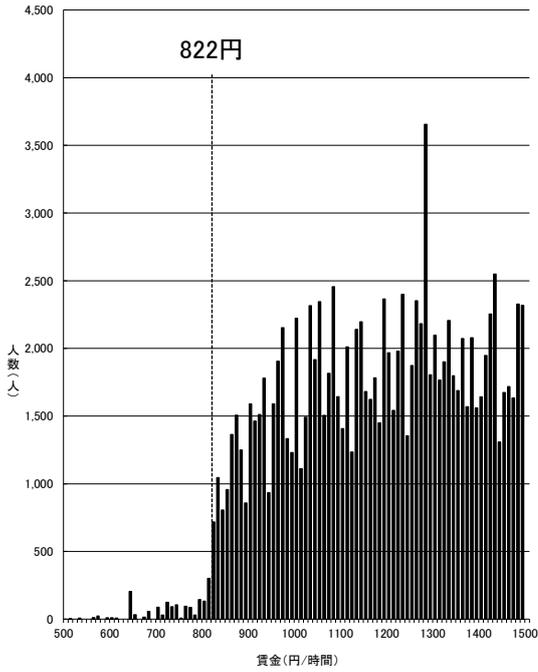


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

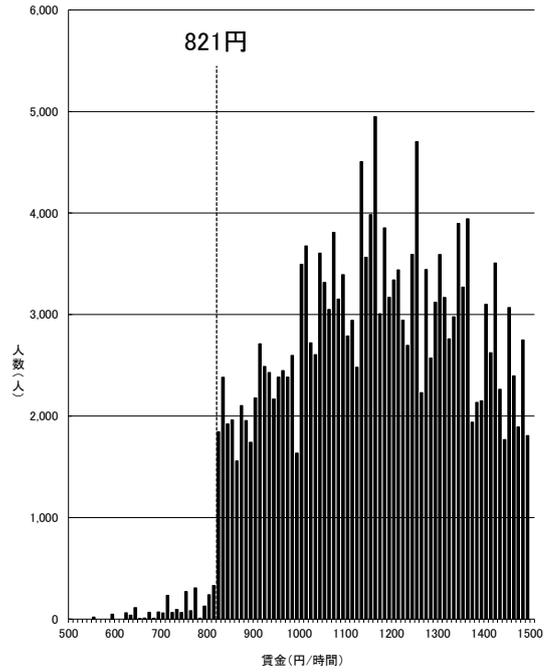


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

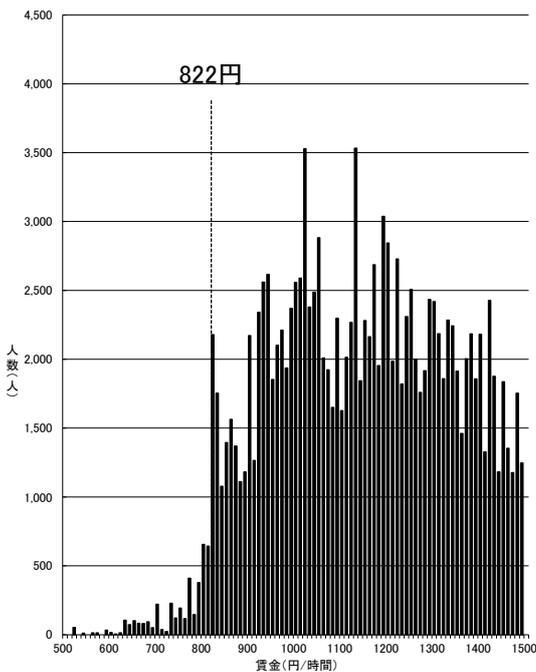


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

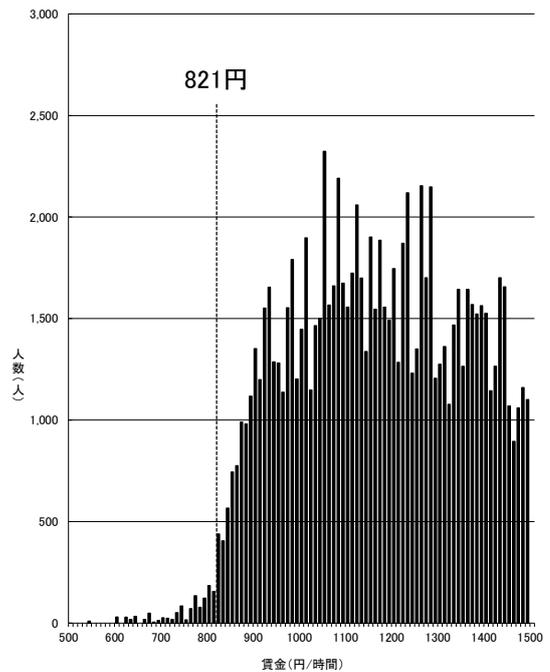


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

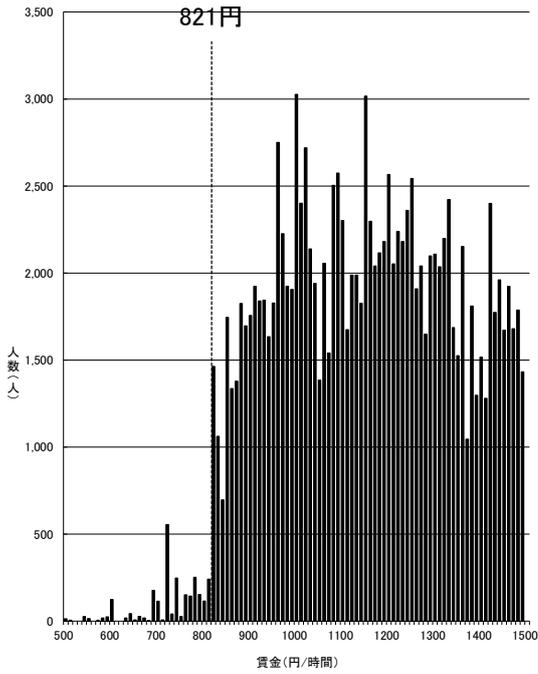


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

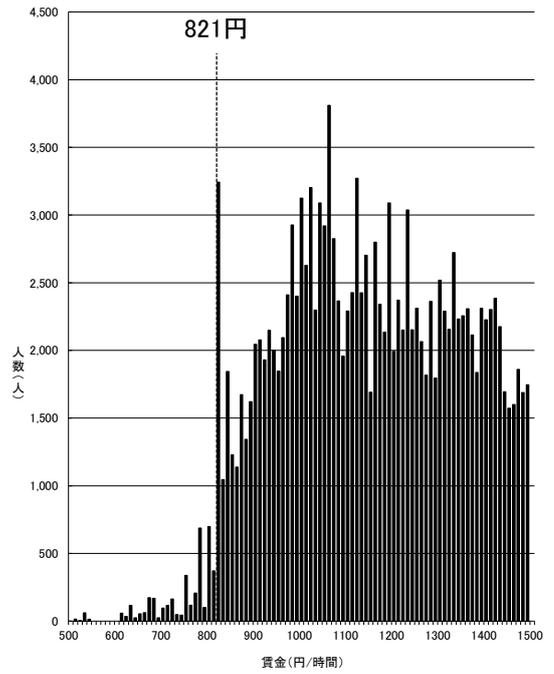


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

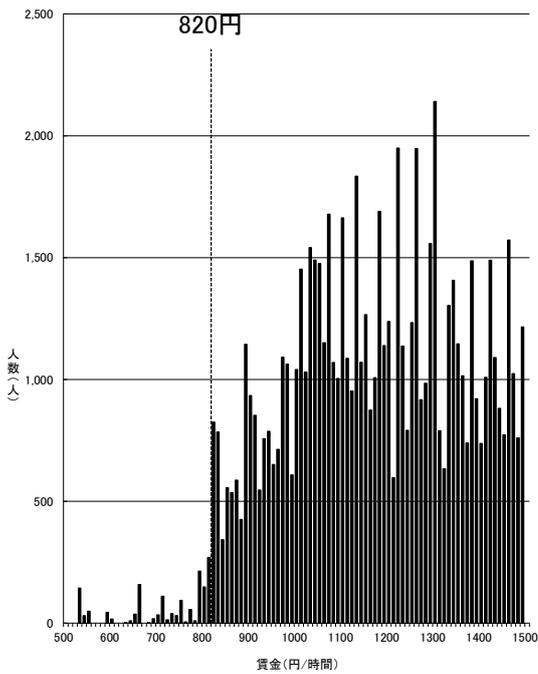


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

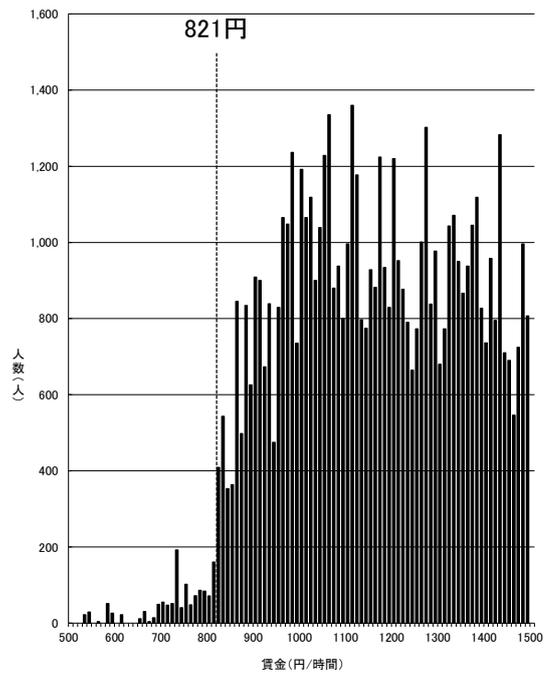


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

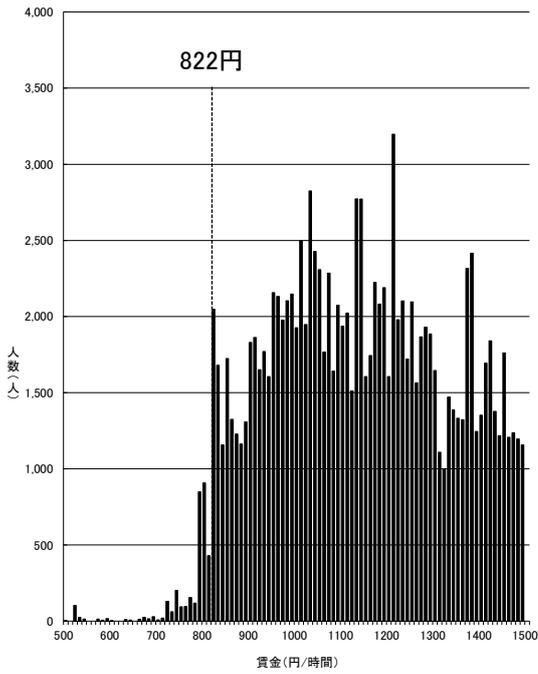


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

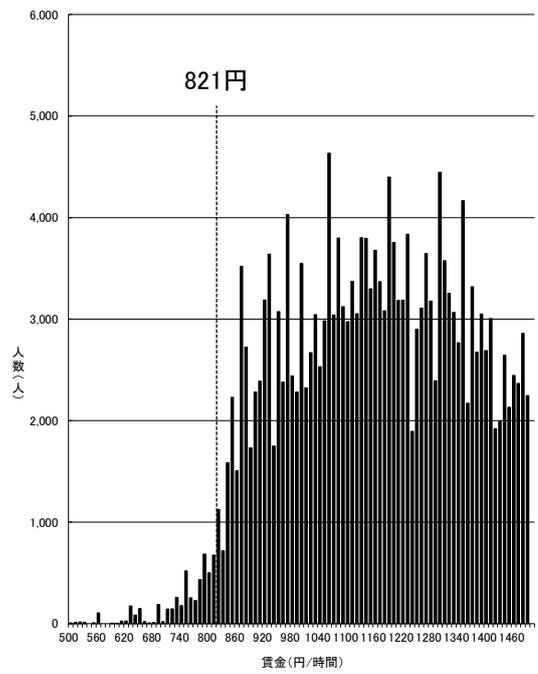


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

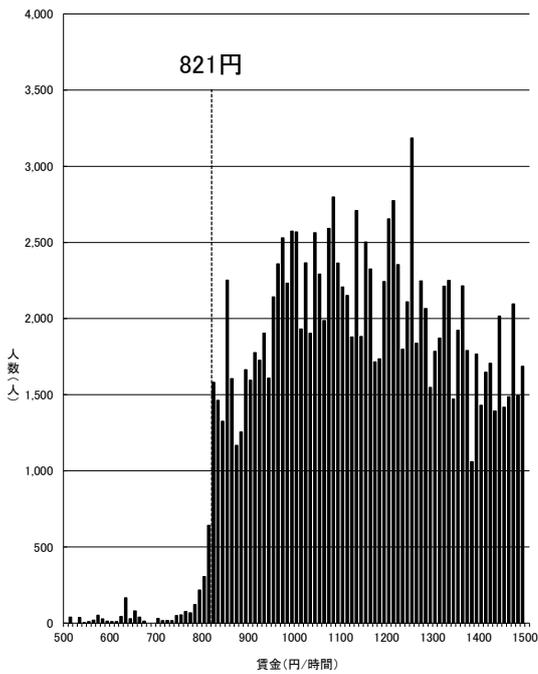


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

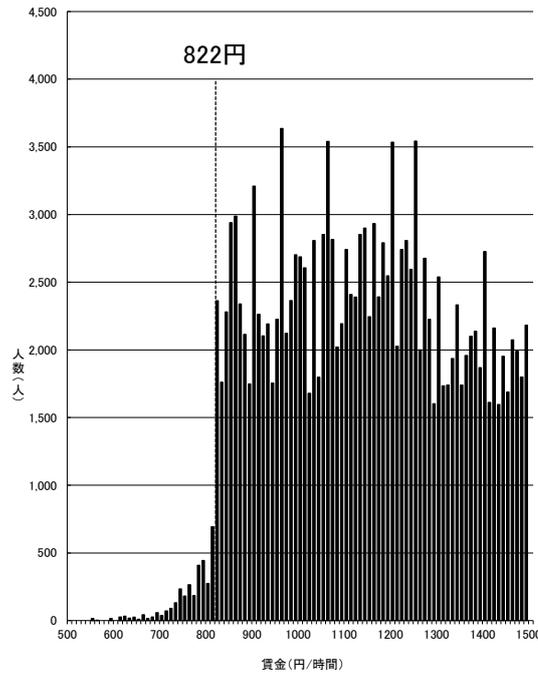


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

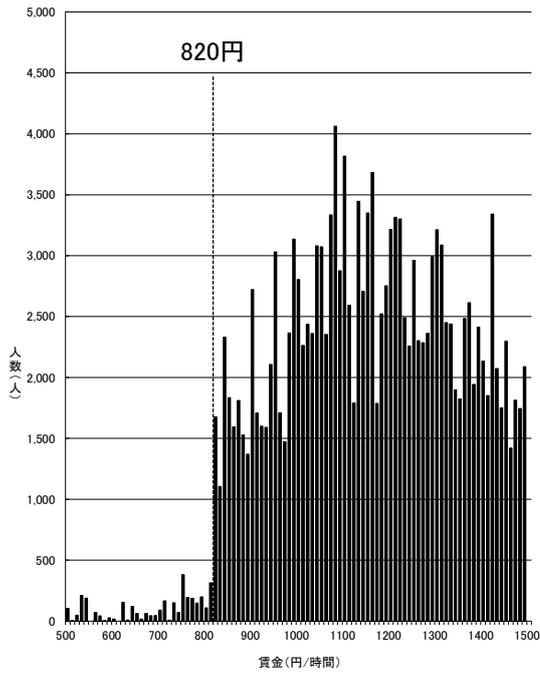


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)

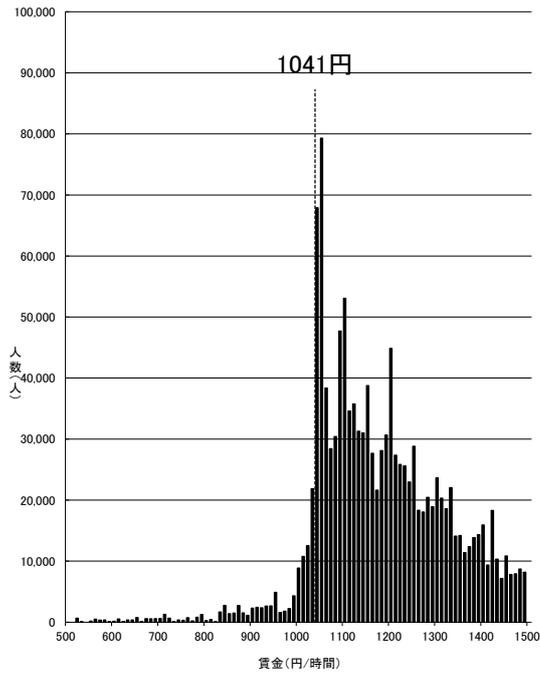


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

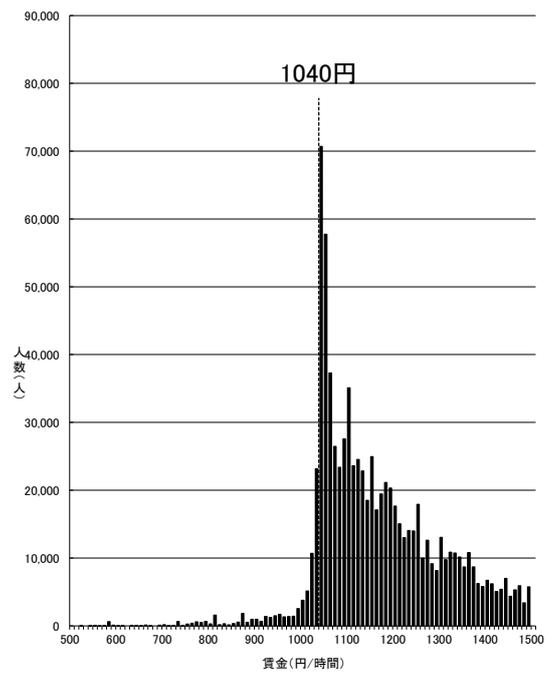
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

東京(A)



神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

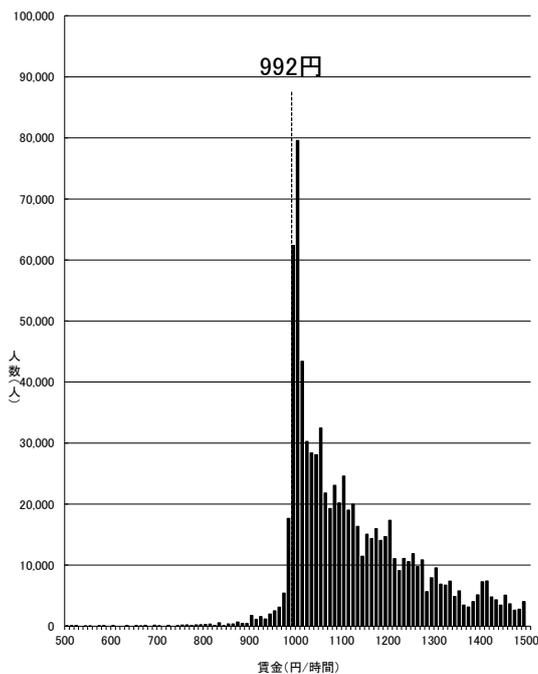
短時間労働者

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

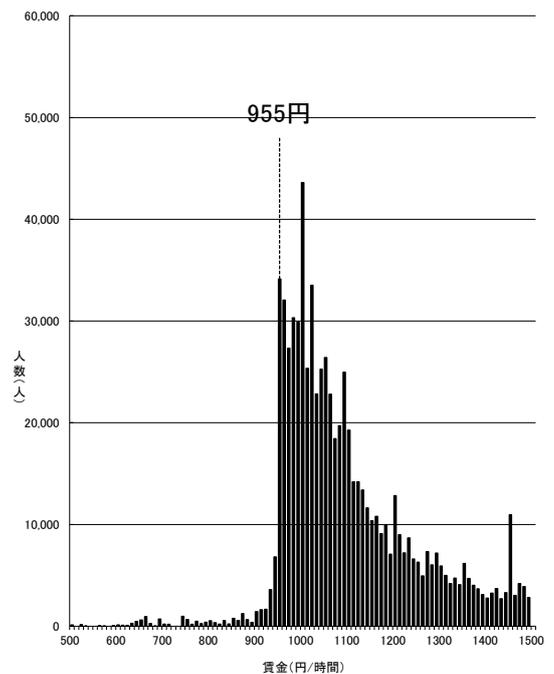
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)



愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

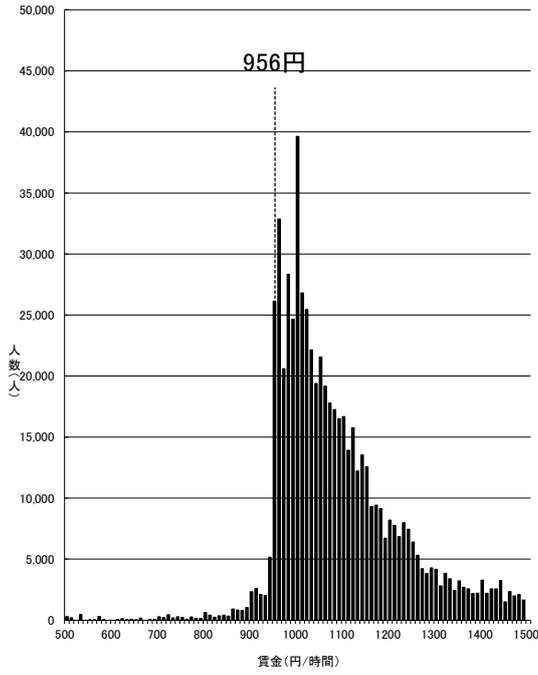
短時間労働者

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

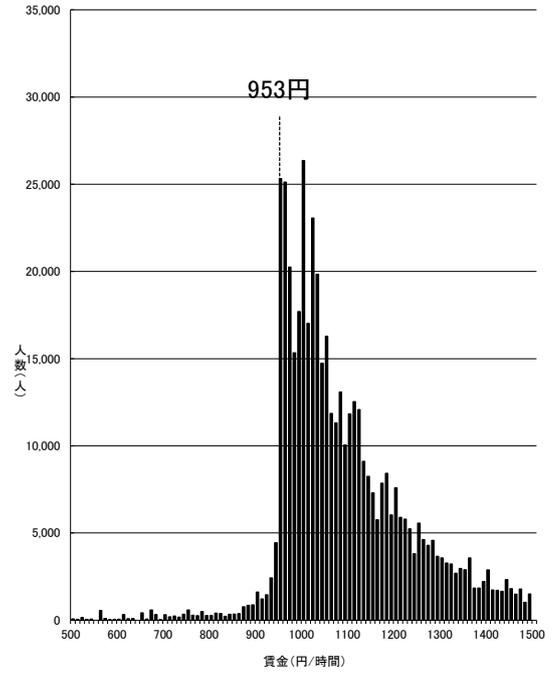


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

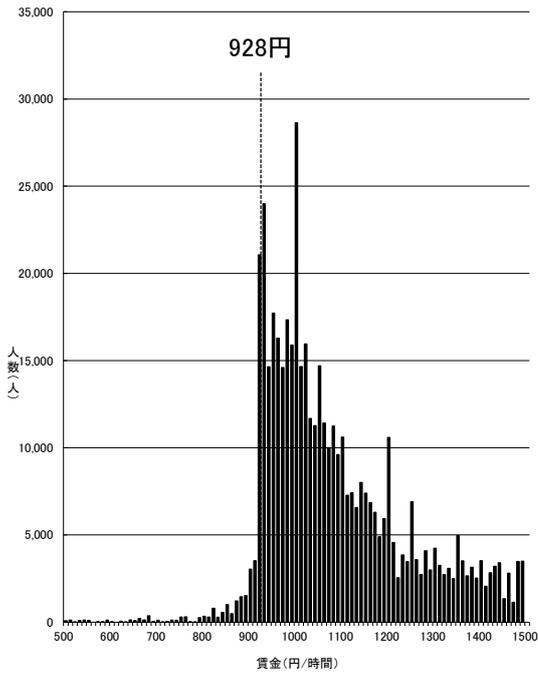


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

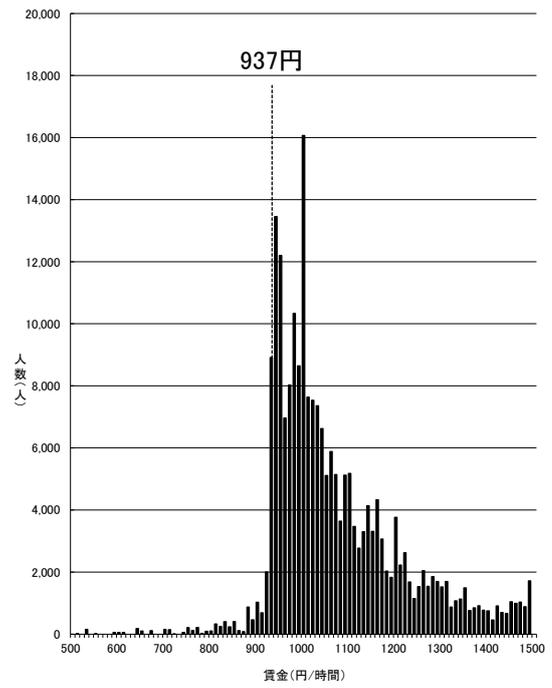


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

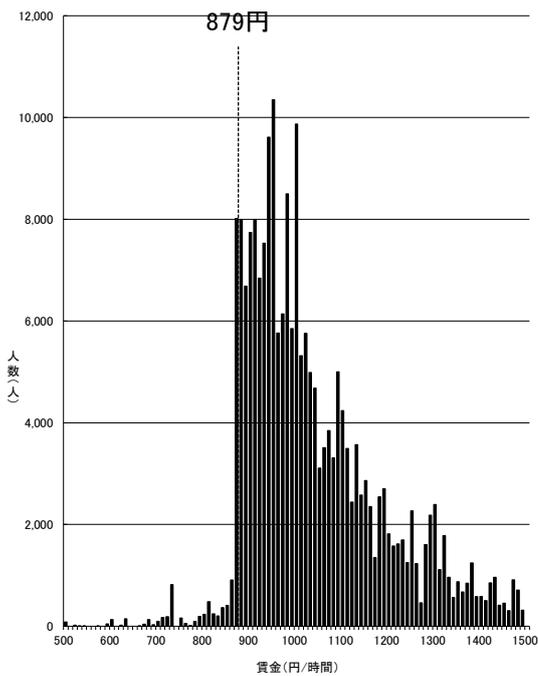


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

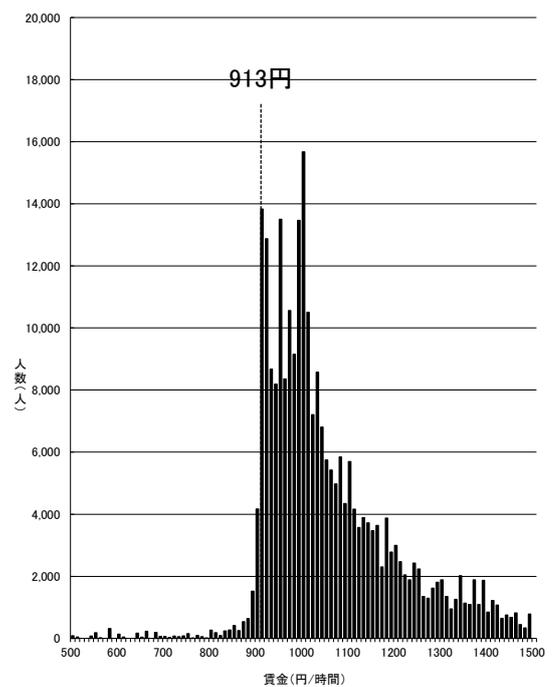


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

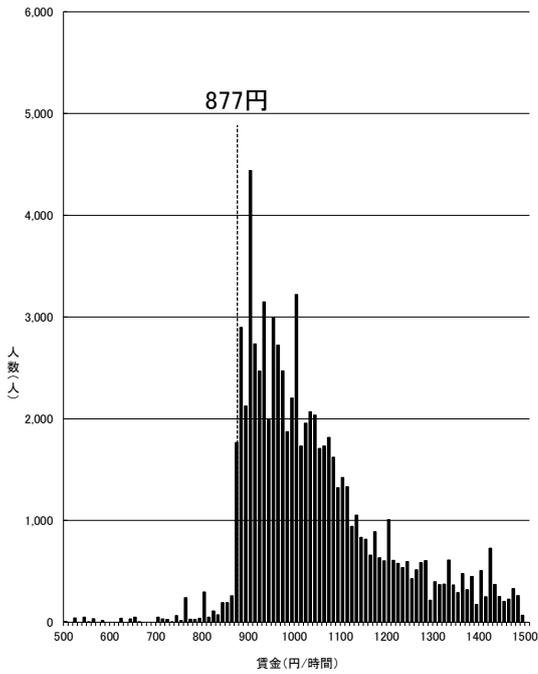


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

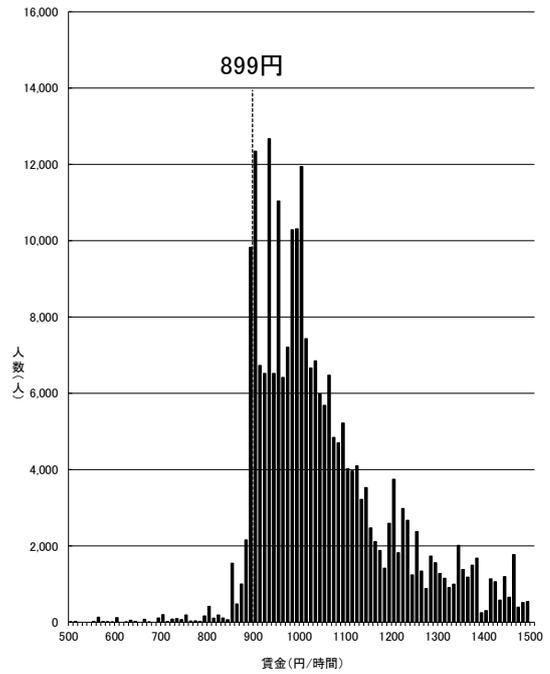


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

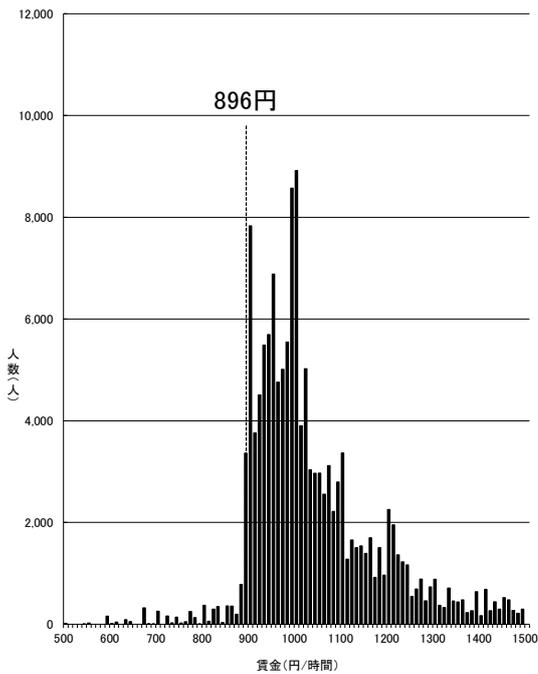


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

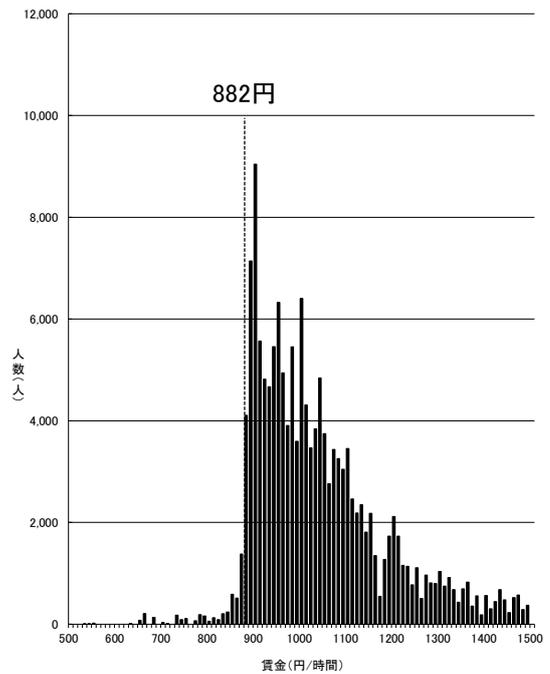


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

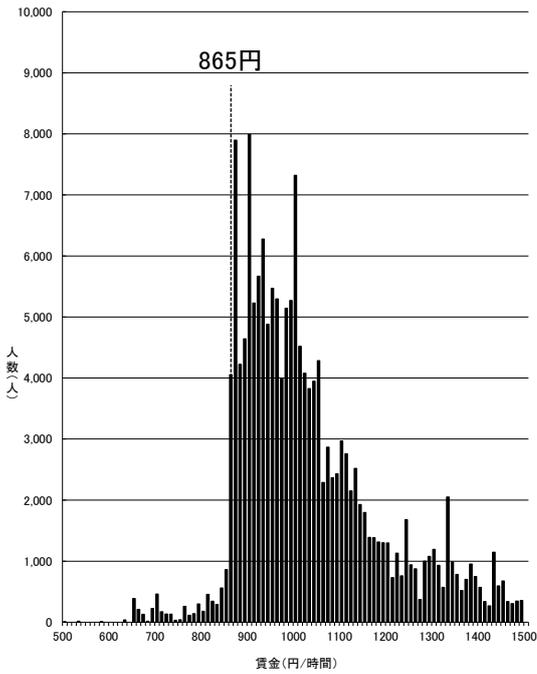


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

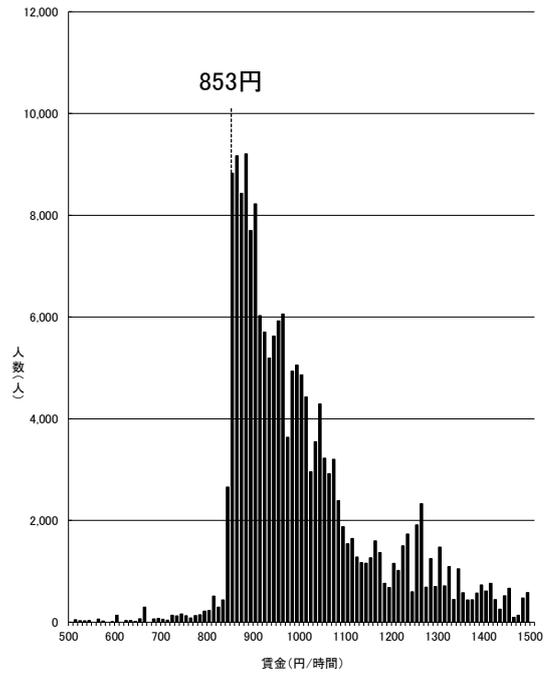


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

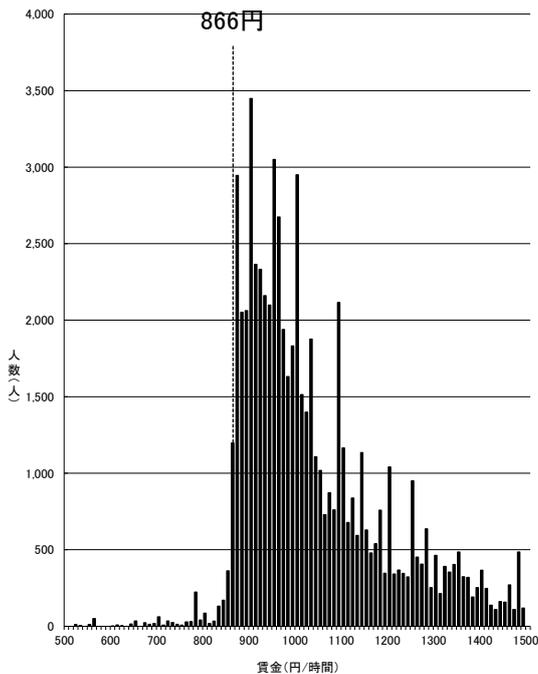


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

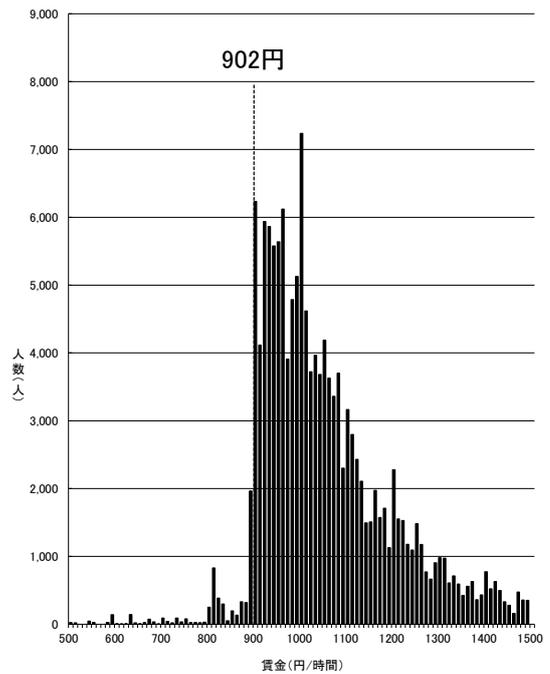


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

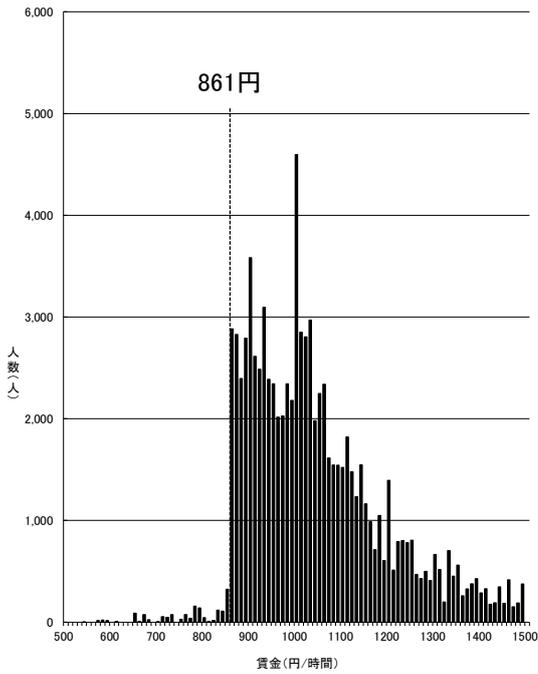


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

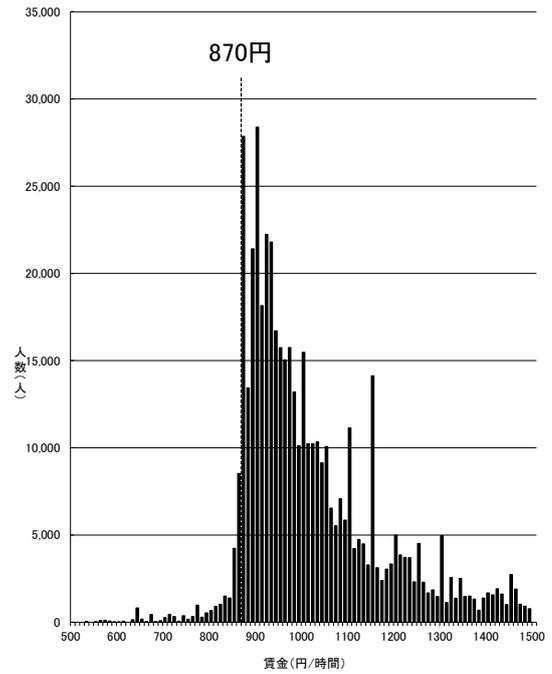


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

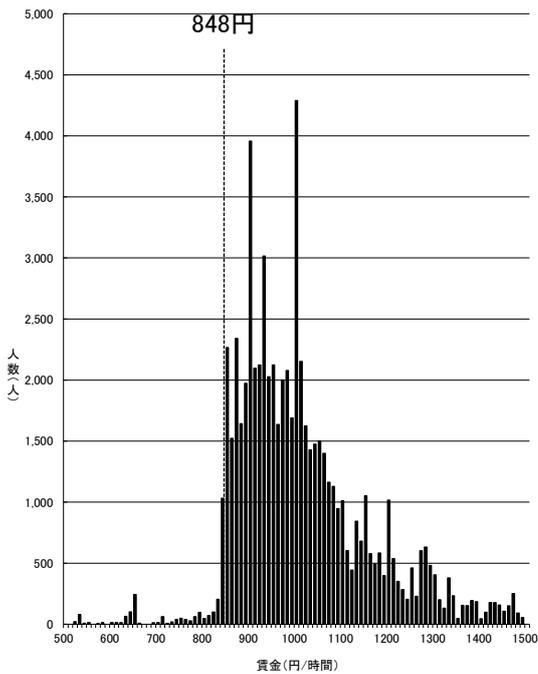


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

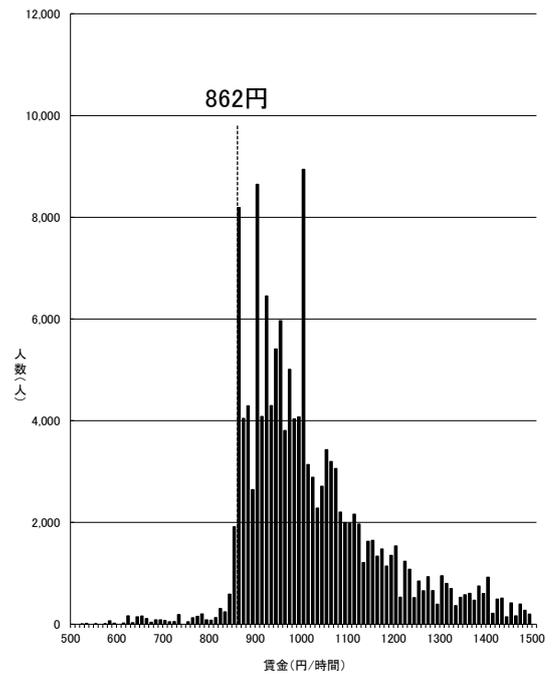


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

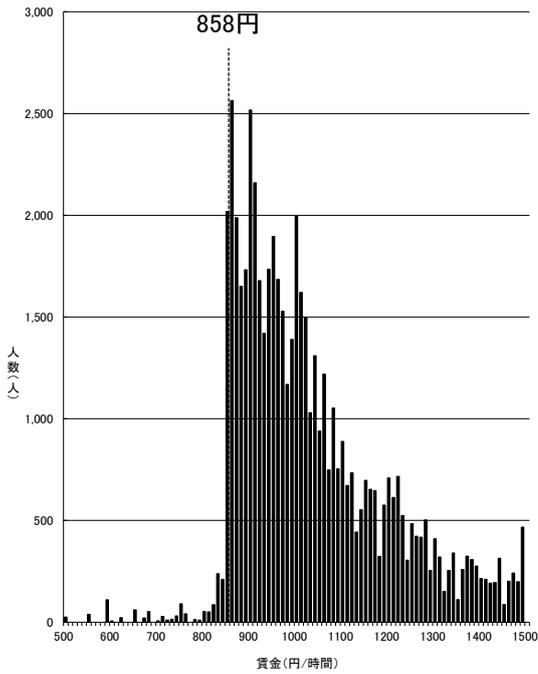


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

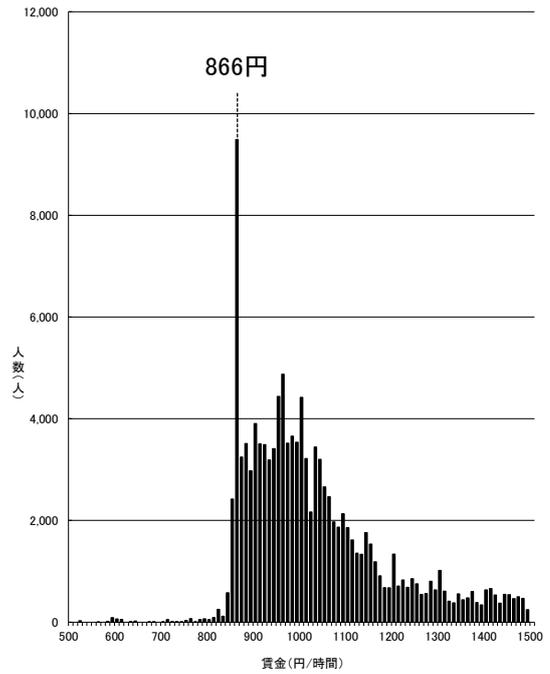


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

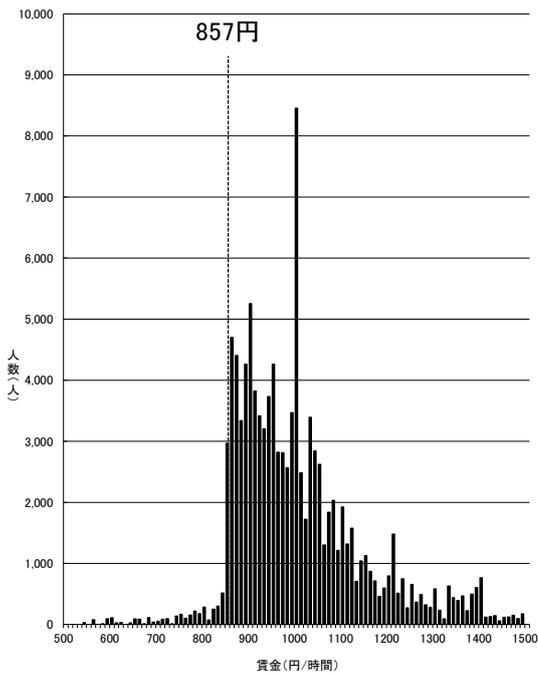


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

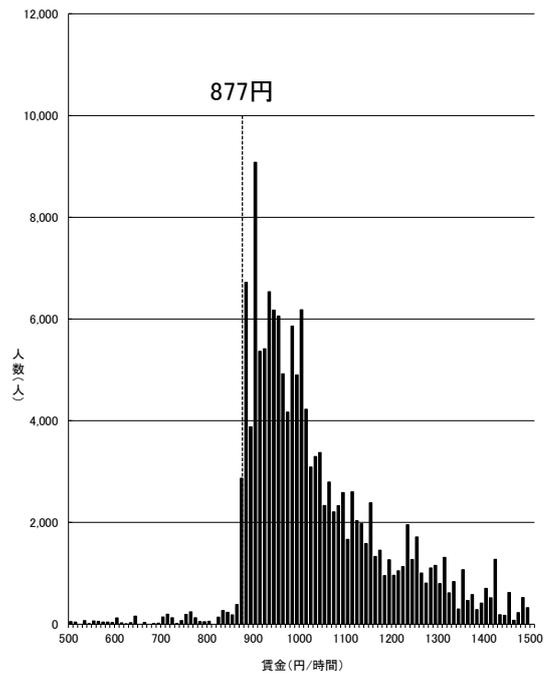


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

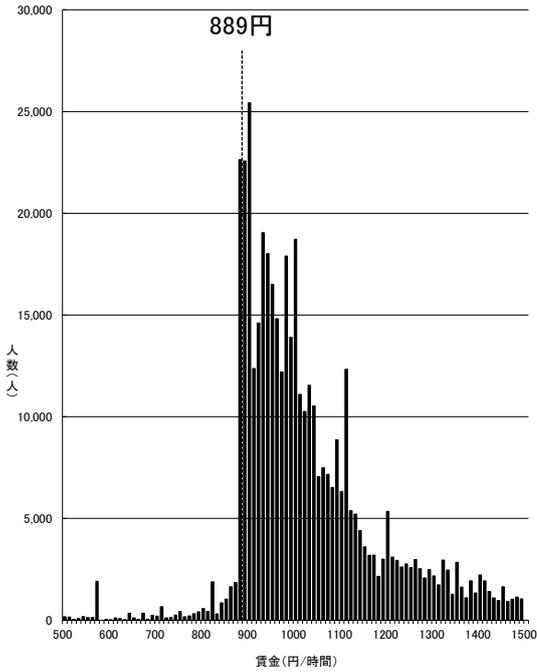


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

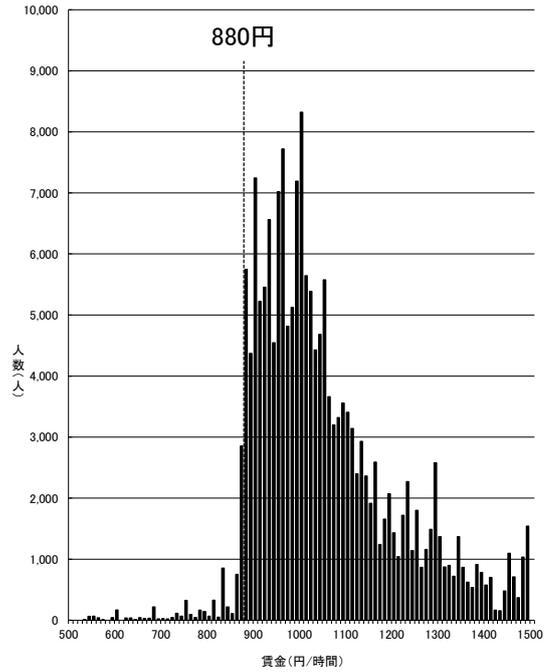


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

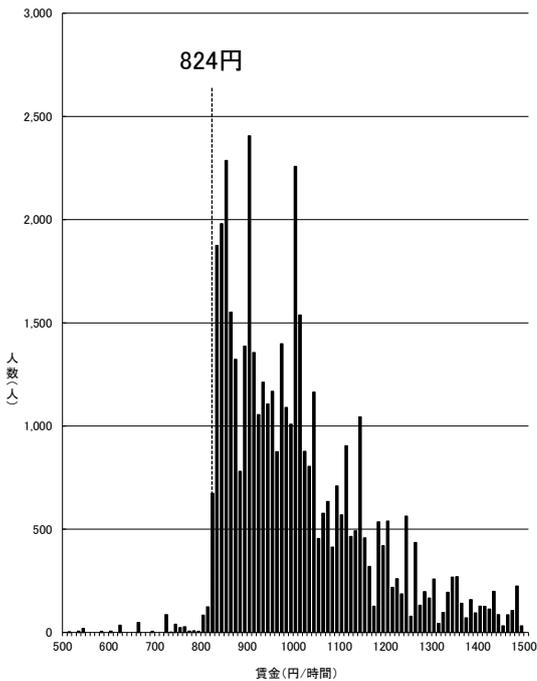


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

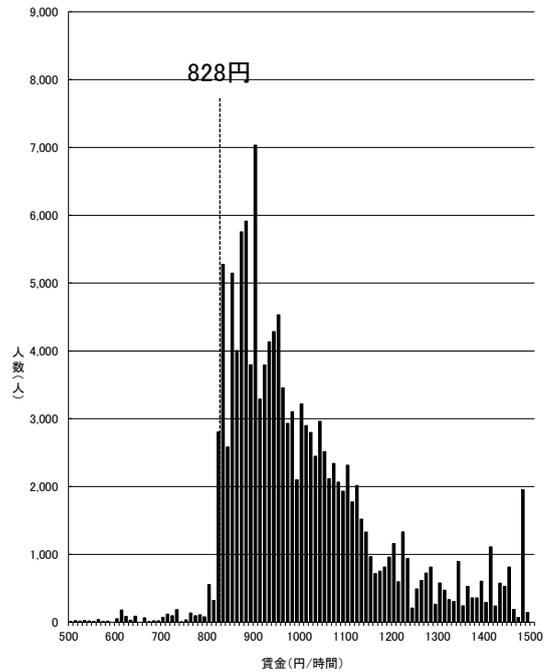


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

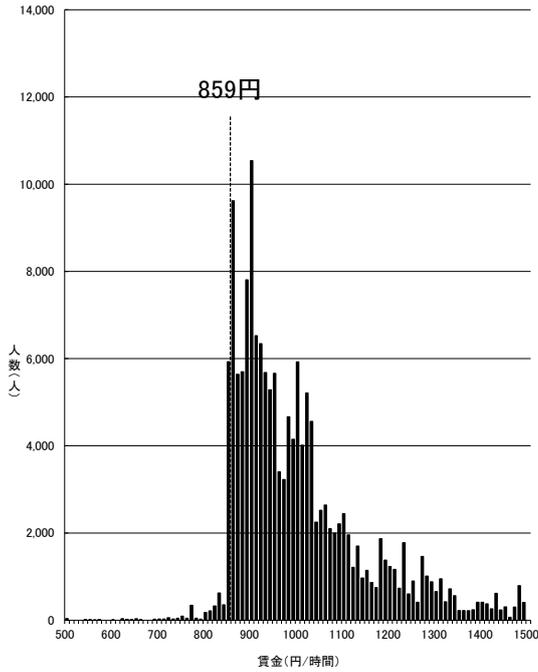


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

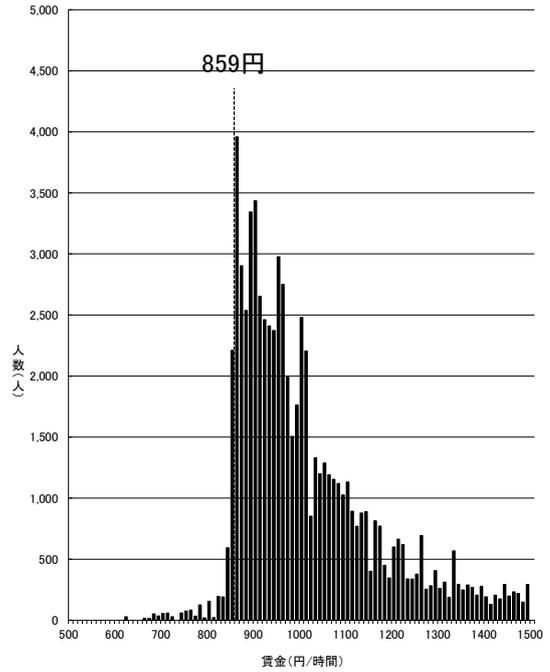


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

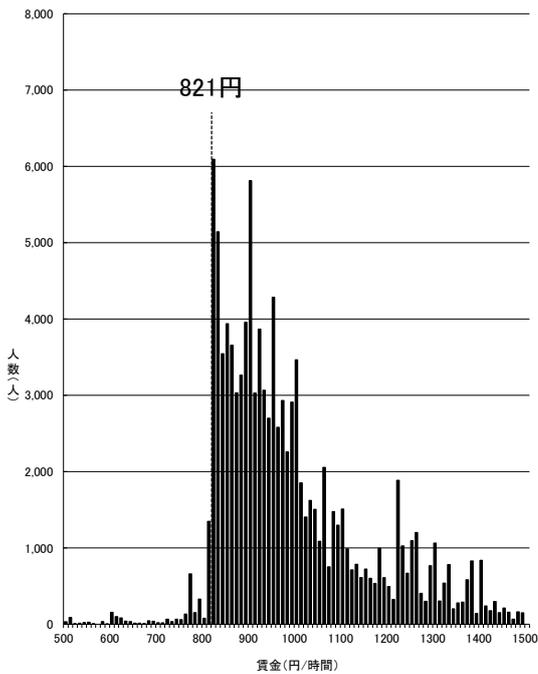


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

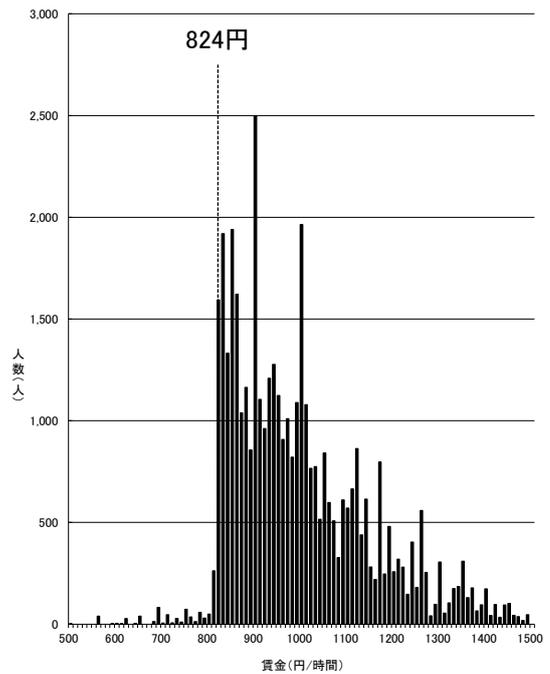


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

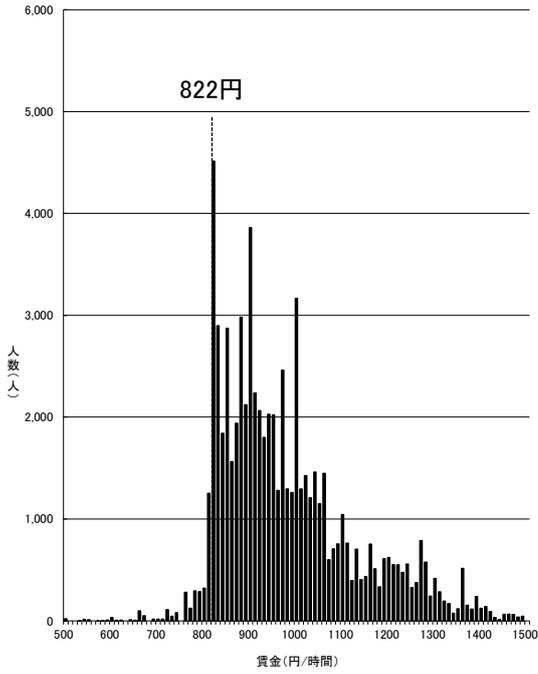


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

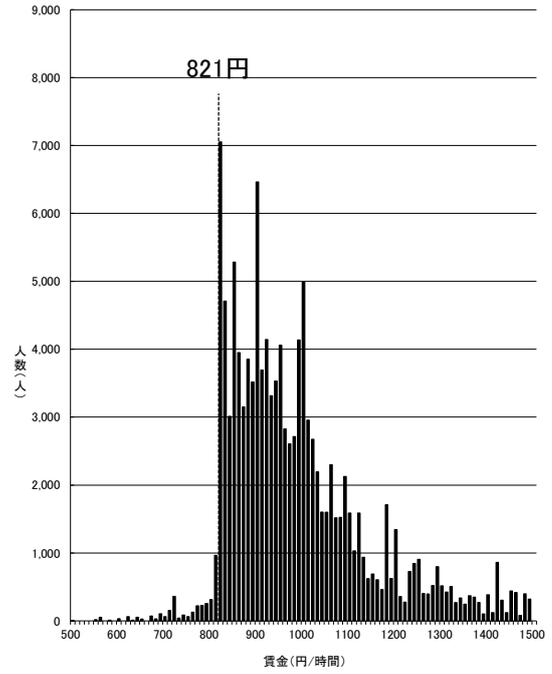


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

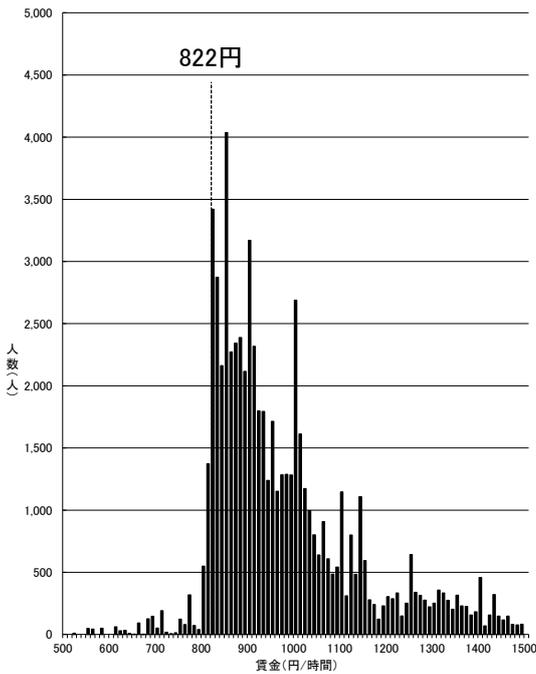


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

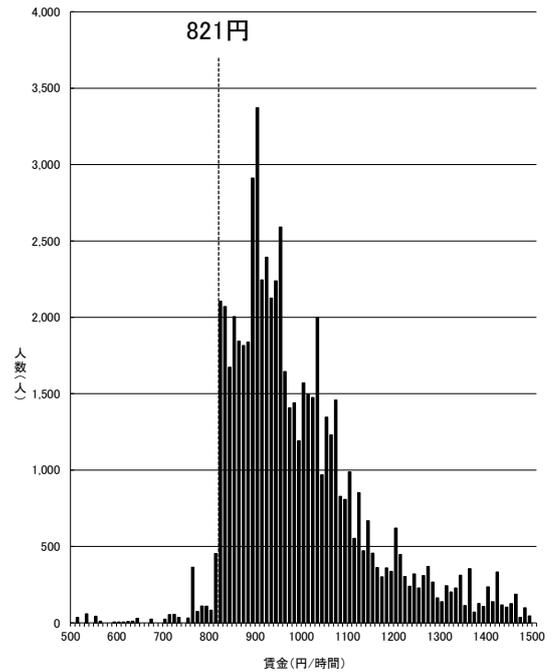


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

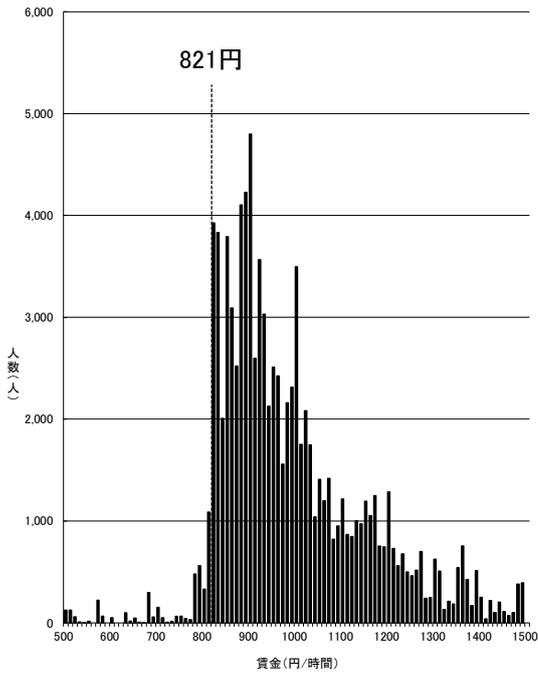


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

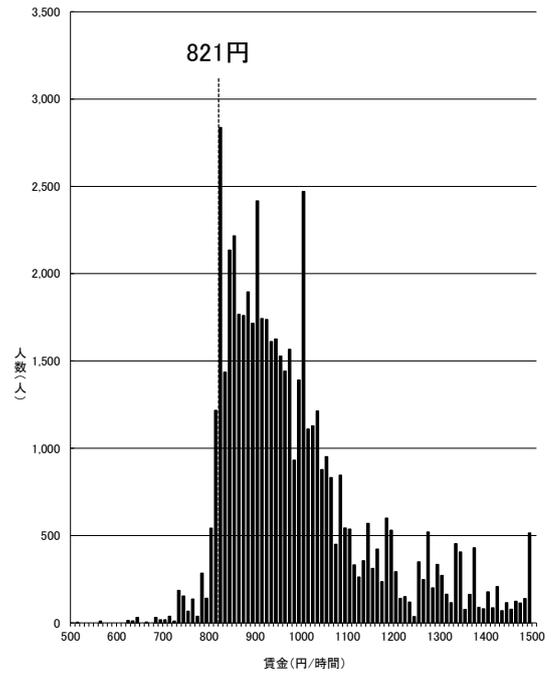


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

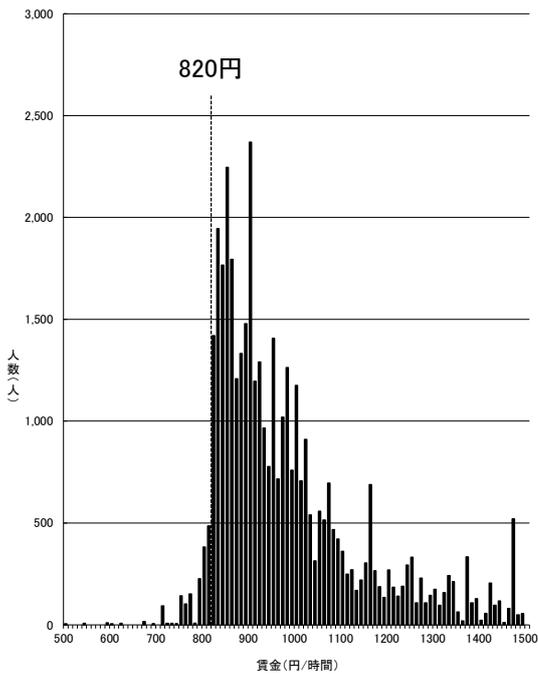


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

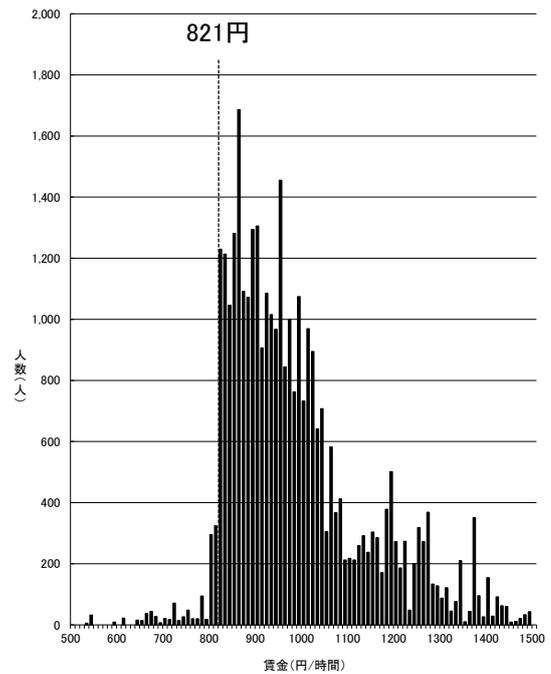


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

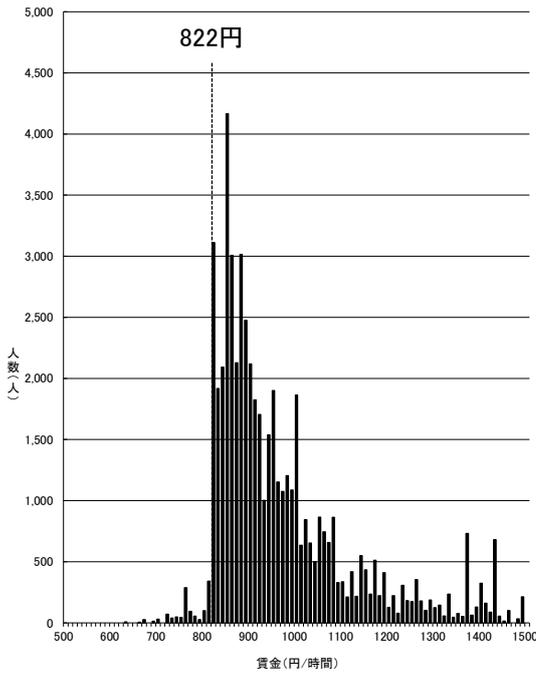


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

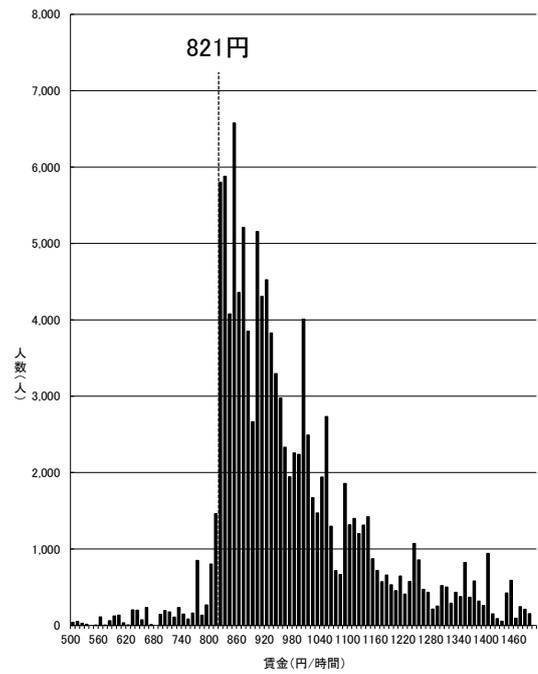


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

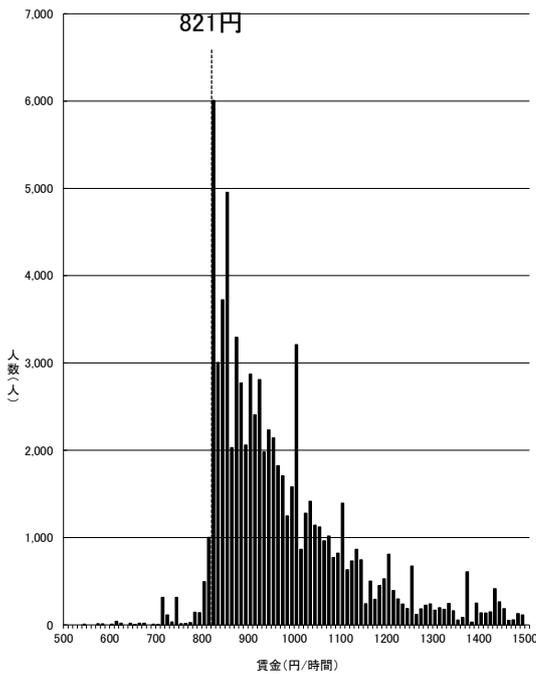


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

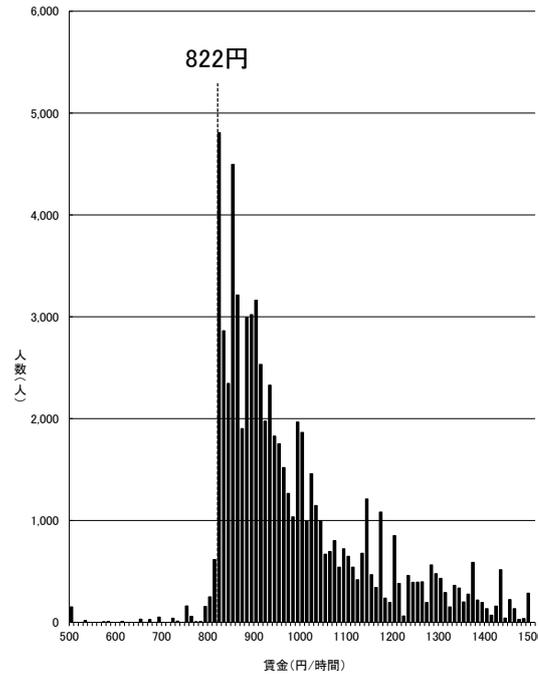


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

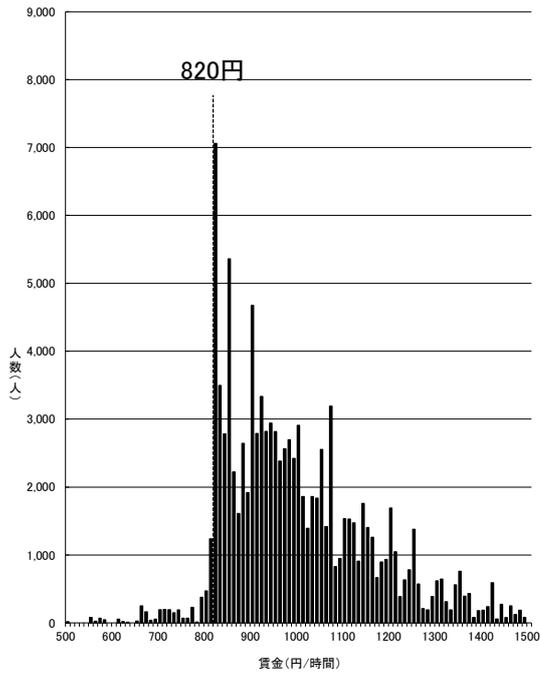


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和5年6月)主要経済指標)

I 我が国経済

- 1 四半期別 GDP 速報
- 2 個人消費
- 3 民間設備投資
- 4 住宅建設
- 5 公共投資
- 6 輸出・輸入・国際収支
- 7 生産・出荷・在庫
- 8 企業収益・業況判断
- 9 倒産
- 10 雇用情勢
- 11 物価
- 12 金融
- 13 景気ウォッチャー調査

II 海外経済

- 1 アメリカ
- 2 アジア地域
- 3 ヨーロッパ地域
- 4 国際金融

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報

2023年1-3月期（2次速報）の実質国内総生産は、前期比0.7%増（年率2.7%増）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（ ）内は寄与度、％）

	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2022年				2023年	
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)
実質国内総支出(GDP)					▲ 0.7	1.4	▲ 0.4	0.1	0.7	—
（前期比年率）	2.2	1.0	2.6	1.4	▲ 2.7	5.6	▲ 1.5	0.4	2.7	—
（前年同期比）					0.5	1.8	1.5	0.4	1.9	—
国内需要	(1.1)	(1.6)	(1.8)	(2.0)	(▲ 0.2)	(1.3)	(0.3)	(▲ 0.3)	1.0	(1.0)
民間需要	(0.5)	(1.7)	(1.4)	(1.9)	(▲ 0.2)	(1.1)	(0.2)	(▲ 0.4)	1.2	(0.9)
民間最終消費支出	0.4	2.0	1.5	2.4	▲ 1.1	1.7	0.1	0.2	0.5	(0.3)
民間住宅	▲ 1.1	▲ 4.6	▲ 1.1	▲ 4.4	▲ 1.8	▲ 1.8	▲ 0.5	0.1	▲ 0.1	(▲ 0.0)
民間企業設備	0.8	1.8	2.1	3.1	▲ 0.3	2.2	1.5	▲ 0.6	1.4	(0.2)
民間在庫変動	(0.2)	(0.5)	(0.4)	(0.2)	(0.5)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.4)	—	(0.4)
公的需要	(0.6)	(▲ 0.1)	(0.4)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.0)	(0.1)	0.3	(0.1)
政府最終消費支出	3.5	1.5	3.4	1.1	0.7	0.7	0.0	0.2	0.1	(0.0)
公的固定資本形成	▲ 1.9	▲ 7.0	▲ 6.4	▲ 3.0	▲ 3.8	0.7	0.9	0.0	1.5	(0.1)
財貨・サービスの純輸出	(1.0)	(▲ 0.6)	(0.8)	(▲ 0.6)	(▲ 0.5)	(0.1)	(▲ 0.6)	(0.4)	—	(▲ 0.3)
財貨・サービスの輸出	11.9	5.1	12.4	4.4	1.2	1.5	2.5	2.0	▲ 4.2	(▲ 0.9)
財貨・サービスの輸入	5.1	8.0	7.1	7.2	3.7	1.0	5.6	▲ 0.0	▲ 2.3	(0.6)
最終需要	2.0	0.6	2.3	1.2	▲ 1.2	1.5	▲ 0.3	0.5	0.3	—
実質国民総所得(GNI)	1.9	0.2	2.2	0.5	▲ 0.4	0.7	▲ 0.7	1.0	0.0	—
実質雇用者報酬	1.1	▲ 1.5	0.6	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 0.0	▲ 0.4	▲ 1.3	—

(名目値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2022年				2023年		
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)	(実額)
名目国内総支出(GDP)	1.9	1.3	2.4	2.0	0.1	1.2	▲ 0.9	1.2	2.0	—	—
(前年同期比)					0.9	1.5	1.2	1.6	3.9	—	—
(実額)					549.5	556.6	550.7	561.9	552.5	559.4	554.3
国内需要	(2.2)	(4.6)	(3.6)	(5.1)	(1.1)	(2.2)	(0.9)	(0.4)	1.5	(1.6)	594.0
民間需要	(1.3)	(4.2)	(2.8)	(4.5)	(0.9)	(2.1)	(0.6)	(0.1)	1.8	(1.4)	440.0
民間最終消費支出	1.0	4.9	2.7	5.5	0.5	2.5	0.4	0.9	1.7	(0.9)	318.2
民間住宅	4.0	1.9	6.3	0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.0	▲ 0.5	(▲ 0.0)	21.1
民間企業設備	2.4	5.9	4.7	7.4	0.7	3.7	2.6	0.3	1.5	(0.3)	98.4
民間在庫変動	(0.3)	(0.5)	(0.4)	(0.3)	(0.5)	(0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.5)	—	(0.2)	2.2
公的需要	(0.9)	(0.5)	(0.8)	(0.6)	(0.2)	(0.1)	(0.3)	(0.3)	0.7	(0.2)	154.0
政府最終消費支出	4.0	3.0	4.5	2.5	1.4	▲ 0.2	1.6	0.5	0.5	(0.1)	123.3
公的固定資本形成	0.4	▲ 2.7	▲ 3.3	1.3	▲ 2.8	2.5	1.9	0.6	1.5	(0.1)	30.7
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.3)	(▲ 3.3)	(▲ 1.2)	(▲ 3.0)	(▲ 0.9)	(▲ 0.9)	(▲ 1.8)	(0.8)	—	(0.4)	▲ 22.0
財貨・サービスの輸出	19.5	20.0	23.0	18.2	4.3	8.3	5.6	2.4	▲ 6.8	(▲ 1.6)	119.3
財貨・サービスの輸入	20.8	37.3	30.3	32.1	8.4	11.5	12.2	▲ 0.9	▲ 7.2	(2.0)	141.3
最終需要	1.7	0.8	2.0	1.8	▲ 0.4	1.1	▲ 0.7	1.5	1.8	—	—
GDPデフレーター	▲ 0.2	0.2	▲ 0.2	0.6	0.8	▲ 0.1	▲ 0.5	1.1	1.3	—	—
(前年同期比)					0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	1.2	2.0	—	—

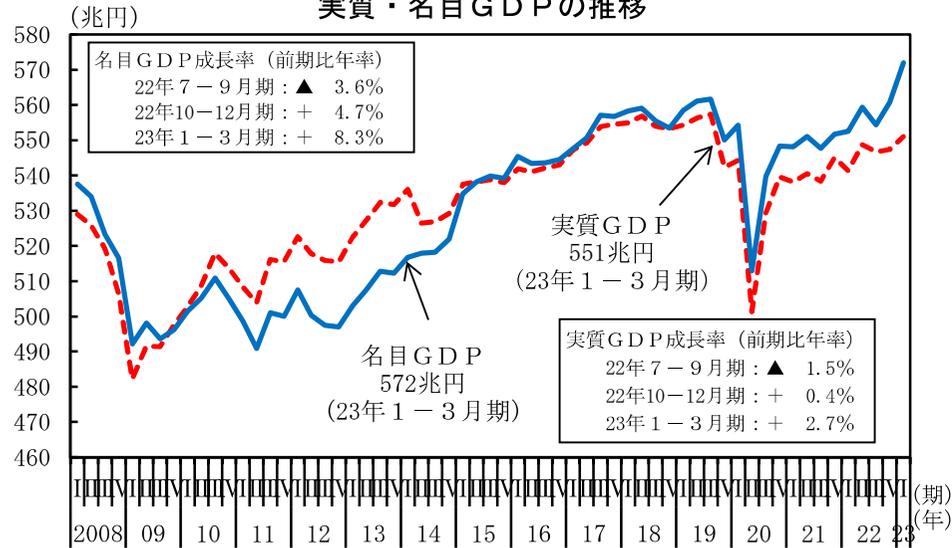
(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。

体系基準年(名目値のベンチマークとなる年) : 2015年

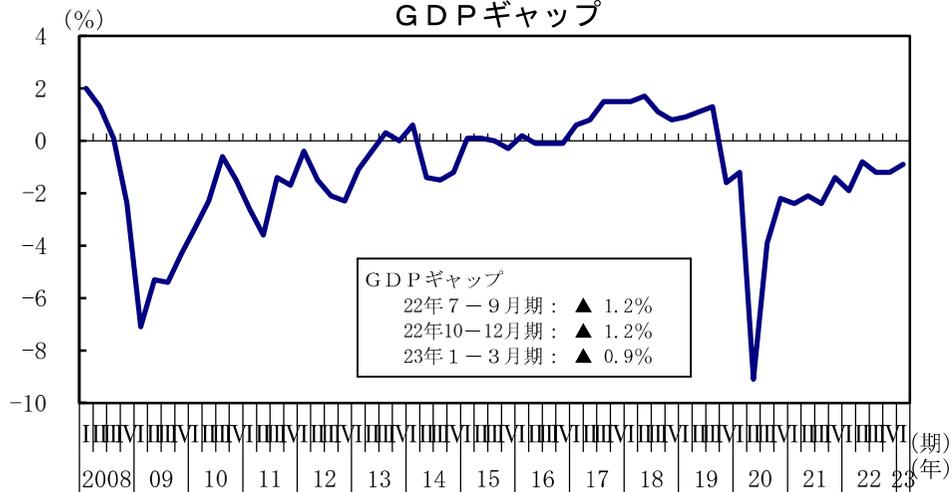
基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年) : 前暦年

実額は季節調整系列(単位: 兆円)

実質・名目GDPの推移



GDPギャップ



(備考) 上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
 値は「2023年1-3月期四半期別GDP速報（2次速報値）」による。
 下図：内閣府「2023年1-3月期四半期別GDP速報（1次速報値）」等に基づく内閣府試算値。

(参考) 経済見通し等

(())内は寄与度

	2021年度 (令和3年度) 実績 (%)	2022年度 (令和4年度) 実績見込み (%程度)	2023年度 (令和5年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	2.5	1.7	1.5
国内需要	(1.8)	(2.3)	(1.6)
民間需要	(1.4)	(2.3)	(2.1)
民間最終消費支出	1.5	2.8	2.2
民間住宅	▲ 1.1	▲ 4.0	1.1
民間企業設備	2.1	4.3	5.0
公的需要	(0.4)	(▲ 0.0)	(▲ 0.5)
政府最終消費支出	3.4	1.0	▲ 2.3
公的固定資本形成	▲ 6.4	▲ 4.3	▲ 0.5
財貨・サービスの純輸出	(0.8)	(▲ 0.5)	(▲ 0.1)
財貨・サービスの輸出	12.3	4.7	2.4
(控除) 財貨・サービスの輸入	7.1	6.9	2.5
名目国内総生産	2.4	1.8	2.1
GDPデフレーター	▲ 0.1	0.0	0.6
消費者物価上昇率	0.1	3.0	1.7

(備考) 内閣府「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2. 個人消費

個人消費は、持ち直している。

(金額等)

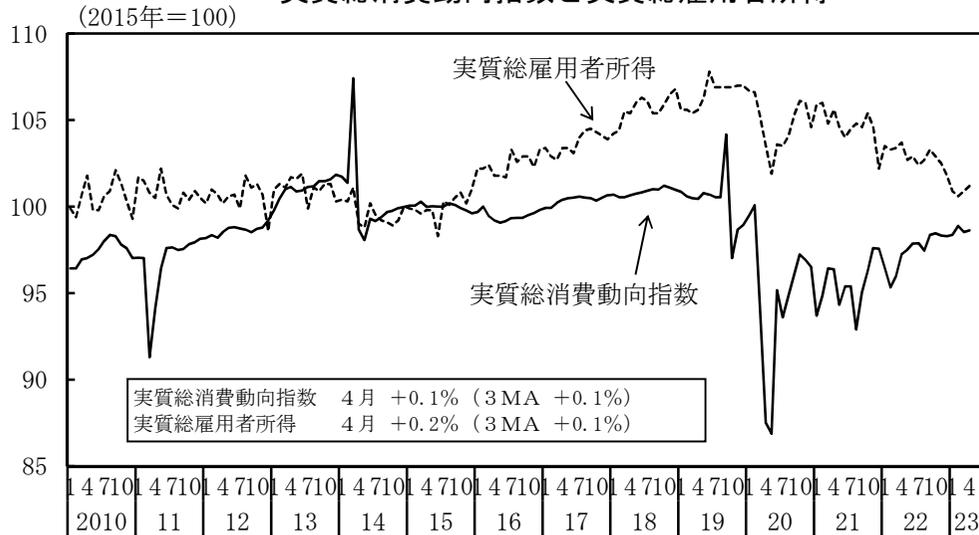
(前年同期比 (%)、[]内は暦年前年比 (%)、()内は季調済前期比 (%)、< >は季調済前月差 (ポイント))

	[2022年] 2022年度	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7－9月	10－12月	2023年 1－3月	2023年 2月	3月	4月	5月
実質総消費動向指数	—	[0.7] 1.7	[2.0] 2.5	(0.4)	(0.5)	(0.2)	(0.5)	(▲0.3)	(0.1)	—
実質総雇用者所得	—	[▲0.1] ▲0.4	[▲1.6] ▲1.8	(▲0.3) ▲1.9	(▲0.4) ▲1.4	(▲1.5) ▲2.4	(▲0.3) ▲2.6	(0.3) ▲1.7	(0.2) ▲3.1	—
名目総雇用者所得	—	[0.7] 1.0	[1.8] 1.9	(0.1) 1.6	(0.4) 2.9	(0.0) 1.2	(▲0.5) 0.6	(0.8) 1.2	(0.8) 1.0	—
消費者態度指数	—	—	—	—	—	—	<0.0>	<2.6>	<1.5>	<0.6>

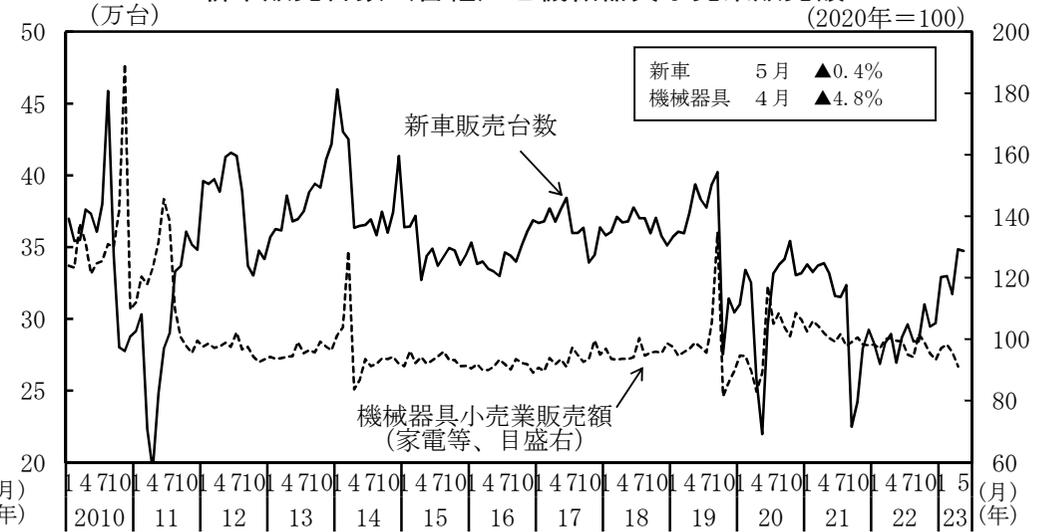
家計調査	実質消費支出	—	[0.7] 1.6	[1.2] 0.7	(▲1.0) 3.6	(0.2) ▲0.5	(▲0.3) ▲0.4	(▲2.4) 1.6	(▲0.8) ▲1.9	(▲1.3) ▲4.4	—
	実質消費支出 (除く住居等)	—	[0.4] 1.2	[1.4] 1.3	(▲0.7) 3.2	(0.7) 0.4	(▲0.4) 1.0	(0.2) 2.0	(▲0.3) ▲0.2	(▲0.7) ▲2.1	—
販売側統計	小売業販売額 (商業動態統計、名目)	[154.4兆円] 156.8兆円	[1.9] 1.8	[2.6] 4.1	(1.3) 3.7	(1.2) 3.6	(2.4) 6.4	(2.1) 7.3	(0.3) 6.9	(▲1.1) 5.1	—
	百貨店販売額 (全店、名目)	[5.5兆円] 5.7兆円	[4.5] 8.9	[12.3] 14.2	(3.2) 16.6	(2.3) 5.8	(▲1.5) 13.5	(6.0) 18.8	(▲2.0) 8.6	(0.7) 7.6	—
	スーパー販売額 (全店、名目)	[15.2兆円] 15.2兆円	[▲0.3] ▲0.3	[1.0] 1.3	(1.1) 0.4	(1.8) 3.3	(▲0.1) 1.8	(▲0.3) 1.1	(▲0.8) 1.7	(1.5) 4.4	—
	コンビニエンスストア販売額 (全店、名目)	[12.2兆円] 12.4兆円	[1.3] 2.4	[3.8] 4.6	(▲0.2) 3.7	(4.5) 6.0	(0.5) 5.4	(0.8) 6.2	(0.0) 6.0	(▲0.4) 5.3	—
	機械器具小売業販売額	[9.7兆円] 9.7兆円	[0.7] ▲3.7	[▲2.9] ▲2.1	(▲2.7) ▲3.1	(▲1.1) ▲2.6	(1.1) ▲2.2	(1.2) 1.4	(▲2.6) ▲3.9	(▲4.8) ▲7.2	—
	新車販売台数(登録・届出) (乗用車、軽を含む)	[344.8万台] 361.4万台	[▲3.5] ▲10.1	[▲6.2] 4.2	(2.1) 2.1	(4.3) 10.7	(8.2) 16.7	(0.2) 22.9	(▲3.8) 12.1	(9.8) 18.5	(▲0.4) 28.4

- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、総務省「労働力調査(基本集計)」、「家計調査」、「消費動向指数(CTI)」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Pは速報値。なお、総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数の季節調整は内閣府による。
2. 名目総雇用者所得は、毎月勤労統計調査の現金給与総額に、労働力調査の非農林業雇用者数を乗じることで作成。実質総雇用者所得は、名目総雇用者所得を、国民経済計算における家計最終消費支出デフレーター(除く持ち家の帰属家賃)(月次の値は消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合))で除することにより作成。
3. 総消費動向指数の年度、総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。
4. 2022年の名目消費支出は290,865円(月平均)。家計調査の実質消費支出(除く住居等)は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。
5. 小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計(経済産業省)により作成。

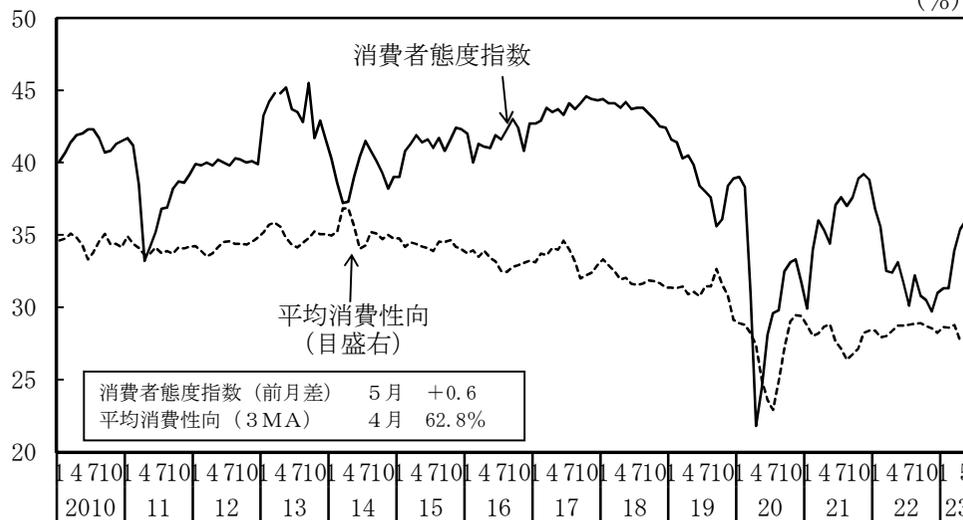
実質総消費動向指数と実質総雇用者所得



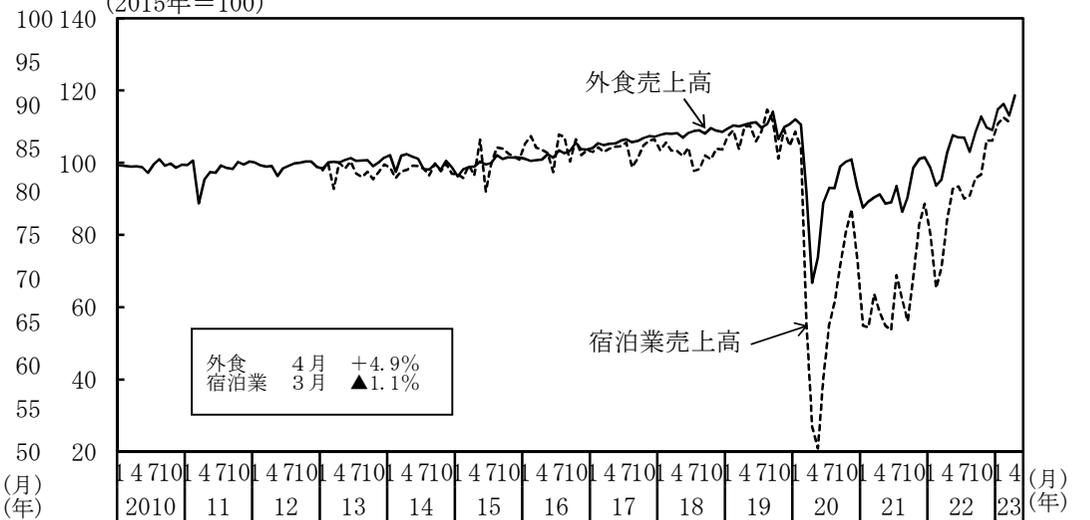
新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額



消費者態度指数と平均消費性向



外食売上高と宿泊業売上高



(備考) 上図：内閣府「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数 (CTI)」により作成。実質季節調整値。
 下図：内閣府「消費動向調査」、総務省「家計調査」により作成。
 平均消費性向 (季節調整値、二人以上の世帯のうち勤労者世帯) は後方3か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。
 消費者態度指数 (季節調整値、二人以上の世帯) は、2013年4月より訪問留置調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年4月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
 下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。宿泊業売上高は、総務省「サービス産業動向調査」(2013年1月からの調査結果)により作成。2023年1月以降は速報値。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資 設備投資は、持ち直している。

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

法人企業統計季報	[2022年実績] 2022年度実績	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年度 上期	2022年度 下期	2022年 4－6月期	7－9月期	10－12月期	2023年 1－3月期
全産業	[50.0兆円] 51.6兆円	[▲ 0.2] 3.4	[6.1] 8.5	7.3	9.5	(5.2) 4.6	(2.1) 9.8	(0.8) 7.7	(2.3) 11.0
製造業	[17.3兆円] 17.9兆円	[0.3] 4.1	[8.1] 9.8	10.7	8.9	(9.4) 13.7	(▲ 4.0) 8.2	(1.0) 6.0	(4.8) 11.3
非製造業	[32.6兆円] 33.7兆円	[▲ 0.5] 3.0	[5.0] 7.9	5.5	9.9	(3.0) ▲ 0.0	(5.6) 10.7	(0.7) 8.6	(1.0) 10.8
大中堅企業	[36.8兆円] 38.0兆円	[▲ 3.7] 0.7	[4.7] 7.5	6.9	7.9	(7.8) 8.9	(▲ 4.1) 5.2	(1.5) 4.2	(5.4) 10.5
中小企業	[13.2兆円] 13.6兆円	[11.5] 12.0	[10.0] 11.7	8.3	14.9	(▲ 2.2) ▲ 5.7	(22.3) 22.9	(▲ 1.0) 17.3	(▲ 5.8) 12.6

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実績はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
2. ソフトウェア投資を含む。

(前年同期(月)比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2022年実績] 2022年度実績	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7－9月	10－12月	2023年 1－3月	2023年 2月	3月	4月
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	—	[11.7] 12.1	[6.4] 4.8	(8.1) 13.8	(▲ 5.1) 5.5	(▲ 6.5) ▲ 0.8	(7.2) 2.2	(▲ 1.8) ▲ 0.1	(1.1) ▲ 2.9
資本財総供給指数 (除く輸送機械)	—	[11.3] 12.4	[4.6] 1.5	(5.0) 7.2	(▲ 4.5) 1.0	(▲ 1.3) ▲ 3.1	(0.5) 3.4	(▲ 6.1) ▲ 2.3	P P ▲ 6.8
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[10.7兆円] 10.8兆円	[6.8] 9.3	[5.2] 4.1	(▲ 1.6) 7.9	(▲ 4.7) ▲ 3.6	(2.6) 1.8	(▲ 4.5) 9.8	(▲ 3.9) ▲ 3.5	(5.5) ▲ 5.9
建築着工 工事費予定額 (民間非居住用)	[10.2兆円] 10.4兆円	[12.2] 9.5	[4.3] 8.1	(▲ 3.4) 34.9	(▲ 13.2) ▲ 15.1	(▲ 7.2) 9.8	(▲ 13.3) 3.6	(▲ 17.2) ▲ 8.4	(63.3) 1.5

4－6月期見通し
(4.6)

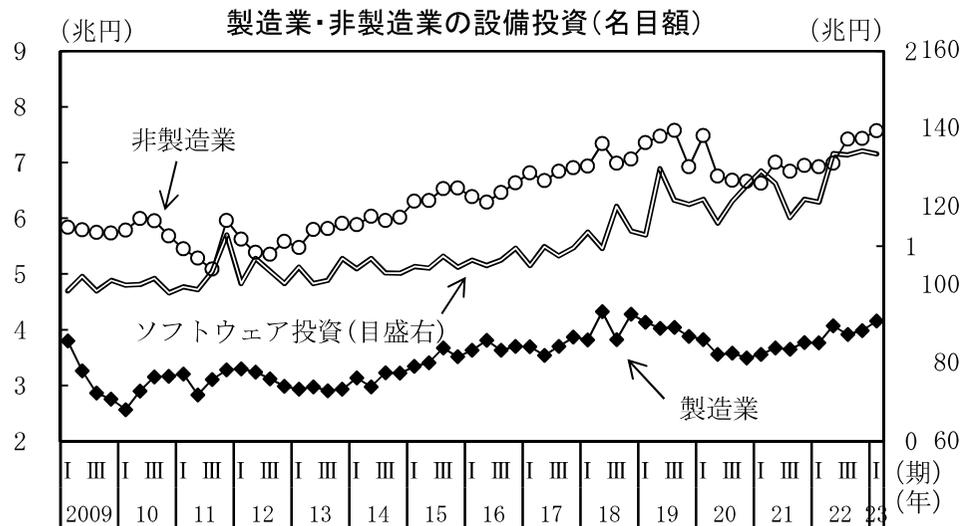
(備考) 1. Pは速報値。
2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、()内は原数値の前期(月)比としている。

主要機関の設備投資アンケート調査結果

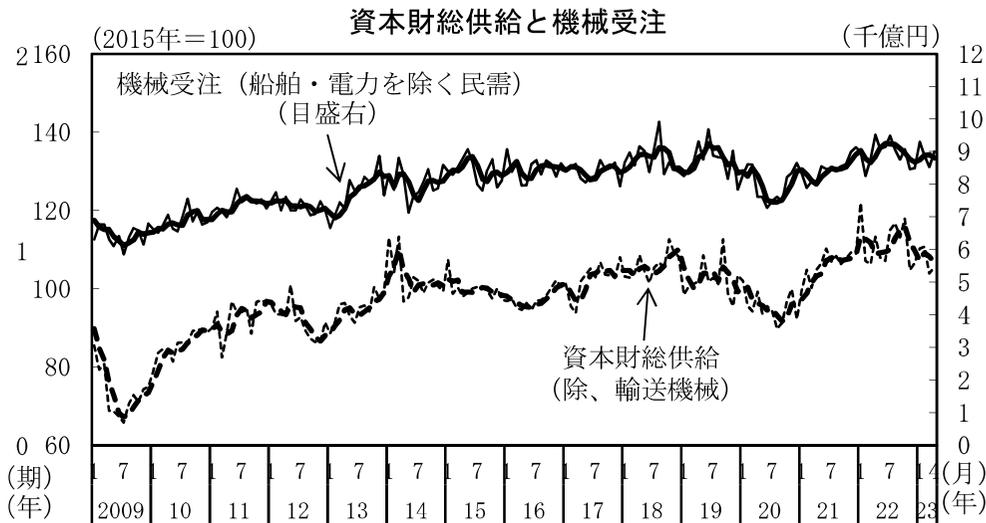
(前年度比、%)

機関名	日本銀行				日本政策投資銀行		日本経済新聞社		内閣府・財務省			
調査名	全国企業短期経済観測調査				全国設備投資計画調査		設備投資動向調査		法人企業景気予測調査			
調査対象企業	全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金1億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2022年度	2023年度
全産業	11.0	4.4	13.5	3.2	1.0	5.6	▲ 3.8	26.8	10.8	25.1	8.6	11.2
(除く電力)	11.5	4.7	14.4	3.4	1.0	5.6	▲ 2.7	25.2	—	—	8.5	11.4
製造業	13.2	4.6	13.9	3.2	8.8	5.4	3.5	30.7	16.3	28.2	16.3	21.8
非製造業	8.6	4.3	13.0	3.1	▲ 3.9	5.7	▲ 7.2	24.8	3.2	20.6	4.7	6.6
(除く電力)	9.3	4.8	15.1	3.7	▲ 3.9	5.7	▲ 6.3	21.9	—	—	4.4	6.7
電力	3.5	0.3	2.8	▲ 0.6	▲ 2.0	▲ 0.1	▲ 10.9	49.5	—	—	10.4	4.2
調査時点	2023年2月～3月						2022年6月		2022年10月		2023年5月	
発表時期	2023年4月						2022年8月		2022年12月		2023年6月	
回答社数	9,199		1,814		4,823		1,758		950		11,042	

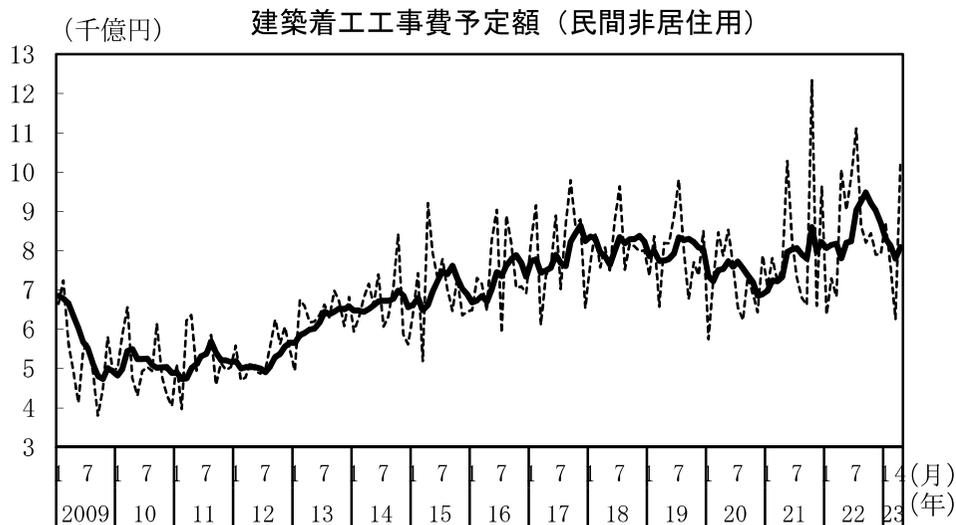
(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。
2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。



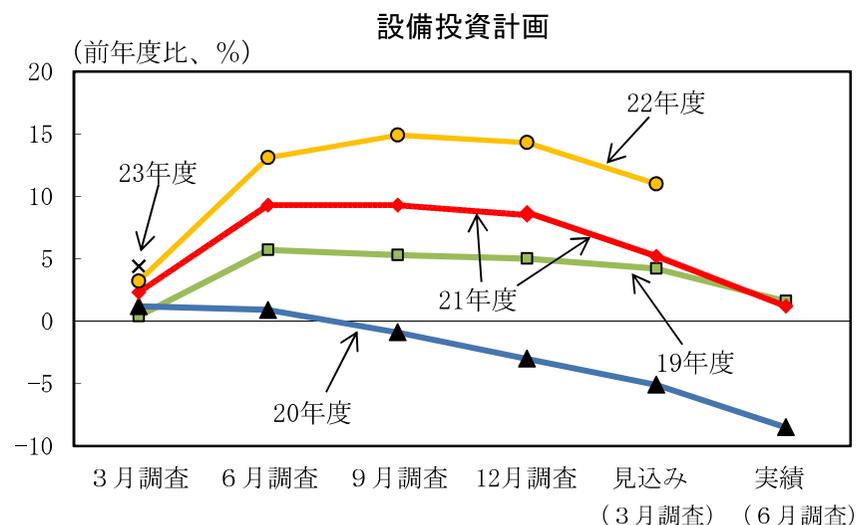
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
 2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。
 ソフトウェア投資は季節調整値。



(備考) 1. 経済産業省「鉱工業総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
 2. 太線は後方3か月移動平均。



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
 2. 太線は後方6か月移動平均。



(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
 2. 2022年3月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、2021年度のグラフが不連続となっている。

4. 住宅建設

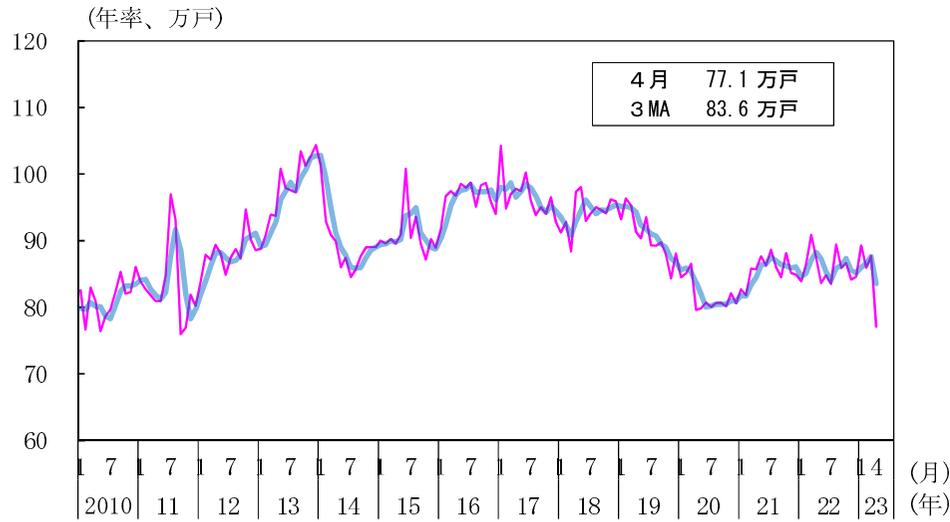
住宅建設は、底堅い動きとなっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

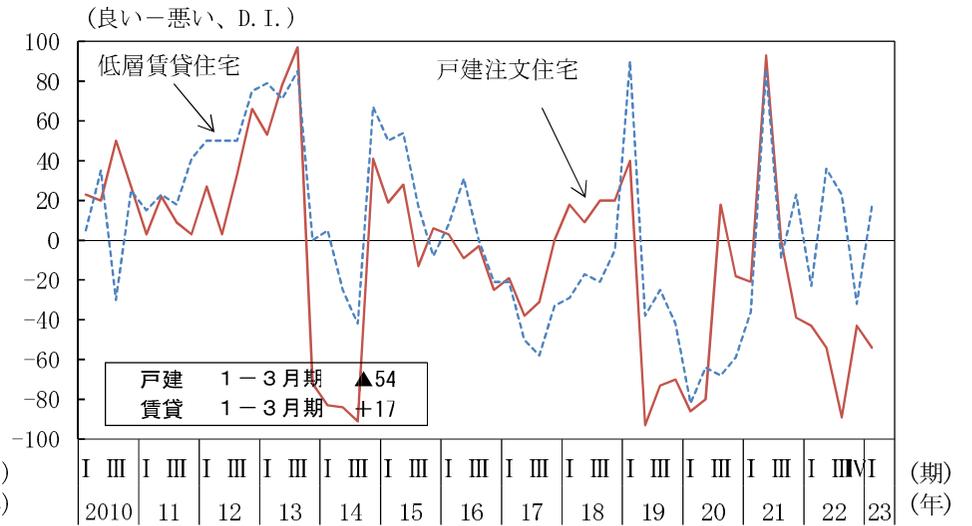
	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7-9月	10-12月	2023年 1-3月	2023年 2月	3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸) (万戸)	[85.6]	[86.0]	86.3	85.1	87.6	85.9	87.7	77.1
	86.6	86.1	86.3	85.1	87.6	85.9	87.7	77.1
	[5.0]	[0.4]	(1.2)	(▲ 1.3)	(2.9)	(▲ 3.8)	(2.0)	(▲ 12.1)
	6.6	▲ 0.6	0.0	▲ 1.6	0.6	▲ 0.3	▲ 3.2	▲ 11.9
建築主が民間	[5.2]	[0.5]	(1.2)	(▲ 1.4)	(2.9)	(▲ 3.8)	(▲ 0.7)	(▲ 11.9)
	6.6	▲ 0.6	0.2	▲ 2.0	0.6	▲ 0.1	▲ 4.1	▲ 13.0
持家	[9.4]	[▲ 11.3]	(▲ 2.0)	(▲ 3.9)	(▲ 1.3)	(3.6)	(▲ 8.0)	(▲ 0.8)
	6.9	▲ 11.8	▲ 12.8	▲ 15.7	▲ 8.9	▲ 4.6	▲ 13.6	▲ 11.6
貸家	[4.8]	[7.4]	(1.7)	(1.2)	(2.5)	(1.0)	(9.8)	(▲ 12.9)
	9.2	5.0	6.3	8.4	3.0	4.7	0.9	▲ 2.8
分譲	[1.5]	[4.7]	(3.2)	(▲ 2.3)	(8.4)	(▲ 15.1)	(0.1)	(▲ 19.8)
	3.9	4.5	7.1	1.8	6.5	▲ 1.8	▲ 0.4	▲ 21.8
一戸建て	[7.8]	[3.5]	(2.0)	(▲ 3.6)	(▲ 3.2)	(2.5)	(▲ 1.5)	(5.2)
	11.4	0.2	4.4	▲ 1.9	▲ 4.8	▲ 3.5	▲ 6.8	▲ 0.8
マンション	[▲ 6.1]	[6.4]	(5.0)	(▲ 0.6)	(23.6)	(▲ 29.6)	(2.1)	(▲ 48.5)
	▲ 5.0	10.5	11.0	7.5	20.8	0.2	7.1	▲ 42.6
着工床面積	[6.3]	[▲ 2.3]	(0.1)	(▲ 2.4)	(2.3)	(▲ 1.9)	(▲ 3.0)	(▲ 9.2)
	7.3	▲ 3.5	▲ 3.2	▲ 5.9	▲ 2.2	▲ 1.5	▲ 6.5	▲ 13.9
建築主が民間	[6.5]	[▲ 2.3]	(0.1)	(▲ 2.4)	(2.3)	(▲ 1.9)	(▲ 4.6)	(▲ 9.1)
	7.4	▲ 3.5	▲ 3.1	▲ 6.1	▲ 2.3	▲ 1.4	▲ 7.1	▲ 14.6
工事費予定額平米単価 (万円) (万円)	[20.1]	[21.0]	21.1	21.3	22.2	21.9	21.9	22.9
	20.3	21.3	21.1	21.3	22.2	21.9	21.9	22.9
	[0.4]	[4.4]	5.3	5.3	6.0	4.9	6.9	8.6
	1.0	5.0	5.3	5.3	6.0	4.9	6.9	8.6

- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。
3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。
4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

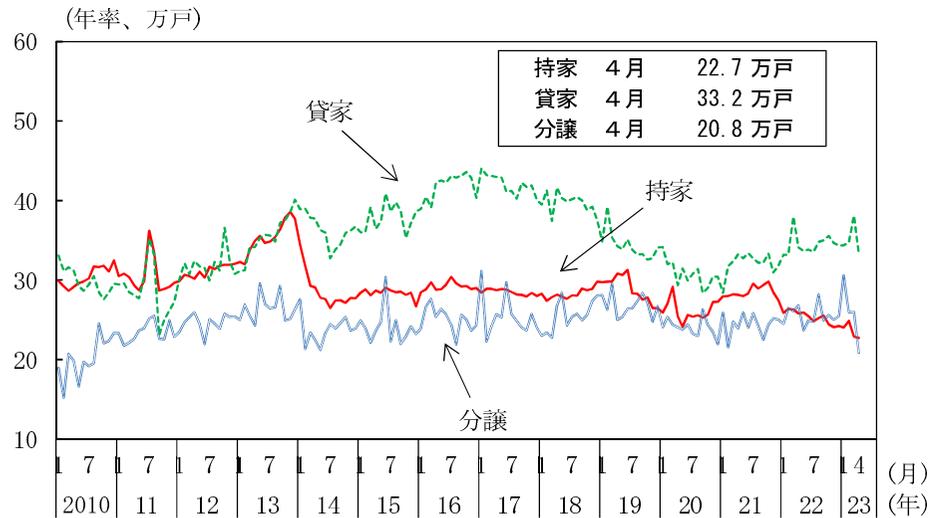
住宅着工戸数（季節調整値）



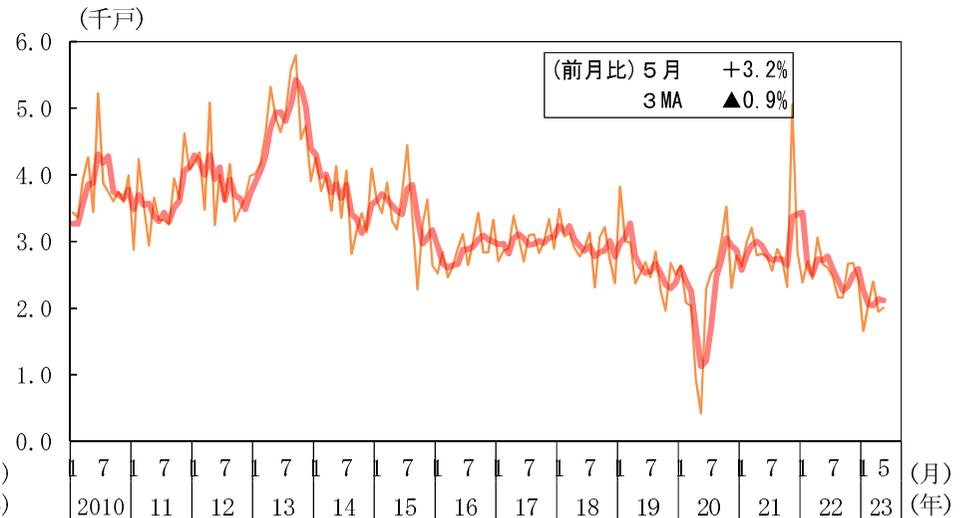
住宅景況判断指数（受注戸数）



利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）



首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）



- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。
2. 住宅景況判断指数(受注戸数)は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比(実績)について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値(-100~+100)。
3. 首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資

公共投資は、底堅く推移している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年10-12月	2023年1-3月	2月	3月	4月	5月
公共工事受注額	[▲ 1.6] ▲ 7.1	[▲ 1.4] 7.2	(2.4) 13.0	(18.5) 18.9	(46.9) 80.1	(▲ 32.7) ▲ 0.3	(▲ 8.2) ▲ 12.8	—
公共工事受注額 (大手50社)	[7.4] ▲ 14.2	[▲ 12.1] 10.6	(▲ 12.3) 6.1	(25.2) 32.1	(66.7) 119.8	(▲ 36.8) 21.7	(21.9) ▲ 11.7	—
公共工事請負金額	[▲ 7.2] ▲ 8.6	[▲ 4.7] ▲ 0.4	(▲ 6.3) ▲ 5.4	(21.8) 14.7	(51.7) 52.2	(▲ 22.8) 5.5	(▲ 4.1) 1.9	(3.0) 11.8
公共工事出来高	[▲ 1.2] ▲ 5.9	[▲ 4.5] 0.9	(▲ 0.0) 1.8	(1.5) 7.3	(▲ 0.7) 8.2	(0.3) 6.9	(2.9) 8.3	—
公的固定資本形成 (名目)	[0.4] ▲ 3.3	[▲ 2.7] 1.3	(0.6) 1.9	(1.5) 6.5				

- (備考) 1. 内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
 2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。
 3. 「建設工事受注動態統計調査」(大手50社除く)は、2021年4月分から推計方法を変更したため、2021年3月までの数値と4月以降の数値は推計方法が異なる。
 なお、2021年(度)の前年(度)比は、新推計方法に基づき参考値として再集計した前年(度)の額に対する比。
 4. 公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費(一般会計)

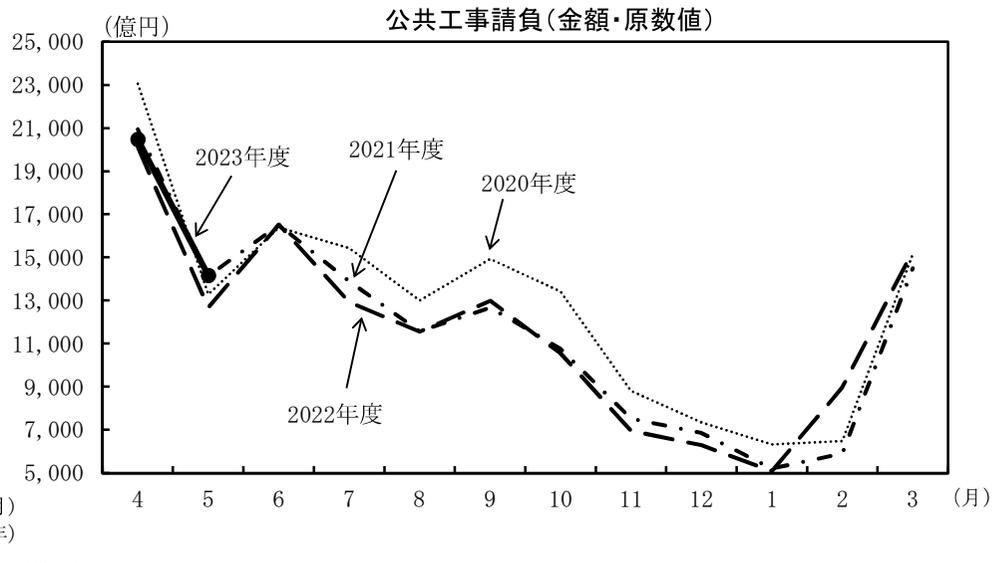
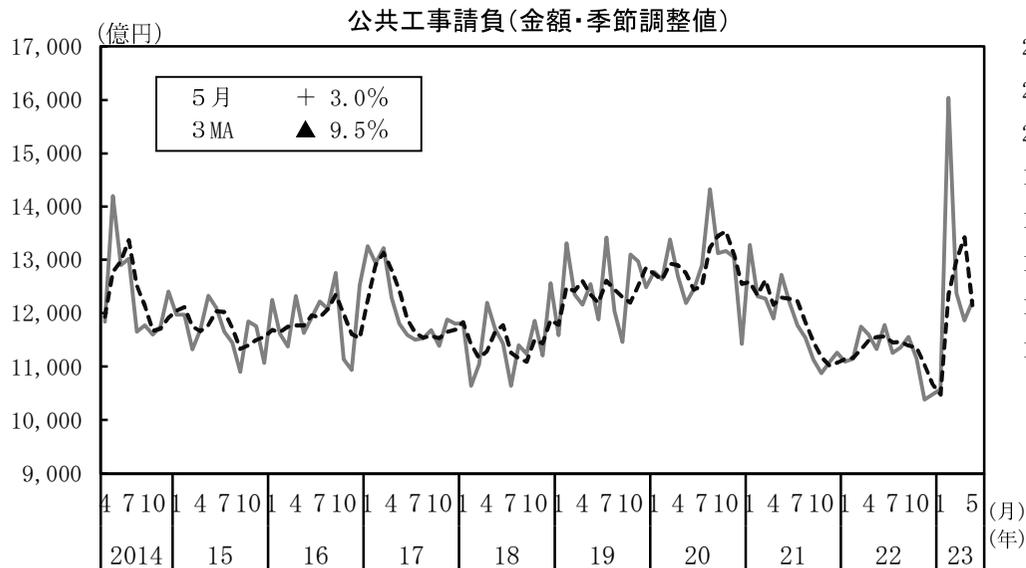
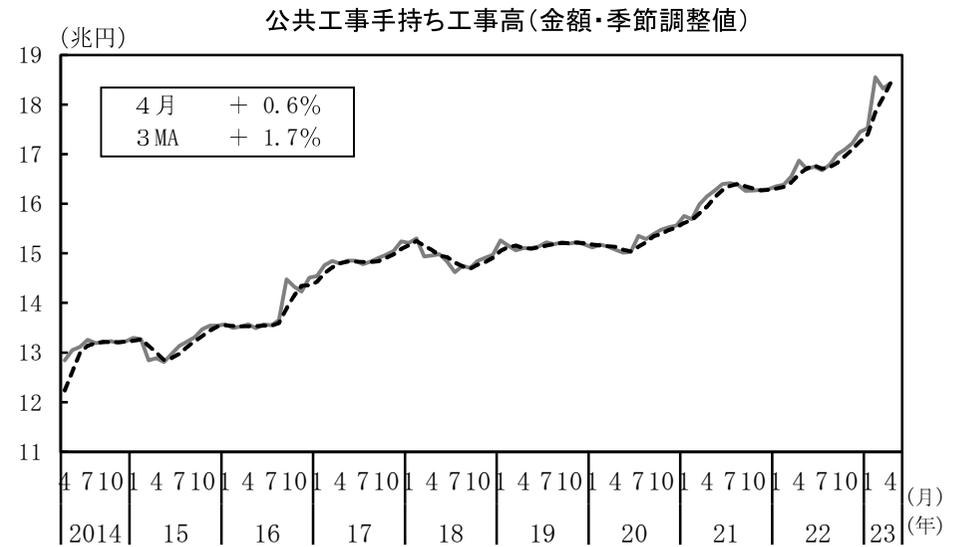
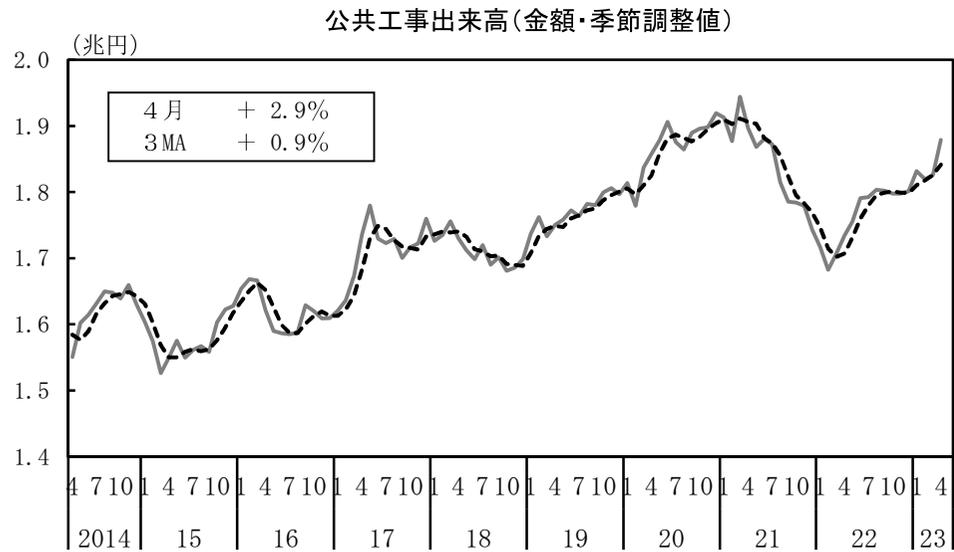
年 度	2020	2021	2022	2023
当初予算 (億円)	68,571	60,549 [60,695]	60,574 [60,575]	60,600
(前年度比、%)		▲ 0.8	▲ 11.5	0.0
補正後予算 (億円)	92,692	80,518	80,531	—
(前年度比、%)	9.4	▲ 13.0	0.0	—

②地方の普通建設事業費

(前年度比、%)

調査機関	総務省		時事通信社		日経グローバル	
区 分	(当初予算)		(当初予算)		(当初予算)	
年 度	2021年度	2022年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
普通建設事業費	▲ 10.9	0.6	1.4	2.9	2.4	5.4
うち補助事業費	▲ 18.1	▲ 1.1	▲ 1.5	3.4	2.8	4.4
うち単独事業費	▲ 0.9	1.8	4.2	3.3	1.9	7.0
調査対象	普通会計、当初予算。 都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

- (備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)日本経済新聞社「日経グローバル」調査などにより作成。
 2. ①の2021年度と2022年度における[]内は、デジタル庁一括計上に伴う組替え前の計数。2020年度の当初予算は「臨時・特別の措置」分を含む。
 3. ②の日経グローバルのうち2022年度における補助事業費、単独事業費は未回答の自治体を除き算出。



(備考)

左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。
点線は後方3か月移動平均。

(備考)

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、底堅い動きとなっている。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。

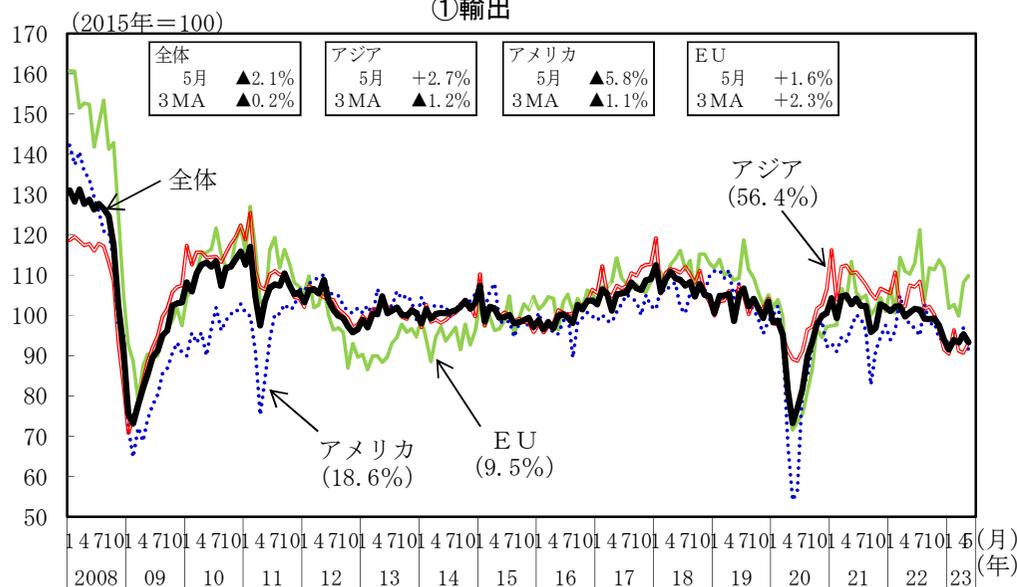
貿易・サービス収支は、赤字となっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整済前期(月)比、%、Pは速報値)

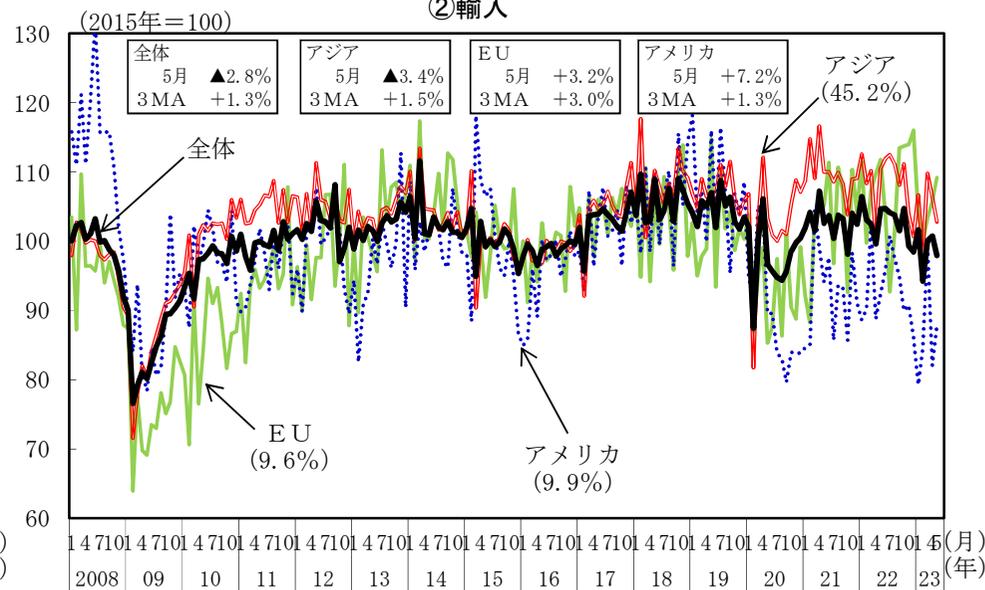
	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 10-12月	2023年 1-3月	2023年 3月	4月	5月
輸出数量	[12.0] 10.3	[▲1.9] ▲3.9	(▲3.0) ▲3.7	(▲4.2) ▲8.8	(▲0.7) ▲8.1	(2.3) ▲6.0	P (▲2.1) P ▲6.4
輸入数量	[5.1] 3.8	[▲0.3] ▲1.6	(▲2.3) ▲2.0	(▲2.2) ▲4.1	(6.2) ▲2.6	P (0.7) P ▲0.3	P (▲2.8) P ▲5.2
貿易・サービス収支(億円)	[▲24,834] ▲64,202	[▲211,638] P ▲233,367	▲61,776	P ▲50,746	P ▲13,893	P ▲3,545	—
貿易収支(億円)	[17,623] ▲15,432	[▲157,436] P ▲180,602	▲51,616	P ▲37,552	P ▲9,706	P ▲3,804	—
第一次所得収支(億円)	[263,788] 290,083	[351,857] P 355,591	93,732	P 87,835	P 27,232	P 26,761	—
経常収支(億円)	[215,363] 201,522	[115,466] P 92,256	24,690	P 25,416	P 10,090	P 18,996	—
金融収支(億円)(原数値)	[168,376] 180,787	[64,922] P 87,713	▲1,248	P 73,547	P 21,915	P 30,039	—

地域別輸出入数量指数

①輸出



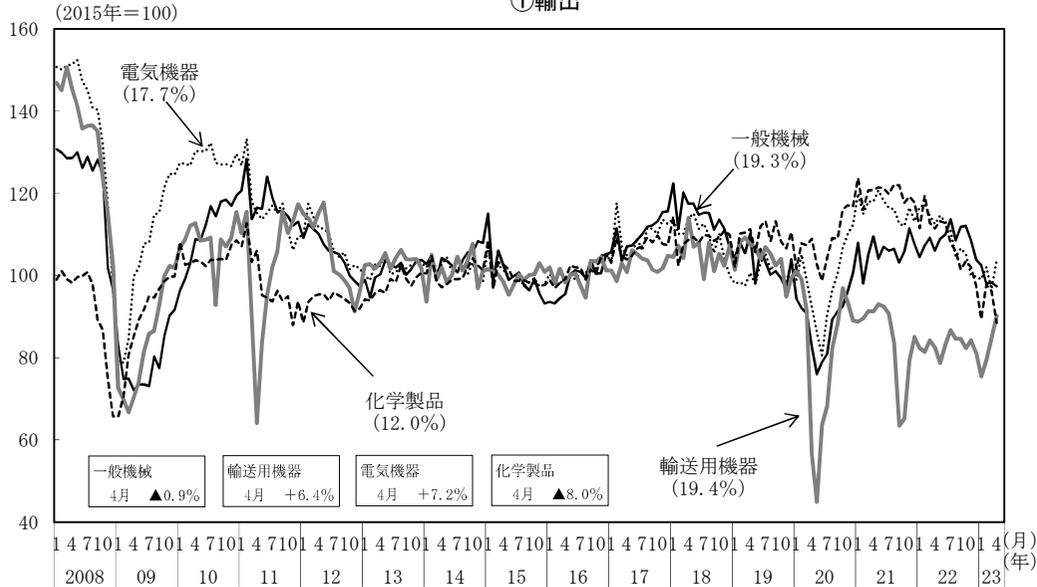
②輸入



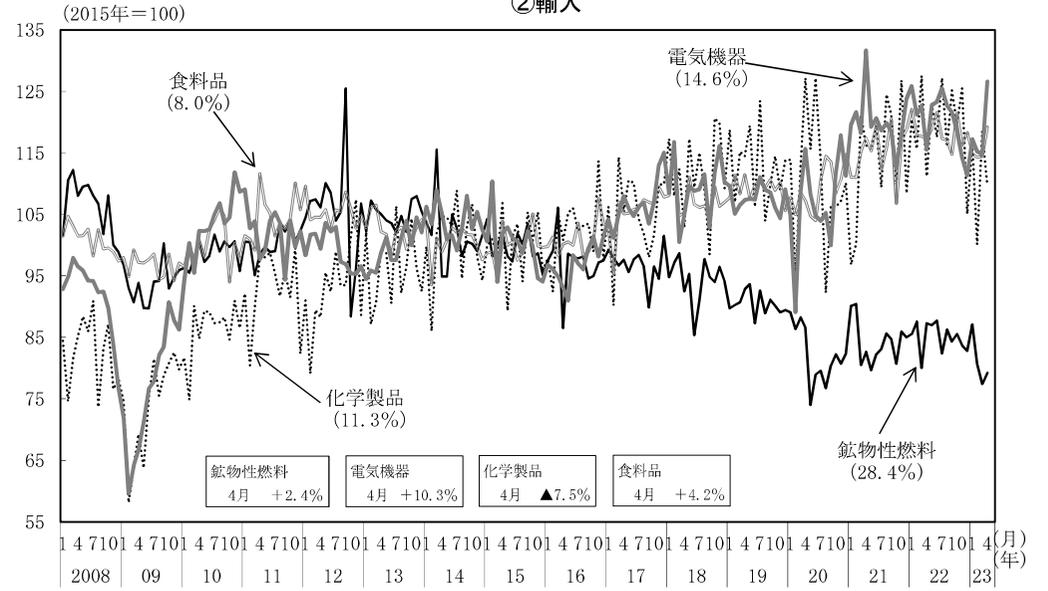
(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2022年の金額ウェイト。なお、12Uは27か国ベース。

品目別輸出入数量指数

①輸出

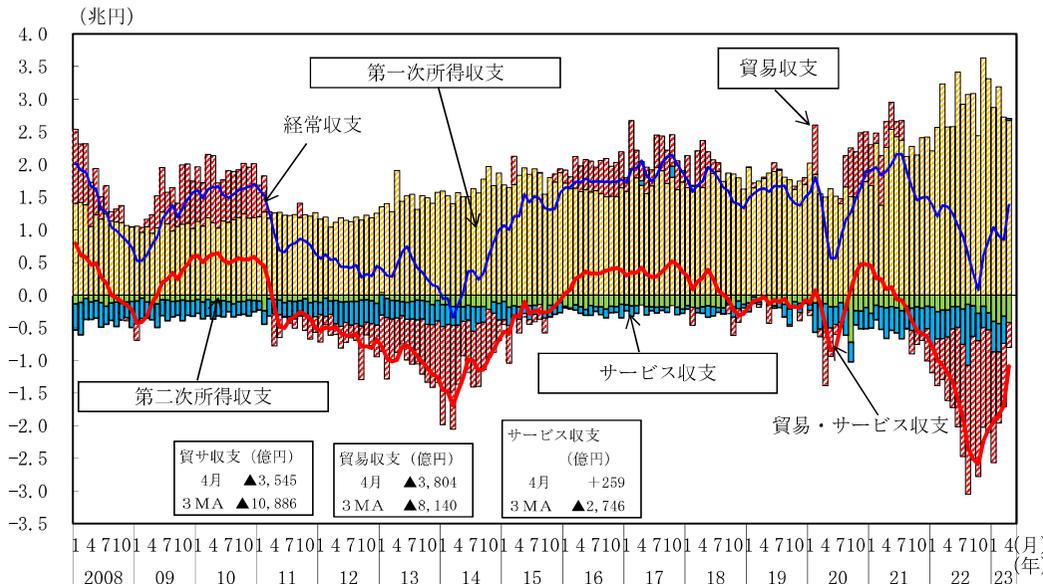


②輸入

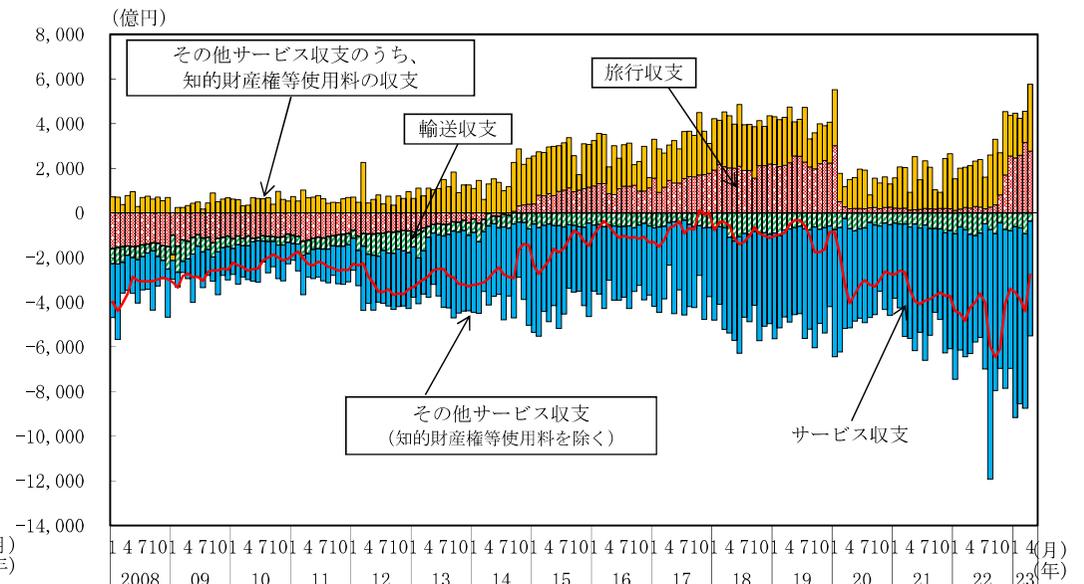


(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2022年の金額ウェイト。

経常収支



サービス収支



(備考) 1. 財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支(知的財産権等使用料を除く)は、内閣府による季節調整値。
2. 積上げは単月の値。折線は後方3か月移動平均の値。

7. 生産・出荷・在庫

生産は、持ち直しの兆しがみられる。

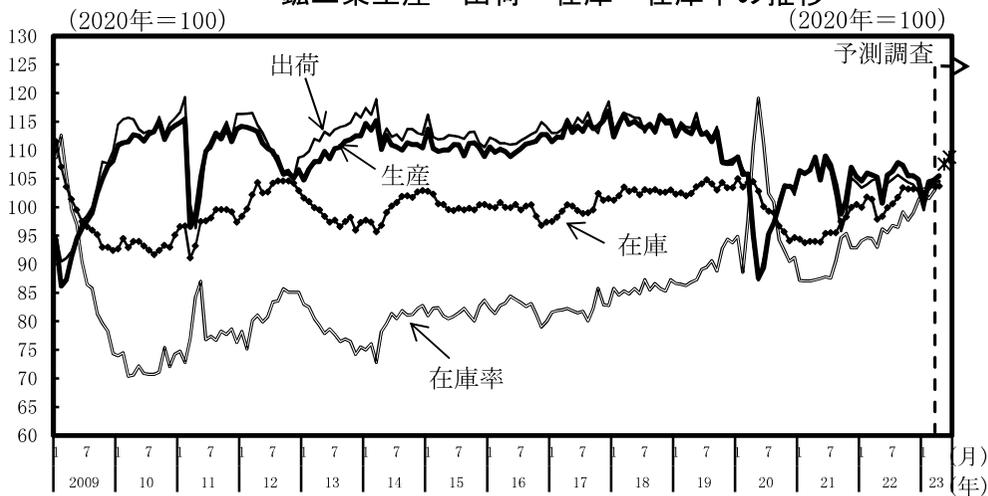
(%)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7－9月期	10－12月期	2023年 1－3月期	2023年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[5.4]	[▲ 0.1]	(3.1)	(▲ 1.7)	(▲ 1.8)	(3.7)	(0.3)	(0.7)
	5.5	▲ 0.3	4.0	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.7
鉱工業出荷指数	[4.4]	[▲ 0.5]	(1.7)	(▲ 1.4)	(▲ 1.0)	(4.3)	(0.9)	(▲ 0.2)
	4.1	▲ 0.1	4.1	0.1	▲ 0.7	0.7	0.0	▲ 1.3
鉱工業在庫指数	[6.4]	[2.7]	(3.5)	(▲ 0.3)	(0.7)	(1.0)	(0.4)	(▲ 0.1)
	7.9	2.3	6.2	2.7	2.3	1.6	2.3	6.0
製造工業生産能力指数 (2020年=100)	[98.9]	[98.2]						
	98.8	98.4	98.4	98.2	98.4	98.3	98.4	98.1
製造工業稼働率指数 (2020年=100)	[108.5]	[108.1]	(109.5)	(111.2)	(106.6)	(103.0)	(107.9)	(111.1)
	108.0	107.9						
第3次産業 活動指数	[1.5]	P [1.6]	(▲ 0.1)	(0.0)	P (1.0)	(1.3)	P (▲ 1.5)	P (1.2)
	2.3	P 2.2	2.8	1.4	P 2.3	4.1	P 1.6	P 2.0

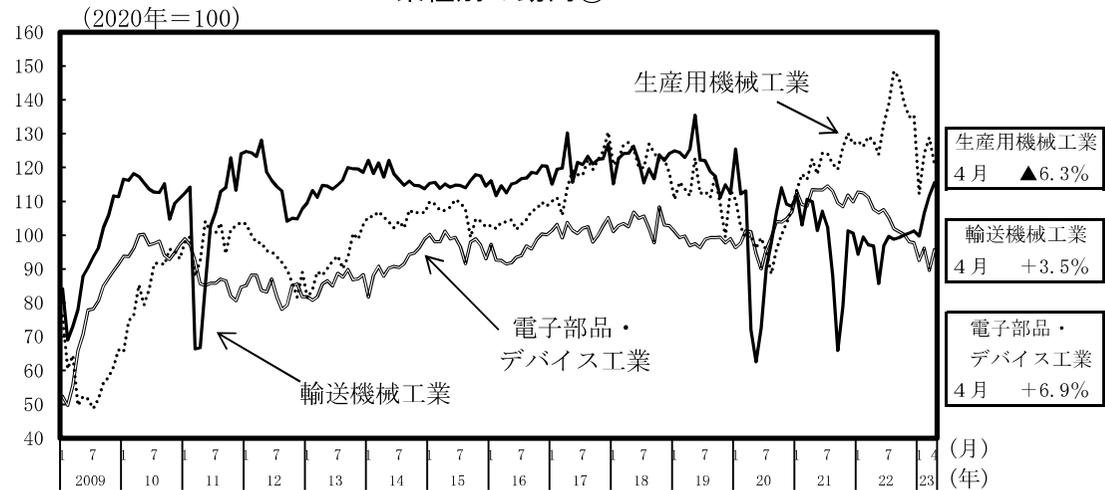
予測調査
5月 1.9%
6月 1.2%

- (備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の [] 内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期(月)比、上段の () 内は季節調整済前期(月)比。
3. 製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値(年度)、上段の [] 内は原数値(暦年)。四半期次・月次は原数値。
4. 製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値(年度)、上段の [] 内は原数値(暦年)。四半期次・月次は季節調整済値。

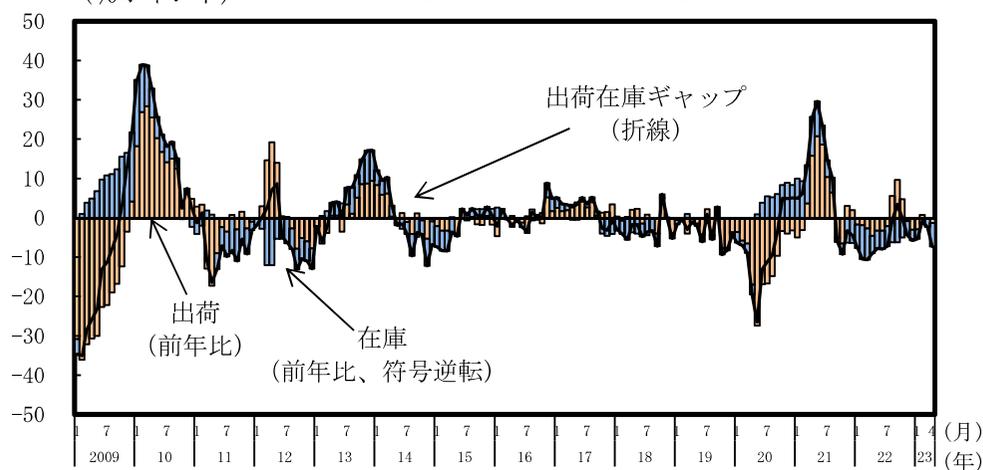
鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



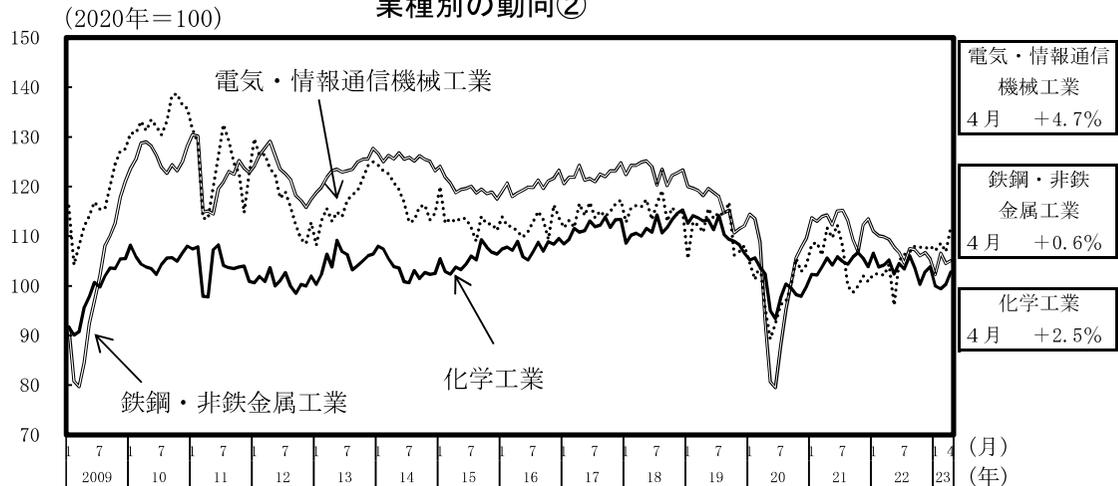
業種別の動向①



出荷・在庫ギャップの推移 (%ポイント)



業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ=出荷(前年比) - 在庫(前年比)。

8. 企業収益・業況判断

企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。
企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2023年3月調査）」

(前年同期比、%)

経常利益		2020年度	2021年度	2022年度 実績見込み		2023年度 計画			
		実績	実績	上期	下期	上期	下期	上期	下期
全規模	全産業	▲ 20.1	42.7	7.9	23.0	▲ 5.9	▲ 2.6	▲ 5.7	1.0
大企業	製造業	▲ 1.4	53.7	5.5	25.3	▲ 15.0	▲ 2.7	▲ 7.3	4.3
	非製造業	▲ 37.9	44.4	19.5	31.1	8.4	▲ 3.5	▲ 1.1	▲ 6.4
中小企業	製造業	▲ 10.2	45.0	▲ 14.2	▲ 4.3	▲ 23.5	3.5	▲ 8.9	18.2
	非製造業	▲ 16.1	21.8	1.7	13.6	▲ 6.4	0.1	▲ 0.4	0.6

財務省「法人企業統計季報」

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

経常利益	2021年	2022年	2021年度	2022年度	2022年4-6月	7-9月	10-12月	2023年1-3月
全規模全産業	41.8	11.2	36.8	8.8	17.6 (6.8)	18.3 (▲ 7.2)	▲ 2.8 (▲ 1.2)	4.3 (6.2)
製造業	68.7	11.1	53.2	2.6	11.7 (0.9)	35.4 (5.3)	▲ 15.7 (▲ 23.5)	▲ 15.7 (5.0)
非製造業	28.2	11.3	27.7	13.0	21.9 (11.0)	5.6 (▲ 15.2)	5.2 (16.6)	17.2 (6.8)
大中堅企業	45.0	17.0	37.9	12.2	22.1 (11.2)	23.8 (▲ 9.0)	4.0 (▲ 1.5)	▲ 0.5 (0.4)
中小企業	33.4	▲ 5.0	33.8	▲ 1.0	▲ 1.6 (▲ 7.2)	1.3 (▲ 0.2)	▲ 18.0 (▲ 0.1)	16.8 (26.1)

(備考) 大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2023年3月調査）」

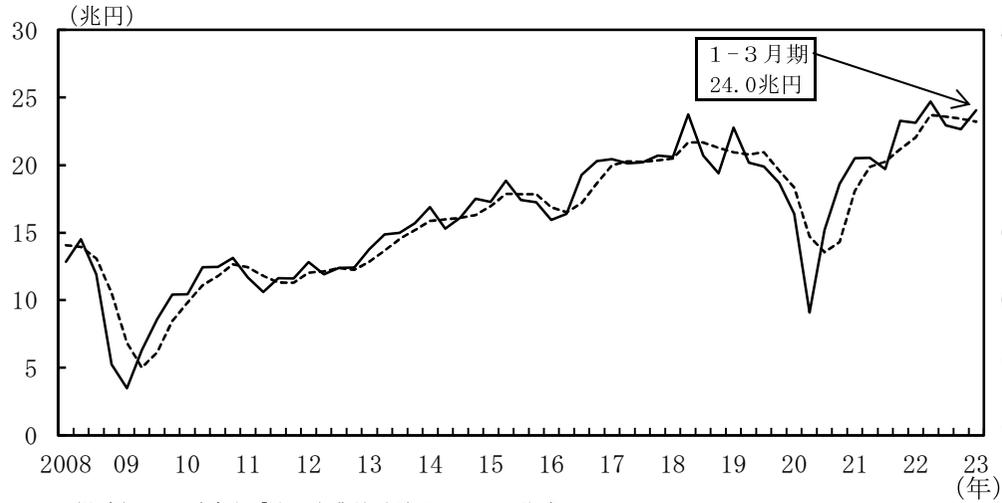
(%ポイント)

→ 見込み

業況判断D I		2021年9月	12月	2022年3月	6月	9月	12月	2023年3月	6月
全規模	全産業	▲ 2	+ 2	+ 0	+ 2	+ 3	+ 6	+ 5	+ 2
	製造業	+ 5	+ 6	+ 2	+ 1	+ 0	+ 2	▲ 4	▲ 3
	非製造業	▲ 7	+ 0	▲ 2	+ 4	+ 5	+ 10	+ 12	+ 6
大企業	製造業	+ 18	+ 18	+ 14	+ 9	+ 8	+ 7	+ 1	+ 3
	非製造業	+ 2	+ 9	+ 9	+ 13	+ 14	+ 19	+ 20	+ 15
中小企業	製造業	▲ 3	▲ 1	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 2	▲ 6	▲ 4
	非製造業	▲ 10	▲ 4	▲ 6	▲ 1	+ 2	+ 6	+ 8	+ 3

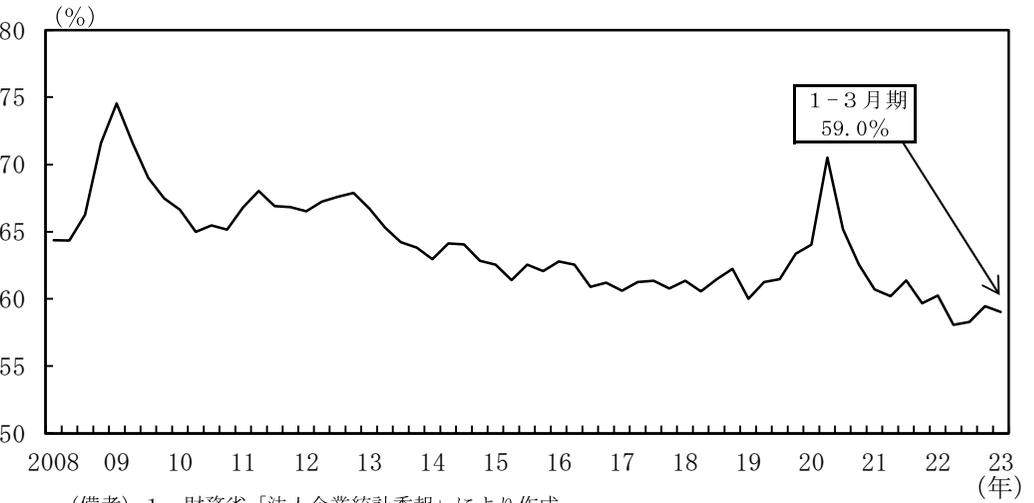
(備考) D I = 「良い」とみる企業の割合 (%) - 「悪い」とみる企業の割合 (%)

<企業収益>
経常利益額の推移



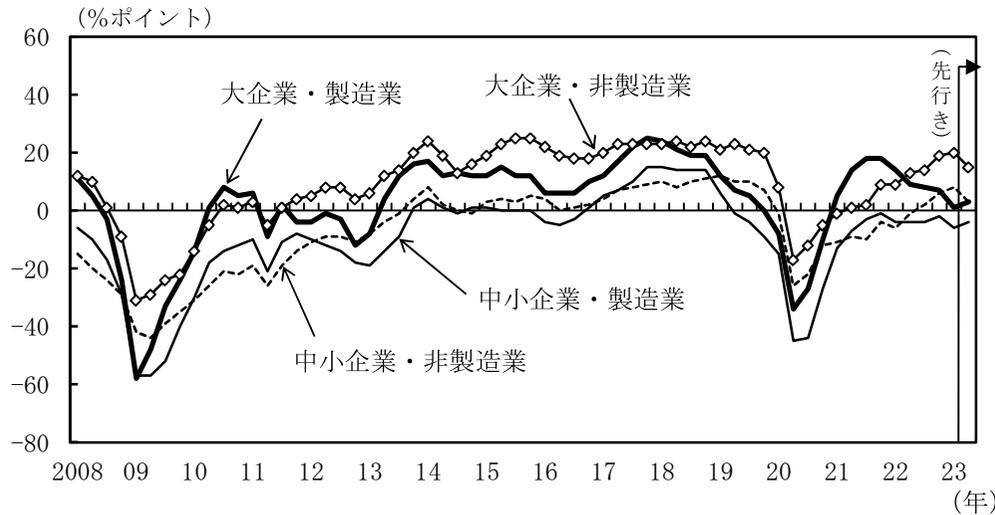
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 季節調整値。点線は後方3四半期移動平均。

労働分配率の推移



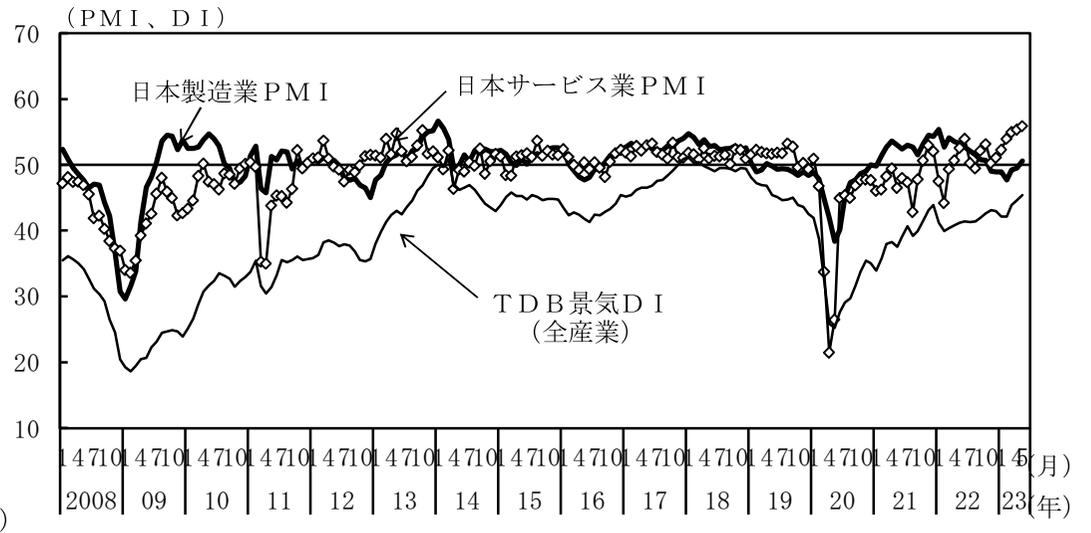
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 労働分配率=人件費/(人件費+営業利益+減価償却費+受取利息)
3. 内閣府の試算による季節調整値。

<企業の景況感>
日銀短観の業況判断D Iの推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。DIは「良い」-「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移



(備考) 1. S&P Global社、(株)帝国データバンク「TDB景気動向調査(全国)」により作成。
2. PMIは、「前月に比べ増加(改善)」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を2で除した値を足した値(季節調整値)。DIは、景気の現状について7段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

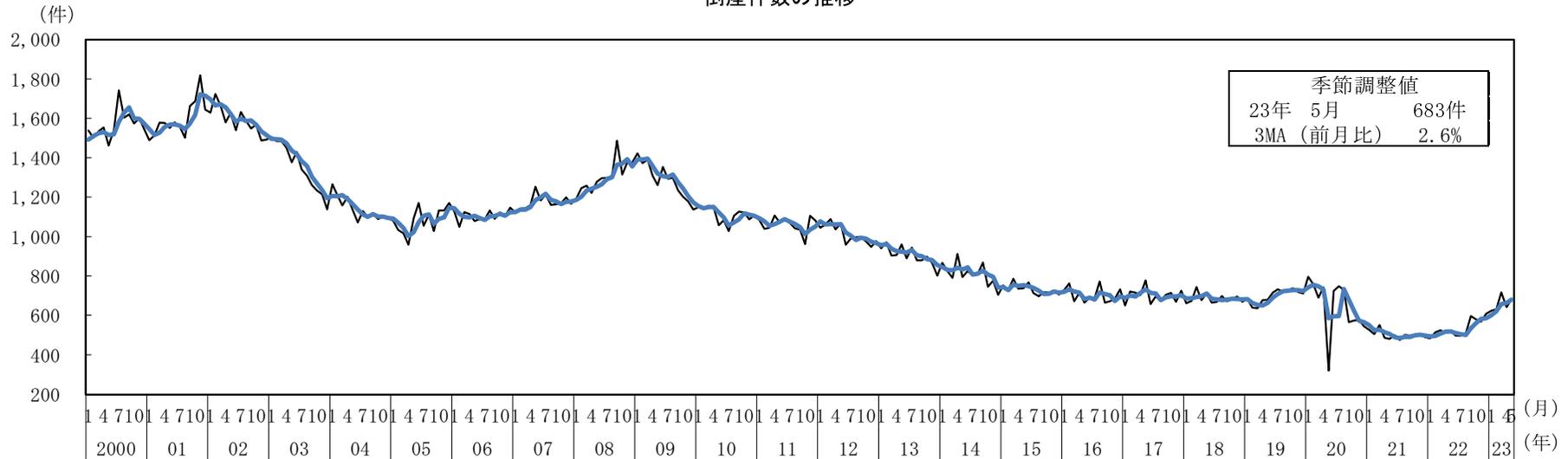
9. 倒産
倒産件数は、増加がみられる。

(株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」

(前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

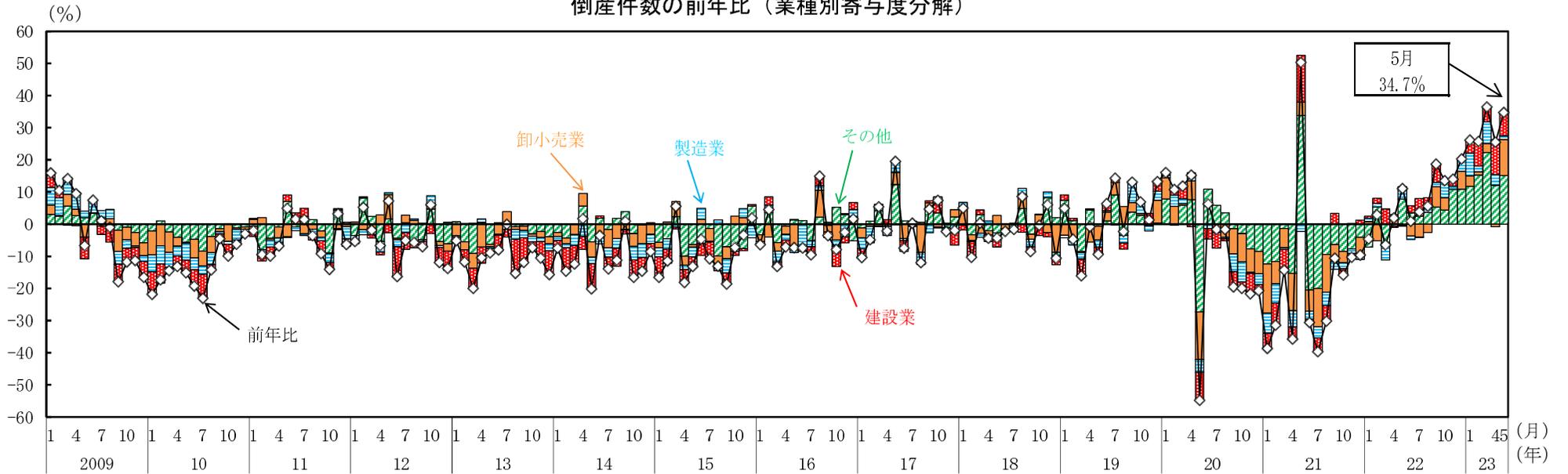
	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年10-12月期	2023年1-3月期	2023年3月	4月	5月
企業倒産件数	[7,773] 7,163	[6,030] 5,980	[6,428] 6,880	1,783	1,956	809	610	706
前年比(%)	[▲7.2] ▲17.0	[▲22.4] ▲16.5	[6.6] 15.0	15.8	30.0	36.4	25.5	34.7
前月比(%)				(9.5)	(12.3)	(13.6)	(▲10.5)	(6.4)
負債金額(億円)	[12,200] 12,084	[11,507] 11,679	[23,314] 23,243	2,817	3,005	1,474	2,038	2,787
前年比(%)	[▲14.2] ▲4.4	[▲5.6] ▲3.3	[102.6] 99.0	▲1.3	▲2.2	▲13.1	150.8	218.9
大型倒産除く(億円)	[6,112] 5,563	[4,984] 4,964	[5,732] 6,069	1,598	1,597	697	501	618
前年比(%)	[▲12.1] ▲21.2	[▲18.4] ▲10.7	[15.0] 22.2	24.4	26.6	43.9	9.9	37.0

倒産件数の推移



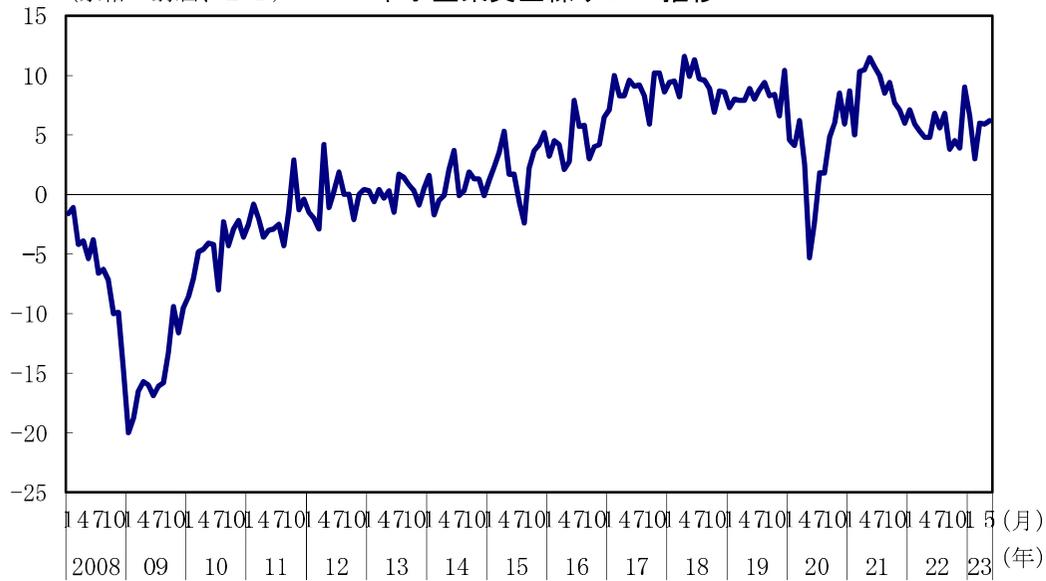
(備考) 1. (株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）



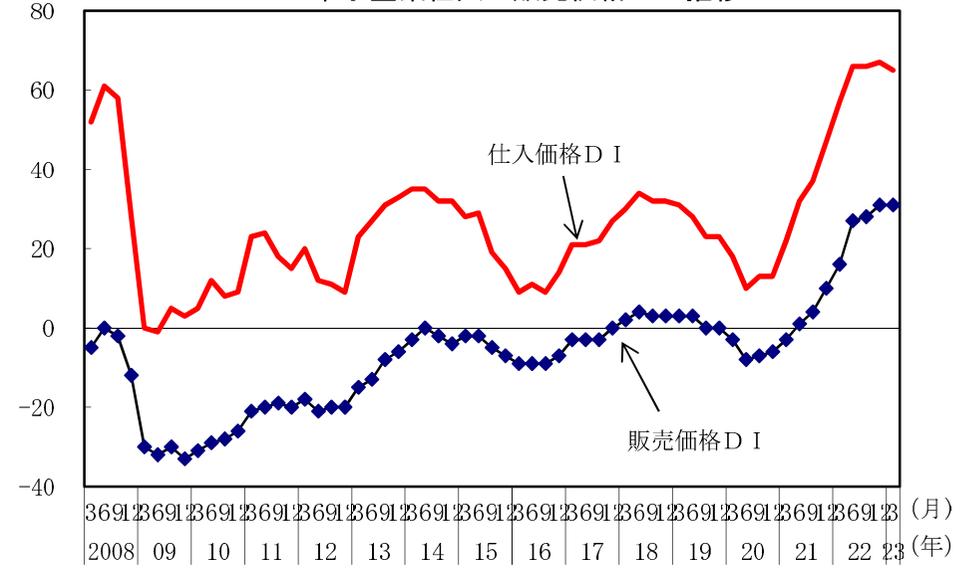
(備考) (株)東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」により作成。

(余裕-窮屈、DI) 中小企業資金繰りDI推移



(備考) (株)日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

(上昇-下落、DI) 中小企業仕入・販売価格DI推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

10. 雇用情勢

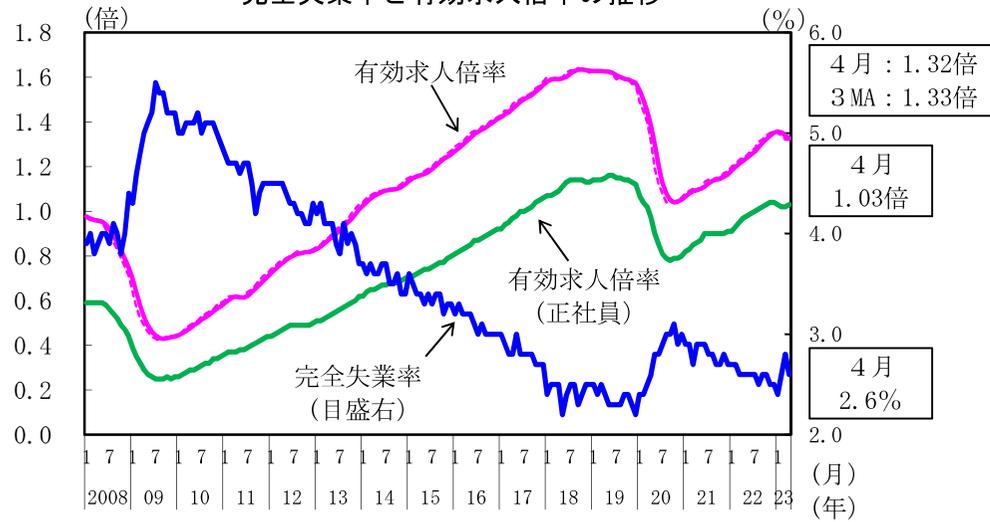
雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季調済前期(月)比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値)

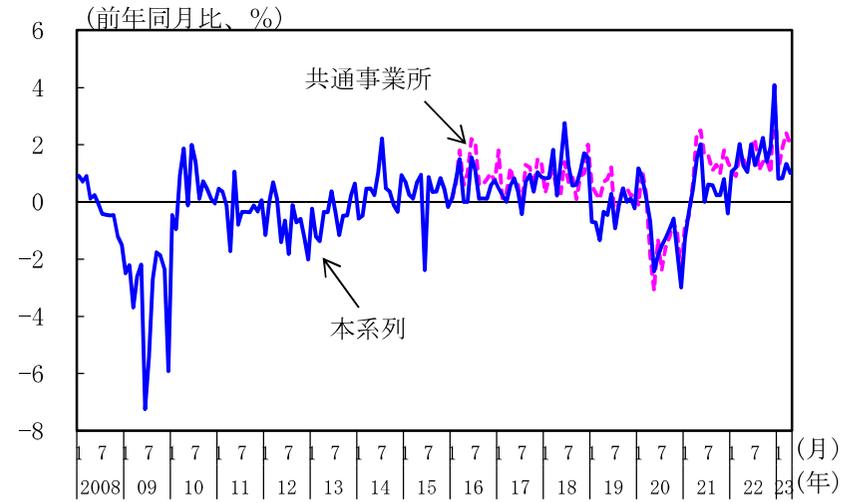
	2021年度[年]	2022年度[年]	2022年7-9月	10-12月	2023年1-3月	2023年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.8 [2.8]	2.6 [2.6]	2.6	2.5	2.6	2.6	2.8	2.6
うち15~24歳	4.4 [4.6]	4.4 [4.4]	4.2	4.7	4.7	5.2	4.7	3.8
完全失業者数総数 (万人)	191 [195]	178 [179]	178	174	181	180	195	180
うち非自発的な離職による者	56 [57]	44 [46]	43	41	46	45	52	44
雇用者数	0.3 [0.2]	0.6 [0.4]	0.5 (0.0)	0.7 (0.0)	0.4 (0.0)	0.1 (▲0.6)	0.2 (0.4)	0.1 (0.2)
常用労働者数(労働者計)	1.1 [1.2]	1.2 [0.9]	1.1 (0.5)	1.1 (0.1)	1.7 (0.5)	1.8 (0.2)	1.7 (0.1)	P 1.7 (0.2)
新規求人数	9.8 [4.1]	9.3 [10.8]	12.5 (0.2)	7.1 (1.2)	5.0 (0.2)	10.4 (▲0.4)	0.7 (▲4.6)	▲0.9 (1.5)
有効求人数	9.5 [1.6]	10.8 [12.7]	14.4 (2.3)	9.9 (1.0)	6.1 (▲0.0)	7.0 (0.8)	4.9 (▲1.5)	2.8 (▲0.6)
有効求人倍率 (倍)	1.16 [1.13]	1.31 [1.28]	1.30	1.35	1.34	1.34	1.32	1.32
正社員 (倍)	0.90 [0.88]	1.01 [0.99]	1.01	1.03	1.02	1.02	1.02	1.03
求人広告掲載件数 (万件)	99.1 [90.8]	130.9 [126.2]	123.9	133.3	139.4	135.0	154.1	151.9
所定外労働時間(残業時間等)	8.2 [5.1]	3.9 [4.6]	5.2 (▲0.6)	3.7 (▲2.0)	1.4 (▲0.3)	2.1 (2.1)	1.0 (0.5)	P ▲1.9 (0.0)
製造業	18.9 [14.1]	2.2 [6.2]	4.0 (1.1)	5.1 (▲4.0)	▲4.8 (▲5.0)	▲4.7 (0.5)	▲5.3 (0.6)	P ▲6.1 (0.5)
現金給与総額(1人当たり・名目)	0.7 [0.3]	1.9 [2.0]	1.7 (0.2)	2.9 (0.2)	0.9 (0.5)	0.8 (0.4)	1.3 (1.8)	P 1.0 (▲1.0)
※共通事業所	-	-	-	-	-	0.8	2.4	P 2.0
定期給与(名目)	0.8 [0.5]	- [1.4]	1.5 (0.0)	1.6 (0.3)	0.8 (0.0)	0.9 (▲0.1)	0.5 (▲0.1)	P 1.1 (0.8)
※共通事業所	-	-	-	-	-	0.9	1.2	P 1.5

- (備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列(2019年5月以前は抽出調査、6月以降は全数調査)を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。
2. 定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
3. 求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年1月より集計開始。

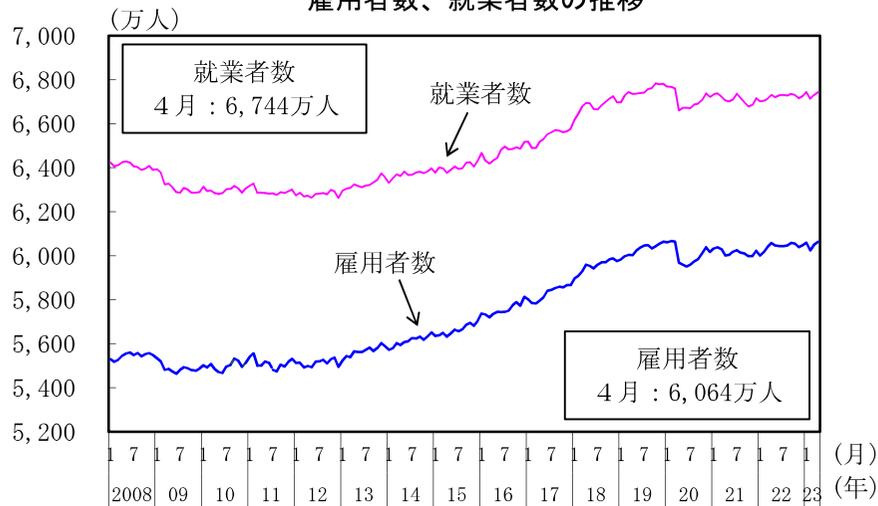
完全失業率と有効求人倍率の推移



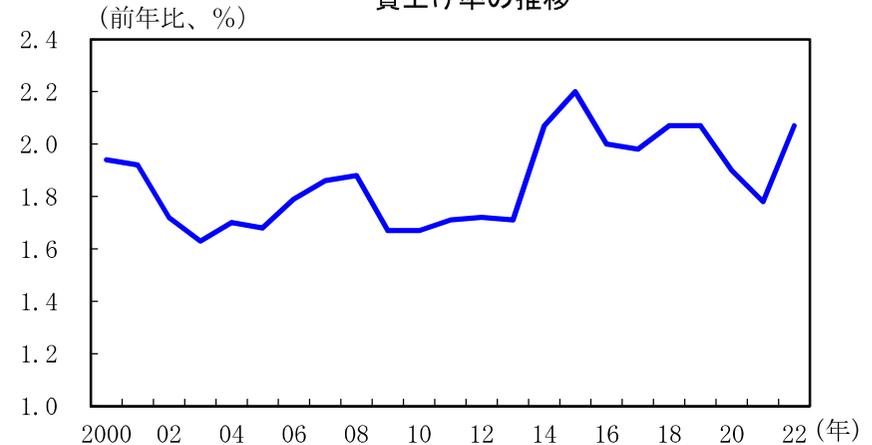
現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移



雇用者数、就業者数の推移



賃上げ率の推移



- (備考)
1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
 2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
 3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

- (備考)
1. 上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争（最終）回答集計結果」により作成。
 2. 本系列は、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年1月より公表。
 3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当の賃上げ率。

11. 物価

国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。消費者物価は、上昇している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は前期(月)比、<>内は季節調整済前期(月)比、%)

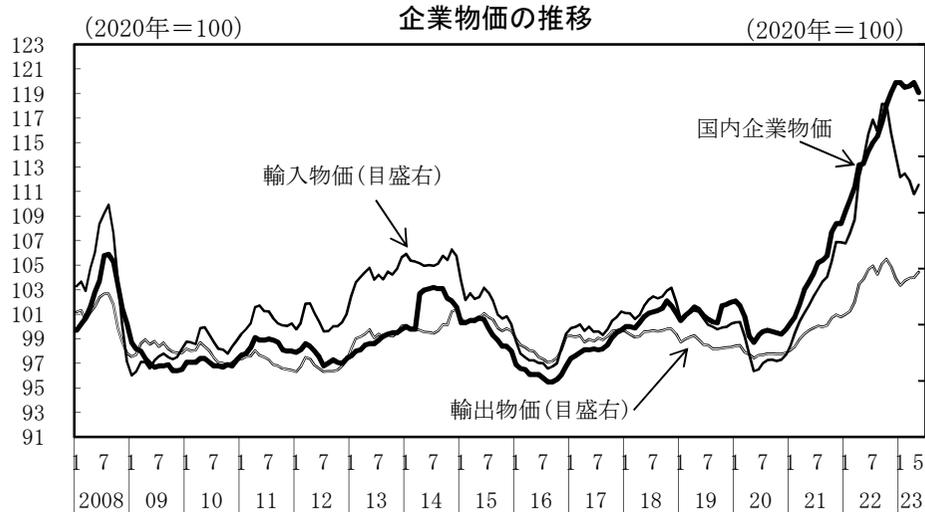
		[2021年] [2021年度]	[2022年] [2022年度]	2022年 7-9月	10-12月	2023年 1-3月	2023年 3月	4月	5月			
国内企業物価		[4.6] 7.1	[9.7] 9.4	(2.0) 9.6	(2.7) 10.0	(0.6) 8.4	(0.1) 7.4	(0.3) 5.9	P (▲ 0.7) 5.1			
夏季電力料金調整後		[4.6] 7.1	[9.7] 9.4	(1.8) 9.7	(2.9) 10.0	(0.6) 8.4	(0.1) 7.4	(0.3) 5.9	P (▲ 0.7) 5.1			
輸出物価		[8.3] 11.3	[16.2] 15.1	(2.7) 18.9	(0.0) 15.3	(▲ 3.7) 8.6	(0.7) 7.2	(0.1) 1.8	P (1.7) 2.0			
輸入物価		[21.6] 31.3	[39.0] 33.2	(8.1) 46.8	(▲ 2.5) 30.6	(▲ 9.2) 13.7	(▲ 1.5) 9.4	(▲ 3.0) ▲ 3.8	P (2.2) ▲ 5.4			
契約通貨ベース		[18.7] 25.5	[21.2] 15.6	(2.8) 23.3	(▲ 3.9) 10.7	(▲ 4.2) 3.3	(▲ 2.1) 0.1	(▲ 2.9) ▲ 7.5	P (▲ 0.1) ▲ 9.6			
企業向けサービス価格		[0.9] 1.2	[1.7] 1.8	(0.3) 2.0	(0.4) 1.7	(0.3) 1.8	(0.6) 1.7	P (0.2) 1.6	(-) -			
国際運輸を除くベース		[0.7] 0.9	[1.3] 1.5	< 0.5 > 1.4	< 0.2 > 1.3	< 0.6 > 1.7	< 0.1 > 1.7	P < 0.4 > 1.8	< - > -			
消費者物価	総合	固定基準	[▲ 0.2] 0.1	[2.5] 3.2	< 0.9 > 2.9	< 1.1 > 3.9	< 0.5 > 3.6	< 0.3 > 3.2	< 0.6 > 3.5	< - > -	< 0.5 > 3.5	< ▲ 0.1 > 3.2
		連鎖基準	[▲ 0.2] -	[2.5] -	- -	- -	- -	< 0.4 > 3.4	< 0.6 > 3.7	< - > -		
	生鮮食品	[▲ 1.2] 1.1	[8.1] 7.2	(0.2) 6.0	(0.8) 6.8	(5.1) 6.1	(▲ 1.5) 5.4	(▲ 0.1) 5.3	(-) -			
	エネルギー	[3.9] 10.7	[17.1] 12.8	(2.4) 16.6	(2.6) 14.6	(▲ 5.1) 3.2	(▲ 0.7) ▲ 3.8	(▲ 0.2) ▲ 4.4	(-) -			
	生鮮食品を除く総合	固定基準	[▲ 0.2] 0.1	[2.3] 3.0	< 1.1 > 2.7	< 1.2 > 3.7	< 0.4 > 3.5	< 0.3 > 3.1	< 0.5 > 3.4	< - > -	< 0.5 > 3.5	< ▲ 0.1 > 3.2
		連鎖基準	[▲ 0.2] -	[2.3] -	- -	- -	- -	< 0.4 > 3.3	< 0.5 > 3.6	< - > -		
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[▲ 0.5] ▲ 0.8	[1.1] 2.2	< 0.9 > 1.5	< 0.9 > 2.8	< 1.1 > 3.5	< 0.5 > 3.8	< 0.5 > 4.1	< - > -	< 0.6 > 3.8	< 0.2 > 3.9
		連鎖基準	[▲ 0.5] -	[1.1] -	- -	- -	- -	< 0.5 > 3.9	< 0.5 > 4.3	< - > -		
		(政策等による特殊要因を除く)	[0.3] -	[1.4] -	- -	- -	- -	< 0.5 > 3.8	< 0.4 > 4.1	< - > -		

(備考) 1. 企業向けサービス価格は2015年基準。国内企業物価及び消費者物価は2020年基準。Pは速報値。

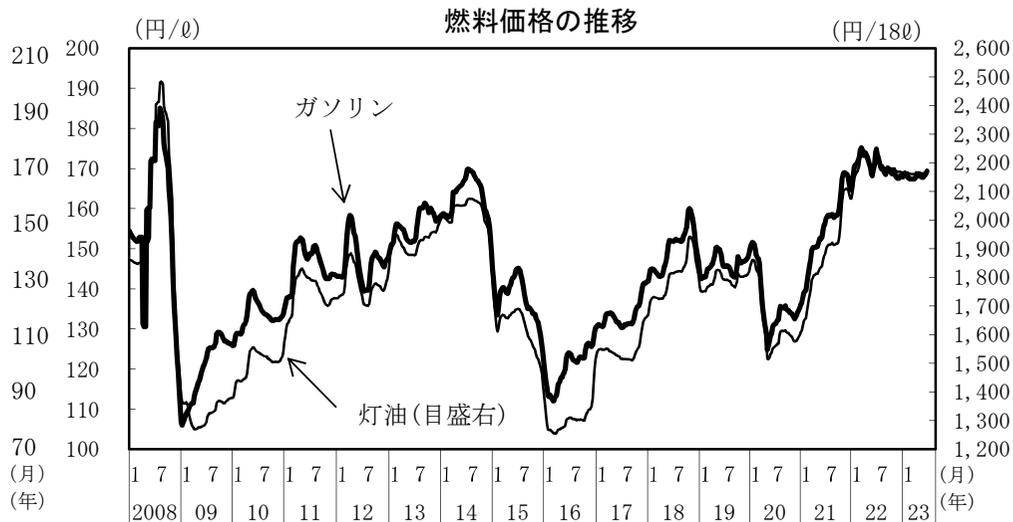
2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送(除外航タンカー)、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整済前期(月)比は、内閣府試算値。

3. 消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府で算出。

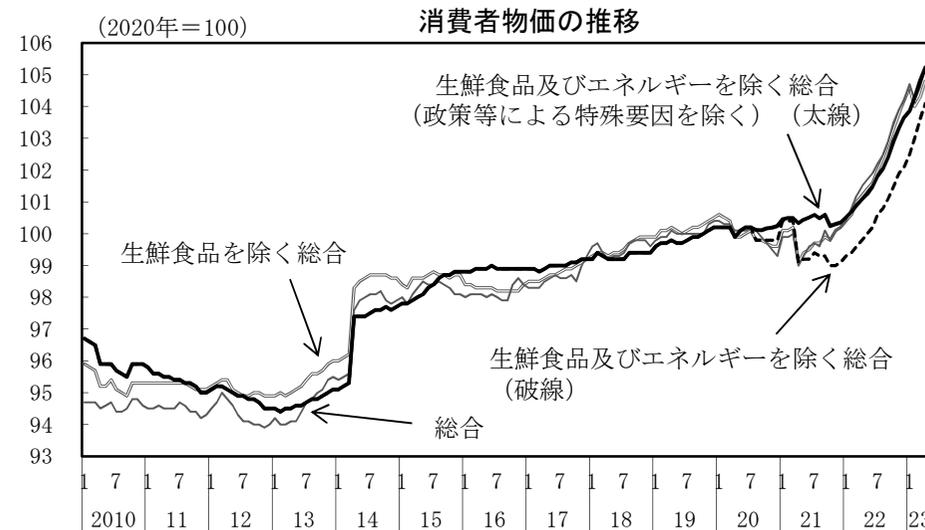
4. 消費者物価のうち「政策等による特殊要因を除く」とは、G o T o事業、2021年4月の通信料(携帯電話)下落及び全国旅行支援等による直接の影響を除いた数値(内閣府試算値)。



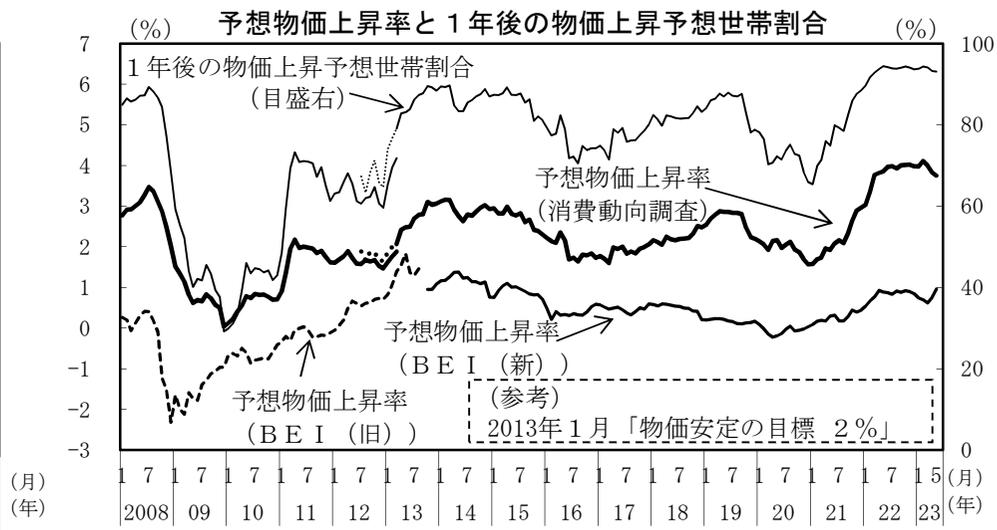
(備考) 日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。



(備考) 資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。価格は税込み。



(備考) 1. 総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。
2. 「政策等による特殊要因を除く」とは、G o T o 事業、2021年4月の通話料（携帯電話）下落及び全国旅行支援等による直接の影響を除いた数値（内閣府試算値）。



(備考) 1. 内閣府「消費動向調査」（二人以上の世帯）、Bloombergにより作成。
2. 「消費動向調査」は、2013年4月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。点線部（2012年7月から2013年3月）は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
3. 予想物価上昇率（消費動向調査）は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
4. BEI（ブレイク・オープン・インフレーション）は、物価連動国債売買参加者による物価予想。それぞれの時点で残存期間が最長のもの（BEI（旧）は旧物価連動国債、BEI（新）は新物価連動国債（残存10年物））を使用。

12. 金融

株価（日経平均株価）は、30,900円台から33,700円台まで上昇した後、33,300円台まで下落した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、139円台から140円台まで円安方向に推移した後、138円台まで円高方向に推移し、その後142円台まで円安方向に推移した。

(%、ポイント、円)

	2021年	2022年	2021年度	2022年度	2022年		2023年	2023年			
					7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月	
コールレート (無担保翌日物)	-0.024	-0.032	-0.024	-0.032	-0.026	-0.061	-0.019	-0.017	-0.015	-0.051	6/20 -0.069
ユーロ円TIBOR (3か月物)	-0.064	-0.028	-0.063	-0.017	-0.013	-0.014	-0.003	0.000	-0.005	-0.003	6/20 -0.019
国債流通利回り	0.061	0.225	0.086	0.292	0.218	0.280	0.436	0.366	0.452	0.404	6/20 0.385
株式相場 東証株価指数(TOPIX)	1,953	1,919	1,956	1,931	1,932	1,932	1,968	1,989	2,016	2,125	6/20 2,283
日経平均株価	28,836	27,257	28,389	27,290	27,610	27,362	27,290	27,693	28,275	30,147	33,388
円相場 (対米ドル)	109.89	131.57	112.38	135.43	138.24	141.25	132.33	133.85	133.33	137.37	6/20 142.18
(対ユーロ)	129.90	138.12	130.53	140.97	139.28	144.17	142.16	143.37	146.27	149.02	155.16
(韓国ウォン・1円当たり)	10.42	9.84	10.39	9.66	9.69	9.61	9.64	9.76	9.91	9.68	6/19 9.03
日銀当座預金残高 (億円、前年比)	5,237,058 18.5	5,265,526 0.5	5,347,929 14.6	5,232,251 ▲2.2	5,204,661 ▲2.7	4,926,460 ▲8.1	5,263,298 ▲2.5	5,413,393 ▲1.9	5,503,500 ▲1.9	5,394,730 ▲1.3	
マネタリーベース (億円、前年比)	6,434,962 15.9	6,532,030 1.5	6,557,140 13.0	6,496,940 ▲0.9	6,553,763 (▲10.6)	6,164,351 (▲15.9)	6,466,383 (22.2)	6,557,809 (13.5)	6,759,281 (▲7.5)	6,727,323 (▲0.7)	
マネーストック M2 (億円、前年比)	11,626,650 6.4	12,012,019 3.3	11,727,820 5.0	12,088,902 3.1	12,083,906 (2.8)	12,105,881 (2.1)	12,119,316 (2.0)	12,134,108 (3.2)	12,326,526 (4.1)	12,364,043 (3.7)	
マネーストック 広義流動性 (億円、前年比)	19,801,290 5.6	20,550,628 3.8	20,004,568 5.2	20,724,945 3.6	20,740,139 (3.4)	20,768,418 (2.2)	20,800,697 (2.9)	20,828,257 (3.1)	21,053,011 (3.6)	21,121,334 (▲0.7)	
銀行貸出	2.3	1.7	1.0	2.5	2.3	3.0	3.5	3.3	3.5	3.8	
普通社債発行額	▲2.6	▲16.4	▲2.3	▲10.9	▲9.9	▲20.1	31.4	114.4	▲6.2	4.9	

(備考) 1. コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。

2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。

3. 円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物NY17時時点。

4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。

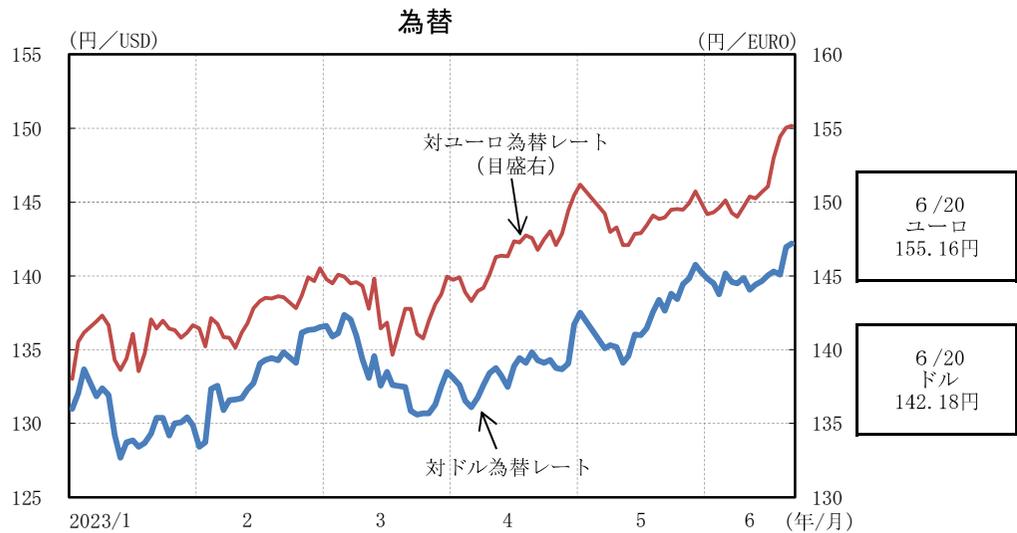
5. マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。（）内は季調済前期比年率。

6. マネーストックは、平均残高。（）内は季調済前期比年率。

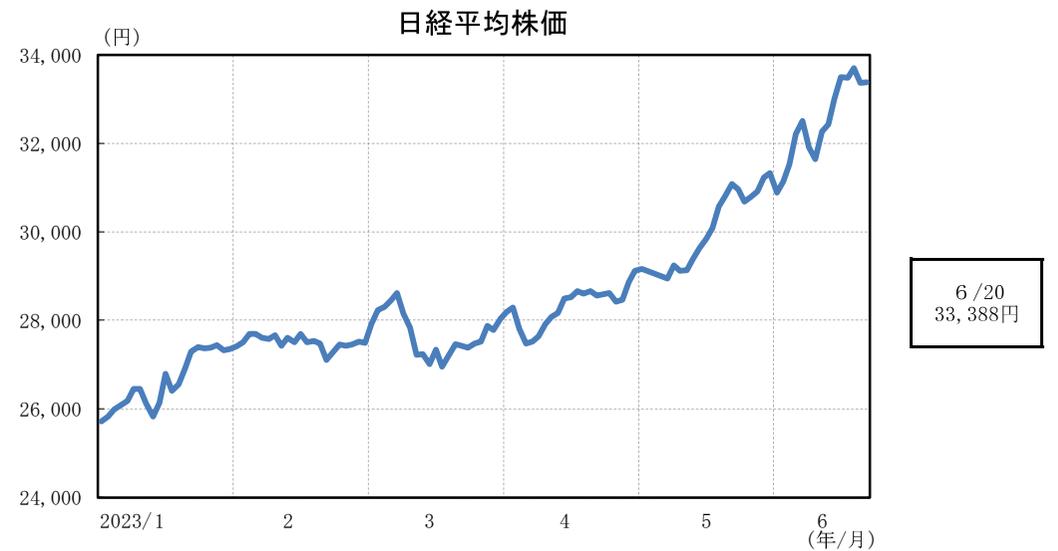
7. 銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。

8. 普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。

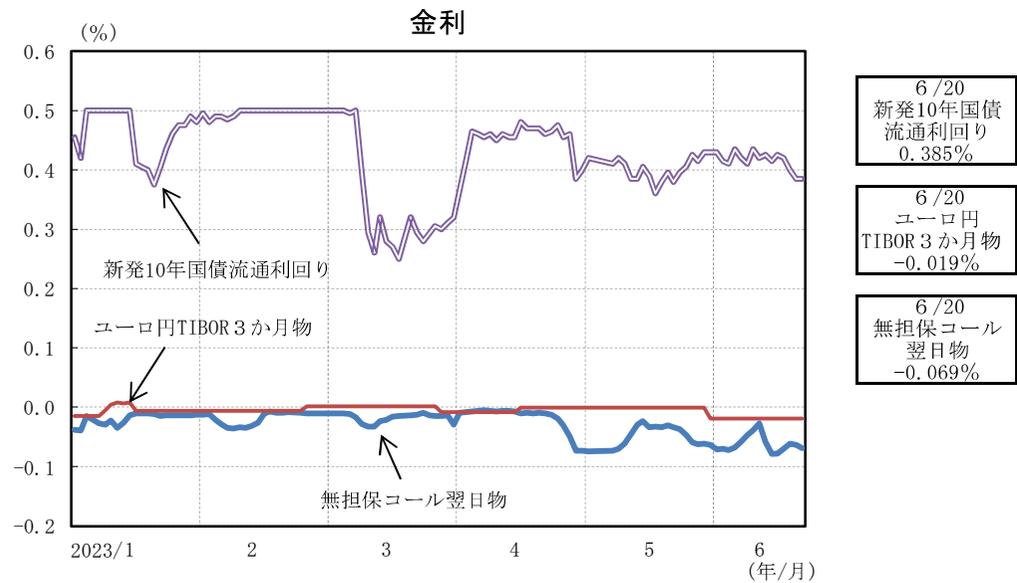
9. マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い遡及改定を実施。



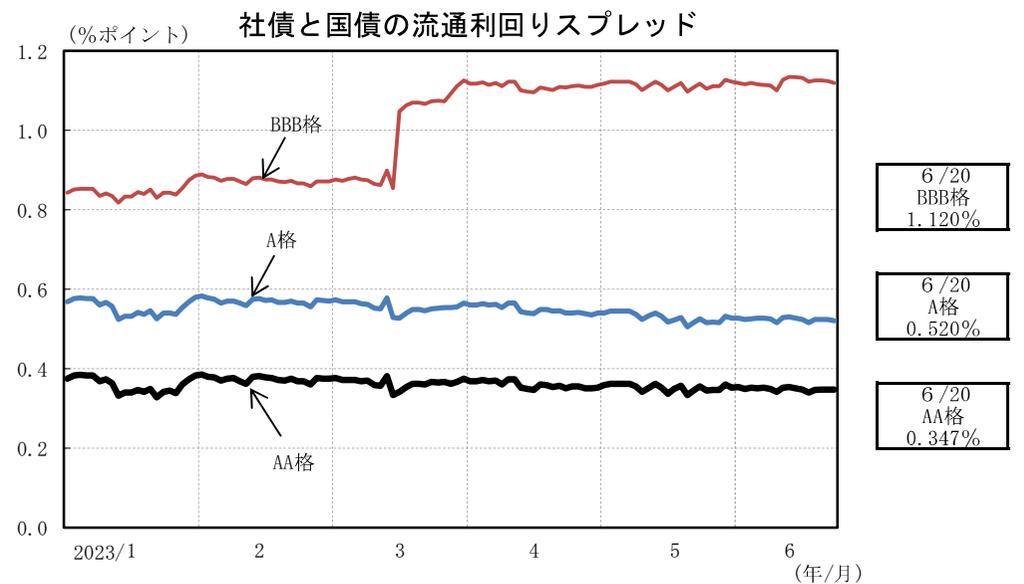
(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
2. 対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。



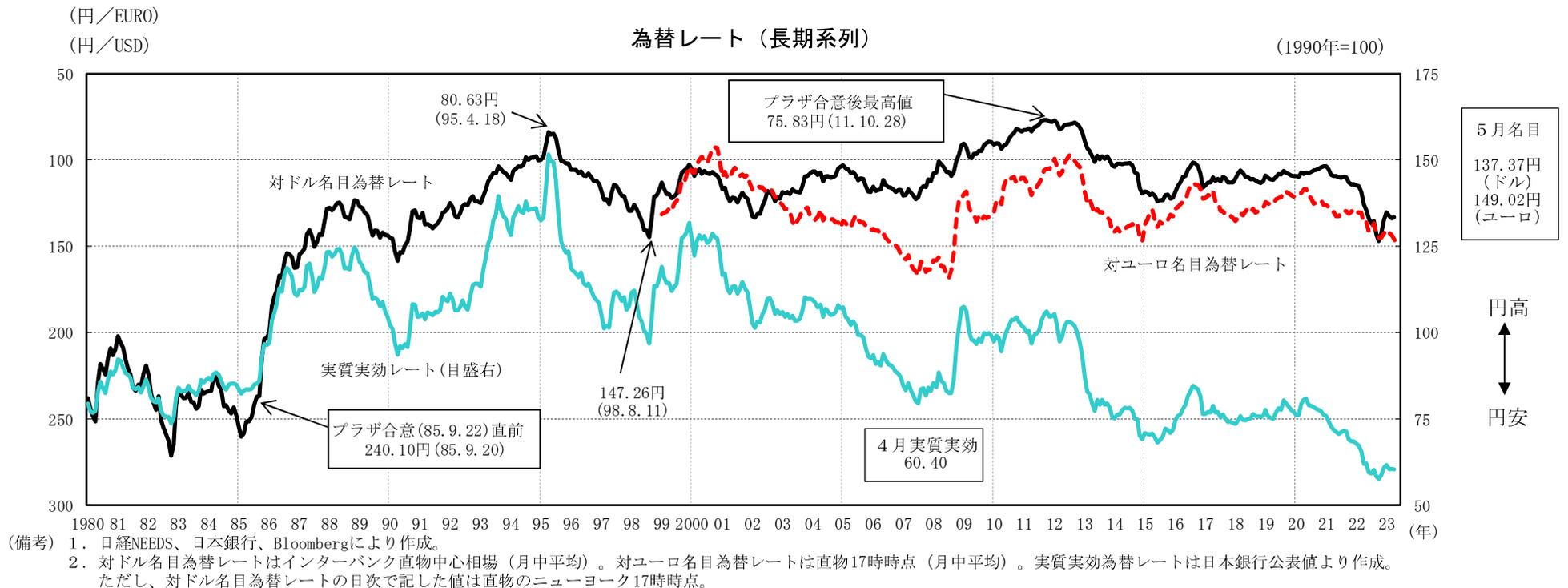
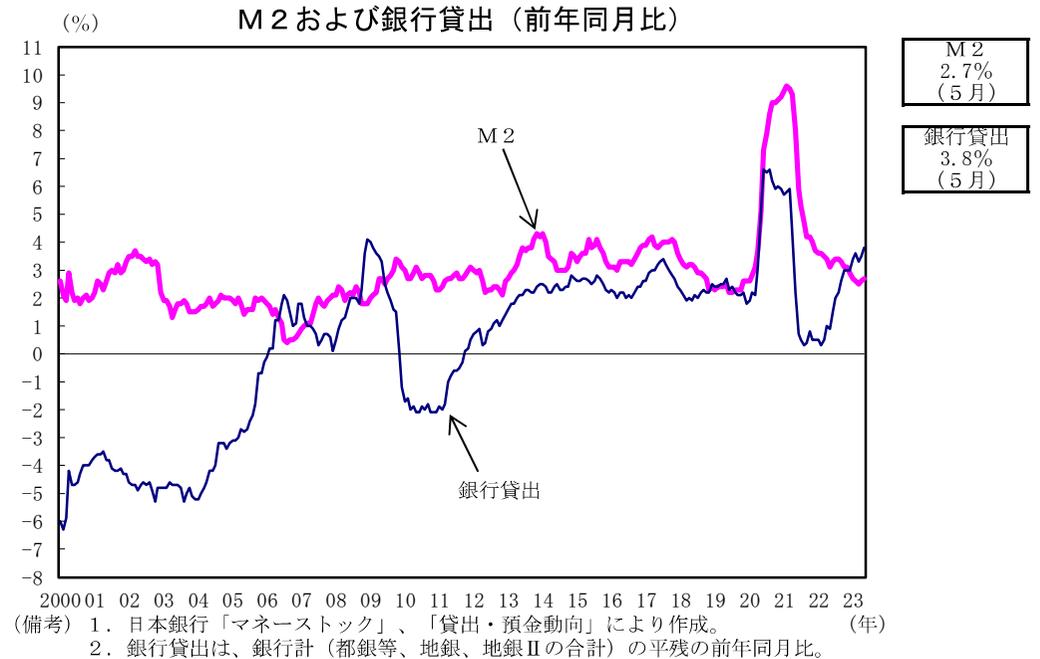
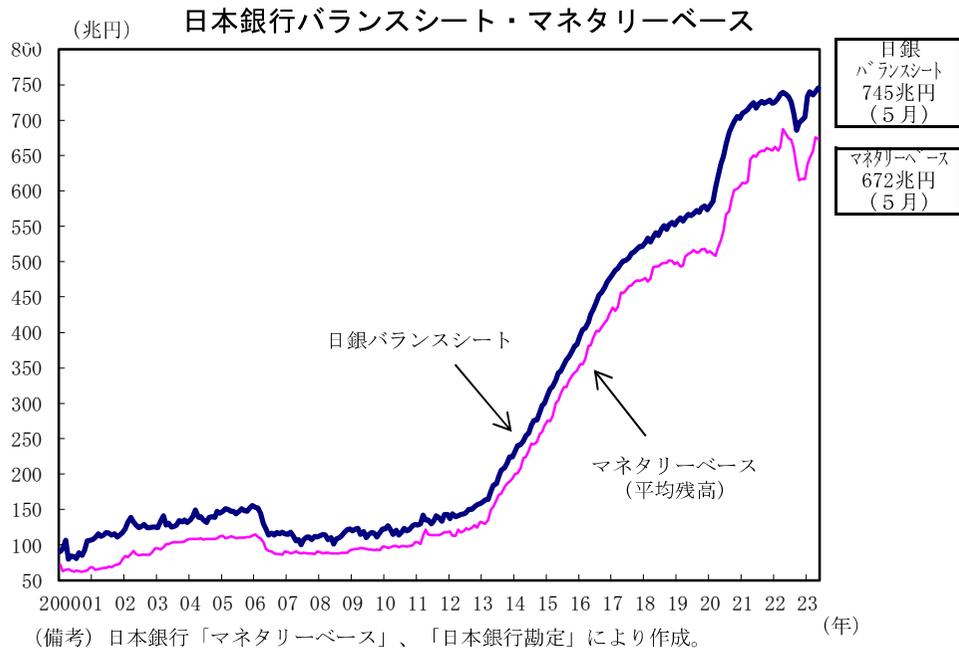
(備考) 日経NEEDSにより作成。

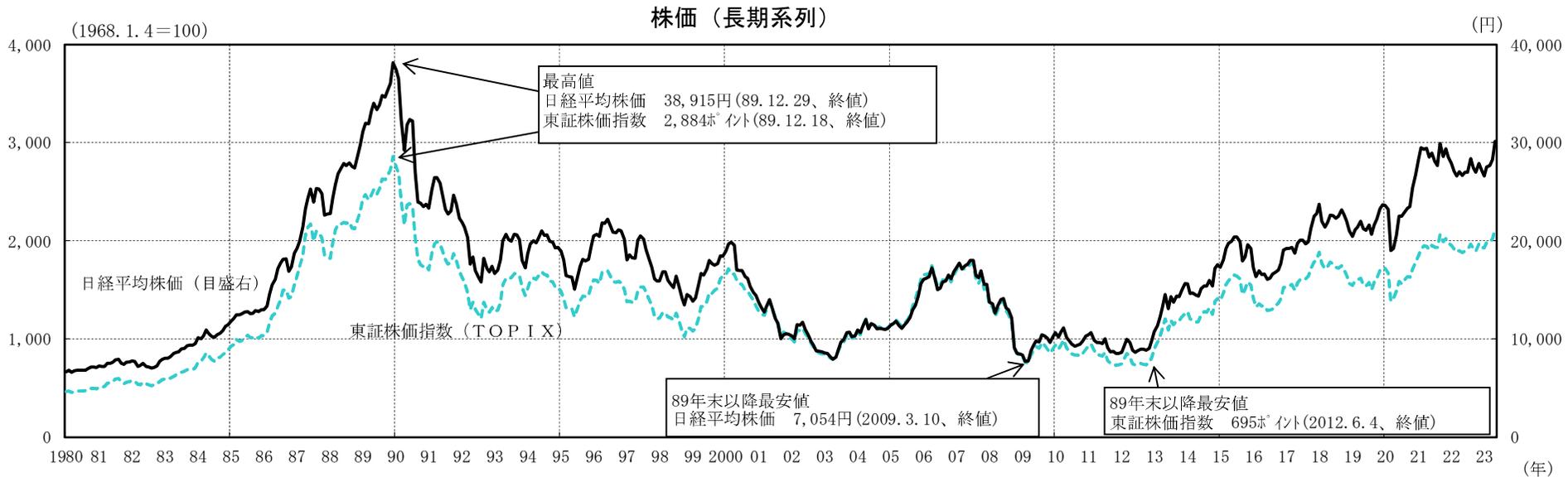


(備考) 日経NEEDSにより作成。

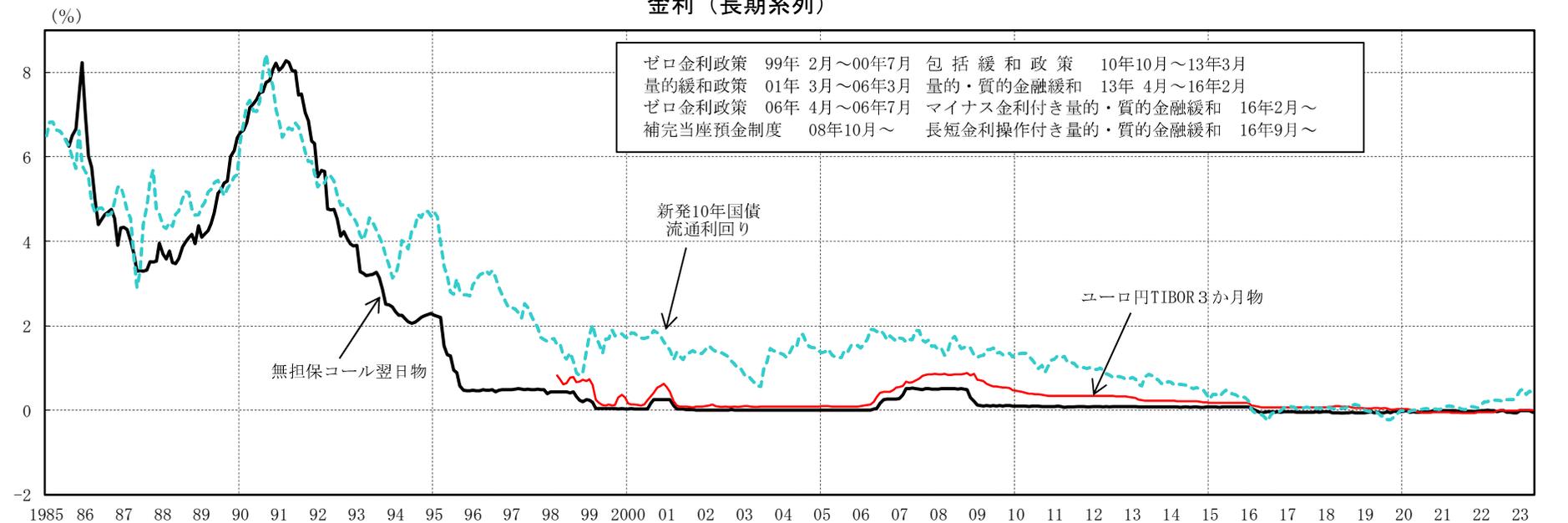


(備考) 1. Bloombergにより作成。
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
3. 格付けは格付投資情報センター (R & I) ベース。



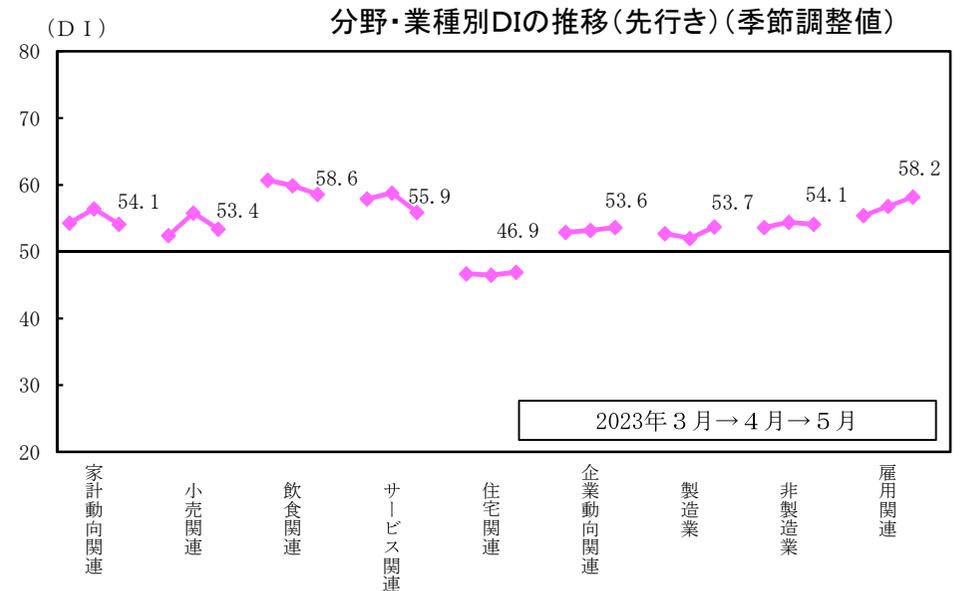
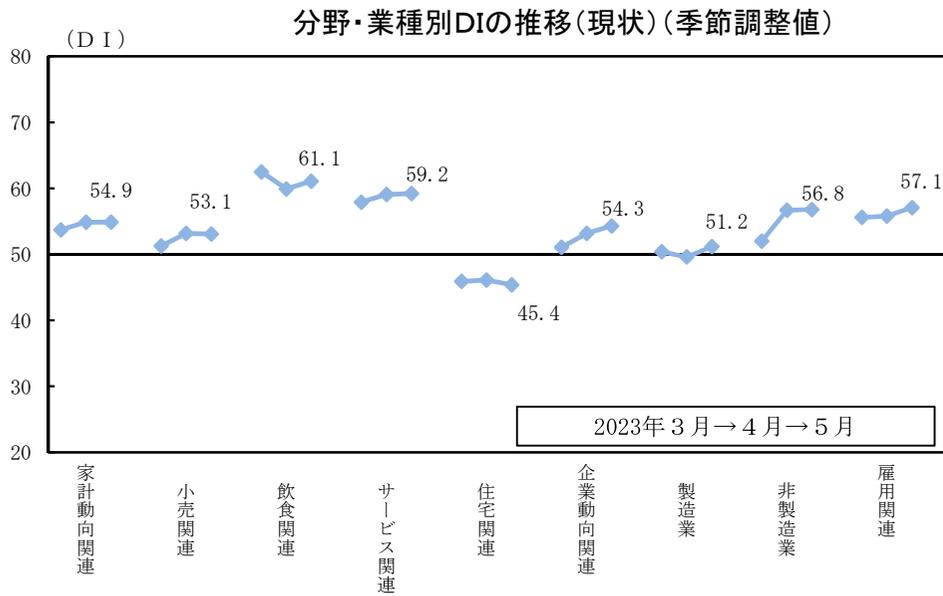
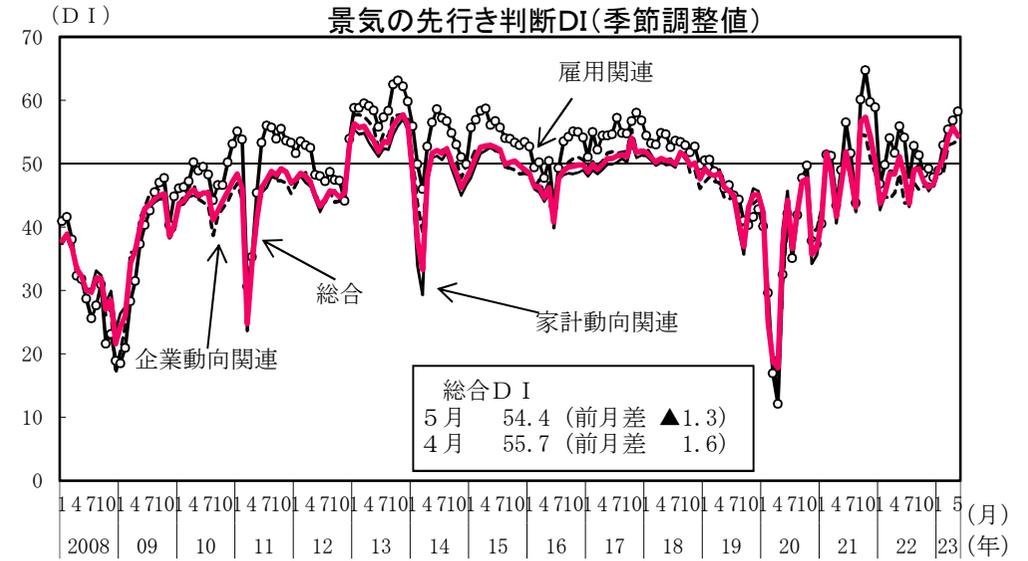
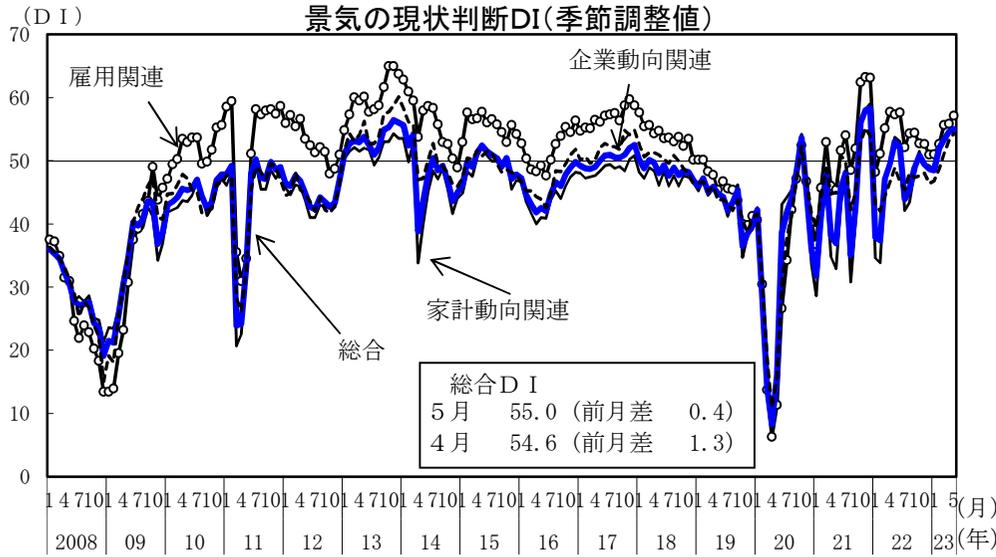


(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。
2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点をもととして算出。



(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。
2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR 3か月物ともに月中平均。

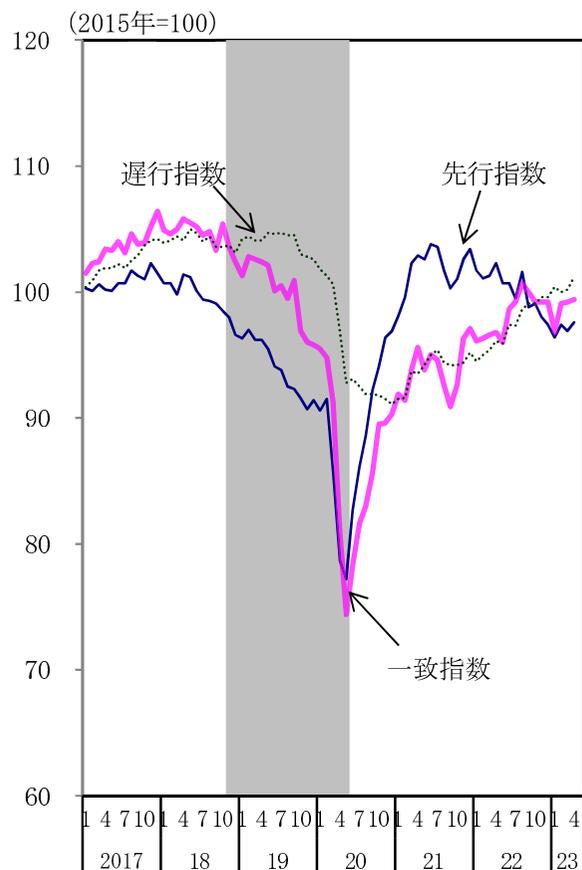
13. 景気ウォッチャー調査



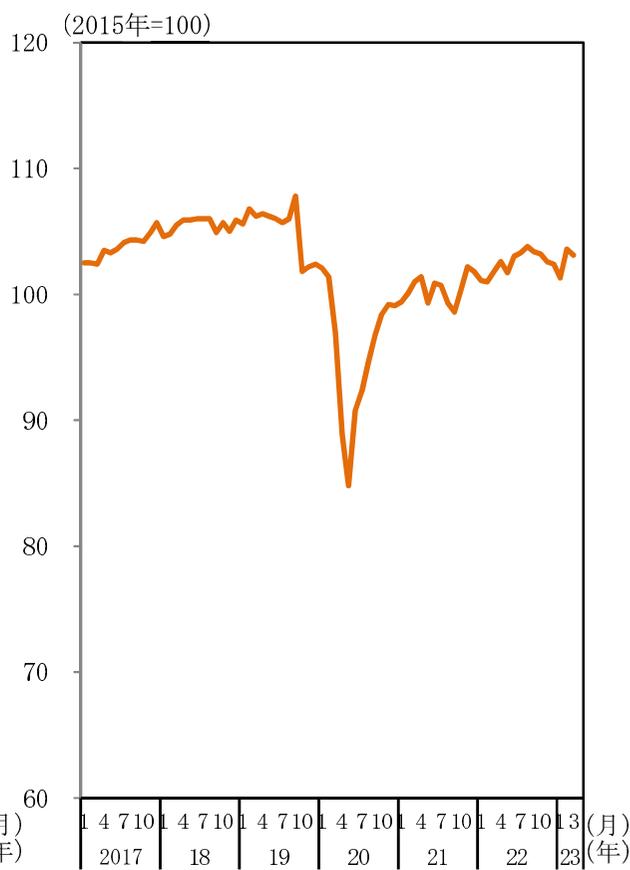
(備考) 現状判断D I、先行き判断D Iは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2～3か月先の景気の良し悪しの判断である。

(参考1) 景気動向指数

CIの推移



(参考)「景気を把握する新しい指数(一致指数)」の推移



- (備考) 1. 内閣府「景気動向指数」、「景気を把握する新しい指数(一致指数)」により作成。
 2. 景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武(景気)」・「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
 3. グラフのシャド一部分は景気後退期を示す。
 4. 「景気を把握する新しい指数(一致指数)」は参考指標であり、景気動向指数における毎月の基調判断や景気基準日付(景気の高谷)の判定は、現行の景気動向指数を用いた従来の手法による。

CI一致指数採用系列の寄与度

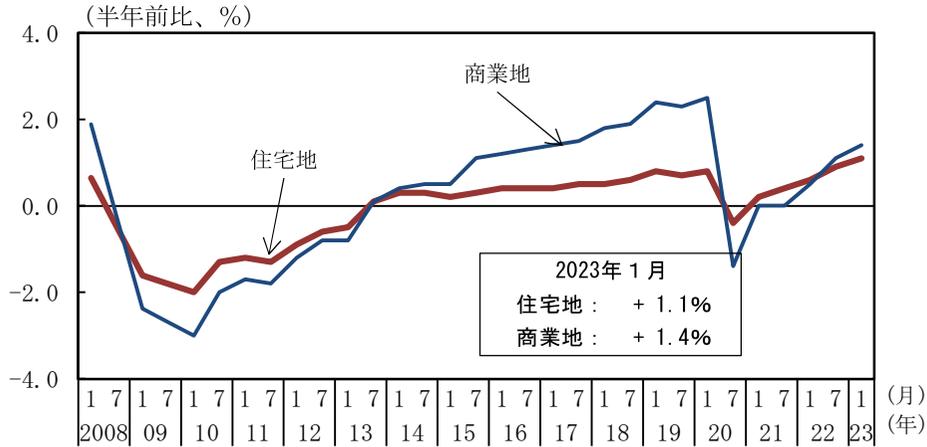
		23年1月	2月	3月	4月
CI一致指数		96.8	99.1	99.2	99.4
寄与度	生産指数(鉱工業)	-0.44	0.47	0.13	-0.06
	鉱工業用生産財出荷指数	-0.45	0.48	0.00	0.00
	耐久消費財出荷指数	-0.58	0.48	0.34	0.13
	労働投入量指数(調査産業計)	-0.08	0.15	0.06	-0.01
	投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.54	0.21	-0.02	0.11
	商業販売額(小売業、前年比)	0.11	0.21	-0.03	-0.22
	商業販売額(卸売業、前年比)	-0.16	0.08	-0.11	-0.06
	営業利益(全産業)	0.05	0.05	0.05	0.01
	有効求人倍率(除学卒)	-0.10	-0.10	-0.22	0.03
輸出数量指数	-0.24	0.22	-0.07	0.25	

景気基準日付

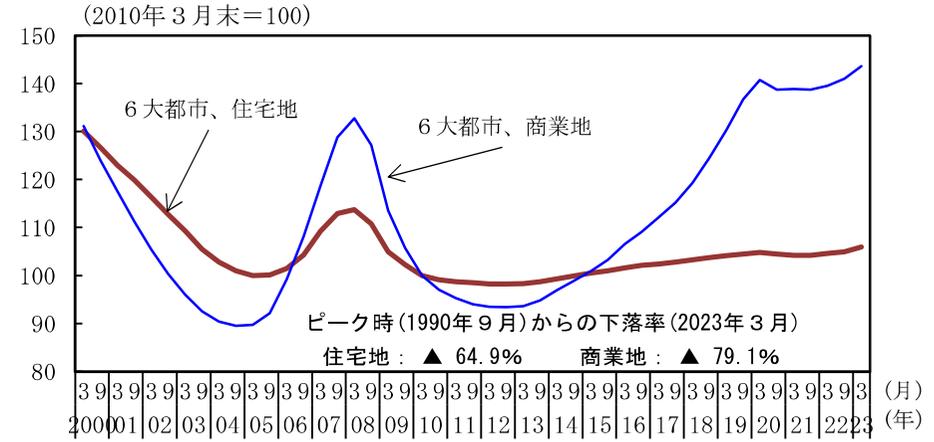
循環	谷(年/月)	山(年/月)	谷(年/月)	期間(か月)		
				拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31(神武)	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42(岩戸)	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57(いざなぎ)	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51(バブル)	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	18/10	20/5	71	19	90
第2~第16循環の平均				38.5	16.3	54.9

(参考2) 地価・住宅価格の推移

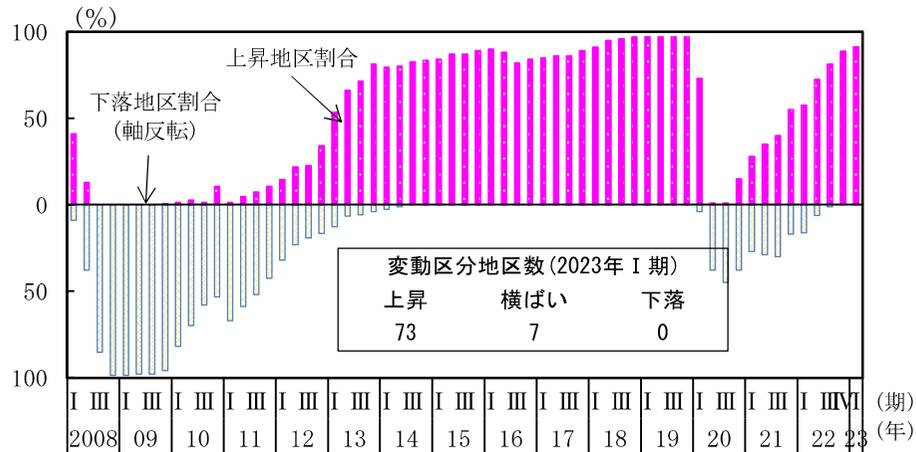
地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）



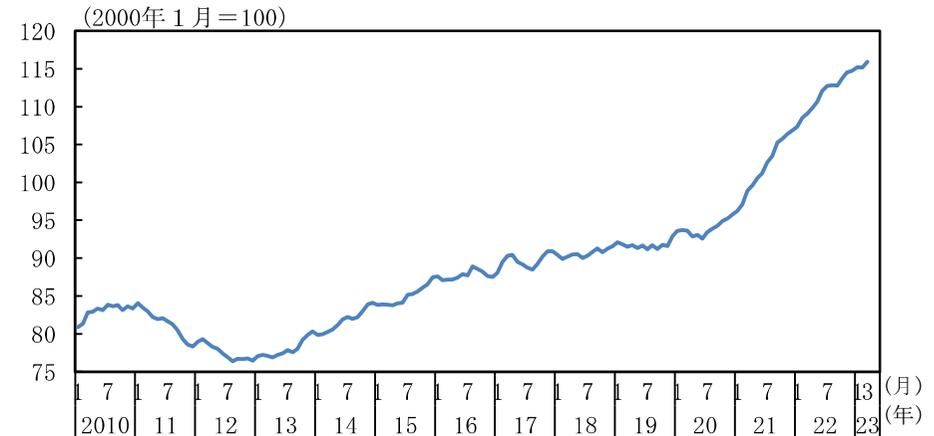
市街地価格指数



主要都市の高度利用地地価

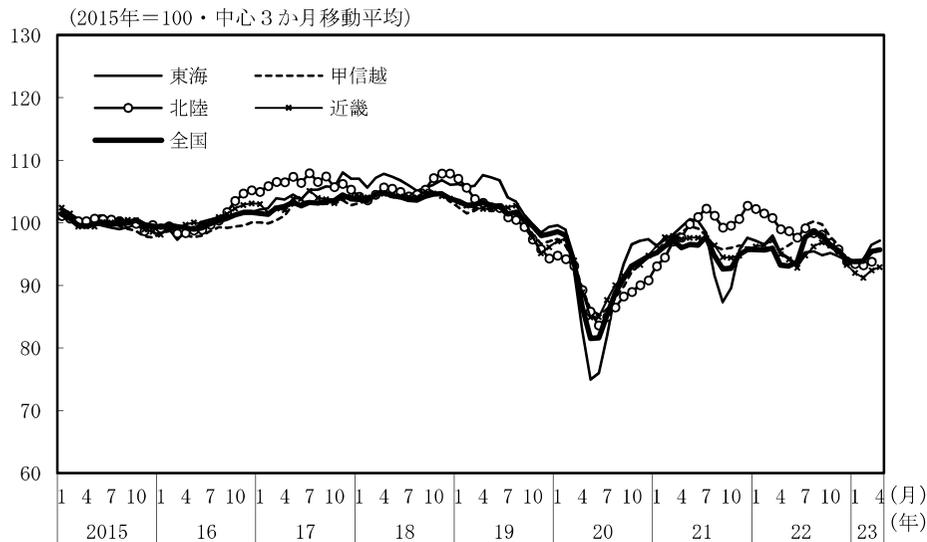
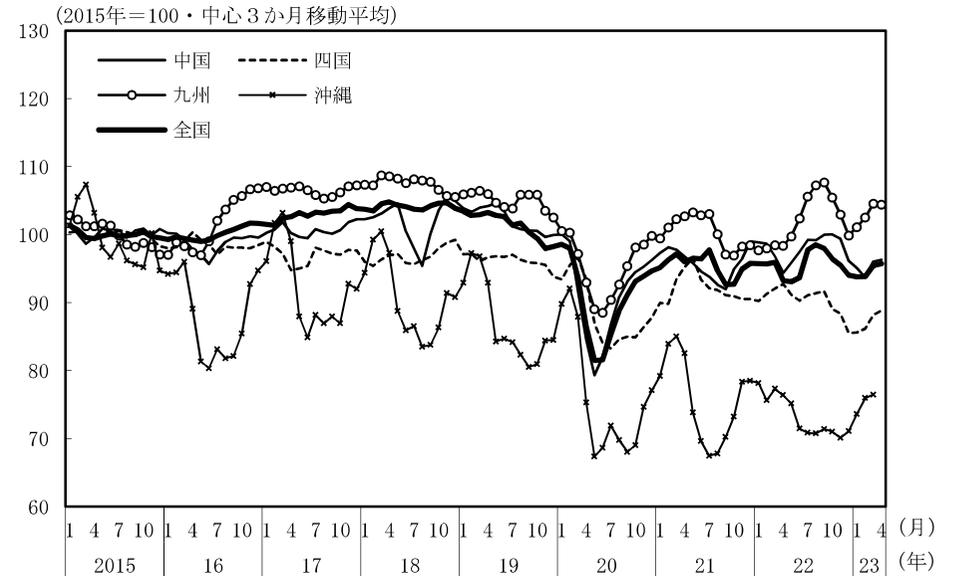
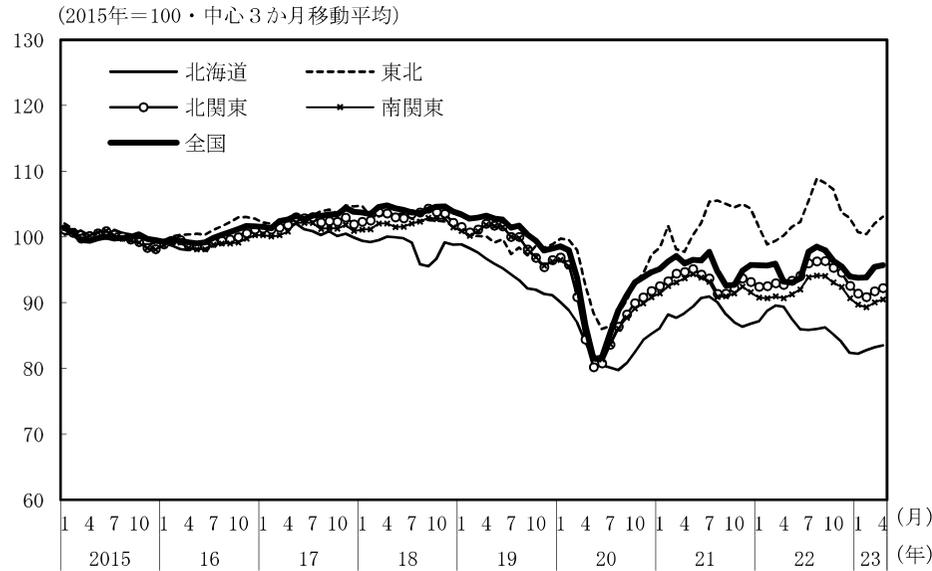


不動産住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）



- (備考) 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」、
 (一財)日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動産住宅価格指数」により作成。
 2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。
 3. 6大都市とは、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数(6大都市)のピークは1990年9月。
 4. 四半期は、I期:1/1～4/1、II期:4/1～7/1、III期:7/1～10/1、IV期:10/1～1/1。

(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産

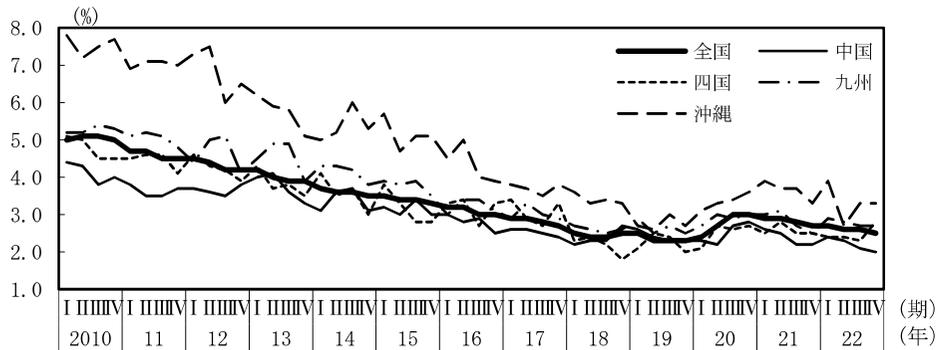
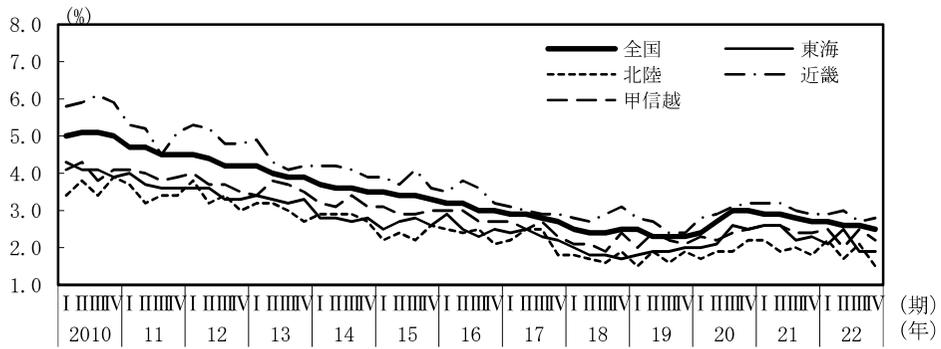
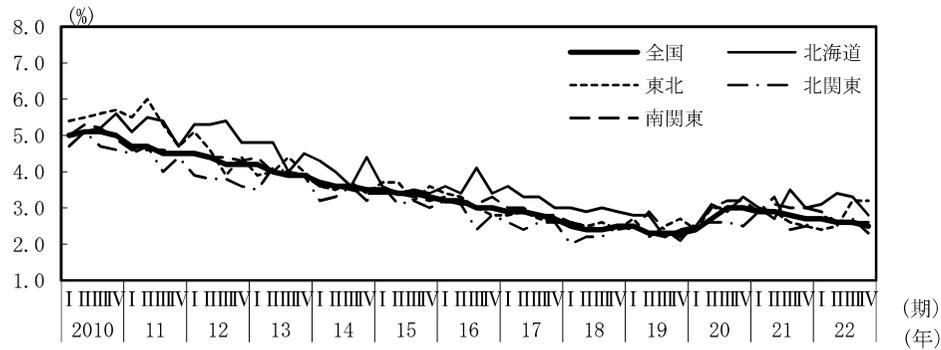


(備考)

1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。
3. 基準年は平成27年。
4. 直近月は、2か月平均。
5. 北陸、沖縄は、3月まで更新。その他地域は、4月まで更新。

地域名	都道府県名	
北海道	北海道	
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野	
東海	静岡、岐阜、愛知、三重	
北陸	富山、石川、福井	
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	
四国	徳島、香川、愛媛、高知	
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	
沖縄	沖縄	

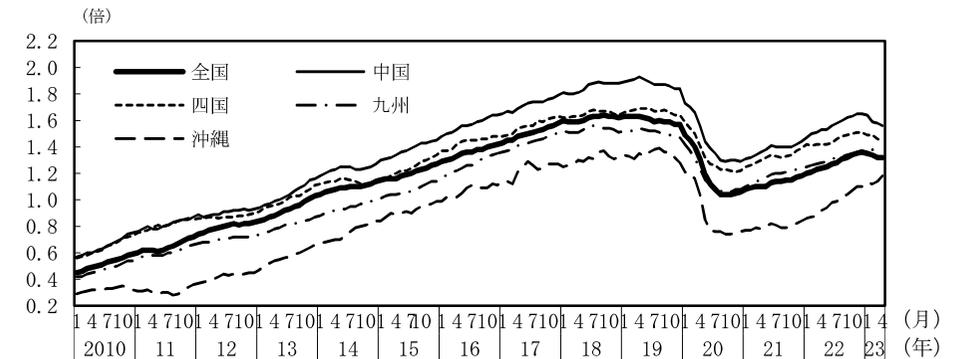
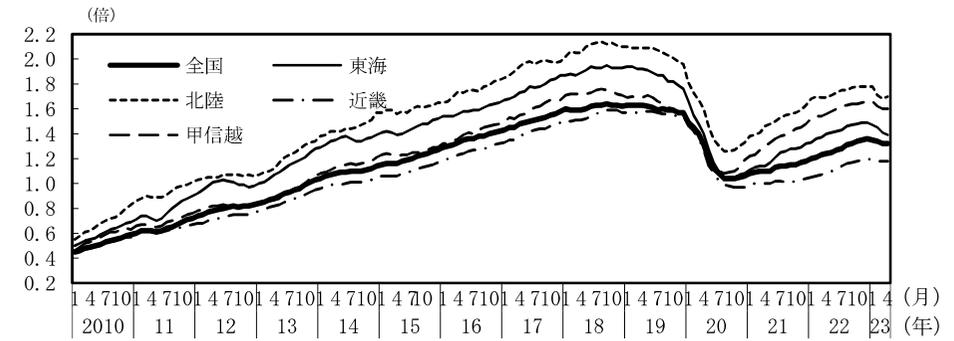
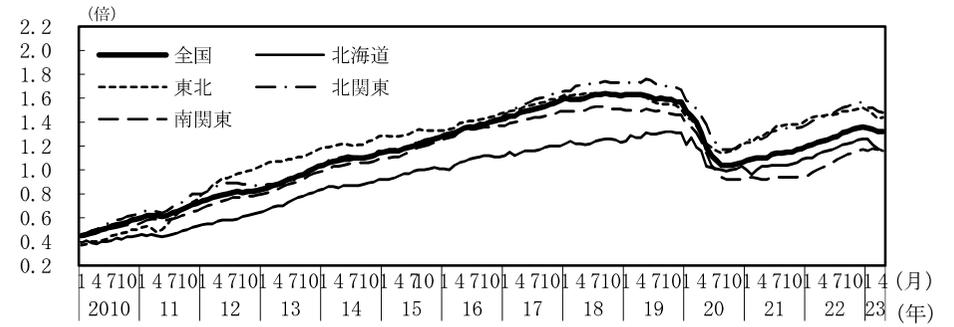
(2) 完全失業率



(備考)

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率



(備考)

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人人数、新規求人人数の全国には、海外の値は含まない。

II. 海外経済

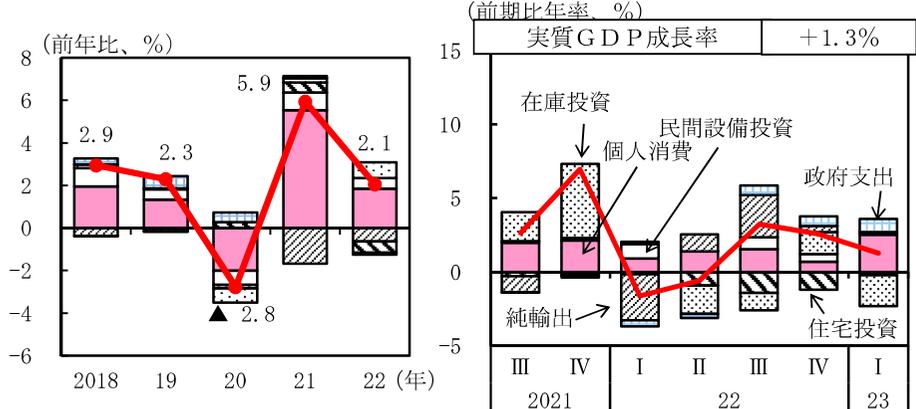
		5月月例	6月月例
世界経済		世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。
アメリカ		アメリカでは、景気は緩やかに回復している。 先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	アメリカでは、景気は緩やかに回復している。 先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。	中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。
	その他アジア	韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は <u>持ち直している</u> 。	韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は <u>緩やかに回復している</u> 。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は <u>持ち直しに足踏みがみられる</u> 。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、 <u>緩やかな持ち直しが続くことが期待される</u> 。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	ユーロ圏では、景気は <u>足踏み状態にある</u> 。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、 <u>足踏み状態が続くことが見込まれる</u> 。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。
	英国	英国では、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	英国では、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

(注) 下線部は先月から変更した部分。

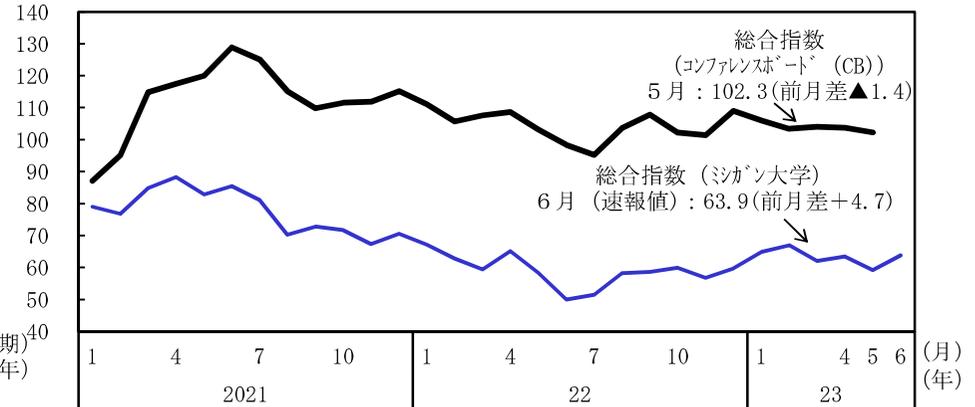
1. アメリカ

○アメリカでは、景気は緩やかに回復している。

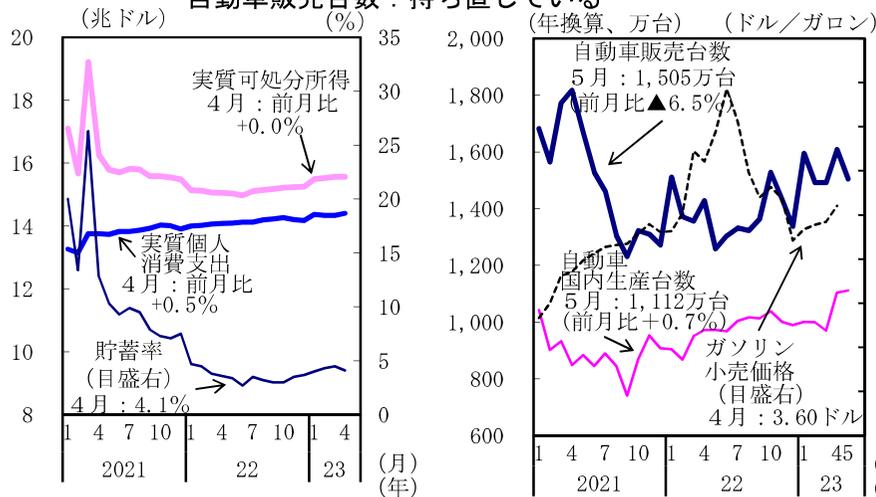
①実質GDP成長率（第2次推計値）
2023年1-3月期は前期比年率+1.3%成長



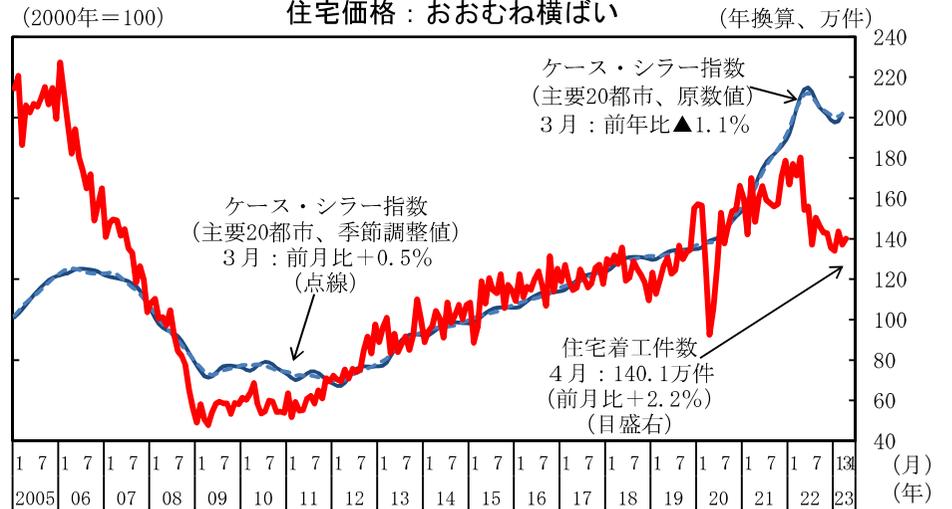
消費者信頼感指数



②消費 : 緩やかに増加している
自動車販売台数 : 持ち直している

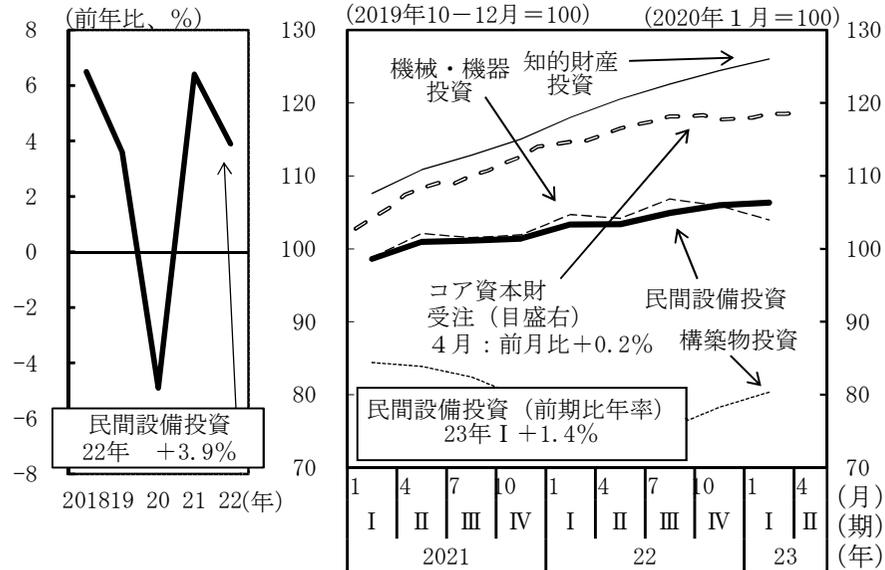


③住宅着工: おおむね横ばい
住宅価格: おおむね横ばい



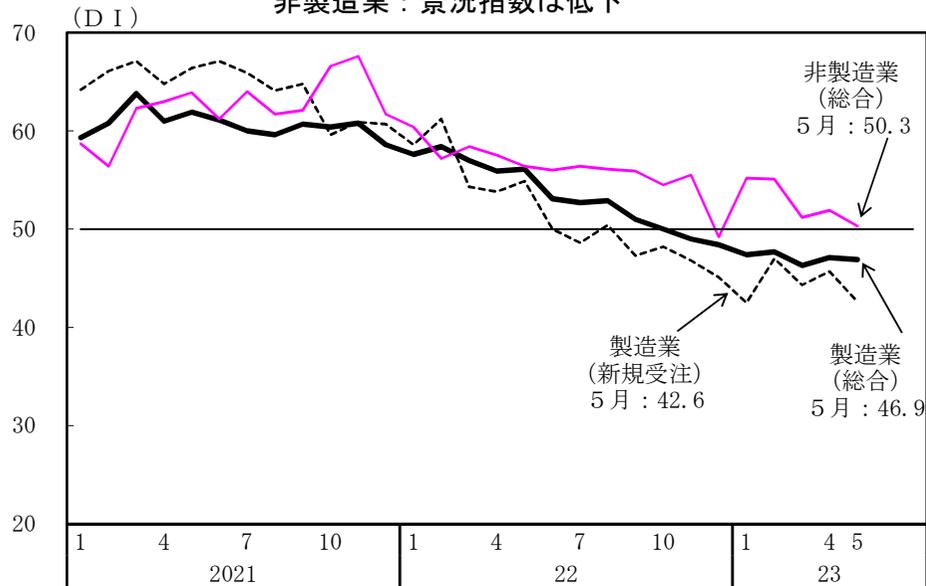
(備考) 月次の値は年率換算。

④設備投資は緩やかに持ち直し

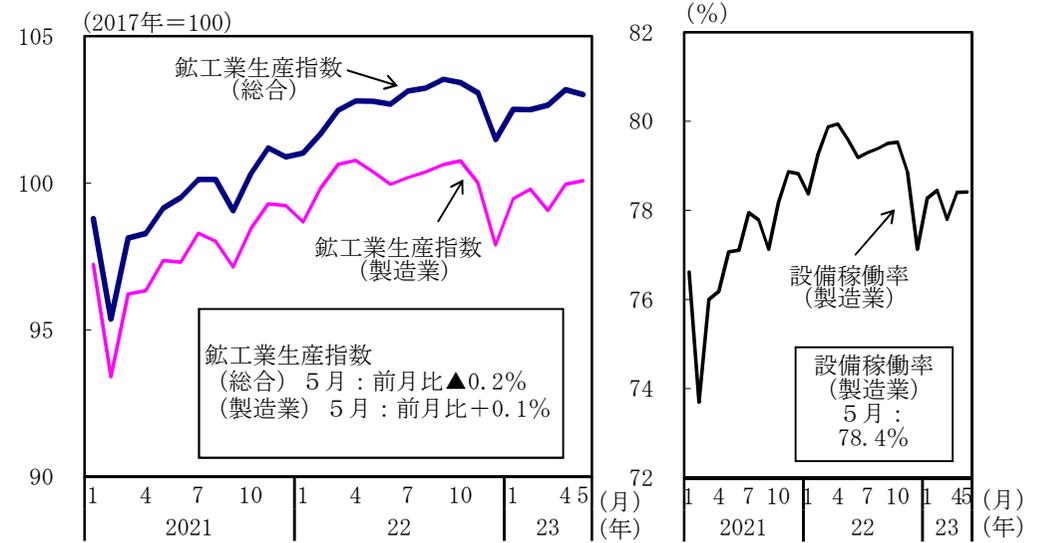


(備考) コア資本財受注は3か月移動平均値。

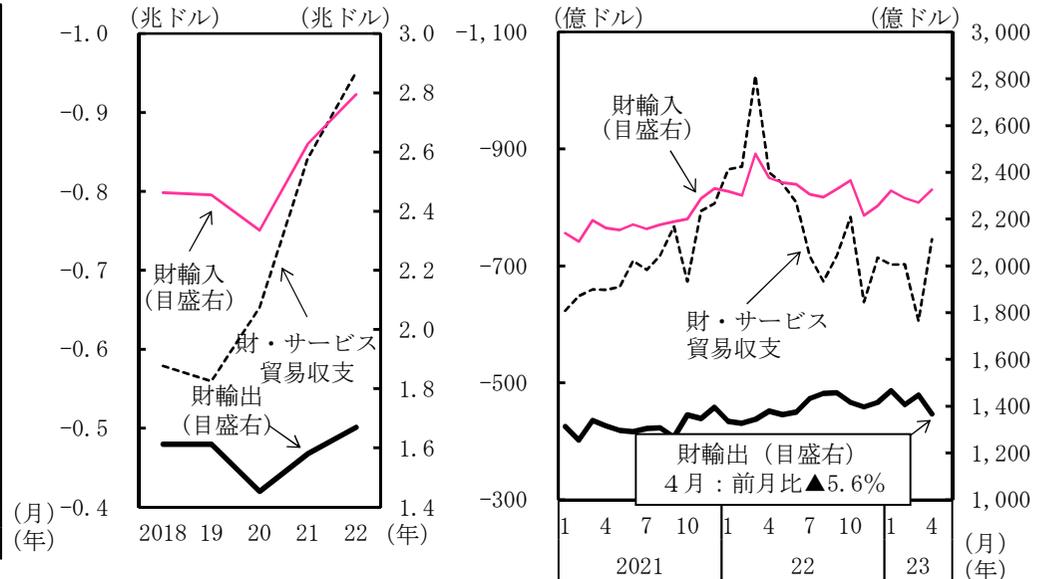
製造業：景況指数は低下
非製造業：景況指数は低下



⑤生産はおおむね横ばい

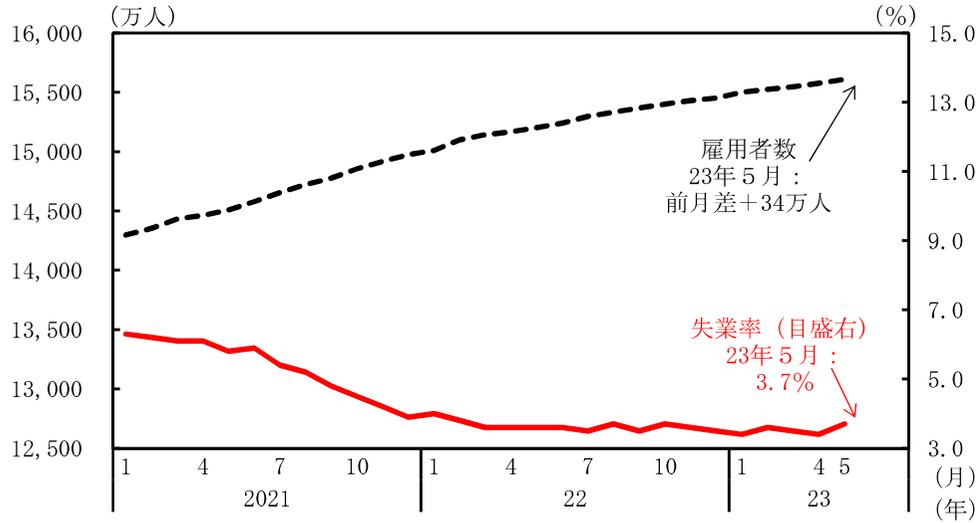


⑥財輸出はおおむね横ばい



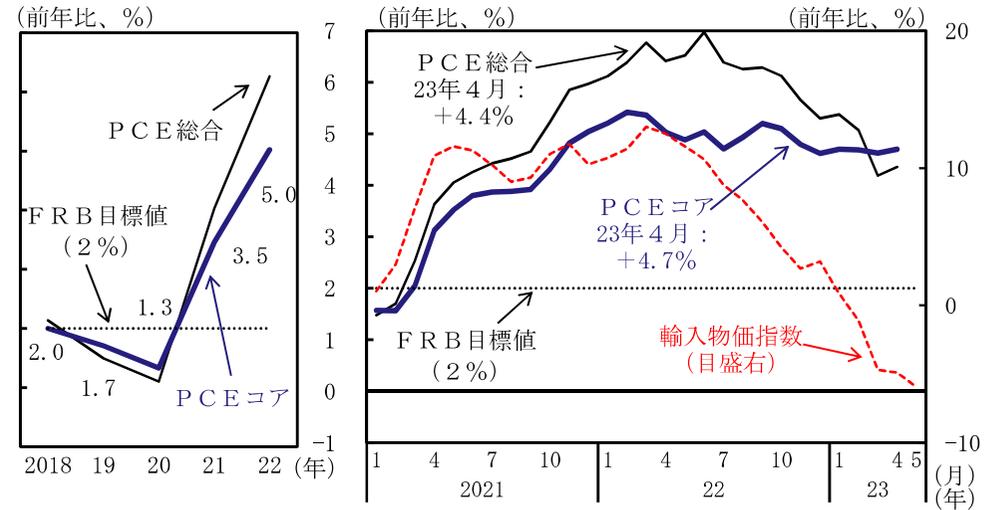
(備考) 財輸出入は通関ベース(実質)、財・サービス貿易収支は国際収支ベース(名目)。

⑦雇用者数は増加、失業率はおおむね横ばい



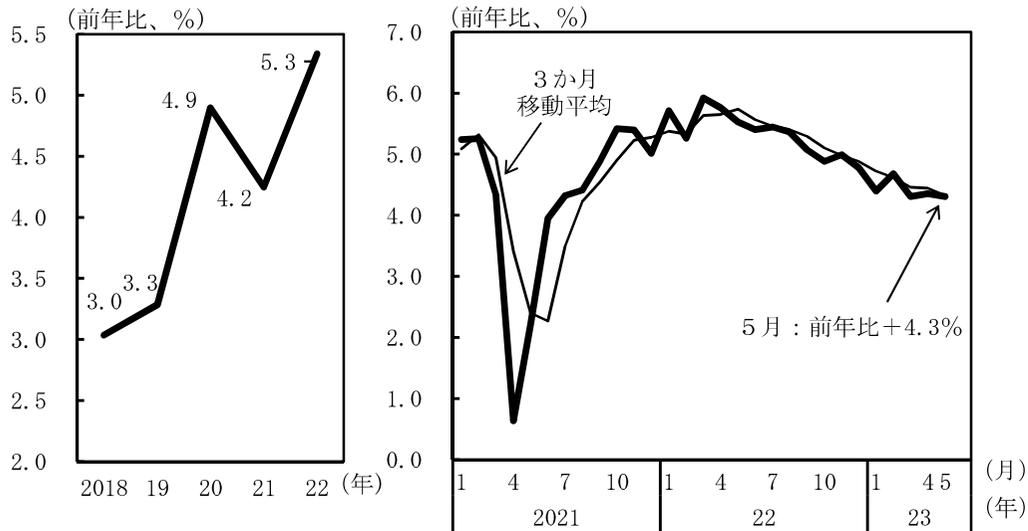
(備考) 雇用者数は非農業部門。

⑧コア物価上昇率はおおむね横ばい



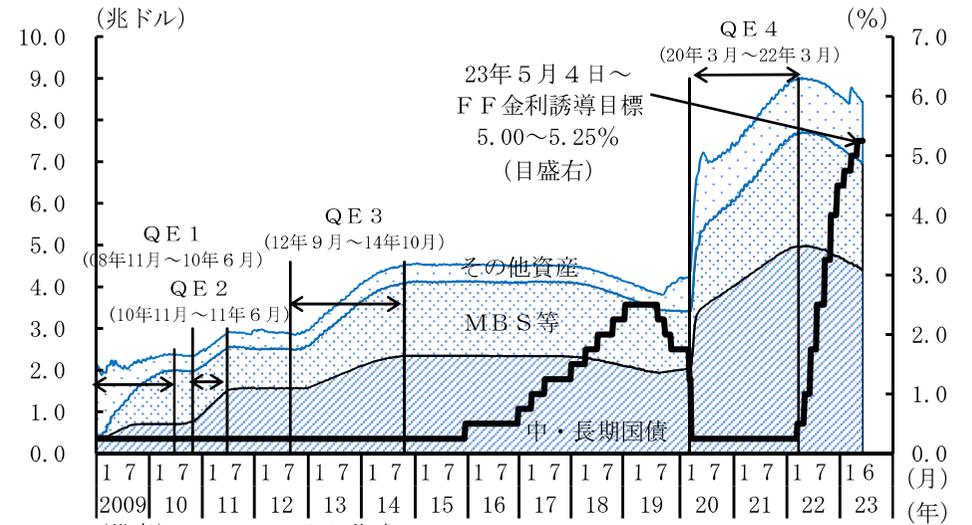
(備考) 1. 上図のPCEは、個人消費支出デフレーターを指す。
2. コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

賃金の伸びはおおむね横ばい



(備考) 賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策



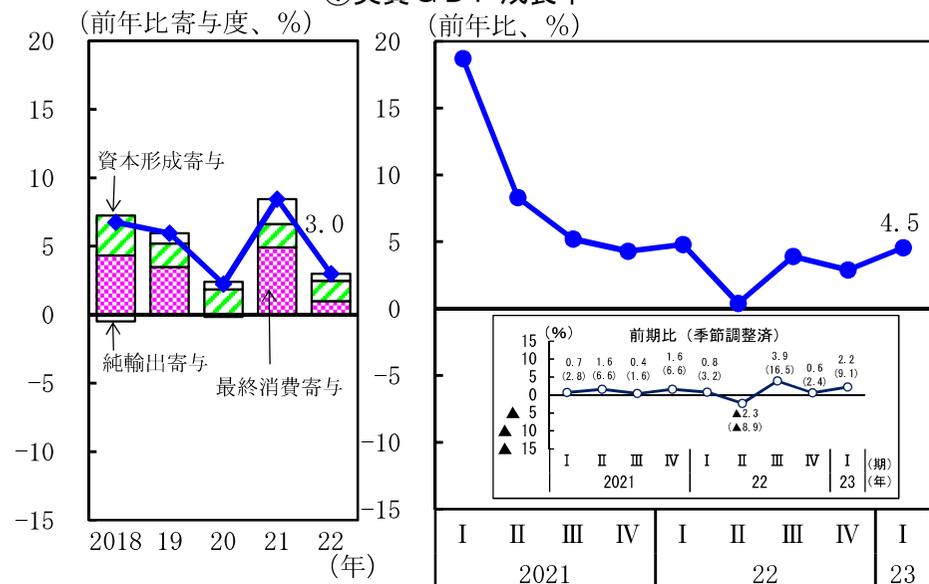
(備考) 1. FRBより作成。
2. FF金利誘導目標については、上限を指す。

2. アジア地域

中国：

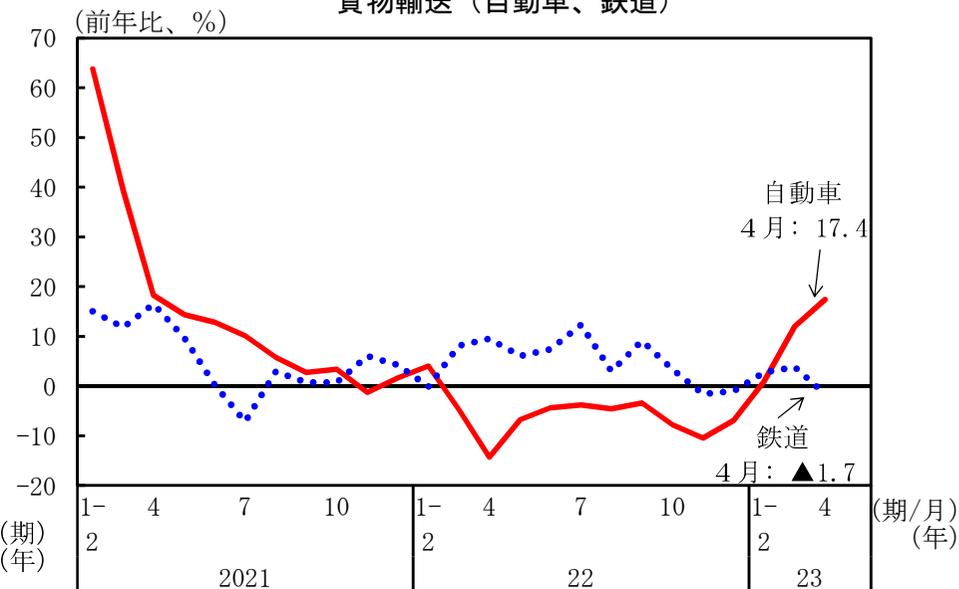
○中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。

①実質GDP成長率



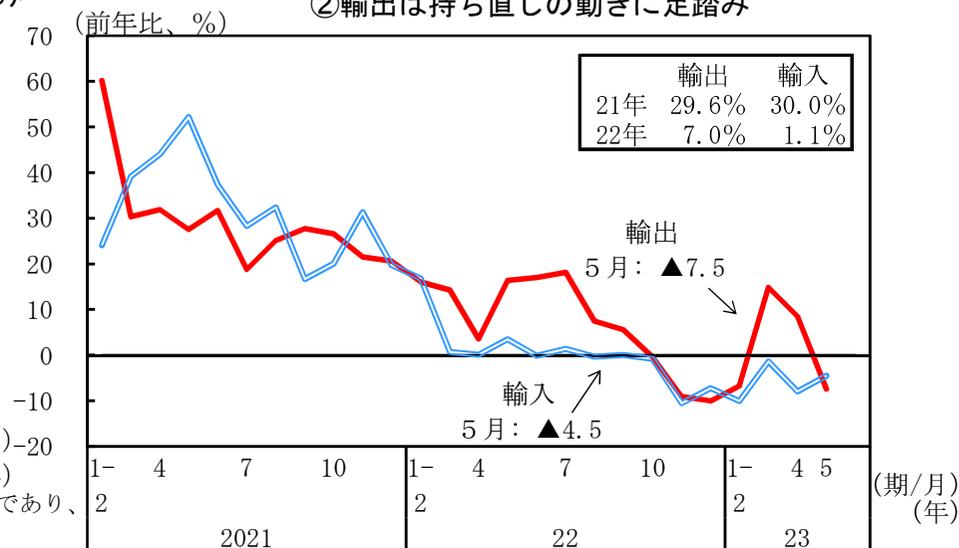
(備考) 前期比のグラフの () 内の数値は内閣府による年率換算。

貨物輸送 (自動車、鉄道)



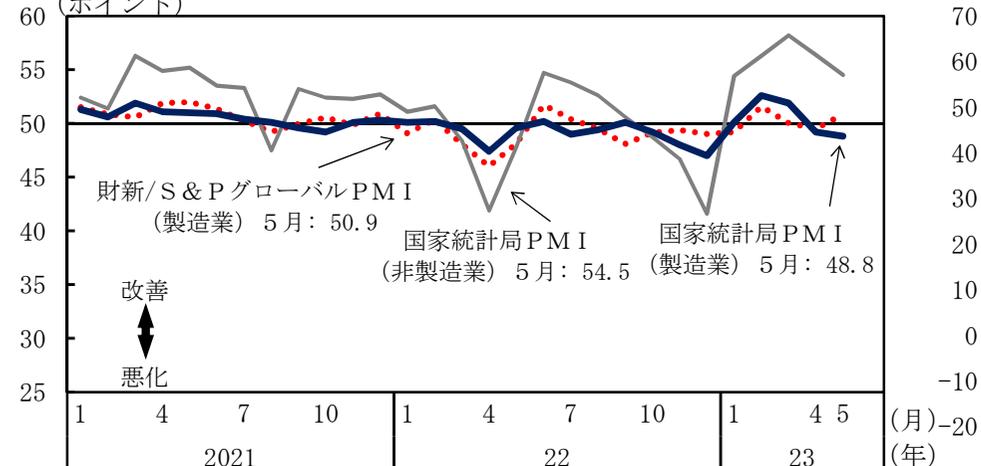
(備考) 輸送量ベースの前年比。

②輸出は持ち直しの動きに足踏み



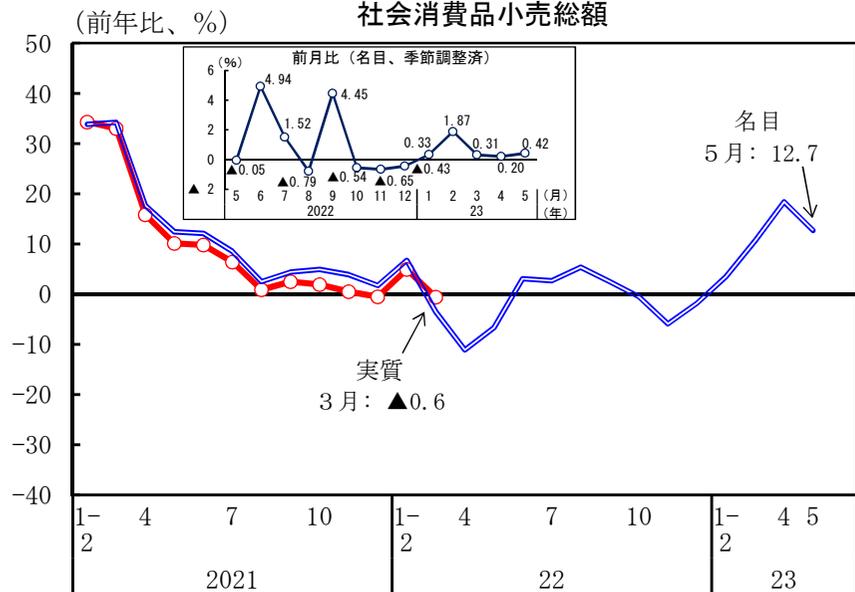
(備考) 1. 輸出入ともドルベースの金額。
2. 春節(旧正月)休暇は、19年2月4～10日、20年1月24～2月2日、21年2月11～17日、22年1月31日～2月6日、23年1月21日～27日。

製造業購買担当者指数 (PMI) はこのところ持ち直しの動きに足踏み



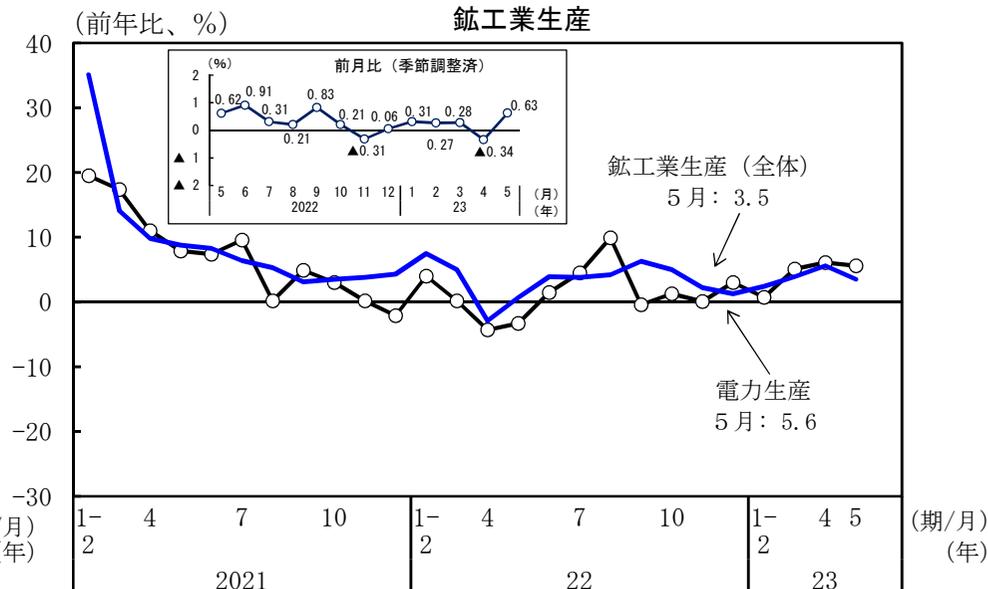
(備考) 1. 国家統計局、財新/S&Pグローバルより作成。財新は中国の経済メディアであり、S&Pグローバル社との共同調査により、独自にPMIを発表している。
2. 製造業・非製造業の業況に関わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。
3. 統計対象社数は、国家統計局が3,000社(製造業)、4,000社(非製造業)、37財新/S&Pグローバルが500社以上。

③消費は持ち直している
社会消費品小売総額

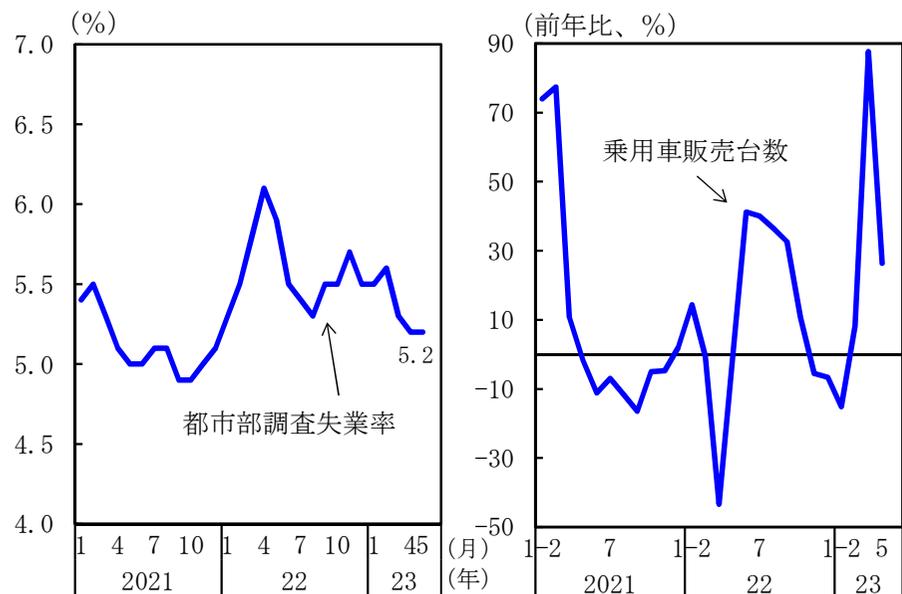


(備考) 22年4月以降の実質値は未公表。

④生産は持ち直しの動き
鉱工業生産

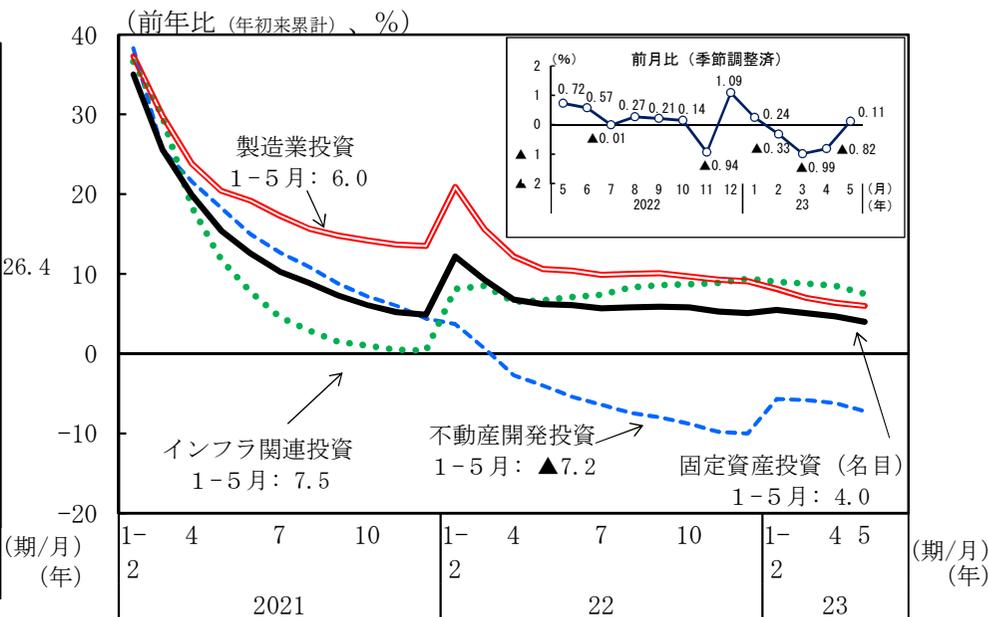


都市部調査失業率はおおむね横ばい
乗用車販売台数は持ち直しの動き

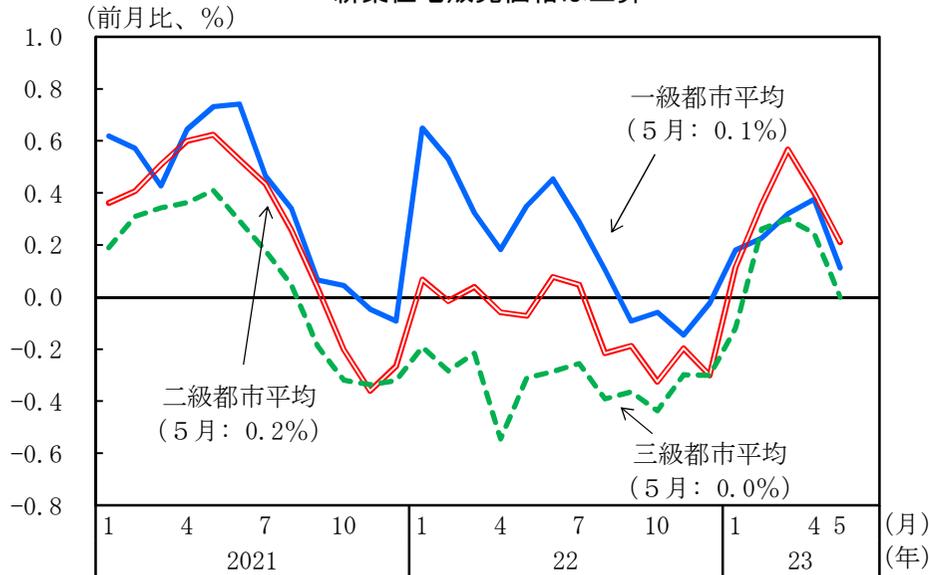


(備考) 乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数 (前年比) は、20年6.0%減、21年6.5%増、22年9.5%増。

⑤固定資産投資はこのところ伸びが低下

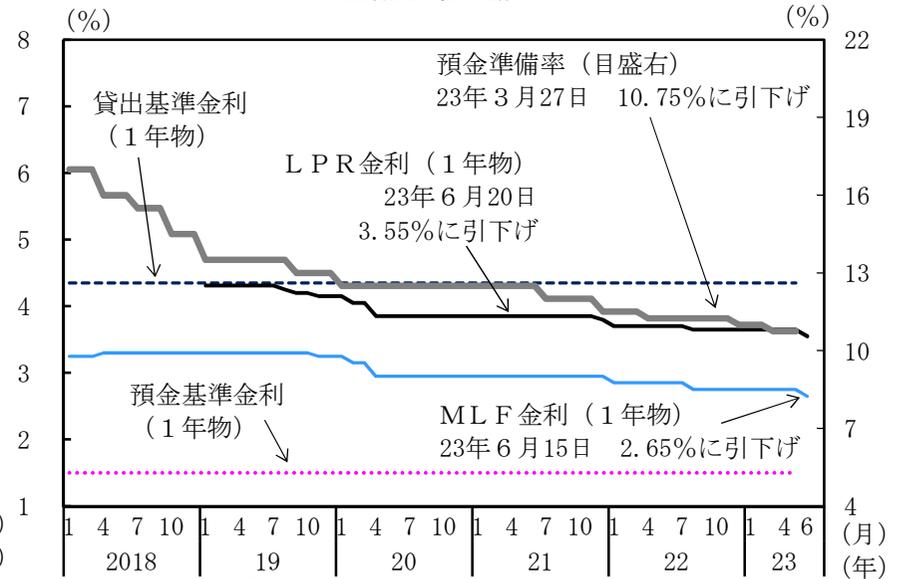


新築住宅販売価格は上昇



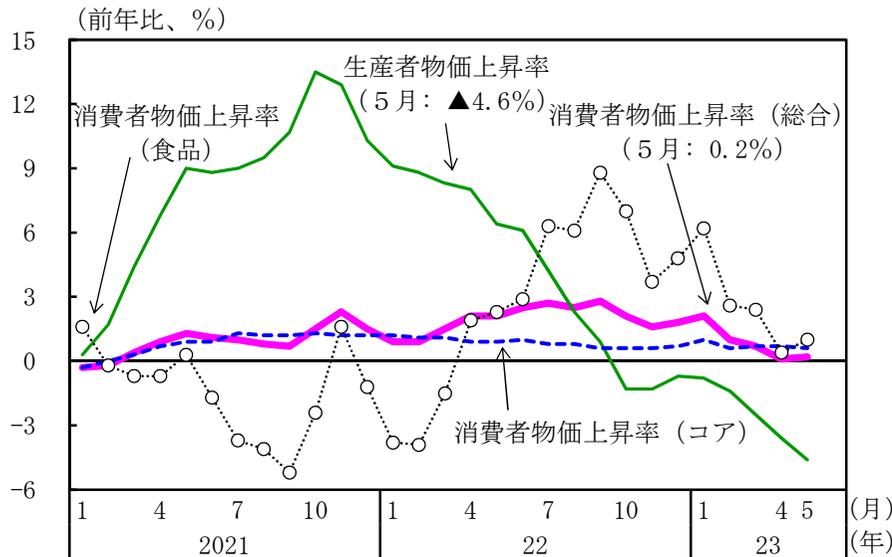
(備考) 一級、二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向



- (備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
 2. MLFとは中期貸出ファシリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。1年物は16年より実施。
 3. LPRとは最優遇貸出金利の略。中央銀行が選定した18の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

⑥消費者物価上昇率はおおむね横ばい



(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

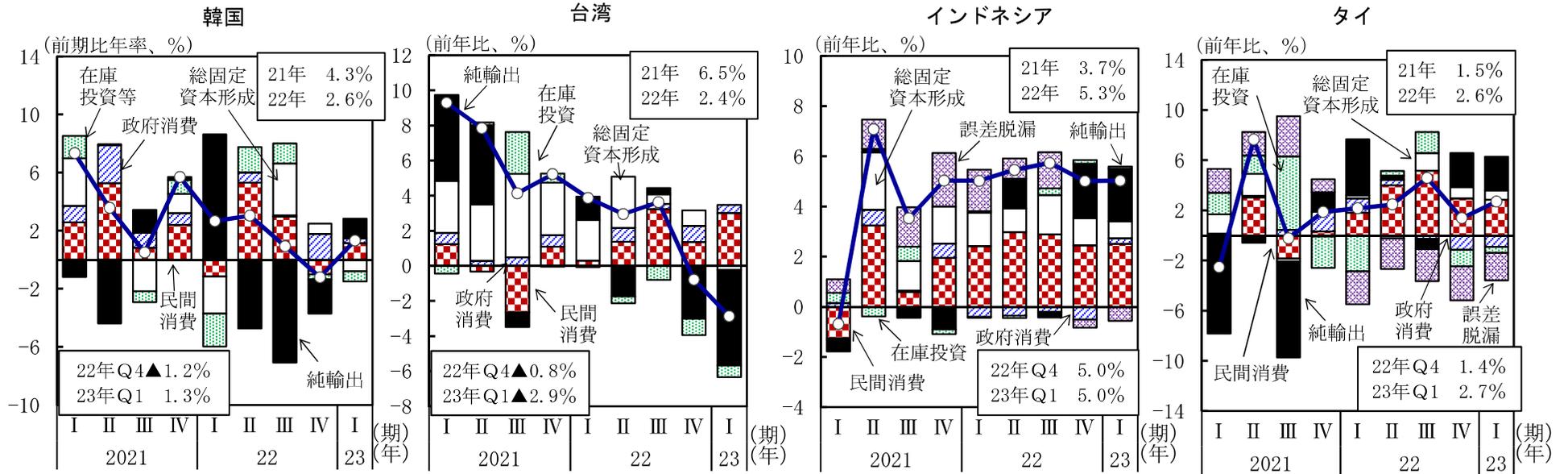
人民元名目為替レート



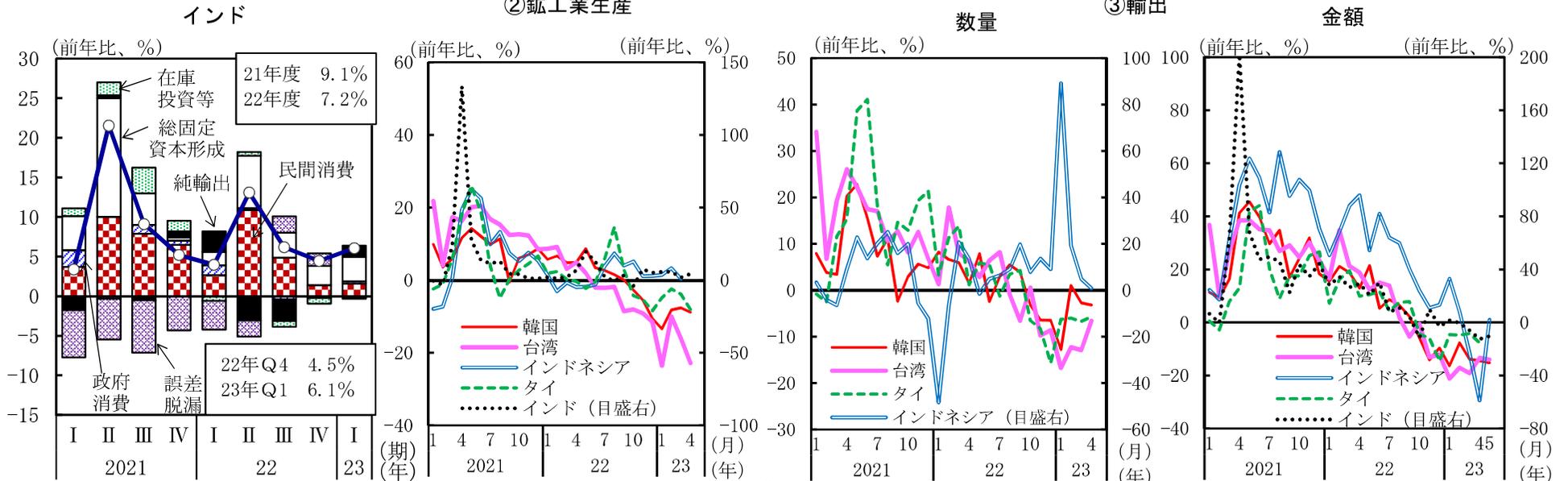
その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

○韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。
 インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。
 タイでは、景気はこのところ持ち直している。
 インドでは、景気は緩やかに回復している。

①実質GDP成長率



②鉱工業生産



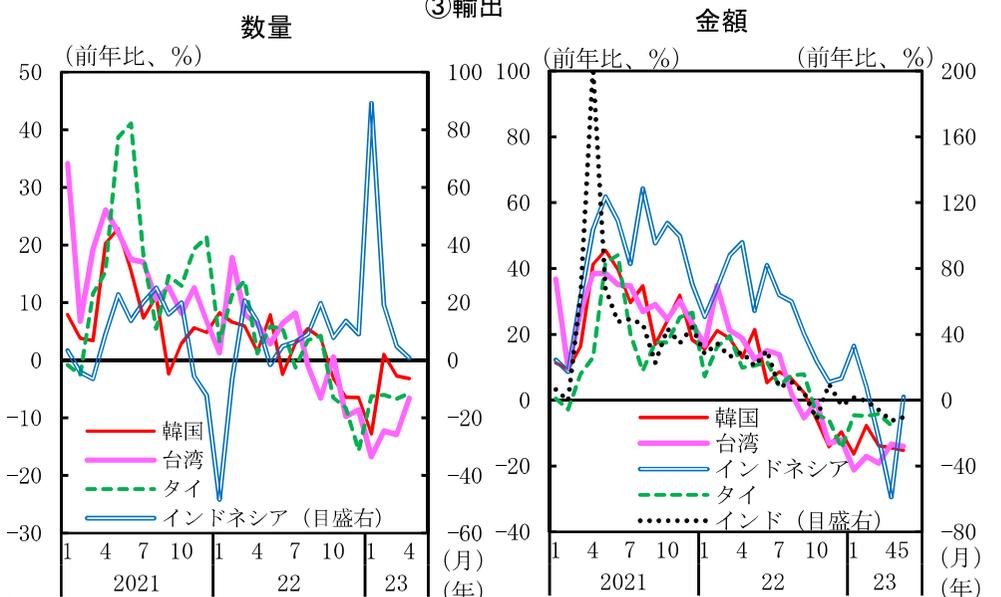
(備考) 年度は、4月～翌年3月。

(備考) インドネシア、タイは製造業生産。40

(備考) インドの数量は未公表。

(備考) ドルベース。

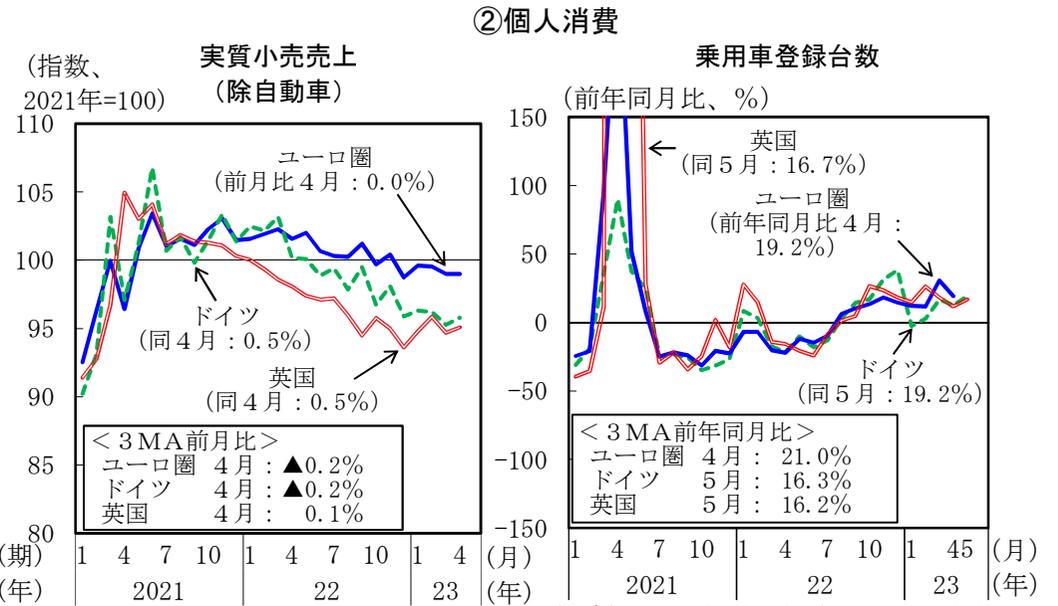
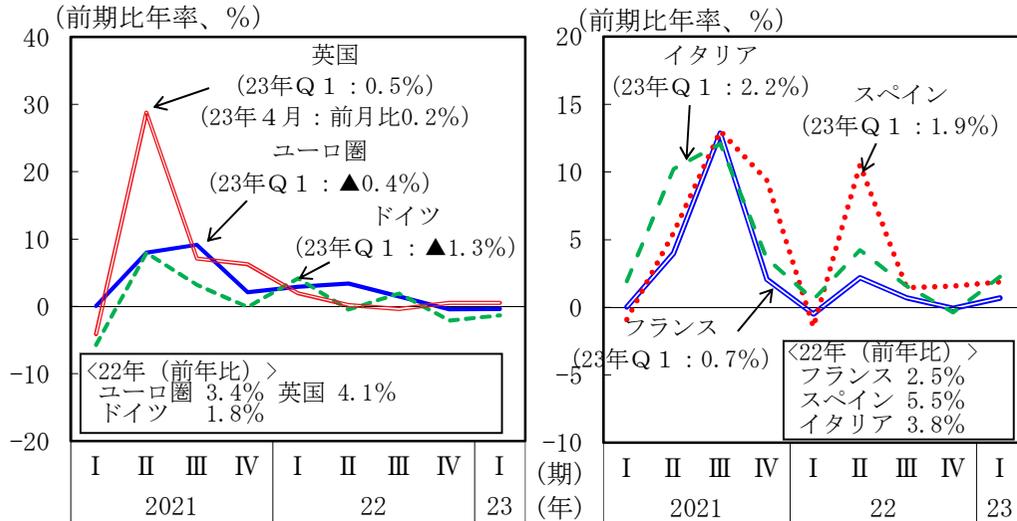
③輸出



3. ヨーロッパ地域

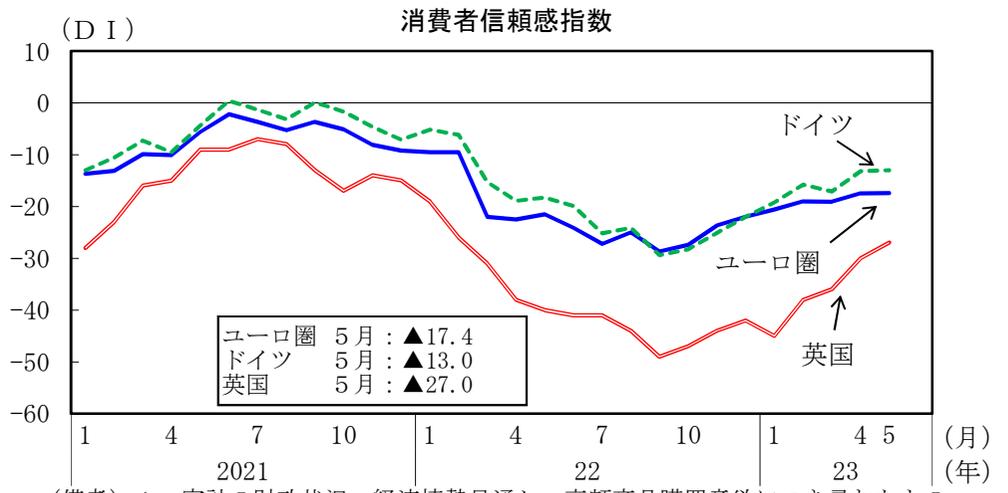
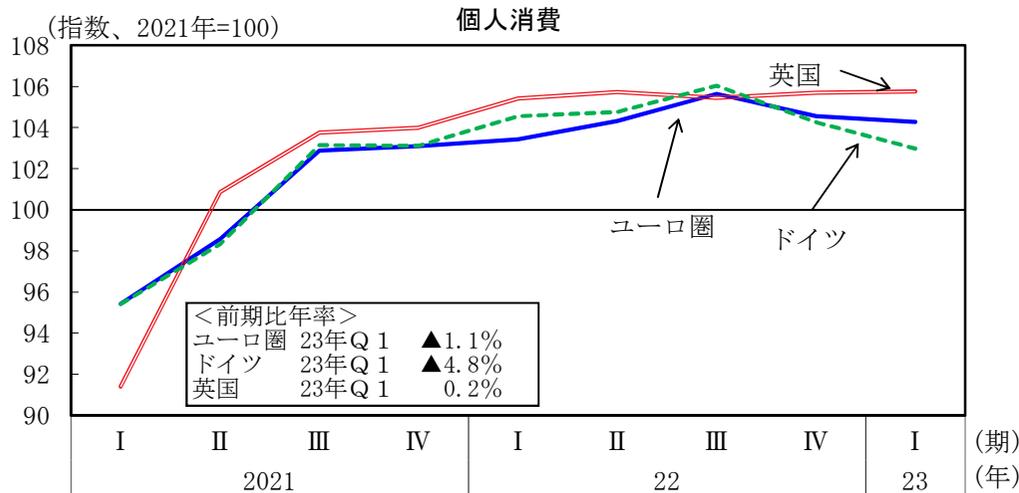
○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は足踏み状態にある。
 ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。
 英国では、景気は足踏み状態にある。

①GDP ユーロ圏：23年1-3月期は前期比年率▲0.4%成長
 英国：23年1-3月期は前期比年率0.5%成長



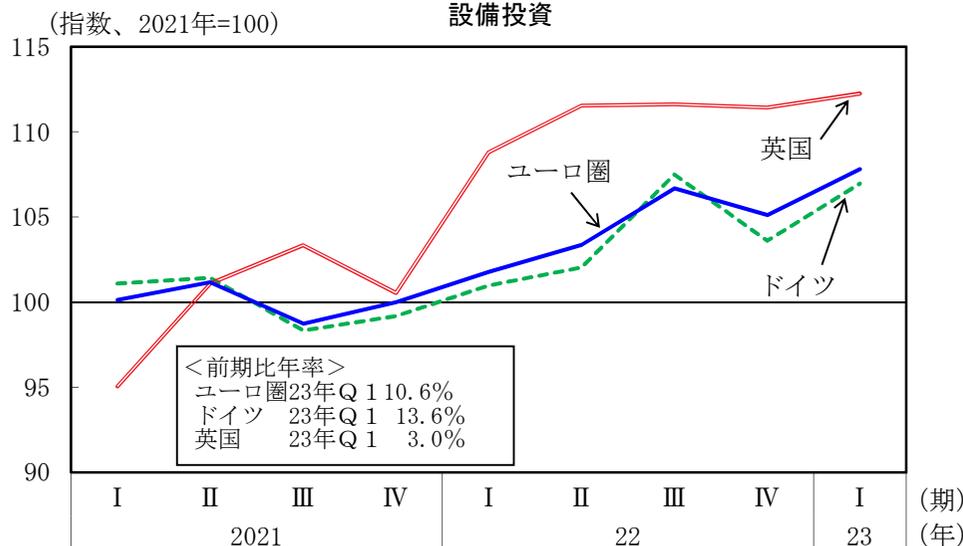
(備考) ユーロ圏は、キプロス、マルタを除く17か国ベース。

②個人消費 ユーロ圏：おおむね横ばいとなっている
 英国：弱含んでいる

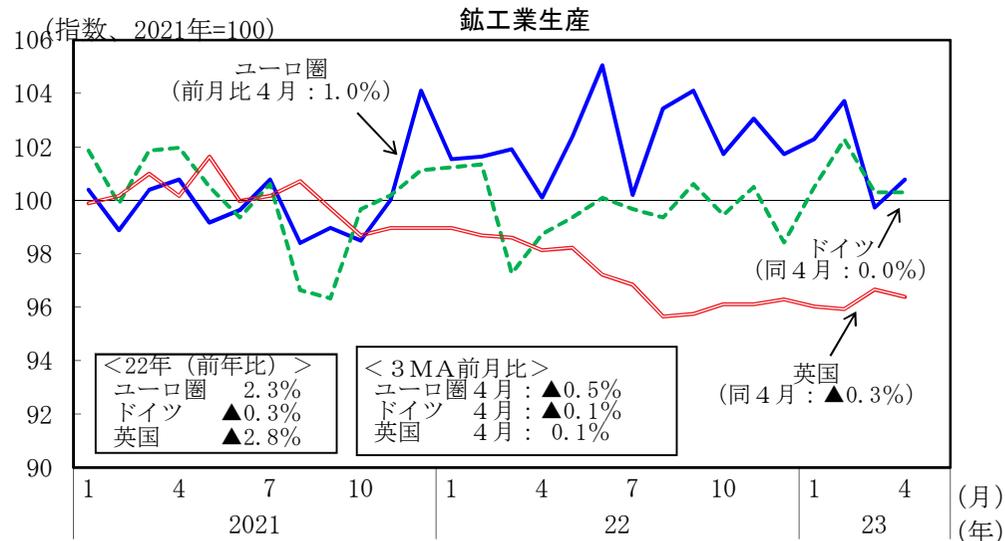


(備考) 1. 家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。
 2. 英国は原数値。

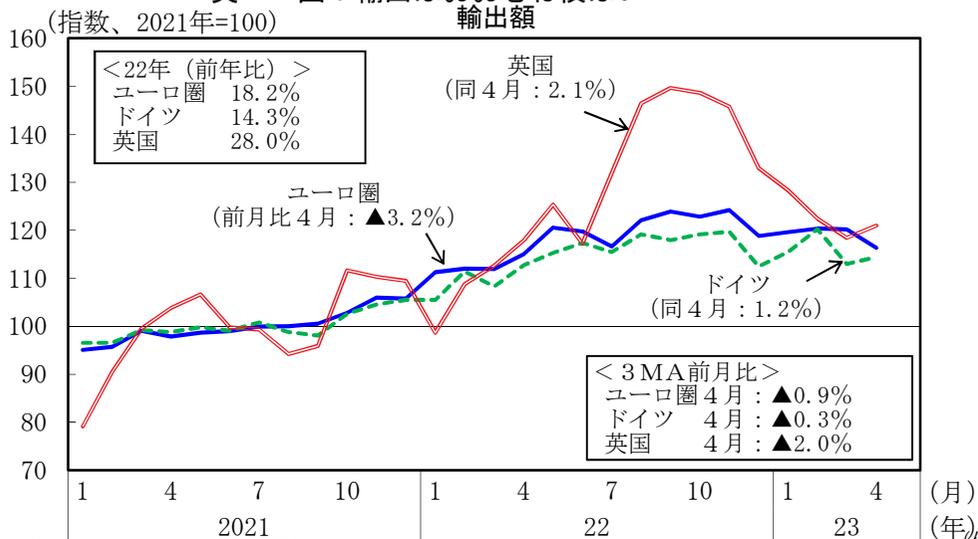
③設備投資 ユーロ圏：機械設備投資は持ち直している
 英 国：設備投資はこのところ持ち直している



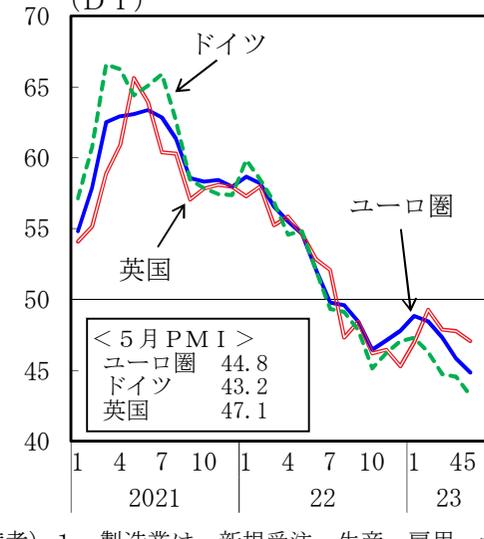
⑤生産 ユーロ圏：生産は横ばいとなっている
 英 国：生産はおおむね横ばい



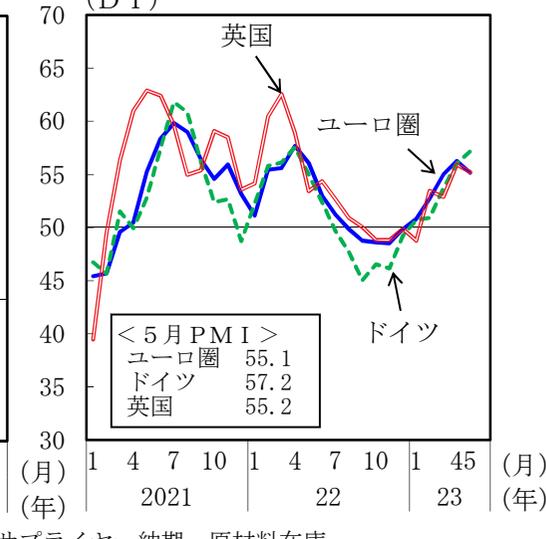
④輸出 ユーロ圏：輸出は持ち直しに足踏み
 英 国：輸出はおおむね横ばい



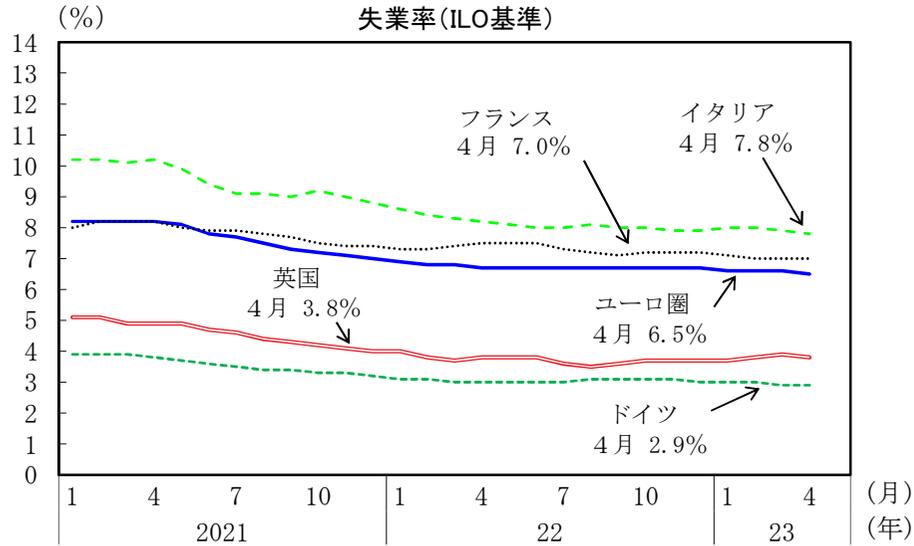
⑥製造業購買担当者指数（PMI）
 (DI)



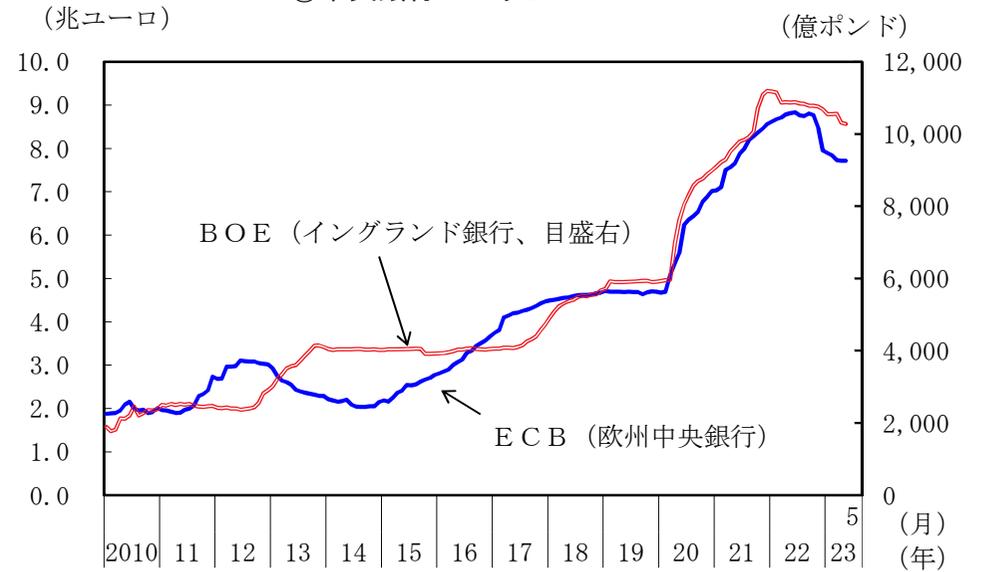
⑦サービス業購買担当者指数（PMI）
 (DI)



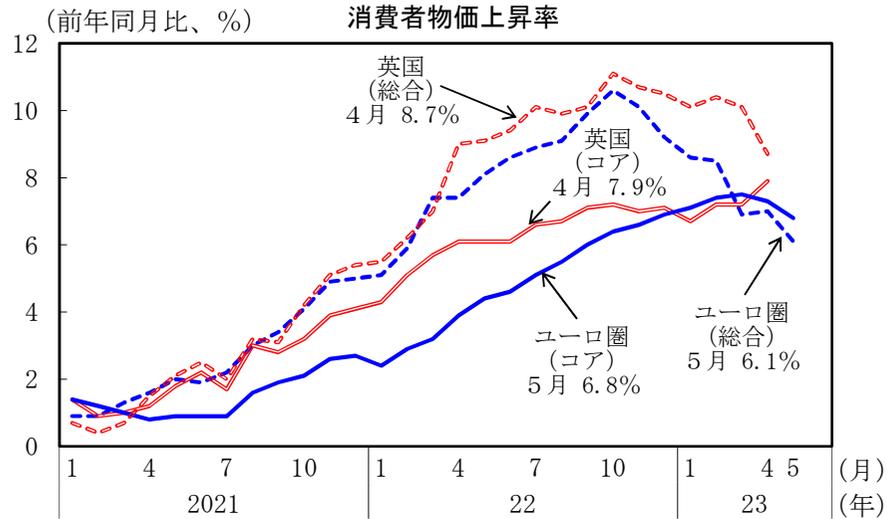
⑥雇用 ユーロ圏：失業率は横ばい
 英国：失業率はおおむね横ばい
 失業率(ILO基準)



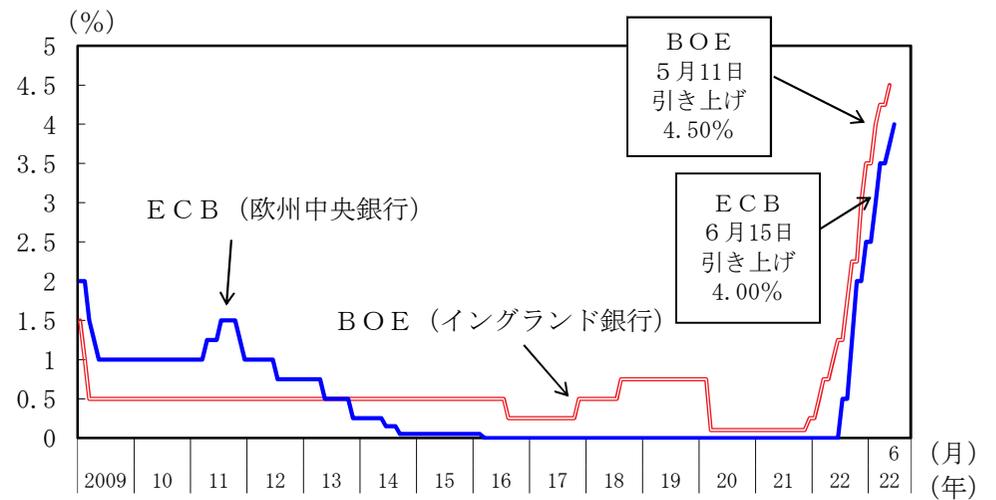
⑧中央銀行のバランスシート



⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率はおおむね横ばい
 英国：コア物価上昇率は上昇している
 消費者物価上昇率



⑨政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は引き上げ
 英国：イングランド銀行 (BOE) は引き上げ

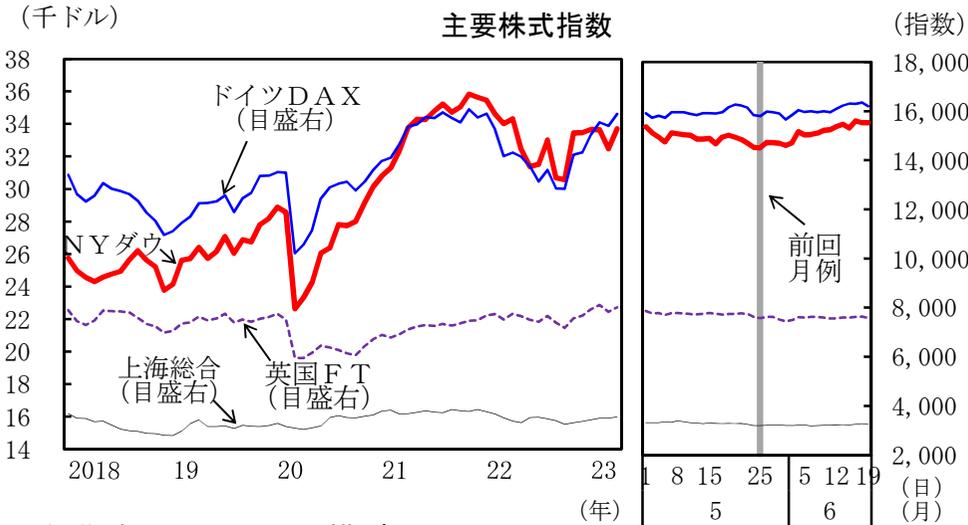


(備考) 1. ECBのインフレ目標は中期的に2%。英国財務省のインフレ目標は2%。
 2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

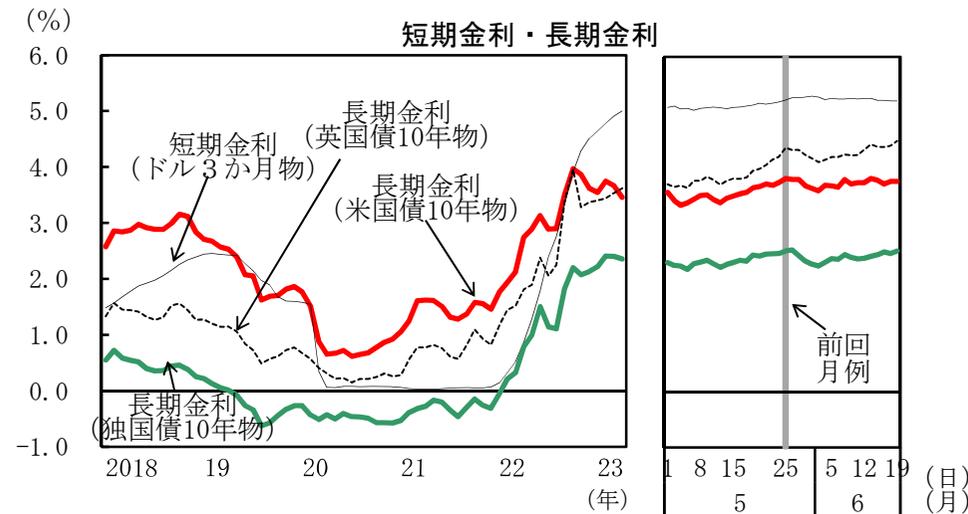
(備考) 日付は公表日。

4. 国際金融

株価：アメリカではやや上昇、英国ではやや下落、ドイツ、中国ではおおむね横ばい

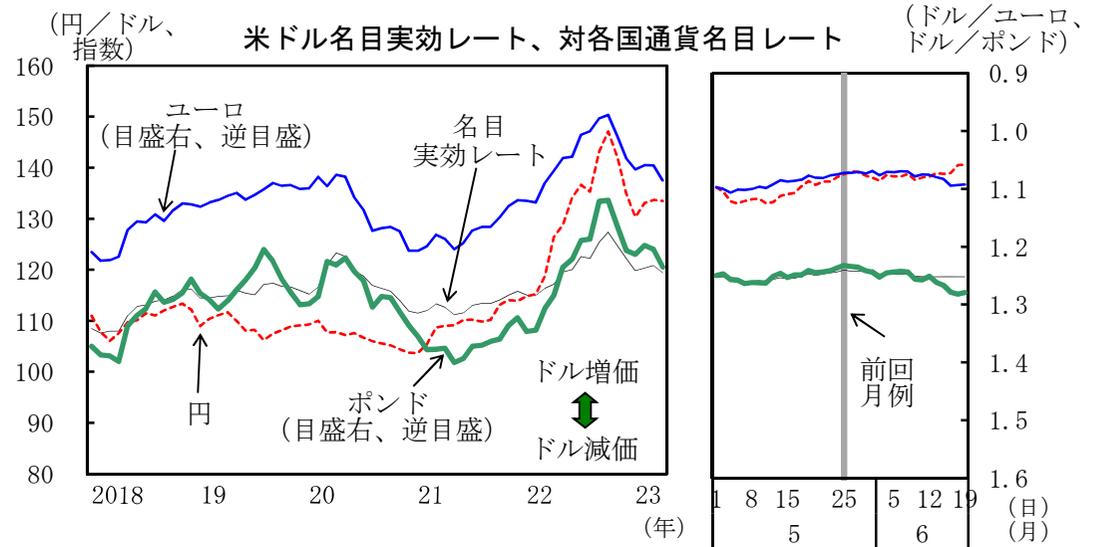


短期金利：おおむね横ばい
長期金利：アメリカ、ドイツではおおむね横ばい、
英国では大幅に上昇

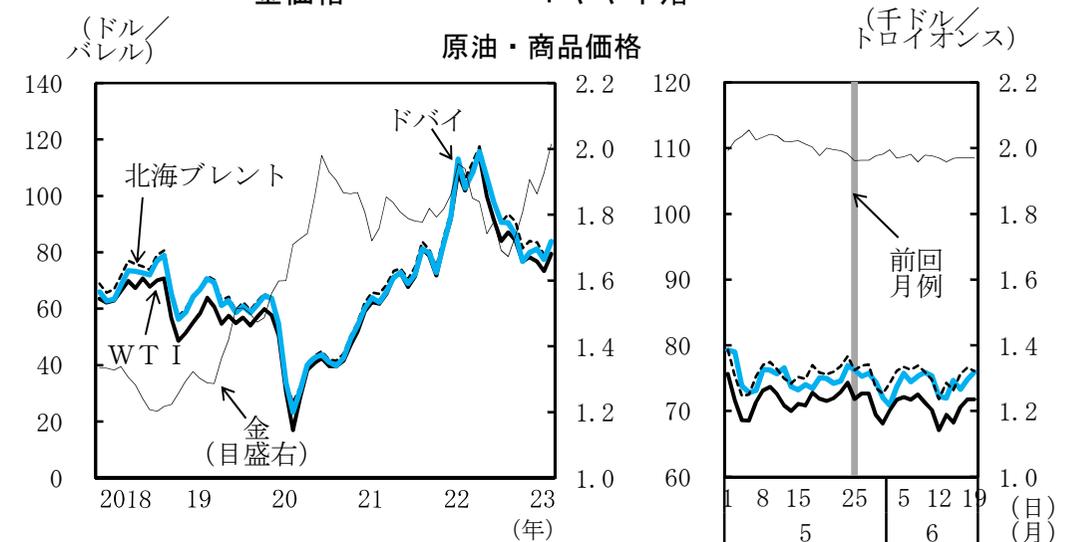


(備考) いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

為替：ドルは、ユーロに対しておおむね横ばい、
ポンドに対して減価、円に対して増価



原油価格 (WT I)：おおむね横ばい
金価格：やや下落



主要経済指標の国際比較（1）

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)	1人当たりGDP (1,000ドル)	実質GDP成長率(%)				鉱工業生産(%)					失業率(%)							
				2022年	2022年	2022年	2021年	2022年	23年			備考	2021年	2022年	23年			備考		
									10-12月	1-3月	備考				3月	4月	5月		2021年	2022年
日本	12,517	4,234	33.8	2.2	1.0	0.4	2.7	前期比年率	5.6	▲0.1	0.3	0.7		前期比	2.8	2.6	2.8	2.6		
アメリカ	33,353	25,464	76.3	5.9	2.1	2.6	1.3	前期比年率	4.4	3.4	0.1	0.5	▲0.2	前期比	5.4	3.6	3.5	3.4	3.7	
カナダ	3,885	2,140	55.1	5.0	3.4	▲0.1	3.1	前期比年率	4.5	3.8	0.1			前期比	7.5	5.3	5.0	5.0	5.2	
ユーロ圏	34,667	14,128	40.8	5.3	3.4	▲0.5	▲0.4	前期比年率	8.9	2.3	▲3.8	1.0		前期比	7.7	6.7	6.6	6.5		
ドイツ	8,379	4,075	48.6	2.6	1.8	▲2.1	▲1.3	前期比年率	4.6	▲0.3	▲1.9	0.0		前期比	3.6	3.1	2.9	2.9	ILO基準	
フランス	6,565	2,784	42.4	6.4	2.5	▲0.1	0.7	前期比年率	5.7	▲0.1	▲1.1	0.8		前期比	7.9	7.3	7.0	7.0		
イタリア	5,898	2,012	34.1	7.0	3.8	▲0.4	2.2	前期比年率	11.7	0.4	▲0.6	▲1.9		前期比	9.5	8.1	7.9	7.8		
スペイン	4,760	1,401	29.4	5.5	5.5	1.6	1.9	前期比年率	7.3	2.8	1.3	▲1.8		前期比	14.8	12.9	12.8	12.7		
英国	6,779	3,071	45.3	7.6	4.1	0.5	0.5	前期比年率	7.3	▲2.8	0.7	▲0.3		前期比	4.5	3.7	3.9	3.8	後方3か月平均	
スイス	874	807	92.4	4.2	2.0	▲0.2	1.1	前期比年率	9.1	6.4	5.2			前年比	3.0	2.2	1.9	1.9	2.0	
ロシア	14,344	2,215	15.4	5.6	▲2.1	▲2.7	▲1.8	前年比	6.3	▲0.3	1.2	5.2		前年比	4.8	3.9	3.5	3.3		
オーストラリア	2,597	1,702	65.5	5.2	3.7	2.3	0.9	前期比年率	1.2	1.7	-	-	-	四半期のみの前期比	5.1	3.7	3.5	3.7	3.6	
中国	141,255	18,100	12.8	8.4	3.0	2.9	4.5	前年比	9.6	3.6	3.9	5.6	3.5	前年比	5.1	5.6	5.3	5.2	5.2	
韓国	5,164	1,665	32.3	4.3	2.6	▲1.2	1.3	前期比年率	8.2	1.4	5.3	▲1.2		前期比	3.7	2.9	2.7	2.6	2.5	
台湾	2,333	762	32.6	6.5	2.4	▲0.8	▲2.9	前年比	14.7	▲1.7	▲1.2	▲4.8		前期比	4.0	3.7	3.6	3.6		
香港	733	361	49.2	6.4	▲3.5	0.1	23.0	前期比年率	5.5	0.2	-	-	-	四半期のみの前期比	5.2	4.3	3.1	3.0	3.0	
シンガポール	564	467	82.8	8.9	3.6	0.3	▲1.6	前期比年率	13.3	2.6	9.7	▲1.9		前期比	2.7	2.1	1.8	1.8		
インドネシア	27,486	1,319	4.8	3.7	5.3	5.0	5.0	前年比	7.5	1.3	0.4			前年比	6.5	5.9	-	-	-	原数値 2.8月のみ
マレーシア	3,299	408	12.4	3.3	8.7	7.1	5.6	前年比	7.4	6.7	0.0	▲5.6		前期比	4.6	3.8	3.5	3.5		
フィリピン	11,157	404	3.6	5.7	7.6	8.3	4.6	前期比年率	49.2	22.5	6.0	10.7		前年比	8.0	5.5	-	-	-	四半期のみの前期比
タイ	7,008	536	7.7	1.5	2.6	▲4.2	7.8	前期比年率	5.8	0.4	▲3.9	▲8.1		前年比	1.9	1.3	-	-	-	四半期のみの前期比
ベトナム	9,946	406	4.1	2.6	8.0	5.9	3.3	前年比	4.8	7.8	▲1.6	0.5	0.1	前年比	3.2	2.3	-	-	-	四半期のみの前期比
インド	142,333	3,386	2.4	9.1	7.2	4.5	6.1	前年比	11.4	5.2	1.7	4.2		前年比	-	-	-	-	-	
ブラジル	21,391	1,924	9.0	5.0	2.9	1.9	4.0	前年比	3.9	▲0.7	0.9	▲2.7		前年比	13.5	9.5	8.8	8.5		
メキシコ	13,012	1,414	10.9	4.7	3.0	3.5	3.7	前年比	5.6	3.2	1.5	0.7		前年比	4.3	3.5	2.8	3.0	2.7	原数値
アルゼンチン	4,630	632	13.7	10.4	5.2	1.9		前年比	-	-	3.5	1.7		前年比	8.8	6.8	-	-	-	四半期のみの前期比
トルコ	8,528	906	10.6	11.4	5.6	3.5	4.0	前年比	17.8	5.7	0.7	▲1.0		前年比	12.0	10.5	10.3	10.0		原数値
サウジアラビア	3,479	1,108	31.8	3.9	8.7	5.5	3.8	前年比	-	-	-	-	-	前年比	6.6	-	-	-	-	四半期のみの前期比
南アフリカ	6,060	406	6.7	4.7	1.9	▲1.1	0.4	前期比年率	6.5	▲0.2	▲2.1	4.2		前年比	34.3	33.5	-	-	-	暦年のみの前期比

(備考) 1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2. インドは年度（4月～3月）の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前月（期）比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

4. 2021年および2022年の暦年の失業率は、イタリアは内閣府計算値。

主要経済指標の国際比較（２）

（参考）国際機関の実質GDP見通し（％）

国・地域名	消費者物価（前年比％）								一般政府財政収支（名目GDP比％）		一般政府債務残高（名目GDP比％）		経常収支（名目GDP比％）		IMF, 2023年4月		OECD, 2023年6月	
	2021年	2022年	22年		23年	23年			2021年	2022年	2021年	2022年	2021年	2022年	2023年	2024年	2023年	2024年
			7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月										
日本	▲ 0.2	2.5	2.9	3.9	3.6	3.2	3.5		▲ 6.2 (▲5.5)	▲ 7.8 (▲8.8)	255.4 (212.3)	261.3 (217.0)	3.9	2.1	1.3	1.0	1.3	1.1
アメリカ	4.7	8.0	8.3	7.1	5.8	5.0	4.9	4.0	▲ 11.6	▲ 5.5	126.4	121.7	▲ 3.6	▲ 3.6	1.6	1.1	1.6	1.0
カナダ	3.4	6.8	7.2	6.7	5.2	4.3	4.4		▲ 4.4	▲ 0.7	115.1	106.6	▲ 0.3	▲ 0.4	1.5	1.5	1.4	1.4
ユーロ圏	2.6	8.4	9.3	10.0	8.0	6.9	7.0	6.1	▲ 5.4	▲ 3.8	94.9	90.9	2.3	▲ 0.7	0.8	1.4	0.9	1.5
ドイツ	3.1	6.9	7.3	8.6	8.3	7.4	7.2	6.1	▲ 3.7	▲ 2.6	68.6	66.5	7.7	4.2	▲ 0.1	1.1	▲ 0.0	1.3
フランス	1.6	5.2	5.9	6.1	6.0	5.7	5.9	5.1	▲ 6.5	▲ 4.9	112.6	111.1	0.4	▲ 1.7	0.7	1.3	0.8	1.3
イタリア	1.9	8.1	8.4	11.8	9.0	7.6	8.2	7.6	▲ 9.0	▲ 8.0	149.8	144.7	3.0	▲ 0.7	0.7	0.8	1.2	1.0
スペイン	3.1	8.4	10.1	6.6	5.0	3.3	4.1	3.2	▲ 6.9	▲ 4.5	118.4	112.0	1.0	1.1	1.5	2.0	2.1	1.9
英国	2.6	9.1	10.0	10.8	10.2	10.1	8.7		▲ 8.3	▲ 6.3	108.1	102.6	▲ 1.5	▲ 5.6	▲ 0.3	1.0	0.3	1.0
スイス	0.6	2.8	3.4	2.9	3.2	2.9	2.6	2.2	▲ 0.5	0.2	41.5	39.1	7.9	9.8	0.8	1.8	0.6	1.2
ロシア	6.7	13.8	14.3	12.2	8.6	3.5	2.3	2.5	0.8	▲ 2.2	16.5	19.6	6.7	10.3	0.7	1.3	▲ 1.5	▲ 0.4
オーストラリア	2.9	6.6	7.3	7.8	7.0	6.3	6.8		▲ 6.3	▲ 3.3	57.6	55.7	3.0	1.2	1.6	1.7	1.8	1.4
中国	0.9	2.0	2.7	1.8	1.3	0.7	0.1	0.2	▲ 6.0	▲ 7.5	71.8	77.1	1.8	2.3	5.2	4.5	5.4	5.1
韓国	2.5	5.1	5.9	5.2	4.7	4.2	3.7	3.3	▲ 0.0	▲ 0.9	51.3	54.3	4.7	1.8	1.5	2.4	1.5	2.1
台湾	2.0	2.9	2.9	2.6	2.6	2.4	2.3	2.0	▲ 2.1	▲ 0.5	30.1	27.5	14.8	13.4	2.1	2.6	—	—
香港	1.6	1.9	2.7	1.8	1.9	1.7	2.1	2.0	0.0	▲ 7.1	1.9	4.3	11.8	10.7	3.5	3.1	—	—
シンガポール	2.3	6.1	7.3	6.6	6.1	5.5	5.7		1.2	0.4	147.7	134.2	18.0	19.3	1.5	2.1	—	—
インドネシア	1.6	4.2	5.2	5.5	5.2	5.0	4.3	4.0	▲ 4.5	▲ 2.3	41.1	39.9	0.3	1.0	5.0	5.1	4.7	5.1
マレーシア	2.5	3.4	4.5	3.9	3.6	3.4	3.3		▲ 5.8	▲ 5.3	69.3	66.3	3.8	2.6	4.5	4.5	—	—
フィリピン	3.9	5.8	6.5	7.9	8.3	7.6	6.6	6.1	▲ 6.3	▲ 5.2	57.0	57.5	▲ 1.5	▲ 4.4	6.0	5.8	—	—
タイ	1.2	6.1	7.3	5.8	3.9	2.8	2.7	0.5	▲ 7.0	▲ 5.5	58.4	60.5	▲ 2.1	▲ 3.3	3.4	3.6	—	—
ベトナム	1.8	3.2	3.3	4.4	4.2	3.4	2.8	2.4	▲ 3.4	▲ 2.5	39.3	37.1	▲ 2.1	▲ 0.9	5.8	6.9	—	—
インド	5.5	6.7	7.0	6.1	6.2	5.7	4.7	4.3	▲ 9.6	▲ 9.6	84.7	83.1	▲ 1.2	▲ 2.6	5.9	6.3	6.0	7.0
ブラジル	8.3	9.3	8.6	6.1	5.3	4.7	4.2	3.9	▲ 4.3	▲ 4.6	90.7	85.9	▲ 2.8	▲ 2.9	0.9	1.5	1.7	1.2
メキシコ	5.7	7.9	8.5	8.0	7.5	6.9	6.3	5.8	▲ 3.9	▲ 4.4	58.7	56.0	▲ 0.6	▲ 0.9	1.8	1.6	2.6	2.1
アルゼンチン	48.1	70.7	77.5	91.7	101.9	104.3	108.8	114.2	▲ 4.3	▲ 3.9	80.9	84.5	1.4	▲ 0.7	0.2	2.0	▲ 1.6	1.1
トルコ	19.6	72.3	81.1	78.1	54.5	50.5	43.7	39.6	▲ 4.0	▲ 1.6	41.8	31.2	▲ 0.9	▲ 5.4	2.7	3.6	3.6	3.7
サウジアラビア	3.1	2.5	2.9	3.1	3.0	2.7	2.7	2.8	▲ 2.3	2.5	28.8	22.6	5.1	13.8	3.1	3.1	—	—
南アフリカ	4.6	6.9	7.6	7.4	7.0	7.1	6.8		▲ 5.6	▲ 4.5	69.0	71.0	3.7	▲ 0.5	0.1	1.8	0.3	1.0
世界															2.8	3.0	2.7	2.9

（備考） 1. 各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。

2. 日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度（4月～3月）の値。内閣府より作成。

3. インドは年度（4月～3月）の数値。

（出所）IMF“World Economic Outlook”（23年4月）

OECD“Economic Outlook”（23年6月）